

マレーシアの投資環境



2014年2月



株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

表紙写真

モスク、KLタワー、ペトロナスタワー

タンジュンペラパス港

KL中心街ブキピントン

肉骨茶

はじめに

本資料は、マレーシア向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象にマレーシアの投資環境について整理し、その概要を参考資料として取り纏めたものです。

初版は2009年6月に発行しましたが、本資料はその改定となります。

2012年末時点のアセアン10ヶ国の人口は約6.1億人であり、EU(28ヶ国)やNAFTAより約1~1.5億人多く、また面積はEUとほぼ同等程度となっています。

一方で、名目GDPは、EU及びNAFTAの約10分の1、日本の約3分の1、インドと同程度で、いまだ成長の途上にあり、経済成長率はいずれの国もリーマンショックの危機を乗り越え順調に増加しています。

マレーシアは、アセアン10ヶ国の中で、人口で第6位、名目GDPで第3位の位置にあり、2013年10月のIMFのWorld Economic Outlookでは、2018年には5.2%の経済成長を達成する見通しです。

マレーシアではプミプトラという独自の経済政策を推進し、経済発展を成し遂げてきました。特に近年では、クアラルンプールにおけるMRT(Mass Rapid Transit)やジョホール州のシンガポールに近接した地域でのイスカンダル開発等インフラの充実に注力されています。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、JETRO、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種セミナーでの日本企業の体験談も参考にさせていただきました。

ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は株式会社大和総研の協力により作成しました。

また、本資料はマレーシアに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2014年2月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業担当

目 次

州・連邦直轄領名の対照表	i	2. 国別受入動向	33
マレーシア 全体図	ii	3. 業種別受入動向	35
関係機関等の略称	iii	4. 日本からマレーシアへの直接投資	37
ひとくちメモ一覧	iv	第5章 日マレーシア経済関係	
図表一覧	vi	1. 日マレーシア貿易	41
		2. マレーシアにおける日系企業	44
		3. 日本マレーシア経済連携協定締結	45
第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）		第6章 外資導入政策と管轄官庁	
1. 正式国名	1	1. マレーシア投資開発庁	46
2. 人口	1	2. 最近の動き	46
3. 国土	1	第7章 主要関連法規	
4. 首都	2	1. 連邦憲法	53
5. 気候	2	2. 1965年会社法	53
6. 民族	3	3. 1961年パートナーシップ法、2012年LLP法	54
7. 王室	3	4. 1967年破産法	54
8. 言語	3	5. 2007年資本市場サービス法	54
9. 宗教	3	6. 1955年雇用法	54
10. 教育	3	7. 1950年契約法	54
11. 通貨	3	8. 全国土地法	54
12. 歴史	4	9. 2010年競争法	55
第2章 政治、外交、軍事		10. 2009年マレーシア腐敗防止委員会法	55
1. 政体	11	第8章 投資形態	
2. 元首	11	1. 進出形態	57
3. 首相	11	2. 会社の種類	60
4. 内閣	11	3. 最低資本金	61
5. 行政組織	13	第9章 主要投資インセンティブ	
6. 地方行政制度	13	1. 主要な投資優遇	62
7. 立法	14	2. 製造業等への主な投資優遇	64
8. 政党	14	3. 製造業等への追加的な投資優遇	70
9. 司法	16	4. 会社の機能に着目した優遇	72
10. 外交	16	5. 地域に着目した投資優遇	75
11. 国防	17	第10章 外資規制業種	
第3章 経済概況		1. 国家権益に関わる事業	77
1. 経済概観	19	2. サービス業	77
2. 産業構造	21	3. 最低払込資本金	78
3. 貿易構造	24	4. 製造業ライセンスの取得義務	78
4. ASEANの中でのマレーシア	29	5. 外国人駐在員の雇用制限	79
第4章 直接投資受入動向		第11章 許認可、進出手続き、撤退方法	
1. 外国直接投資（FDI）受入動向	32	1. 許認可	81

2. 会社の設立手続き	82	第 18 章 資金調達	
3. 会社の撤退手続き	86	1. 日系企業の資金調達の現状	133
第 12 章 税制		2. 資金調達に係る規制	134
1. 法人所得税	88	3. 銀行借入での資金調達	134
2. 法人に対する源泉税	91	4. 株式市場での資金調達	138
3. 個人所得税	91	5. 債券市場での資金調達	140
4. 売上税	93	第 19 章 労働事情	
5. サービス税	94	1. 労働法体系	142
6. 輸出入税	95	2. 労働市場と雇用情勢	143
7. 物品税	95	3. 賃金	145
8. 印紙税	96	4. 雇用関係	147
9. 不動産譲渡益税	97	5. 労働条件	151
10. 二国間租税条約	98	6. 年金・社会保障	154
11. 移転価格税制	98	7. 労使関係	155
12. 会計及び監査制度	99	8. 労働紛争の解決	157
第 13 章 用地取得		第 20 章 物流・インフラ	
1. 土地制度	103	1. 主要な港湾、国際空港の地図	159
2. EPU ガイドライン	104	2. 港 湾	159
3. 不動産取得における各州の裁量	105	3. 空 港	162
4. マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム	105	4. 道 路	164
第 14 章 知的財産権		5. 鉄 道	169
1. 知的財産権保護の状況	106	6. 基礎インフラ料金表	170
2. 国際条約と国際評価	109	7. 電 力	171
第 15 章 環境規制		8. 水 道	172
1. 総論: 環境規制の位置づけ	110	9. ガ ス	173
2. 関連法規・機関	110	10. 通 信	173
3. 環境に関する必要事項	110	第 21 章 マレーシア投資環境の優位性と留意点	
4. 有毒・有害廃棄物の保存、処理及び処分、汚染規制装置設置についてのインセンティブ	113	1. 進出先としての企業の見方	177
第 16 章 貿易管理・為替管理		2. 投資先としての優位性	179
1. 輸出入規制	114	3. 投資にあたっての留意点	180
2. 関税制度	117	第 22 章 主要産業の動向と AFTA 及び FTA の影響	
3. 通関手続	117	1. マレーシアの主要産業	183
4. 為替相場	118	2. 電機・電子産業	185
5. 外国為替管理と外貨交換制度	119	3. 自動車	187
第 17 章 金融制度		4. 石油・天然ガス関連産業	192
1. 金融機関の種類	121	5. 小売業	194
2. 中央銀行	122	6. FTA の進捗状況	197
3. 商業銀行	124	第 23 章 その他最近のトピックス	
4. 資本市場	126	1. 2014 年度予算案	198
5. イスラム金融	129	2. 日系企業とハラルビジネス	199
		3. MCA の入閣辞退	201

第 24 章 地域別の概要

1 . マレーシアの地域分類	204
2 . 地域別の経済動向	205
3 . 日系企業進出動向	209
4 . クアラルンプール首都圏	210
5 . ジョホール州.....	213
6 . ペナン州.....	216

< 付録 >

1 . 日本国内での投資窓口	220
2 . マレーシア国内での相談窓口	221
3 . アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標（2012 年）	223
4 . アジアの主な国・地域の投資環境比較（2012 年）	224

州・連邦直轄領名の対照表

カタカナ	アルファベット
クアラルンプール	Kuala Lumpur
クランタン州	Kelantan
ケダ州	Kedah
サバ州	Sabah
サラワク州	Sarawak
ジョホール州	Johor
セランゴール州	Selangor
トレンガヌ州	Terengganu
ネグリ・センビラン州	Negeri Sembilan
パハン州	Pahang
プトラジャヤ	Putrajaya
ペナン州	Penang
ペラ州	Perak
ペルリス州	Perlis
マラッカ州	Melaka
ラブアン	Labuan

マレーシア 全体図



11

(出所) CIA ウェブサイト

関係機関等の略称

A	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of South East Asian Nations
B	BNM	マレーシア中央銀行	Bank Negara Malaysia
	BN	国民戦線	Barisan Nasional
C	CCM	マレーシア会社登記所	Companies Commission Malaysia
E	EIA	環境影響評価	Environmental Impact Assessment
	EIA	米国エネルギー情報局	U.S. Energy Information Administration
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPU	経済企画庁	Economic Planning Unit
	ETP	経済改革プログラム	Economic Transformation Programme
F	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FIC	外国投資委員会	Foreign Investment Committee
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GST	物品・サービス税	Goods and Services Tax
I	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IPC	国際調達センター	International Procurement Centre
J	JETRO	日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JMEPA	日本マレーシア経済連携協定	Japan-Malaysia Economic Partnership Agreement
K	KLIA	クアラルンプール国際空港	Kuala Lumpur International Airport
L	LNG	液化天然ガス	Liquefied Natural Gas
M	MATRADE	マレーシア貿易開発公社	Malaysia External Trade Development Corporation
	MCA	マレーシア華人協会	Malaysian Chinese Association
	MCMC	通信・マルチメディア委員会	Malaysian Communications and Multimedia Commission
	MIC	マレーシアインド人会議	Malaysian Indian Congress
	MIDA	マレーシア投資開発庁	Malaysian Investment Development Authority
	MITI	国際通商産業省	Ministry of International Trade and Industry
	MRT	大量高速輸送システム	Mass Rapid Transit
	MSC	マルチメディア・スーパー・コリドー	Multimedia Super Corridor
	MDTCC	国内取引・協同組合・消費者省	Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism
N	NAP	国家自動車政策	National Automotive Policy
	NKEA	国家重点経済分野	National Key Economic Areas
O	OHQ	経営統括本部	Operational Headquarters
P	PKO	国連平和維持活動	Peacekeeping Operations
R	ROE	自己資本利益率	Return on Equity
	RDC	地域流通センター	Regional Distribution Centre
T	TEU	20フィートコンテナ換算	Twenty-foot Equivalent Units
	TPP	環太平洋パートナーシップ（協定）	Trans-Pacific Partnership
	TRIPS	貿易関連知的財産権（協定）	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
U	UMNO	統一マレー国民組織	United Malays National Organisation
W	WHO	世界保健機関	World Health Organization
	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

ひとくちメモ一覧

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）	
ひとくちメモ（1）： マレーシアの様々な称号.....	9
ひとくちメモ（2）： 「Allah」の表記を巡る宗教問題.....	9
ひとくちメモ（3）： 外部機関からみたマレーシア政府のガバナンス評価.....	10
第2章 政治、外交、軍事	
ひとくちメモ（4）： 2013年 UMNO 党選挙について.....	16
第6章 外資導入政策と管轄官庁	
ひとくちメモ（5）： MIDA との交渉が鍵となる.....	52
ひとくちメモ（6）： 医療分野で外国人を取り込む.....	52
第7章 主要関連法規	
ひとくちメモ（7）： コモン・ローやエクイティのビジネスへの影響.....	55
ひとくちメモ（8）： ビジネス世界におけるイスラム法：イスラム法のビジネスへの影響... 55	
ひとくちメモ（9）： マレーシアの個人情報保護法.....	56
第8章 投資形態	
ひとくちメモ（10）： 支店から現地法人への「転換」.....	59
ひとくちメモ（11）： 上場会社と公開会社.....	61
第9章 主要投資インセンティブ	
ひとくちメモ（12）： パイオニア・ステータスと投資税額控除.....	64
第10章 外資規制業種	
ひとくちメモ（13）： 規制緩和をにらみ、コンビニ各社が進出を検討中.....	80
第11章 許認可、進出手続き、撤退方法	
ひとくちメモ（14）： マレーシアの会社の名称.....	85
第12章 税制	
ひとくちメモ（15）： GST の導入.....	101
ひとくちメモ（16）： マレーシアの移転価格税制の特徴.....	101
第13章 用地取得	
ひとくちメモ（17）： マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラムの利用.....	105
第14章 知的財産権	
ひとくちメモ（18）： 日本の特許庁による国際調査が可能に.....	109
第16章 貿易管理・為替管理	
ひとくちメモ（19）： マレーシア国内での Money Changer の両替為替レート.....	120
ひとくちメモ（20）： 送金手数料がブレる???.....	120

第 17 章 金融制度

- ひとくちメモ (21): マスタープラン(2001~2010年)とブループリント(2011~2020年).. 123
ひとくちメモ (22): 住宅ローンと個人ローンの規制が強化..... 123

第 18 章 資金調達

- ひとくちメモ (23): 無視できない印紙税のコスト..... 135
ひとくちメモ (24): 意外と必要な銀行保証枠..... 135
ひとくちメモ (25): 地銀の大手銀行の特徴..... 137

第 19 章 労働事情

- ひとくちメモ (26): 最低賃金令の「賃金」とは..... 146
ひとくちメモ (27): マレーシアにおける定年制度と退職金..... 154
ひとくちメモ (28): 融合せず、共存する民族。年にお正月は3回?..... 158

第 20 章 物流・インフラ

- ひとくちメモ (29): 金曜の帰宅ラッシュ渋滞..... 166
ひとくちメモ (30): 日本人でも運転できるマレーシア..... 168

第 21 章 マレーシア投資環境の優位性と留意点

- ひとくちメモ (31): マレーシア人労働者と労務管理..... 181
ひとくちメモ (32): 汚職は減ったか..... 182

第 22 章 主要産業の動向と AFTA 及び FTA の影響

- ひとくちメモ (33): 自動車の購入に際しての物品税..... 191

第 23 章 最近のトピックス

- ひとくちメモ (34): 州によって異なる祝祭日..... 203

図表一覧

図表 1-1	マレーシアの人口構成（2010年）	1
図表 1-2	マレーシアの全地勢図	2
図表 1-3	マレーシアの歴史	8
図表 2-1	ナジブ内閣 閣僚一覧（2013年12月末現在）	12
図表 2-2	行政組織（2013年12月末時点）	13
図表 2-3	マレーシアの地方行政体系図	14
図表 2-4	マレーシアの政党（下院議席数の変遷）	15
図表 2-5	ASEAN 主要国の保有軍事力の概要（2011年）	18
図表 3-1	実質 GDP 成長率と1人あたり GDP の推移	19
図表 3-2	実質 GDP 成長率と寄与度の推移	20
図表 3-3	マレーシアの主要経済指標	21
図表 3-4	産業別名目 GDP 比率の推移	21
図表 3-5	名目 GDP に対する産業別寄与	22
図表 3-6	産業別就業者数と構成比の推移	23
図表 3-7	マレーシアの輸出入の推移	24
図表 3-8	マレーシアの輸出構成	25
図表 3-9	マレーシアの輸入構成	26
図表 3-10	マレーシアの主要貿易相手国（2012年）	27
図表 3-11	マレーシアの ASEAN・主要国との貿易（2012年）	28
図表 3-12	輸出入の国別構成比（％）の推移	28
図表 3-13	ASEAN 諸国の比較表	29
図表 3-14	ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較	30
図表 3-15	ASEAN 諸国間の貿易総額の変化（2002年～2012年）	31
図表 4-1	製造業向け外国直接投資受入状況（認可額ベース）	32
図表 4-2	外国直接投資における新規・拡張案件の割合（認可額ベース）	33
図表 4-3	製造業向け外国直接投資認可額の推移（国別、1991～2012年）	34
図表 4-4	2012年の国別直接投資認可状況	34
図表 4-5	製造業向け外国直接投資認可額累計（業種別、2006～2012年）	35
図表 4-6	製造業向け外国直接投資認可額推移（業種別）	36
図表 4-7	サービス業向け外国直接投資の構成比（2006～2012年）	36
図表 4-8	日系企業の投資認可件数と投資額の推移	37
図表 4-9	日系企業の投資対象業種（2011年、2012年）	37
図表 4-10	日系企業の進出状況（2012年8月時点）	38
図表 4-11	2008年以降の主なマレーシア進出日本企業（2013年12月末時点）	39
図表 5-1	マレーシアの対日輸出入額の推移	41
図表 5-2	対日輸出品目（2002年、2012年）	42
図表 5-3	対日輸入品目（2002年、2012年）	43
図表 5-4	マレーシア進出日系企業の内訳（2012年8月時点）	44
図表 5-5	ASEAN 各国の在留邦人数（2011年10月時点）	44
図表 6-1	業種、設立形態ごとの申請先	46
図表 6-2	政府が掲げる12の重点分野	47

図表 6-3	政府が投資誘致に注力する地域と注力分野	49
図表 6-4	サービス業にかかる外資規制緩和の動き	49
図表 6-5	2009年4月22日に発表され自由化されたサービス産業 27 業種	50
図表 6-6	金融分野の自由化（2009年4月27日発表）	51
図表 6-7	2012年以降外資規制が撤廃されるサービス産業 17 業種	51
図表 9-1	奨励事業と奨励製品（一般リスト）	63
図表 9-2	ハイテク企業に対する優遇措置	64
図表 9-3	戦略的なプロジェクトに対する優遇措置	65
図表 9-4	機械や装置の製造に対する優遇措置	66
図表 9-5	自動車産業に対する優遇措置	67
図表 9-6	パーム油バイオマスに対する優遇措置	67
図表 9-7	研究開発に対する優遇措置	68
図表 9-8	研究開発に対する優遇措置	68
図表 9-9	輸出増加企業に対する優遇措置	69
図表 9-10	自動車輸出に対する優遇措置	69
図表 9-11	地場製造業者に対する優遇措置	69
図表 9-12	再投資控除	70
図表 9-13	加速減価償却	71
図表 9-14	グループ控除	72
図表 9-15	経営統括会社に対する優遇措置	73
図表 9-16	国際調達センター及び地域流通センターに対する優遇措置	74
図表 9-17	財務マネジメントセンターに対する優遇措置	75
図表 9-18	マルチメディア・スーパー・コリドーに対する優遇措置	76
図表 10-1	外資参入が禁止されているサービス業種	78
図表 10-2	雇用パス取得のための最低資本金の要件	79
図表 10-3	払込資本金額ごとの外国人ポスト、キーポストの人数と期間	80
図表 10-4	外国人ポストの承認を行う省庁	80
図表 11-1	会社の設立手続き概要	84
図表 11-2	会社設立時の手数料の額	85
図表 12-1	法人所得税の課税対象所得（例）	89
図表 12-2	法人所得税率	89
図表 12-3	税務上の居住者と判定される要件	91
図表 12-4	所得控除の項目	93
図表 12-5	税務上の居住者に適用される個人所得税の税率（2013 課税年度）	93
図表 12-6	売上税率	94
図表 12-7	印紙税率	97
図表 12-8	過少申告の際のペナルティー	101
図表 13-1	土地に関する手続きにかかる費用（弁護士費用、印紙税）	103
図表 13-2	EPU ガイドラインの免除規定	104
図表 14-1	知的財産の種類	106
図表 15-1	工業に関する規制対象業種	111
図表 15-2	詳細 EIA が求められる活動のリスト	112
図表 16-1	マレーシアの輸入規制物品例	115

図表 16-2	マレーシアの輸出規制物品例	116
図表 16-3	輸出入通関手続きに必要な書類	117
図表 16-4	外国為替レートの推移	118
図表 17-1	中央銀行管轄の金融機関数（2013年9月時点）	121
図表 17-2	政策金利と消費者物価上昇率の推移	122
図表 17-3	主な商業銀行と総資産・貸出・預金シェア	124
図表 17-4	商業銀行の収益性	125
図表 17-5	銀行部門の事業者数と不良債権比率	125
図表 17-6	株式指数の構成銘柄数	127
図表 17-7	株価指数（FTSE Bursa Malaysia Emas Index）の推移	127
図表 17-8	年限毎の債券発行残高の推移	128
図表 17-9	世界のイスラム金融市場規模（2012年推計）	130
図表 17-10	マレーシアのイスラム金融関連政策年表	131
図表 17-11	マレーシアのイスラム銀行と通常商業銀行の総資産推移	132
図表 17-12	マレーシアのイスラム銀行一覧	132
図表 18-1	商業銀行の貸出金利と預金金利の推移	135
図表 18-2	銀行部門（商業銀行・イスラム銀行・投資銀行）の貸出残高の推移	136
図表 18-3	銀行部門（商業銀行・イスラム銀行・投資銀行）の貸出先	137
図表 18-4	時価総額上位20社と構成比（2013年12月末）	139
図表 18-5	年限毎の債券利回りの推移	140
図表 18-6	国債のイールドカーブ	140
図表 19-1	就業人口と失業率の推移	144
図表 19-2	生産年齢人口と65歳以上の人口の推移	144
図表 19-3	業種別就業者数・構成比（2012年）	145
図表 19-4	最低賃金令が定める最低賃金（月給・時給）	146
図表 19-5	最低賃金令が定める最低賃金（週間勤務日数別の日給）	146
図表 19-6	周辺諸国との平均賃金比較（製造業）	147
図表 19-7	雇用法の定める事前通知期間	149
図表 19-8	雇用法の定める契約終了手当（解雇手当）	149
図表 19-9	休日出勤の場合の賃金	153
図表 19-10	マレーシアの主な祝日（2014年）	153
図表 19-11	雇用法が定める休暇	154
図表 19-12	労使紛争件数と労働組合・組合員数の推移	157
図表 20-1	マレーシアの主要港湾と国際空港	159
図表 20-2	主要港湾一覧	160
図表 20-3	クラン港とタンジュンペラパス港の輸送取扱コンテナ数の推移	161
図表 20-4	海運貨物料金	161
図表 20-5	国際空港毎の旅客数・貨物取扱量推移	163
図表 20-6	North-South Expressway と周辺高速道路	165
図表 20-7	主要国道の概要一覧	167
図表 20-8	マレーシアのアジアハイウェイ路線網	167
図表 20-9	KTM の旅客輸送路線図	169
図表 20-10	マレーシアの基礎インフラ料金表	170

図表 20-11	電力消費量の推移	172
図表 20-12	マレーシアの携帯電話の普及台数の推移	174
図表 20-13	ブロードバンド普及率と Wi-Fi ホットスポット数の推移	176
図表 21-1	中期的に企業が進出先として有望と考えている国・地域	177
図表 21-2	東南アジア、東アジア諸国のビジネス環境ランキング	178
図表 22-1	名目 GDP に占める産業の構成比	183
図表 22-2	主要産業の名目 GDP 構成比	184
図表 22-3	製造業名目 GDP に占める電機・電子セクターの構成比	185
図表 22-4	輸出に占める電機・電子の推移	186
図表 22-5	製造業全体、電機・電子産業各セクター出荷額の推移	187
図表 22-6	ASEAN 諸国の自動車販売台数と生産台数（2012 年）	188
図表 22-7	ASEAN 諸国での日系自動車メーカーのシェア（2012 年）	189
図表 22-8	自動車生産台数・販売台数の推移	190
図表 22-9	石油、天然ガス生産経年推移	192
図表 22-10	プラスチック製造業、化学製品・薬品製造業への投資認可額推移	193
図表 22-11	小売市場の規模とモダントレード	194
図表 22-12	小売売上高のセグメント構成比	195
図表 22-13	小売売上高ランキング	196
図表 22-14	マレーシアの締結済 FTA	197
図表 23-1	国籍・地域別の新規入国者数	200
図表 23-2	2013 年の日本のハラルに関連した動き	201
図表 24-1	マレーシアの州・連邦直轄領（地図）	204
図表 24-2	マレーシアの州・連邦直轄領（一覧表）	205
図表 24-3	マレーシアの GDP 内訳（2010 年実質、2000 年価格ベース）	206
図表 24-4	各州の GDP 内訳（2010 年実質、2000 年価格ベース）	206
図表 24-5	クアラルンプール首都圏	210
図表 24-6	セラングールで分譲中の主要工業地域	212
図表 24-7	ジョホール州地図	213
図表 24-8	イスカンダル・マレーシアの主要地域	215
図表 24-9	ペナン州主要部の地図	216
図表 24-10	ペナン州の工業団地	218

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

1. 正式国名

マレーシア（Malaysia、以下、「マレーシア」とする）。国旗の青い部分は国民の団結の象徴である。赤と白の縞は 14 本あり、13 州と連邦政府が対等の立場に立つことを象徴する。黄色の星も 14 の頂点を持ち、同様の意味を持つ。三日月は、イスラムの象徴である。星と三日月に使われている黄色は、代々続くマレー王家の色である。

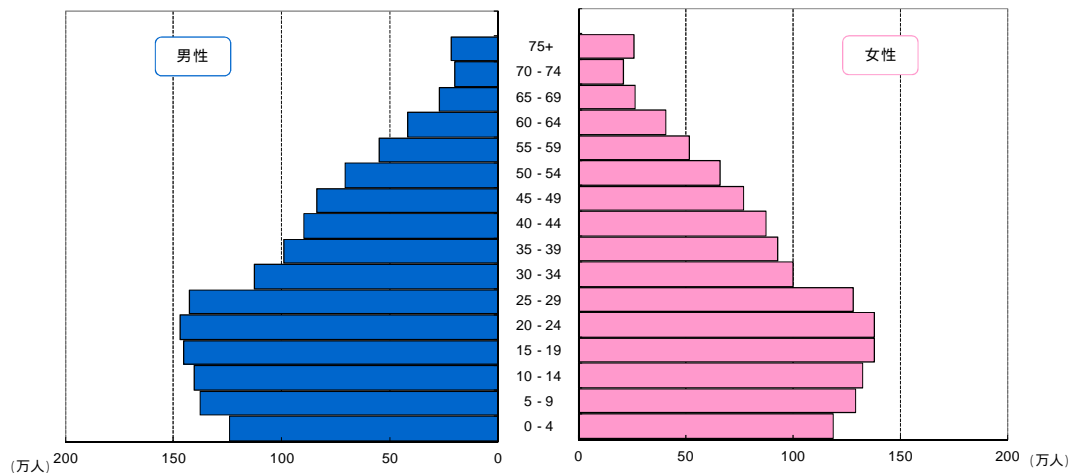


マレーシアの国旗

2. 人 口

人口は 2,946 万人で、2011～12 年の人口増加率は 1.7% である（IMF、2012 年）。平均寿命は 74.7 歳（世界銀行、2011 年）。15～64 歳の生産年齢人口は全人口の 68% を占める（2012 年、同上）。今後も人口増加が見込まれ、2040 年には 3,856 万人まで増加する見通しが発表されている（統計局）。

図表 1-1 マレーシアの人口構成 (2010 年)



（出所）マレーシア国勢調査（2010）より作成

3. 国 土

マレーシアの面積は 33 万 km²（日本の約 9 割弱）。マレー半島とボルネオ島の 2 地域に分かれる。西のマレー半島部は半島マレーシア（Peninsular Malaysia）または西マレーシ

アと呼ばれる。北はタイに接し、南端にはシンガポールが位置する。一方、東のボルネオ島部は東マレーシアと呼ばれ、南側のインドネシアとの間に陸境を持つ。また、マレーシア領に囲まれてブルネイが位置する。国土の 62%は熱帯林が占め、人口密度は 89 人/km²と日本の 4 分の 1 強にとどまる。

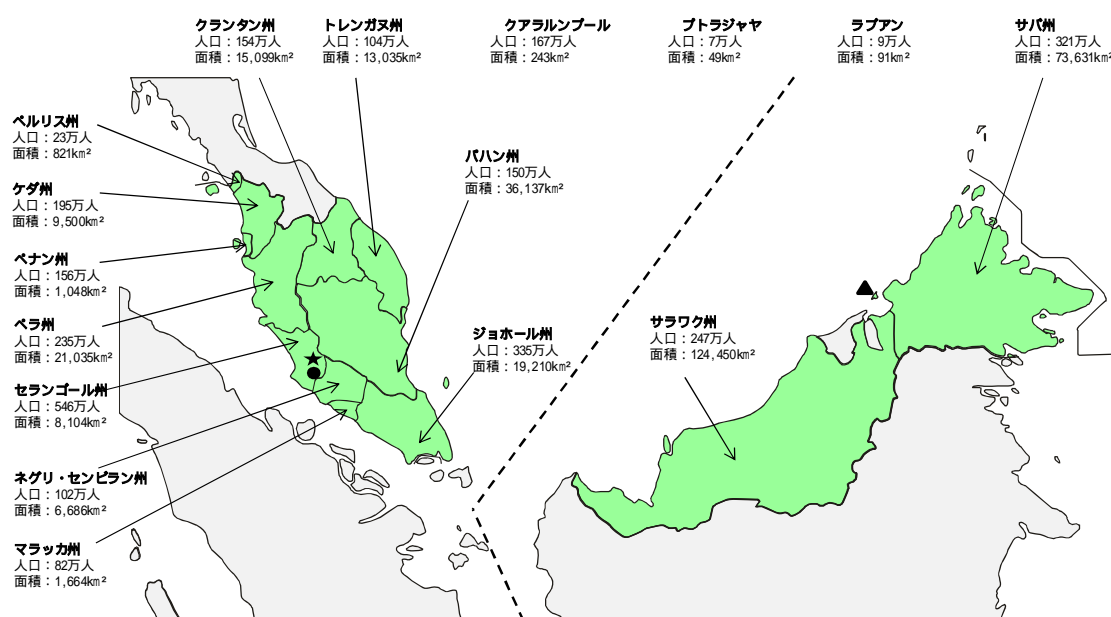
4. 首都

首都はクアラルンプール。南に約 25km 離れた地域に、行政機関が集積するプトラジャヤがある。連邦直轄地としてのクアラルンプールの人口は 167 万人（2010 年国勢調査）だが、クアラルンプール首都圏の人口は約 570 万人である（National Key Economic Area 指定地域として、2010 年）。日本との時差は 1 時間。

5. 気候

ほぼ全土が高温多湿の熱帯雨林気候に属する。年間を通じ湿度が高く、気温変動は小さい。クアラルンプールの場合、年間を通じて最高気温は 32～33 度、最低気温は 23～24 度前後で推移する。風向によって南西モンスーン期（5 月下旬～9 月）と北東モンスーン期（11 月～3 月）が区別されるが、どの時期に雨が多いかはその地域の地勢によって異なる。

図表 1-2 マレーシアの全地勢図



(出所) MAPIO、統計局 2010 年国勢調査より作成

6. 民 族

マレー系が多数派を占める多民族国家である。国民の内訳はブミプトラ（マレー系 + その他先住民）が 67%、中国系が 25%、インド系が 7%となっている（2010 年国勢調査）。

7. 王 室

連邦制をとっており、全 13 州の内 9 州に州王が存在する。国王は、5 年ごとに州王の中から持ち回りで選出される。

8. 言 語

マレー語が公用語と定められており、他に中国語やタミール語が使われている。英語も広く通用し、政府文書においても英語での頒布も行われるものが多い。

9. 宗 教

国教はイスラム教であるが、多宗教国家である。各宗教別の人口構成は、イスラム教が 61%、仏教が 20%、ヒンズー教が 6%であり、各宗教の人口構成は、マレー系、中国系、インド系の民族構成とほぼ対応している。その他にキリスト教徒が 9%を占める。

10. 教 育

マレーシアでは中等教育まで計 11 年間の教育が無償であり、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（2 年間）に分かれている。小学校の入学は 7 歳である。高校卒業後は 1~2 年間の大学入学準備コースへ進学することが出来る。合計 12 年間の教育を受けることが学士コース入学の基本条件である。大学の学位は 3 年間で取得することが出来る。初等教育と中等教育は 95%以上が、高等教育は 60%程度が国公立教育として提供されており、残りが私学教育となっている。

世界銀行（2010 年）によれば、15 歳以上の識字率は 93%である。15 歳から 24 歳の識字率は、男女ともに 98%超となっている。

11. 通 貨

マレーシアの通貨はリングギ（Ringgit）。2013 年 12 月末現在、1 ドル = 3.28 リングギ、1 リングギ = 32.0 円である。

12. 歴史

~14世紀 マラッカ海峡周辺地域は、古来よりインドと中国の交易ルートとして重要性が認識されていた。7世紀にはスマトラ島を本拠としたシュリヴィジャヤ王朝の支配下にあり、その後は三仏齊と記される港市国家の時代となる。続いて、13世紀末にはジャワのマジャパヒト王国の支配下に入った。

マラッカ王国と西欧の進出 14世紀末に現在のマラッカを中心としてマラッカ王国が成立し、貿易で栄えた。15世紀に入るとアラブ・インド商人との貿易発展の必要性に迫られて王が改宗し、以後イスラム国家となる。王の改宗をきっかけとして、マレー系支配階級にイスラム教が急速に普及した。16世紀初頭にはマラッカは10万人ほどの港湾都市に成長し、当時の東南アジアにおける一大都市になった。このころ共通言語としてムラユ（マレー）語が東南アジア島嶼部に広がり、これが現在のマレー語とインドネシア語の基となっている。

16世紀初頭にはポルトガルが進出し、地域の制海権を握る。1511年にマラッカは敗北し、ポルトガルに占領される。以後マラッカはイエズス会の拠点となったため、日本に來航したフランシスコ・ザビエルも立ち寄った。1641年、ポルトガル領マラッカはオランダにより占領される。オランダは貿易を続けるが、1670年代末には主要産品であった胡椒の価格がヨーロッパにて暴落、東西交易全体が下火になった。

ヨーロッパ人によるマラッカ占領以降も、マラッカ王朝の血統を引くジョホール王国がマレー半島南部で存続した。このためマレー半島では、一部港湾都市をヨーロッパ人が、内陸部をマレー諸王国が支配する状態が続いた。

英国の進出と植民地化 18世紀後半に入ると、オランダに代わり英国が軍事的優位に立った。英国は1786年にペナンを占領し、続いて1795年にはマラッカを占領した。1819年には、ラッフルズによりシンガポールに商館が建設された。

1824年にペナン、マラッカ、シンガポールが英領と認められ、1826年にはこの3港湾都市が統合されて英領海峡植民地が成立した。シンガポールは自由貿易政策によって貿易シェアを奪って発展し、1832年には海峡植民地の首都となった。シンガポールでは貿易発展に伴って中国系移民が流入し、1845年には既に人口の半数以上が中国系となっている。1848年にはマレー半島で錫の大鉱脈が発見され、半島西岸地域でも中国系の流入が始まった。経済活性化のための移民受け入れがマレー支配者層の方針となった一方で、利権を巡り支配者層内の抗争が増加し、ジョホール王国の影響力が低下した。

この時期、多発した内紛に乗じて英国が内陸部に進出を果たした。1874年にはペラにて英国人駐在官の導入が決定され、以後各州にも広がる。ボルネオ島でも北部の英支配が既成事実化、1891年にはオランダとの間で境界が画定された。この境界が現在のマレーシア・

インドネシア間の国境となっている。

1896年、半島部4州から成るマレー連合州が成立し、この首都がクアラルンプールに定められる。この時期に英国が海峡植民地から内陸部へと支配を広げ、行政の一元化を図っていったことが現在の集権的連邦制の原型となった。1909年にはジョホールも総顧問を受け入れ、実質的支配下に入る。同年、英国はケダ、クランタン、トレンガヌをシャム(タイ)から譲り受け、英領マラヤの領域が確定した。

英国統治下ではマレー系と中国系を区別した参事会制度や華人保護官の設置などによって民族分離統治が推進され、結果的に日常でマレー系と中国系の接触がほとんど発生しない社会が形成された。インド系移民はプランテーションや公共建設事業などに従事するために増加したが、同じくマレー系社会とは隔絶されていた。

この社会状況の下、マレー系、中国系、インド系の各民族が独自の教育制度を持つこととなり、民族の枠を超えた英語教育は一握りのエリートにしか施されなかったため、教育を通じても民族分立の社会傾向が助長された。この時期にはゴム農園の拡大と非マレー系による土地の買い占めが問題になり、1913年に「マレー保留地法」が成立。同法により、中国系とインド系が商工業、マレー系が農業に従事する社会構造がさらに強まる結果となった。

1941年に太平洋戦争が始まり、英領マラヤ全域が日本軍により占領された。大戦後は英領となるが、1948年には英保護領マラヤ連邦が成立した。英国は重要拠点であるシンガポールの直接支配を継続するための交渉カードとして、連邦内でのマレー系の政治的権利を強化することで合意を形成した。

1957年にはマラヤ連邦が英国から独立し、マレー系の政治的・文化的優位を認める一方、域内の中国系やインド系にも広く市民権を与えることで民族間に合意が形成され、以後多民族連邦国家として歩み始める。この時点でもシンガポールでは英国の支配が継続したが、59年には英領シンガポールにも自治が認められ、英領ブルネイも部分的自治を獲得することとなった。

1963年にシンガポール、英領サラワク、英領サバが英国からの独立し、当時のマラヤ連邦に加わりマレーシアが成立した。しかし、成立直後中国系が多数を占めるシンガポールを巡って政治問題が発生し、65年にはマレーシア上下両院にてシンガポールを連邦から分離することが決定された。同年この決定に基づきシンガポールが分離されたことで、今日のマレーシアの領域が定まった。

戦後の経済発展

戦後初期の経済政策では、一次産品の強化に加えて工業化が重要な課題となった。1958年の創始産業条例の制定により工業部門への投資促進が図られたことで、以後輸入代替工業化を目指すこととなる。

マレーシアは戦後着実に経済発展を果たしてきた一方、多民族複合国家として特にマレ

一系と中国系との間に経済格差の問題を抱えてきた。政府は、マレー系と先住民を優遇するブミプトラ (= 土地の子) 政策と呼ばれる手法で、民族間の経済格差是正を図っている。

マレー系優遇政策は、戦後から 1969 年までの初期には比較的緩やかに開始された。バス、トラックなど営業用車種に対するマレー系優遇割当制が導入されたほか、錫採掘権、木材伐採や製材部門における許認可においてもマレー系が優遇割当を受けることとなる。同時にマレー系に多かった貧農を支援すべく、1950 年には農村開発促進のため農村工業開発公社 (Rural Industrial Development Authority, RIDA) が設立された。続いて、61 年にはブミプトラの株式資本所有率向上のため国営投資会社も活動を開始した。

金融面では 1965 年にバンク・ブミプトラが設立され、マレー系への本格的な資金援助が進むこととなった。68 年までに各州に州経済開発公社 (State Economic Development Corporation, SEDC) が設置され、1969 年には国営企業公社 (Perbadanan Nasional Berhad, PERNAS) が設立された。

民族間暴動とブミプトラ政策 | 1969 年、選挙での華人系野党の躍進とそれに続いた祝賀活動をきっかけに、「5・13 事件」と呼ばれる民族間対立の暴動が発生する。この中国系とマレー系の衝突で、死者は総計 200 名近くに上った。この事件の主要な背景として民族間の所得格差が指摘されている。70 年調査の平均世帯月収は華、印、マレーの順に 394、304、172 リンギであり、マレー系と中国系の間には 2 倍以上の差が広がっていた。

暴動後には国家非常事態宣言を経て、緊急条例が定められた。これにより、市民権、国語としてのマレー語、マレー系の特殊な地位、州王の地位についての公的議論が禁止された。同時に政府はマレー系に加えて東マレーシアに多い先住民を含んで「ブミプトラ」を定義し、ここからブミプトラへの更なる優遇策が検討されることとなった。

1970 年 9 月には現在のナジブ首相の父に当たるラザク氏が首相に就任し、ブミプトラの商工業進出を図った。同年、ブミプトラ政策の根幹である新経済政策 (New Economic Policy, NEP) が発表され、貧困削減に加えて「種族間及び地域間の経済格差を縮小すること」が目標とされた。具体的な長期展望としては、

- () 雇用機会の配分にはマレーシア全体の種族別人口比率を反映する
- () 90 年までの 20 年間で株式資本の 30% をブミプトラの所有にする
- () 同 20 年間でブミプトラが商工業経営の 30% に参画、経営コミュニティを創出する
- () 農村内に新成長センターを創出し、広大な地域開発計画を促進する

の 4 点が設定され、以後この目標の下で経済政策が運営された。

この政策は建前上特定の集団を優遇するものではないとされたが、当時収入が相対的に低かったマレー系の地位向上を図るものと言われている。政府による介入の必要性が唱えられ、結果的に多数の国営・公営企業が中核与党の統一マレー国民組織 (United Malays National Organisation, UMNO) 関係者により経営されることとなった。

1971 年発表の「第 2 次マレーシア計画」では外国企業の出資比率を規制する方針が打ち

出され、工業分野においてもブミプトラを優遇する企図が明確となった。73年には外資導入時の割合を30%に制限すると同時にブミプトラの出資を30%確保する方針が定められた。続いて75年の「工業調整法」では、小規模製造業者にもライセンスの取得を義務付けるとともに、内外の企業に一定のブミプトラ雇用が義務付けられる。また、クアラルンプール証券取引所への上場条件にブミプトラ資本が30%入っていることを定め、華人系企業にとっては大きな打撃となった。

1970年代においては以上のように明確なブミプトラ優遇策が推進されたが、国家全体としては輸出指向型工業化が着実に推進されていったことにより年平均7%台後半の高成長を実現した。

マハティール首相以後 1981年にはマハティール首相が就任して経済政策は新たな展開を迎えることとなる。マハティール首相はブミプトラ政策を継承するとともに、行政改革、公営企業の民営化、経済の重化学工業化を掲げた。

民営化は産業の効率化を促す面があった一方、関係者への利権供与の側面が伴い、ブミプトラ内の格差は拡大した。多くの民営化に際しては政府が関与を残しながらの移行が行われ、結果的に官民連携での経済発展が進んだ。

同時にマハティール首相は西欧的な近代化思考からは一線を画し、日本や韓国の経済発展に倣うという「ルック・イースト」政策によって勤勉さの重要性や国家への献身を説いた。重工業企業の経営技術は、日系企業などとのパートナーシップによってこの時期に獲得されたものが多い。同時に税の優遇等で積極的に外資誘致を行い、80年代後半にはプラザ合意後の円高進行を受けた日系企業の海外投資を受け入れたことで経済発展に成功した。

1991年以降は、2020年の先進国仲間入りを目指す構想「ビジョン2020」を政策目標としてきた。マハティール首相によるこの構想は、経済発展のみならず、寛容な民主社会の下での国民統合も目標に掲げるものである。「ビジョン2020」は現在でも国家の基本的方針となっている。

マハティール首相は2003年に退き、アブドラ首相が後継者となった。ブミプトラ政策は基本的に踏襲されたが、見直しを図る動きも出始めてきた。06年にはブミプトラの資本所有率30%達成の期限が再度先送りされ、目標は2020年とされている。

2009年からはナジブ首相の下、リーマンショックからの立ち直りと政治改革が目標とされている。同年、サービス業27業種において企業のブミプトラ資本30%規制が撤廃された。しかし、10年に政府が示したブミプトラの資本所有率目標を緩和する案は激しい反発を招き、結局同目標は継続されている。

2010年には「新経済モデル(NEM)」が策定され、引き続き2020年の先進国入りを目指した経済運営が行われてきた。13年の選挙を経て、引き続きナジブ首相が政権を担っている。

図表 1-3 マレーシアの歴史

年月	略史
古代～西欧の進出	
7世紀	スマトラ島のシュリヴィジャヤ王朝の支配下
13世紀末	ジャワ島のマジャパヒト王国の支配下
14世紀末	マラッカ王国建国
1511年	マラッカ、ポルトガルにより占領（内陸部にはマレー系諸王国が存続）
1641年	マラッカ、オランダにより占領
英国の進出、植民地化	
1786年	ペナン、英国により占領
1826年	英領海峡植民地（ペナン、マラッカ、シンガポール）成立
1874年	ペラで英国人駐在官導入、以後各地に
1896年	マレー連合州成立
1909年	英領マラヤの領域確定
1941年	日本軍上陸、各地占領（～1945年まで）
戦後、マレーシアの成立	
1948年	英保護領マラヤ連邦成立
1957年	マラヤ連邦独立（現在の半島マレーシア）
1963年	マレーシア成立（ボルネオ2州、シンガポール加わる）
1965年	シンガポール分離、現在のマレーシアへ
ブミプトラ政策、工業化と経済発展	
1969年	「5・13事件」発生、民族間の対立深まる
1970年	「新経済政策（NEP）」策定、ブミプトラ政策本格化
1972年	ペナンにマレーシア初の自由貿易区設定
1975年	工業調整法制定、製造業ライセンス制の導入
1982年	「ルック・イースト」政策開始、日韓と交流拡大
1991年	「ビジョン2020」の発表、2020年の先進国入りを目標に
1997年	アジア通貨危機
2006年	日本マレーシア経済連携協定発効
2010年	「新経済モデル（NEM）」策定

（出所）外務省ウェブサイト、その他資料より作成

ひとくちメモ(1): マレーシアの様々な称号

マレーシアには様々な称号が存在する。その由来だが、マラッカ王朝時代にスルタン制が成立し、その階級をつけたならわしが称号として残ったと言われている。「世襲制である王族の称号」と、「王族以外の人に与えられる称号」があり、国王やスルタンの誕生日の式典等で与えられる。王族以外の称号は世襲されず、夫が称号を授かると夫人にも自動的に称号が与えられるが、離婚した場合は称号が無効となる。また、夫人がダティンなどの称号を授与した場合は、その夫への自動的称号は与えられない。

【王族の称号】

Tengku, Tunku, Ungku, Raja	皇子(プリンス)の意 (Rajaはジョホール州の皇子のみに使用)
Nik, Wan	王族出身。クランタン州に多い
Megat	王族出身。ペラ州に多い

【王族以外の人に与えられる称号】

Tun(トゥン)	国王より授与。王族以外の人に与えられる最高の称号 夫人の称号はToh Puan(トー プアン)
Tan Sri(タン スリ)	国王より授与 夫人の称号はPuan Sri(プアン スリ)
Datuk(ダトゥク)	国王、ペナン、マラッカ、サバ、サラワク州により授与 夫人の称号はDatin(ダティン)
Dato(あるいはDato')(ダト)	9つの州のサルタンより授与 夫人の称号はDatin(ダティン)

なお、英語で日常的に使われる敬称に対応するマレー語は、以下の通りである。

Mr. Encik(エンチック)

Miss Cik(チック)

Mrs. Puan(プアン)

ひとくちメモ(2): 「Allah」の表記を巡る宗教問題

2013年10月14日、マレーシアの控訴裁判所は、表記「Allah」の公的使用はイスラム教に限られるべきとの判決を下した。この裁判はキリスト教系の新聞社と政府の間で行われていた。今回の判決は下級の裁判所で2009年に下されていた判決を覆すものとなり、非イスラム教徒の間に波紋が広がっている。

問題の背景は、マレー語における「神」を表す単語がアラビア語からの借用語、「Allah」であることだ。キリスト教徒のうち、マレー語を常用する人々はボルネオ島の先住民を中心に全体の6割を占め、彼らは聖書上で「Allah」という言葉をキリスト教の神を示すものとして使用している。マレーシアの外に目を向けても、「Allah」の表現を使うキリスト教徒は中東やインドネシアにも存在しているとされる。一方、中国系、インド系の人々が自らの母語でそれぞれの宗教を信仰する場合には、この問題は発生しない。

イスラム教徒の中からは、キリスト教徒が「Allah」の表現を公的に使用することを認めれば、イスラム教徒に対するキリスト教布教活動の助長につながるとする声も挙がっていた。

判決から1週間を経て、ナジブ首相はこの判決が「サバ州とサラワク州でのキリスト教信仰に影響を与えるものではない」とし、これらの地域で「Allah」の呼称を用いることは問題ないとの見解を示して事態の沈静化を図った。司法長官も、イスラム教徒を含む公衆に向け発刊される新聞においては「Allah」の使用は認められないが、マレー語聖書の中での使用は継続できるとの見方を示している。

ナジブ首相は同月末にロンドンでインタビューを受けた際、この問題について「マレーシアにはセンシティブな問題があることを理解しなければならず、重要なのは社会の安定と国家の調和だ」と述べている。

ひとくちメモ (3) : 外部機関からみたマレーシア政府のガバナンス評価

マレーシア政府のガバナンス力は、ASEAN 諸国の中でどのような評価を受けているのか。この点については、世界銀行中心の研究グループが、民間企業、市民、専門家等に対して行った調査を基に発表している、200 以上の国と地域を対象とした各政府のガバナンス評価の 6 つの指標 (Worldwide Governance Indicators) が参考になる。

6 つの指標とは、民意と説明責任 (Voice and Accountability)、政治的安定と暴力のない社会 (Political Stability and Absence of Violence /Terrorism)、政府の能力 (Governance Effectiveness)、規制監督の質 (Regulatory Quality)、法の支配 (Rule of Law)、腐敗の抑制 (Control of Corruption) であり、各国の位置づけはそれぞれ最上位を 100、最下位を 0 としてパーセンタイルでランク付けされている。

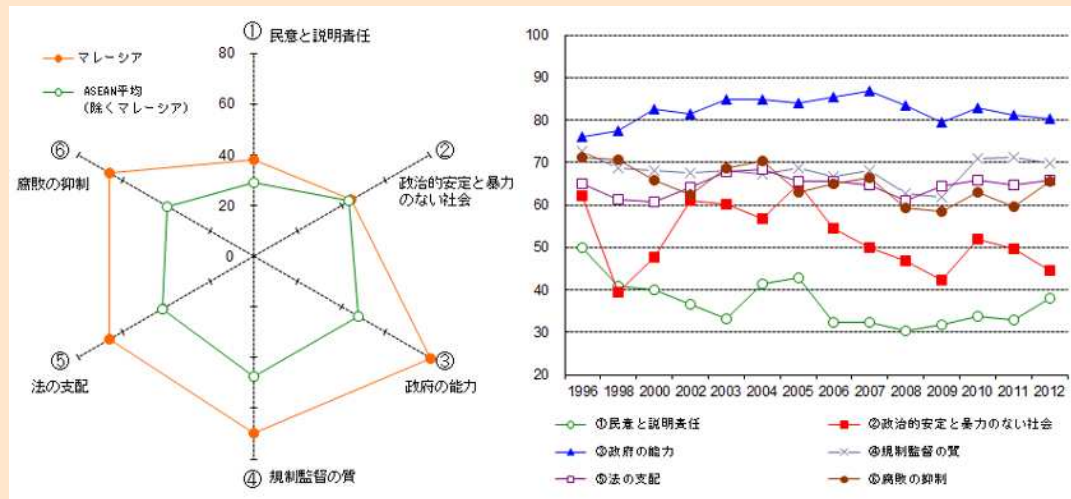
2012 年のマレーシアの 6 指標のランクの平均は 60.7 と、世界の標準を上回る水準である。ASEAN10 カ国のなかでは、首位のシンガポール (90.5)、2 位のブルネイ (69.2) に次いで 3 位となっている。40 前後のタイ、フィリピン、インドネシアとは大きく差をあけており、ASEAN 内としては比較的良好なガバナンスが期待できる (参考: 日本の同平均は 85.5)。

項目別にみると、相対的に高く評価されているのが、「政府の能力」(80.4)である。他の ASEAN9 カ国平均 (47.6) と比べても特に高水準であり、行政面での処理能力は外部からも評価されている。

マレーシアの各項目を 2000 年代前半と比べると、「政治的安定と暴力のない社会」項目 (44.5) が低下傾向にあることが窺える。同項目に関しては ASEAN 主要国の評価が軒並み低く、依然としてタイ (12.8)、フィリピン (14.7)、インドネシア (27.5) を上回っているものの、政治の動静については留意する必要がある。

一方で、「規制監督の質」、「法の支配」、「腐敗の抑制」といった、日常のビジネスに直結する項目において比較的高い評価が維持されていることは、マレーシアの強みと言える。

国名	平均
シンガポール	90.5
ブルネイ	69.2
マレーシア	60.7
タイ	44.3
フィリピン	40.4
インドネシア	38.1
ベトナム	35.1
カンボジア	25.5
ラオス	22.3
ミャンマー	7.6
平均値	43.4



(出所) World Bank 資料より作成 (<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp>)

第2章 政治、外交、軍事

1. 政 体

立憲君主制の連邦国家である。国王は国家元首であり、首相の任命と法律の裁可を行う。国王は名目上行政の長であるものの、政府の助言に基づいて行動しなければならないため、実権は首相と内閣の下に存在している。国王は国民統合の象徴としての機能を有しているほか、連邦直轄領におけるイスラムの首長の役割を有する。

2. 元 首

アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー国王。1927年11月28日生。ケダ州とオックスフォードで教育を受けている。1958年より第28代ケダ州スルタンを務めており、1970～75年に第5代マレーシア国王を務めた。2011年12月より、5年間の任期で再び第14代マレーシア国王となった。各州が5年で持ちまわる連邦君主を、2度にわたって務める例は現国王が初である。

3. 首 相

ナジブ・ラザク首相。統一マレー国民組織（UMNO）総裁。1953年7月23日生。パハン州生まれ、ノッティンガム大学（英国）卒。故ラザク第2代首相の長男であり、国営石油会社ペトロナス勤務を経て、1976年下院議員に史上最年少当選。教育・財務副大臣、UMNO青年部長、副総裁補などを歴任。2004年に副首相に就任し、2009年より首相を務める。2013年の総選挙を経て、現在に至るまで在任。

4. 内 閣

行政権は国王に存し、内閣の助言と承認に基づいて行使される。旧宗主国である英国を起源とする議院内閣制を採用しており、国王は下院議員の過半数を取りまとめることができる人物を首相に任命しなければならない。閣僚は、首相の助言に基づいて上下院議員の中から任命される。組閣に際しては、連合内各党への配慮に加え、民族や各州のバランスなどが考慮されることが多い。

首相と閣僚は連帯して議員に対して責任を負い、下院の信任を得られなかった場合は国会を解散するか内閣総辞職をしなければならないとされている。独立から現在に至るまで、首相は議会で与党の支持を背景にして広範な政策の立法・実行が可能な立場にある。同時に

首相は全国的組織を持つ与党連合国民戦線（Barisan Nasional, BN）のコントロールを通じ、過半数の州政府も指揮することが出来る。

図表 2-1 ナジブ内閣 閣僚一覧（2013年12月末現在）

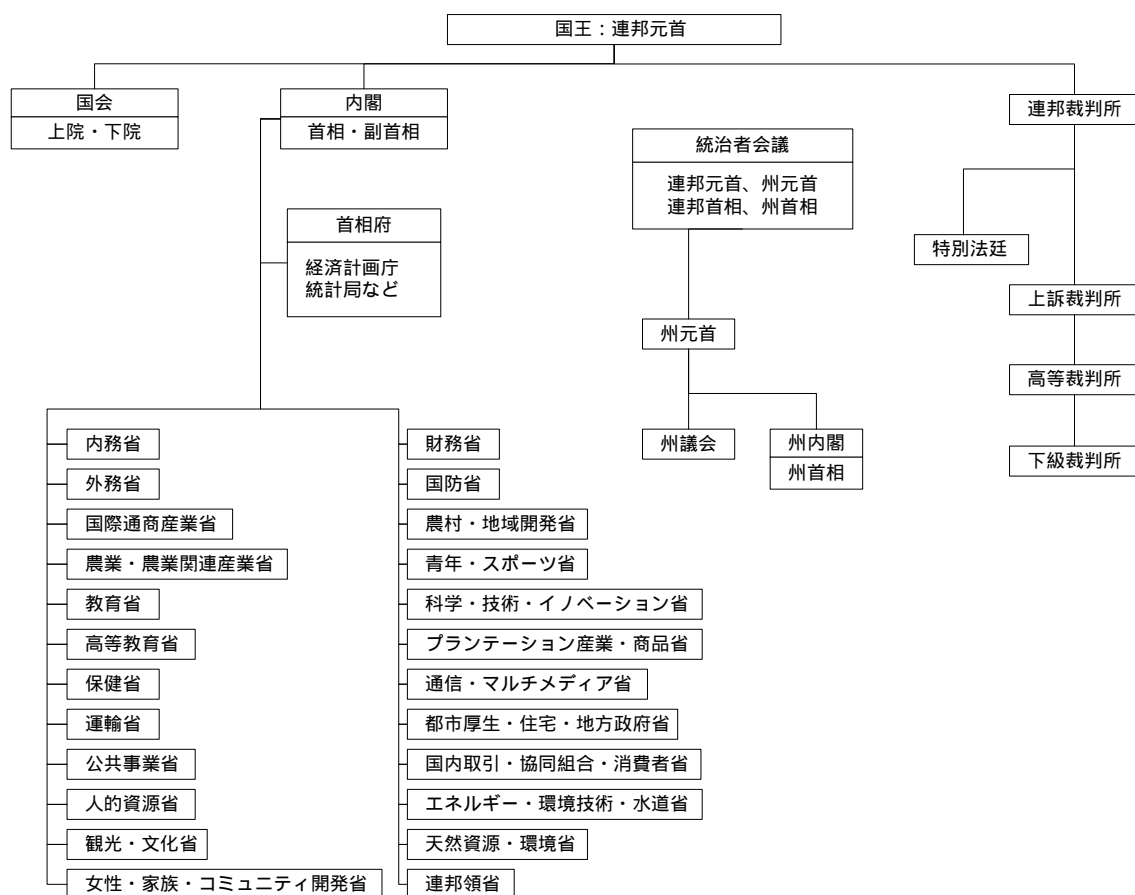
役職	氏名
首相（兼、財務相）	Y.A.B. DATO' SRI MOHD. NAJIB BIN TUN HAJI ABDUL RAZAK
副首相（兼、教育相）	Y.A.B. TAN SRI DATO' HAJI MUHYIDDIN BIN MOHD. YASSIN
天然資源・環境相	Y.B. DATUK SERI PALANIVEL A/L K. GOVINDASAMY
観光・文化相	Y.B. DATO' SERI MOHAMED NAZRI BIN ABDUL AZIZ
国防相、運輸相（代理）	Y.B. DATO' SERI HISHAMMUDDIN BIN TUN HUSSEIN
農村・地域開発相	Y.B. DATO' SERI HJ. MOHD SHAFIE BIN HJ. APDAL
国際通商産業相	Y.B. DATO' SRI MUSTAPA BIN MOHAMED
エネルギー・環境技術・水道相	Y.B. DATUK SERI PANGLIMA DR. MAXIMUS JOHNNITY ONGKILI
プランテーション産業・商品相	Y.B. DATO SRI DOUGLAS UGGAH EMBAS
内務相	Y.B. DATO' SERI DR. AHMAD ZAHID BIN HAMIDI
通信・マルチメディア相	Y.B. DATO' SRI AHMAD SHABERY BIN CHEEK
保健相	Y.B. DATO' SERI DR. S. SUBRAMANIAM
農業・農業関連産業相	Y.B. DATO' SRI ISMAIL SABRI BIN YAAKOB
財務相（第2）	Y.B. DATO' SERI AHMAD HUSNI BIN MOHAMAD HANADZLAH
外務相	Y.B. DATO' SRI ANIFAH BIN HAJI AMAN
首相府相	Y.B. MEJAR JENERAL DATO' SERI JAMIL KHIR BIN BAHAROM (B)
首相府相	Y.B. SENATOR DATO' SRI IDRIS JALA
首相府相	Y.B. TAN SRI DATUK SERI PANGLIMA JOSEPH KURUP
首相府相	Y.B. DATUK JOSEPH ENTULU ANAK BELAUN
女性・家族・コミュニティ開発相	Y.B. DATUK HAJAH ROHANI BINTI ABDUL KARIM
公共事業相	Y.B. DATUK HAJI FADILLAH BIN YUSOF
国内取引・協同組合・消費者相	Y.B. DATO' HASAN BIN MALEK
人的資源相	Y.B. DATUK RICHARD RIOT ANAK JAEM
連邦領相	Y.B. DATUK SERI TENGKU ADNAN BIN TENGKU MANSOR
教育相（第2）	Y.B. DATO' SERI HAJI IDRIS BIN JUSOH
首相府相	Y.B. DATO' SERI SHAHIDAN BIN KASSIM
首相府相	Y.B. SENATOR DATUK PAUL LOW SENG KWAN
青年・スポーツ相	Y.B. ENCIK KHAIRY JAMALUDDIN BIN ABU BAKAR
都市厚生・住宅・地方政府相	Y.B. DATO' ABDUL RAHMAN BIN HAJI DAHLAN
首相府相	Y.B. PUAN HAJAH NANCY BINTI SHUKRI
科学・技術・イノベーション相	Y.B. DATUK DR. EWON BIN EBIN
首相府相	Y.B. SENATOR DATO' SRI ABDUL WAHID BIN OMAR

（出所）首相府ウェブサイトより作成（総理、副総理以外は年齢順のまま転載）

5. 行政組織

マレーシアの行政組織の詳細は、図表 2-2 のとおり。

図表 2-2 行政組織 (2013 年 12 月末時点)



(出所) 各省庁ウェブサイト、アジア経済研究所「アジア動向年報 2013」、マレーシア日本人商工会議所「2014 マレーシアハンドブック」等を参考に作成

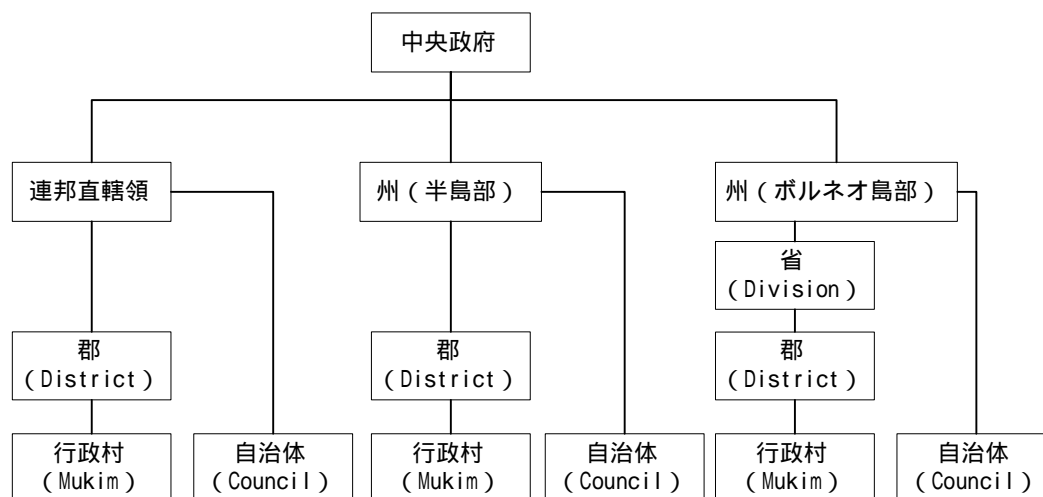
6. 地方行政制度

州は準国家として扱われ、元首を擁し州憲法を有する。州政府はイスラム法、土地、農林業などに対する権限を持つ。連邦政府同様、行政の実権は州元首ではなく州内閣によって行使される。9 州の元首はマレー系の州王であり、州王を持たない 4 州については知事が国王により任命される。

州の下には郡 (District) 郡の下には行政村 (Mukim) と呼ばれる区画が設定されており、これらが州行政上の下部機関となっている。同時に、各州内には州 - 郡 - 行政村のラインとは異なるラインで自治体 (Council) が存在する。自治体は保健衛生免許関連、建築

基準監督、ごみ収集などの生活に近い行政を担当しており、法人格を持って業務を行っている。自治体は住民による各地の委員会を元に発展してきたため、必ずしも全ての土地がカバーされるわけではなく、自治体の境界と郡の境界は必ずしも一致しない。カバーされない地域においては、District Council と呼ばれる郡の組織によって同種の業務が担われる。

図表 2-3 マレーシアの地方行政体系図



(注1) 連邦直轄領の中には、郡が1つしか存在しないものもある

(注2) ボルネオ島部の郡には、支郡 (Sub-Division) に分かれるものもある

(出所) 各種資料より作成

7. 立 法

議会は二院制(上院 70 議席、下院 222 議席)で、上院は 44 名の国王任命議員と 26 名の州議会指名議員からなる。政府の助言に基づいて国王に任命される議員が過半数を占めることもあり、事実上下院の決議を追認するにとどまっている名誉職的存在である。

下院議員は全て小選挙区制の下で選出され、任期は 5 年である。下院の議席数と州や連邦直轄領への割り振りは憲法 46 条に定められているため、議席数や割り振りの変更には改憲が必要である。同時に、州や連邦直轄領内での選挙区割も事実上連邦レベルの裁量事項であり、このため現政権に有利な状況が作られやすくなっている。

8. 政 党

与党は連合与党国民戦線 (BN) である。中核与党は統一マレー国民組織 (UMNO) であり、他にはマレーシア華人協会 (MCA)、マレーシアインド人会議 (MIC)、マレーシア人民運動党 (GERAKAN) などが BN に加わっている。その他、BN にはサラワク州、サバ

州の中小地域政党が複数加盟し、一定の勢力を保っている。与党連合は独立以来政権を維持し続けているが、近年中国系やインド系からの支持が低下しつつある。

UMNO はマレー系を支持母体とし、最大政党として支配的影響力を持つ。UMNO はマレー系の優遇は維持しつつ、非マレー系政党である MCA や MIC のリーダーと協調して衝突回避を目指す方針を取る。小選挙区内に複数民族が混在することが多く、穏健政党の候補者に得票が集まりやすい構造が維持されることで、与党連合の候補が当選しやすい状況が続いている。小選挙区制の特徴から、得票率と議席割合の乖離が大きくなることが多い。

主要野党は人民連盟（PR）と呼ばれる連合を組んでいる。PR の構成政党はイスラム原理主義の全マレーシア・イスラム党（PAS）、多民族リベラル政党の人民正義党（PKR）、シンガポール与党人民行動党と同じルーツを持つ民主行動党（DAP）である。

著しい経済成長が落ち着いてきた中で、与党連合の支持率は長期的に低落傾向にある。2013 年の選挙では与党勢力が後退し、下院 222 議席において 140 議席から 133 議席へと勢力を減らした。得票では野党が過半数を確保する中、与党は 47% の得票で 60% の議席を確保した。恣意的な選挙区割や活動金の補助、公的サービスの政治ツール化や選挙委員会の不正疑惑などは長年指摘されており、政治プロセスへの信頼維持が注目されている。

先般の選挙で与党が勝利した原因としてはナジブ首相が取り組んできた国内治安維持法（Internal Security Act, ISA）撤廃やブミプトラ政策の見直しなどが一定の評価につながったことが挙げられるものの、都市部の若年中間層からは不満の声が高まっており、過去に発生した民族間対立再発の可能性が懸念されている。

図表 2-4 マレーシアの政党（下院議席数の変遷）

	1995年	1999年	2004年	2008年	2013年
総議席数	192	193	219	222	222
国民戦線（BN）	162	148	198	140	133
統一マレー国民組織（UMNO）	89	72	109	79	88
マレーシア華人協会（MCA）	30	28	31	15	7
マレーシアインド人会議（MIC）	7	7	9	3	4
マレーシア人民運動党（Gerakan）	7	6	10	2	1
その他与党連合	29	35	39	41	33
野党総議席	30	45	21	82	89
民主行動党（DAP）	9	10	12	28	38
人民正義党（PKR）	0	5	1	31	30
全マレーシア・イスラム党（PAS）	7	27	7	23	21
その他野党	14	3	1	0	0

（出所）「アジア動向年報」各年版、各種報道より作成

ひとくちメモ(4): 2013年 UMNO 党選挙について

2013年10月に与党 UMNO の党選挙が行われた。3年ごとに行われる同選挙では政権の中核となる党執行部の陣容の行方に注目が集まるが、今回の選挙の特徴としては党員の投票権が大幅に拡大された点が挙げられる。従来全国2,500人の代表にしか与えられていなかった投票権が、今回は14万6,500人にまで拡大された。

ナジブ総裁(現首相)とムヒディン副総裁(現副首相)に対しては対抗馬が立たなかったため両者は無投票再選を決めたが、3名の総裁補ポストを巡っては選挙戦が繰り広げられた。立候補したのは、3人の現職に加え、マハティール首相の息子であるムクリズ氏を含む3名の新人を合わせた計6名である。ムクリズ氏は健闘したものの、投開票の結果は現職3名の再選となった。

9. 司 法

通常の司法機構は連邦裁判所、上訴裁判所、高等裁判所、下級裁判所という構成である。そこから独立して、イスラム教徒間の訴訟を管轄するシャリア法廷が各州王の下に存在する。島部2州には先住民間の訴訟を管轄する先住民裁判所が設置されている。

イギリスの制度を受け継ぎ、憲法上は三権分立に基づく独立が保障されている。裁判所は具体的事例を待たずして法律の違憲審査を行い得ると考えられ、「憲法問題に関して国王に助言する」と定められている。しかし、積極的に違憲審査権を行使する例は少ない。

10. 外 交

英国を旧宗主国とし、現在も英連邦の構成国である。同時に1967年のASEAN設立メンバーでもあり、ASEANとの協力を重視している。ASEAN内では経済連携を強化しており、2010年はASEAN加盟先行6カ国で関税を撤廃した。2015年にはASEAN経済共同体の発足が予定されている。イスラム諸国との協力、大国との等距離外交などが主要な外交方針である。経済開放には積極的で、各国とFTAを締結しており、TPPの交渉にも2010年から参加している。

日本はマレーシアに対する最大の投資国であり、両国はマハティール首相期に開始された「ルック・イースト」政策を通じて緊密な関係を築いている。

マレーシアは1957年に独立し、同年に日本との国交が開かれた。独立直後の11月に岸首相が訪問したことで、貿易や投資中心の緊密な関係形成へ向けた土台が作られた。翌58年5月には、ラーマン首相が中国系中心の財界や英国の反対を押し、財務大臣や通商産業大臣とともに来日し、以降の開発援助に向けた端緒となった。

その後の日本とマレーシアの関係は、1982年に始まったマレーシアの「ルック・イースト」政策により大きく深化してきた。同政策は、日本や韓国に留学生や職業人を派遣し、労働倫理や勤労意欲、経営能力などを学び取らせることでマレーシアの経済社会の発展と

産業基盤確立を目指したもので、マハティール首相が主導した。同政策は、日本や韓国のように政府が一定の力で貿易をコントロールしながら、教育、国内貯蓄、高付加価値の製造業に重点を置いて輸出振興により発展するモデルを目指すものである。この政策は欧米諸国が途上国を不当に扱っているという視点から、欧米追従を行わずに日本や韓国の経済発展に倣うことを目標としたものであったが、同政策は人材交流や投資の振興を通じて日本とマレーシアの二国間関係に大きく寄与してきている。

2005年には二国間EPAに調印し、工業製品から一次産品、サービス業や知的財産権に至るまで広範にわたる取り決めがなされ、翌年発効している。12年には「ルック・イースト」政策が30周年を迎え、日本で学んだマレーシア人は総計14,000人に達している。

11. 国 防

マレーシアは、国外からの差し迫った脅威は認識していない一方、軍はあらゆる軍事的脅威に対して即応能力を保持するべきとしている（日本国防衛白書）。国防政策においては、「独立」、「全体防衛」、「5か国防衛取決め（Five Power Defence Arrangements：FPDA）の遵守」、「世界平和のための国連への協力」、「テロ対策」、「防衛外交」を重視している。陸軍は中東やアフリカでの国連PKO参画経験があり、また海軍はアデン湾での反海賊パトロールで経験を積むなど、多国間協力でも一定の成果を上げている。また、マレーシアは「防衛外交」の名の下に米国やインドなどFPDA以外の国とも二国間演習による軍事協力を進めるなど、共同オペレーション重視の姿勢を明らかにしている。

軍の構成上の特徴としては、マレー系の比率が目立って高いことが挙げられる。このことは、軍事行動に対する世論形成の上でも一定の影響を及ぼし得ると推測されている（Military Balance 2013）。

図表 2-5 ASEAN 主要国の保有軍事力の概要(2011 年)

国名	人口 (万人)	現役兵力(万人)					予備役等 (万人)	合計 (万人)
		陸軍	海軍	海兵	空軍	総計		
ベトナム	9,054	41.2	4.0	0	3.0	48.2	500.0	
インドネシア	24,561	23.3	2.5	2.0	2.4	30.2	40.0	
タイ	6,672	19.0	4.6	2.3	4.6	30.5	20.0	
ミャンマー	5,399	37.5	1.5	0.1	1.5	40.6	0.0	
シンガポール	524	5.0	0.9	0	1.3	7.2	31.2	
フィリピン	10,183	8.6	1.7	0.7	1.5	12.5	13.1	
カンボジア	1,470	7.5	0.1	0.15	0.1	12.4	6.7	
マレーシア	2,872	8.0	1.4	0	1.5	10.9	5.1	
【参考】								
韓国	4,875	52.2	4.3	2.5	6.5	65.5	450.0	
中国	133,671	160.0	24.5	1.0	30.0	228.5	51.0	
北朝鮮	2,445	102.0	6.0	0	11.0	119.0	60.0	
台湾	2,307	20.0	3.0	1.5	4.5	29.0	105.7	
日本	12,746	15.1	4.5	0	4.7	24.7	5.6	
アジア展開米軍		2.8	1.7	1.8	2.1	7.6		
極東ロシア		7.3	3.5	0.3	4.1	15.1		

国名	陸軍	海軍	空軍		国防費 億ドル/年
	戦車	総隻数	作戦機	海軍機	
ベトナム	1,315	85	235	0	26.6
インドネシア	350	120	69	0	54.2
タイ	283	120	163	39	55.2
ミャンマー	160	100	136	0	20.4
シンガポール	96	54	148	0	96.6
フィリピン	7	70	24	0	23.4
カンボジア	150	11	24	0	3.0
マレーシア	48	53	67	0	45.4
【参考】					
韓国	2,414	177	390	8	285.0
中国	7,400	521	1,693	311	898.0
北朝鮮	3,500	492	603	0	-
台湾	565	145	477	24	93.0
日本	806	110	371	95	584.0
アジア展開米軍	170	60	186	180	
極東ロシア	3,000	66	378	78	

(注) 現役兵力の総計は、左 4 列の総和と必ずしも一致しない
(出所)(財) 史料調査会・編「2013 年世界軍事情勢」より作成

第3章 経済概況

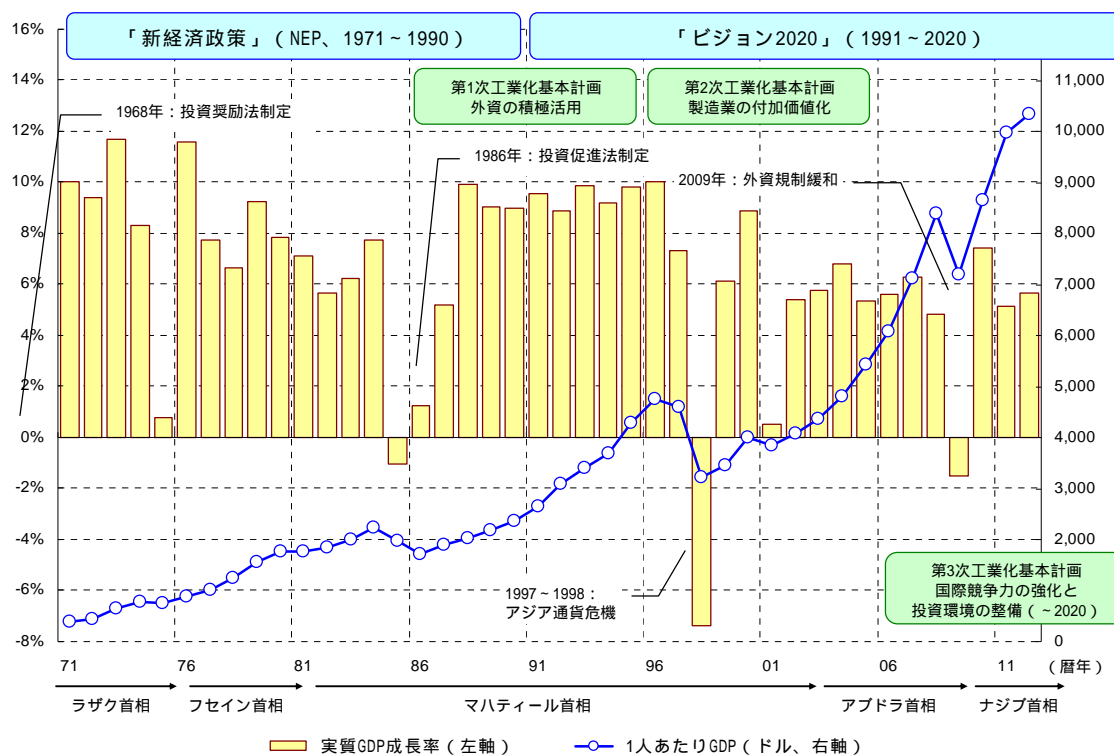
1. 経済概観

マレーシアでは、国家開発計画として、開発政策の基本方針である長期計画、各部門計画、五ヵ年計画が立案されてきた。1970年、マレーシアではラザク氏（ナジブ首相の父）が首相に就任し、マレー系と先住民を優遇するブミプトラ政策の根幹となる「新経済政策」(New Economic Policy: NEP)を長期計画として発表した。また、NEP後の1991年以降は、2020年の先進国入りを目指す構想「ビジョン2020」が長期計画となっている。

さらに、部門計画では、産業・工業化計画として、1986年に外資の積極活用を図る第1次工業化基本計画、1996年に製造業の付加価値化を進める第2次工業化基本計画、2006年に国際競争力の強化と投資環境の整備を進める第3次工業化基本計画が開始された。

ブミプトラ政策は現在も踏襲されているが、徐々に規制は緩和されている。2003年には製造業の、2009年には金融・保険分野やその他サービス分野（一部）での外資規制が緩和され、海外からの直接投資（認可ベース）も増えている。

図表 3-1 実質 GDP 成長率と 1 人あたり GDP の推移



(出所) IMF、大和総研「大和の事業投資ガイド マレーシア」を基に作成

過去 40 年の中で、最も同国の経済成長率が安定して高かったのが、1988 年から 1996 年の 9 年間である。1981 年に首相に就いたマハティール氏の下、同国は 1986 年に外資の積極活用を図った第 1 次工業化基本計画を開始。税制優遇を含む投資促進法を同年に制定した。

図表 3-2 は、1988 年以降の実質 GDP 成長率と寄与度の推移を表している。1988 年から 1996 年にかけては高水準の投資（総固定資本形成）と旺盛な民間消費の内需が強く、10% 前後の実質成長率が続いた。

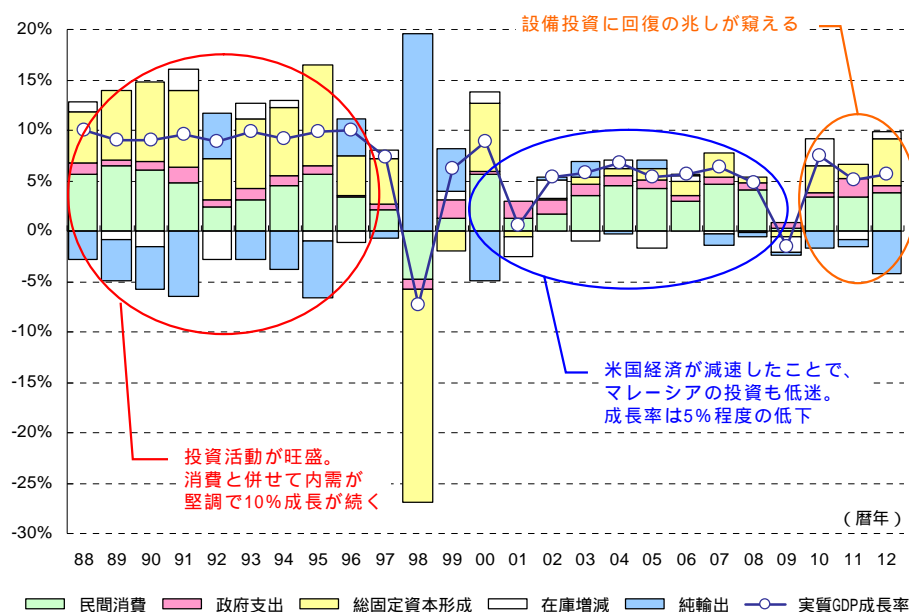
その後、2001 年 9 月の米国同時多発テロによる米国経済の減速で、産業の中心が電機・電子部品であるマレーシアの投資活動も停滞し、2002 年から 2009 年の実質成長率は 5% 前後に低下した。

2008 年 9 月のリーマンショックの影響で、米国をはじめ世界景気が急速に悪化。マレーシアも 1998 年以降のマイナス成長を記録した。しかし、2010 年以降はナジブ首相の進める外資規制緩和の効果も表れ始め、設備投資の寄与度が徐々に回復している。

景気回復が進む中でもインフレ率は安定している。2012 年の消費者物価上昇率（CPI）は+1.7%と低位安定が続いており、背景には、CPI の 70%を占めるコア CPI（食品・非アルコール飲料を除く）の伸びが安定していることが要因と考えられる（2011 年平均：+2.5%、2012 年：+1.2%）。

2012 年のマレーシアの名目 GDP は 3,047 億ドルと日本（5.96 兆ドル）の約 5%の規模、1 人あたり GDP（2012 年）は 10,345 ドルと日本（46,707 ドル）の約 2 割の水準である。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と寄与度の推移



（出所）Department of Statistics、CEIC より作成

図表 3-3 マレーシアの主要経済指標

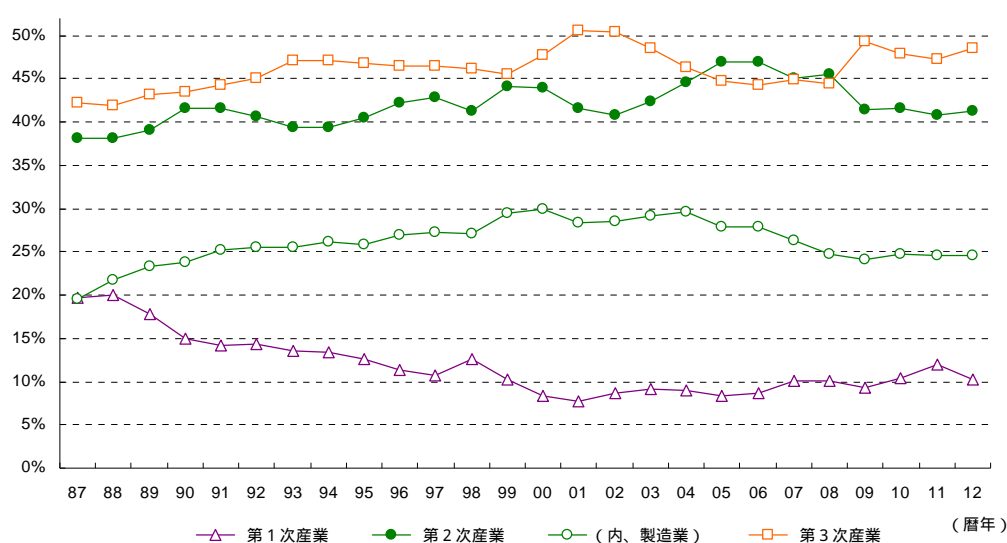
	単位	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
名目GDP	億ドル	1,102	1,248	1,435	1,627	1,936	2,311	2,023	2,475	2,890	3,047
1人当たりGDP	ドル	4,352	4,816	5,421	6,066	7,122	8,390	7,203	8,659	9,979	10,345
実質GDP成長率	%	5.8	6.8	5.0	5.6	6.3	4.8	-1.5	7.4	5.1	5.6
人口	万人	2,532	2,591	2,648	2,683	2,719	2,754	2,808	2,859	2,896	2,946
消費者物価上昇率	%	1.1	1.4	3.0	3.6	2.0	5.4	0.6	1.7	3.2	1.7
輸出額	億ドル	1,050	1,265	1,410	1,607	1,762	1,995	1,573	1,987	2,283	2,276
輸入額	億ドル	827	1,043	1,136	1,305	1,470	1,569	1,238	1,647	1,876	1,968
貿易収支	億ドル	222	222	274	302	292	426	335	340	406	308
経常収支	億ドル	134	151	200	262	298	389	318	270	335	186
直接投資流入額	億ドル	25	46	39	77	91	76	1	109	151	97
外貨準備高	億ドル	438	659	699	821	1,010	911	954	1,049	1,318	1,378
為替レート(年平均)	リンギ/ドル	3.80	3.80	3.79	3.67	3.44	3.34	3.52	3.22	3.06	3.09

(注) 輸出額と輸入額は IMF (“ Direction of Trade Statistics ”)、直接投資流入額は国際収支ベース(出所) IMF、Department of Statistics、CEIC より作成

2. 産業構造

1987 年以降のマレーシアの産業構造の変化を名目 GDP 構成比は、農林水産業等の第 1 次産業の比率が 2000 年にかけて低下しており、また、第 2 次産業の経済全体に占める比率は、2006 年をピークに、以降は低下トレンドにある。一方で、第 3 次産業の構成比が高まっている。

図表 3-4 産業別名目 GDP 比率の推移



(出所) Department of Statistics、CEIC より作成

2002年から2012年にかけての各産業の名目GDPや構成比では、第2次産業の中の製造業、特に「電機・電子製品」産業の構成比が大きく低下している。同産業は、2002年時点では製造業の中で最も構成比が大きかったが、原油価格の高騰の影響もあり、2012年には「石油製品・プラスチック・ゴム製品」の構成比が大きくなっている。

また、製造業の中の「繊維、革製品、衣料」が、GDPを構成する全産業の中で唯一、金額が減少している。ASEAN域内の中でも相対的に労働コストが高いマレーシアでは、労働集約型産業である衣料や革製品の価格競争力が低下している。

製造業以外のセクターでは、「鉱業」、「卸売・小売」の構成比も相対的に上昇している。

図表 3-5 名目GDPに対する産業別寄与

	金額(億リンギ)			構成比		
	2002	2012	(年率成長率)	2002	2012	(増減)
全体	3,832	9,412	9.4%	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第1次産業	344	946	10.6%	(9.0%)	(10.1%)	(+1.1%)
第2次産業	1,609	3,625	8.5%	(42.0%)	(38.5%)	(-3.5%)
鉱業	342	980	11.1%	(8.9%)	(10.4%)	(+1.5%)
原油	189	519	10.6%	(4.9%)	(5.5%)	(+0.6%)
天然ガス	147	450	11.8%	(3.8%)	(4.8%)	(+0.9%)
その他	6	11	6.9%	(0.2%)	(0.1%)	(-0.0%)
製造業	1,121	2,281	7.4%	(29.2%)	(24.2%)	(-5.0%)
食品・飲料、タバコ	111	291	10.1%	(2.9%)	(3.1%)	(+0.2%)
繊維、革製品、衣料	37	33	-1.1%	(1.0%)	(0.4%)	(-0.6%)
木材・木製品、印刷	80	139	5.7%	(2.1%)	(1.5%)	(-0.6%)
石油製品・プラスチック・ゴム製品	243	795	12.6%	(6.3%)	(8.5%)	(+2.1%)
非鉄金属	94	298	12.3%	(2.4%)	(3.2%)	(+0.7%)
電機・電子製品	391	472	1.9%	(10.2%)	(5.0%)	(-5.2%)
輸送機器	165	253	4.4%	(4.3%)	(2.7%)	(-1.6%)
建設業	147	364	9.5%	(3.8%)	(3.9%)	(+0.0%)
第3次産業	1,986	4,739	9.1%	(51.8%)	(50.4%)	(-1.5%)
電気・ガス・水道	120	220	6.3%	(3.1%)	(2.3%)	(-0.8%)
卸売・小売	423	1,279	11.7%	(11.0%)	(13.6%)	(+2.6%)
ホテル・レストラン業	90	254	10.9%	(2.4%)	(2.7%)	(+0.3%)
運輸・倉庫業	151	302	7.1%	(3.9%)	(3.2%)	(-0.7%)
通信業	131	295	8.5%	(3.4%)	(3.1%)	(-0.3%)
金融業	318	527	5.2%	(8.3%)	(5.6%)	(-2.7%)
保険業	70	177	9.7%	(1.8%)	(1.9%)	(+0.0%)
不動産業	69	128	6.4%	(1.8%)	(1.4%)	(-0.4%)
公的機関	102	342	12.9%	(2.6%)	(3.6%)	(+1.0%)
その他民間サービス	238	417	5.8%	(6.2%)	(4.4%)	(-1.8%)
政府サービス	275	798	11.3%	(7.2%)	(8.5%)	(+1.3%)
輸入関税	66	102	4.4%	(1.7%)	(1.1%)	(-0.6%)
(間接的に計測される金融仲介サービス)	-173			(-4.5%)	(0.0%)	(+4.5%)

(注)「間接的に計測される金融仲介サービス」とは、銀行等が提供するサービスの一種。家計が市場より低金利で運用する代わりに、また、企業等が市場より高金利で調達する代わりに、様々なコストやリスクを銀行等に請け負ってもらっている。これらの銀行等の経済活動を表す。

(出所) Department of Statistics、CEIC より作成

就業者数の変化では、1992年から2012年の20年間で、就業者数は約422万人増加した。特に2002年からの10年間では、約318万人が増加している。

就業者数の構成比では、2002年からの10年間で、製造業の構成比が4.2%ポイント低下している。1992年から2002年までは、農業等の第1次産業の構成比の低下が大きかったが（3.8%ポイント=6.1%-2.3%）、この10年間は同産業の低下幅（2.3%ポイント）は製造業（4.2%ポイント）を下回っている。

第1次・第2次産業からの就業者数の受け皿となっているのが、商業（卸売・小売業）ホテル・レストラン業、不動産業等のサービス業である。特に2002年からの10年間では、両産業で約147万人（商業：約62万人、ホテル・レストラン業：約34万人、不動産業：約51万人）就業者数が増加している。これは、同期間の全体の就労者増加数（約318万人）の半分近く（46.3%）に相当する。

図表 3-6 産業別就業者数と構成比の推移

	就業者数（1,000人）						構成比							
	1992	2002	2012	（増減）				1992	2002	2012	（増減）			
				02	12	92	12				02	12	92	12
全体	8,499	9,543	12,723	3,180	4,224	100.0%	100.0%	100.0%						
第1次産業	1,585	1,425	1,602	177	17	18.6%	14.9%	12.6%	(-2.3%)	(-6.1%)				
第2次産業	2,228	3,052	3,615	563	1,387	26.2%	32.0%	28.4%	(-3.6%)	(+2.2%)				
鉱業	36	28	81	53	45	0.4%	0.3%	0.6%	(+0.3%)	(+0.2%)				
製造業	1,639	2,069	2,228	159	589	19.3%	21.7%	17.5%	(-4.2%)	(-1.8%)				
公益業	46	51	143	92	97	0.5%	0.5%	1.1%	(+0.6%)	(+0.6%)				
建設業	507	905	1,164	259	657	6.0%	9.5%	9.1%	(-0.3%)	(+3.2%)				
第3次産業	4,686	4,802	7,310	2,509	2,624	55.1%	50.3%	57.5%	(+7.1%)	(+2.3%)				
商業		1,497	2,116	619	862	14.8%	15.7%	16.6%	(+0.9%)	(+9.4%)				
ホテル・レストラン業	1,254	616	957	341	-		6.5%	7.5%	(+1.1%)					
運輸・通信業	326	497	833	336	507	3.8%	5.2%	6.5%	(+1.3%)	(+2.7%)				
金融業		241	323	82	-	3.5%	2.5%	2.5%	(+0.0%)	(+6.1%)				
不動産業	300	397	908	511	-		4.2%	7.1%	(+3.0%)					
公的機関		664	698	34	-	16.5%	7.0%	5.5%	(-1.5%)	(-4.8%)				
教育	1,403	509	786	278	-		5.3%	6.2%	(+0.8%)					
病院・社会福祉	858	189	415	226	-443	10.1%	2.0%	3.3%	(+1.3%)	(-6.8%)				
その他サービス	545	193	275	82	-270	6.4%	2.0%	2.2%	(+0.1%)	(-4.3%)				
その他	0	265	197	-68	197	0.0%	2.8%	1.5%	(-1.2%)	(+1.5%)				

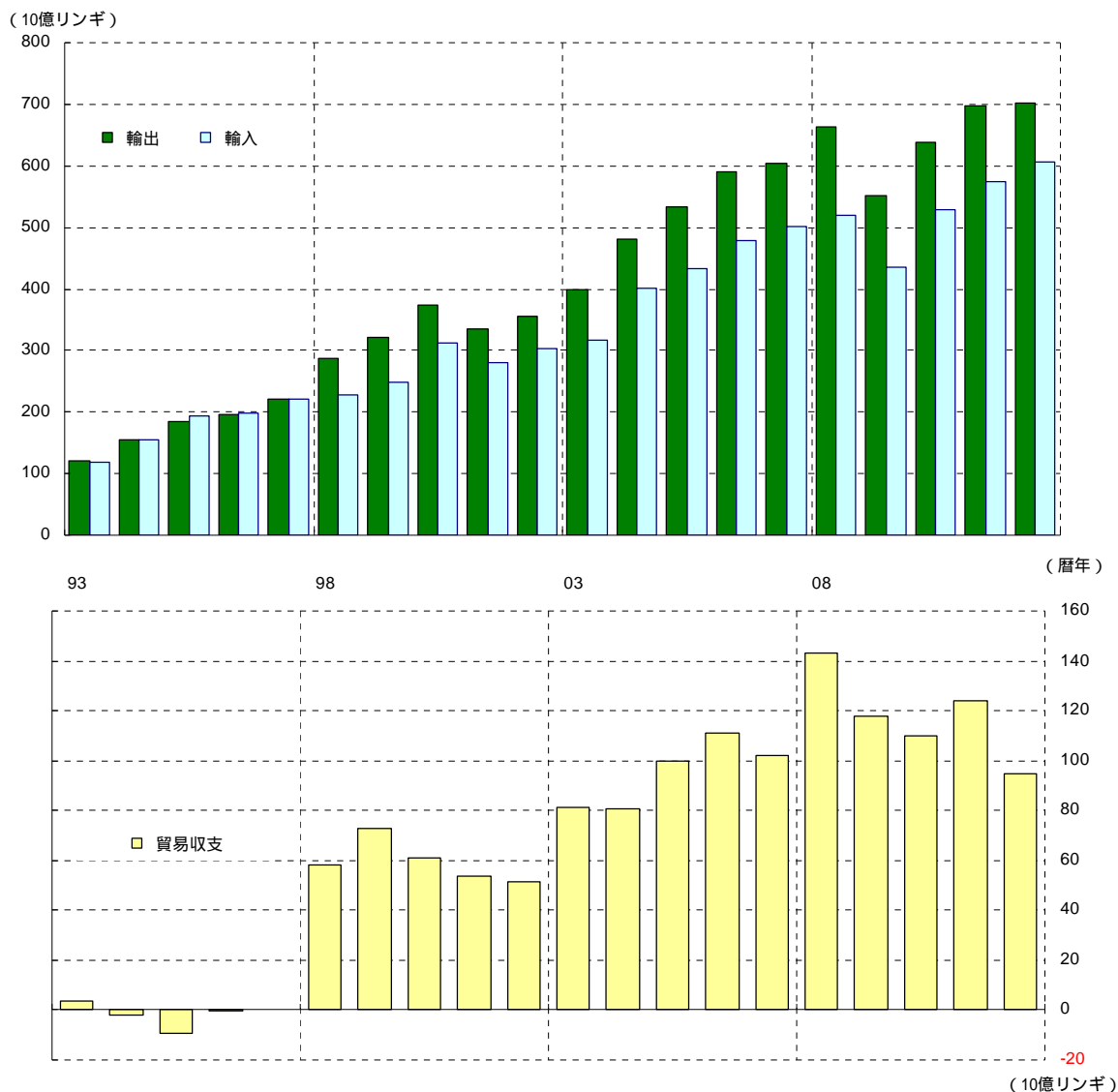
（出所）Department of Statistics、CEIC より作成

3. 貿易構造

1990年から1997～1998年のアジア通貨危機前まで、マレーシアの貿易収支はほぼ均衡か、若干の貿易赤字であった。しかし、通貨リングの為替レート（年間平均）が1996年の2.52リングから1998年には3.92リングへと大きく減価したことからマレーシアの輸出競争力が高まり、1998年以降は貿易黒字が続いている。

貿易額は増加基調にあるが、主要貿易相手国の米国の景気変動の影響を受けやすい。2001年9月の米国同時多発テロや2008年9月のリーマン・ショックに拠る米国経済の減速の際には、マレーシアの輸出入額はともに前年を下回っている。

図表 3-7 マレーシアの輸出入の推移



(出所) “Department of Statistics”、CEIC より作成

(1) 輸出入の品目別構成

2002年と2012年の品目別輸出金額・輸入金額では、輸出入ともに構成比に大きな変化が見られる。

2002年には輸出金額の構成比の49.6%を「PC等(16.4%) 通信・音響機器(10.1%) 家電製品(23.1%)」が占めていたが、2012年では同構成比は32.9%へと16.7%ポイント低下した。一方で構成比が上昇したのが、「石油・石油製品」(4.7% 11.7%) 「ガス」(3.0% 8.6%) 「動物・植物性油脂」(4.5% 9.0%) 等であった。

2012年の輸出総額は7,022億リンギ。主な輸出品(雑製品を除く)は 家電製品(構成比:19.9%) 石油・石油製品(同11.7%) 製造品(同9.1%) 動物・植物性油脂(同9.0%) PC等(同7.4%) である。上位5品目で輸出金額の57%を占める。

2002年からの10年間で輸出額は年率5.8%のペースで増加した。当該期間中、輸出に占める構成比が最も変動した品目が「PC等」であった(9.0%ポイント:16.4% 7.4%) また、「通信・音響機器」は4.5%ポイント(10.1% 5.6%) 最大輸出品目である「家電製品」も3.2%ポイント(23.1% 19.9%) であった。

図表 3-8 マレーシアの輸出構成

金額:100万リンギ	2002年		2012年		2002年	2012年
	金額	構成比	金額	構成比	年率	増減
合計	398,882	(100.0%)	702,188	(100.0%)	5.8%	(+0.0%)
食品・畜産品	7,488	(1.9%)	20,697	(2.9%)	10.7%	(+1.1%)
飲料・たばこ	1,287	(0.3%)	3,726	(0.5%)	11.2%	(+0.2%)
粗原料(非食用)	8,435	(2.1%)	20,620	(2.9%)	9.4%	(+0.8%)
鉱物燃料	30,778	(7.7%)	142,798	(20.3%)	16.6%	(+12.6%)
石油・石油製品	18,811	(4.7%)	82,119	(11.7%)	15.9%	(+7.0%)
ガス	11,963	(3.0%)	60,476	(8.6%)	17.6%	(+5.6%)
その他	4	(0.0%)	203	(0.0%)	47.5%	(+0.0%)
動物・植物性油脂	17,926	(4.5%)	63,498	(9.0%)	13.5%	(+4.5%)
化学品	16,714	(4.2%)	46,153	(6.6%)	10.7%	(+2.4%)
製造品	24,871	(6.2%)	63,635	(9.1%)	9.9%	(+2.8%)
機械・輸送機器	212,003	(53.1%)	266,635	(38.0%)	2.3%	(-15.2%)
PC等	65,503	(16.4%)	52,016	(7.4%)	-2.3%	(-9.0%)
通信・音響機器	40,177	(10.1%)	39,206	(5.6%)	-0.2%	(-4.5%)
家電製品	92,259	(23.1%)	140,004	(19.9%)	4.3%	(-3.2%)
その他	14,064	(3.5%)	35,410	(5.0%)	9.7%	(+1.5%)
雑製品	30,490	(7.6%)	68,708	(9.8%)	8.5%	(+2.1%)
その他	4,432	(1.1%)	5,719	(0.8%)	2.6%	(-0.3%)

(注) 製造品は主にゴム製品、鉄・非鉄製品、雑製品は主に家具、衣類等
(出所) “Department of Statistics”、CEIC より作成

一方、2012年の輸入金額は6,074億リンギ。主な輸入品は、家電製品(構成比:21.2%)、その他機械・輸送機器(同15.2%)、石油・石油製品(同12.7%)、製造品(同12.4%)、化学品(同9.0%)。上位5品目で輸入全体の7割を占めている。

2002年からの10年間では、輸入金額は年率7.2%のペースで増加した。上記からの上位5品目の輸入金額の構成比は計70.4%と、2002年時点(同71.7%)から殆ど変わっていない(1.3%ポイント)。

しかし、その中身の変動は大きい。特に、最大輸入品目である「家電製品」は16.4%ポイント(37.6%→21.2%)と大きく低下している。マレーシアの場合、中国から「機械・輸送機器」の多くを輸入し、マレーシア国内で組立加工して輸出している。最終需要の落ち込みで家電製品の輸出が減少したことで、原材料や中間財の輸入も影響を受けたと推察される。

一方、「石油・石油製品」が+8.4%ポイント(4.3%→12.7%)、自動車の輸入が含まれる「その他機械・輸送機器」が+2.6%ポイント(12.6%→15.2%)上昇している。

図表 3-9 マレーシアの輸入構成

金額：100万リンギ	2002年		2012年		2002年	2012年
	金額	構成比	金額	構成比	年率	増減
合計	303,034	(100.0%)	607,364	(100.0%)	7.2%	(+0.0%)
食品・畜産品	12,463	(4.1%)	36,092	(5.9%)	11.2%	(+1.8%)
飲料・たばこ	1,263	(0.4%)	3,782	(0.6%)	11.6%	(+0.2%)
粗原料(非食用)	6,833	(2.3%)	24,912	(4.1%)	13.8%	(+1.8%)
鉱物燃料	14,386	(4.7%)	86,089	(14.2%)	19.6%	(+9.4%)
石油・石油製品	13,174	(4.3%)	77,272	(12.7%)	19.4%	(+8.4%)
ガス	512	(0.2%)	1,865	(0.3%)	13.8%	(+0.1%)
その他	699	(0.2%)	6,952	(1.1%)	25.8%	(+0.9%)
動物・植物性油脂	1,267	(0.4%)	9,763	(1.6%)	22.6%	(+1.2%)
化学品	21,625	(7.1%)	54,525	(9.0%)	9.7%	(+1.8%)
製造品	30,641	(10.1%)	75,225	(12.4%)	9.4%	(+2.3%)
機械・輸送機器	187,503	(61.9%)	267,050	(44.0%)	3.6%	(-17.9%)
PC等	21,123	(7.0%)	24,895	(4.1%)	1.7%	(-2.9%)
通信・音響機器	14,409	(4.8%)	21,426	(3.5%)	4.0%	(-1.2%)
家電製品	113,905	(37.6%)	128,680	(21.2%)	1.2%	(-16.4%)
その他	38,067	(12.6%)	92,049	(15.2%)	9.2%	(+2.6%)
雑製品	17,140	(5.7%)	37,429	(6.2%)	8.1%	(+0.5%)
その他	9,913	(3.3%)	12,497	(2.1%)	2.3%	(-1.2%)

(出所) “Department of Statistics”、CEIC より作成

(2) 輸出入の国別動向

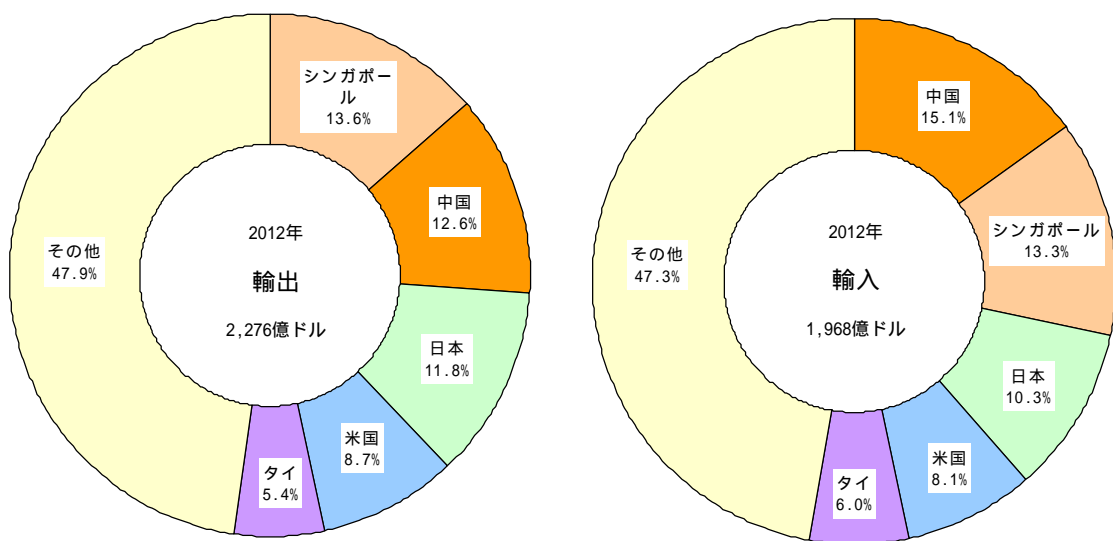
2012年時点、マレーシアの貿易相手国の上位5カ国は、輸出・輸入ともに同じである。また輸出入ともに上位5カ国で全体の約5割を占めている。輸出相手国は、シンガポール(構成比:13.6%)、中国(同12.6%)、日本(同11.8%)、米国(同8.7%)、タイ(同5.4%)。一方、輸入相手国は、中国(構成比:15.1%)、シンガポール(同13.3%)、日本(同10.3%)、米国(同8.1%)、タイ(同6.0%)となっている(図表3-10参照)。

国別の貿易統計を基に、貿易額の大きい国(日本、中国、米国)や地域(ASEAN、EU)とマレーシアとの貿易関係をみると、同国はそれぞれの国・地域とほぼ輸出入が均衡している。貿易額(輸出+輸入)に占める比率は小さいが、日本、香港、ASEAN、米国に対しては輸出超過(貿易黒字)だが、中国とEUに対しては輸入超過(貿易赤字)である(図表3-11参照)。

マレーシアの国別貿易動向で最も特徴的なのは、2002年から2012年の10年間で、中国の占めるウェイトが急速に上昇したことである。2002年時点では、輸出においては米国(構成比:20.2%)、日本(同11.3%)に比べて中国は5.6%であったが、2009年に中国の構成比が米国・日本を上回った。また輸入においても、2007年には米国を上回り、2008年には日本を上回り首位となった(図表3-12参照)。

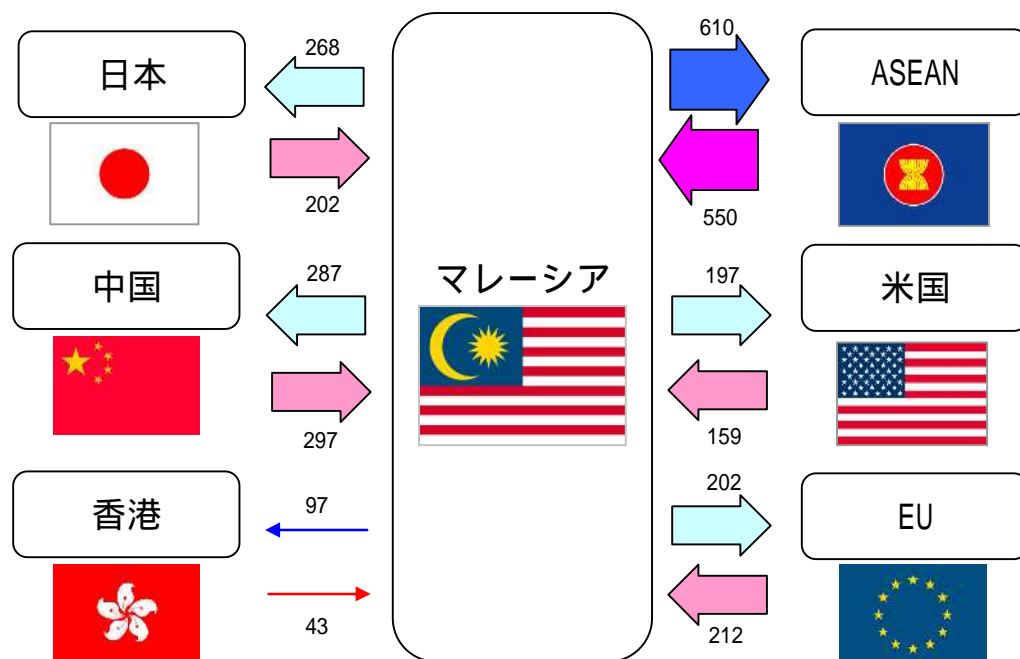
近年では、日本への輸出構成比が上昇しているのに対し、日本からの輸入構成比が低下している点も特徴として挙げられる。対日輸出では、ガス等のエネルギー輸出が伸びていること、対日輸入では、家電関連の輸入比率が低下していることが背景にある。

図表3-10 マレーシアの主要貿易相手国(2012年)



(出所) IMF, “Direction of Trade Balance”より作成

図表 3-11 マレーシアの ASEAN・主要国との貿易(2012 年)



(注) 2012 年輸出入額、単位は億ドル
 (出所) IMF, “Direction of Trade Balance”より作成

図表 3-12 輸出入の国別構成比 (%) の推移

<輸出>												
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	増減 (10年間)
ASEAN	26.0	24.8	25.1	26.1	26.1	25.7	25.8	25.7	25.4	24.6	26.8	+0.8
EU	12.8	12.6	12.6	11.8	12.8	12.9	11.3	10.9	10.8	10.3	8.9	-3.9
米国	20.2	19.6	18.8	19.7	18.8	15.6	12.5	11.0	9.6	8.3	8.7	-11.5
中国	5.6	6.5	6.7	6.6	7.2	8.8	9.5	12.2	12.5	13.1	12.6	+7.0
日本	11.3	10.7	10.1	9.3	8.9	9.1	10.8	9.7	10.5	11.6	11.8	+0.5
香港	5.7	6.5	6.0	5.8	4.9	4.6	4.3	5.3	5.1	4.5	4.3	-1.4
その他	18.4	19.4	20.8	20.6	21.3	23.3	25.8	25.2	26.2	27.5	26.9	+8.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

<輸入>												
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	増減 (10年間)
ASEAN	23.0	24.4	24.2	24.9	24.6	24.5	24.3	25.5	27.1	27.8	28.0	+5.0
EU	11.6	12.1	12.1	11.8	11.5	11.9	11.8	11.7	10.2	10.3	10.8	-0.8
米国	16.5	15.5	14.6	13.0	12.6	10.8	10.8	11.2	10.6	9.7	8.1	-8.4
中国	7.7	8.8	9.9	11.6	12.2	12.9	12.8	14.0	12.6	13.2	15.1	+7.4
日本	17.8	17.3	16.1	14.6	13.3	13.0	12.5	12.5	12.6	11.4	10.3	-7.5
香港	2.9	2.7	2.7	2.5	2.6	2.9	2.6	2.5	2.4	2.4	2.2	-0.7
その他	20.4	19.2	20.3	21.6	23.3	24.1	25.2	22.6	24.5	25.3	25.6	+5.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(出所) IMF, “Direction of Trade Balance”より作成

4. ASEAN 中でのマレーシア

(1) 経済規模や所得水準では域内先進国のマレーシア

1967年にインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポールの5カ国で発足したASEANは、その後5カ国が加盟し¹、2012年時点の加盟国は10カ国、総人口が6.2億人、名目GDPが2.3兆ドルの規模になっている。名目GDPは世界第7位のブラジル(2.25兆ドル)に相当する。ASEANの原加盟国であるマレーシアは、人口で6位、名目GDPと1人あたりGDPではともに3位と、人口は比較的少ないものの、経済発展が他国より進んでいることから、経済規模や所得水準の点ではASEAN内の上位国に分類される。

図表 3-13 ASEAN 諸国の比較表

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたり所得 ドル
シンガポール	531	0.7	2,765	52,052
ブルネイ	40	6	170	42,402
マレーシア	2,946	331	3,047	10,345
タイ	6,789	513	3,660	5,390
インドネシア	24,447	1,911	8,785	3,594
フィリピン	9,580	300	2,502	2,612
ベトナム	8,876	331	1,556	1,753
ラオス	665	237	92	1,380
カンボジア	1,525	181	141	926
ミャンマー	6,367	677	553	868
合計(平均)	61,766	4,487	23,270	3,767
【参考】				
日本	12,761	378	59,603	46,707
中国	135,404	9,597	82,210	6,071
インド	122,719	3,287	18,417	1,501
ブラジル	19,836	8,515	22,531	11,359
E U (28カ国)	50,658	4,381	166,733	32,913
N A F T A (3カ国)	46,607	21,578	192,434	41,289

(注) 面積は2011年、人口、名目GDP、1人あたり所得は2012年

(出所) IMF、UN、Demographic Yearbook system、Demographic Yearbook 2011、総務省より作成

ASEAN 域内での経済発展が相対的に進んでいることから、マレーシアの賃金コストは他国よりも高い水準にある。JETRO の投資コスト比較調査(2013年1月時点調査)によると、マレーシア(クアラルンプール)の製造業の一般工職(ワーカー)の月額賃金は344ドルと、ASEAN9カ国(データの無いブルネイ除く)の中では、シンガポール(1,230ド

¹ 1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオス、ミャンマー、1999年にカンボジアがそれぞれ加盟した。

ル)よりは低いものの、2位のタイ(バンコク:345ドル)とほぼ同水準である。

なお、製造業の中堅技術者、課長クラス、非製造業の一般職、課長クラスの賃金水準は、タイよりも2~3割高くなっている。

近年の中国の賃金上昇に伴い、マレーシアの賃金水準は中国と同程度となっている。北京や上海との比較でみると、マレーシアの製造業の中堅技術者や課長クラスの賃金コストは相対的に高いが、一般工職では既に月額100ドル以上、低くなっている。また、非製造業(一般職、課長クラス)では、マレーシアと中国との賃金水準は同じである。

図表 3-14 ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較

国名		ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム	インドネシア
都市	単位	ヤンゴン	プノンペン	ビエンチャン	ホーチミン	ジャカルタ
国の人口 (2012年)	100万人	63.7	15.3	6.6	88.8	244.5
1人あたりGDP (2012年)	ドル	868	926	1,380	1,753	3,594
製造業・一般工職	ドル/月	53	74	132	148	239
製造業・中堅技術者	ドル/月	138	298	336	297	433
製造業・課長クラス	ドル/月	433	563	410	653	1,057
非製造業・一般職	ドル/月	236	297	321	440	423
非製造業・課長クラス	ドル/月	668	1,088	1,109	1,222	1,245
法定最低賃金	ドル/月	-	80	78	113	226
祝日日数	日	24	26	13	11	14

国名		フィリピン	マレーシア	タイ	シンガポール	中国	
都市	単位	マニラ	クアラルンプール	バンコク	シンガポール	上海	北京
国の人口 (2012年)	100万人	95.8	29.5	67.9	5.3	1,354.0	
1人あたりGDP (2012年)	ドル	2,612	10,345	5,390	52,052	6,071	
製造業・一般工職	ドル/月	301	344	345	1,230	449	466
製造業・中堅技術者	ドル/月	452	944	698	2,325	835	743
製造業・課長クラス	ドル/月	1,070	1,966	1,574	4,268	1,456	1,445
非製造業・一般職	ドル/月	493	858	664	2,330	824	840
非製造業・課長クラス	ドル/月	1,194	1,986	1,602	4,672	1,891	1,962
法定最低賃金	ドル/月	11 (日額)	296	9.85 (日額)	-	231	223
祝日日数	日	16	20	16	11	33	

(注) 賃金コストは各国とも2012年10~11月調査

(出所) IMF、JETRO「第23回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(2013年5月)、JETROウェブサイト、CEICより作成

ASEAN 諸国間での貿易額は増え続けており、マレーシアも ASEAN 域内での輸出入額が増えている。しかし、輸出の増加以上に輸入が増加しており、過去 10 年間に限ってみれば、マレーシア国内産業に対する需要が、他の ASEAN 諸国、特にシンガポールやタイにシフトしていたと推察される(図表 3-15 参照)。ASEAN 諸国の中では相対的に高い労働コストを抱えるマレーシアではあるが、同じようにコストの高いタイやシンガポールが、2002 年からの 10 年間で域内需要を取り込んでいたのとは対照的である。タイは、自動車産業を中心とした製造業の産業集積と高い競争力、シンガポールは金融、物流、地域統括拠点としての魅力の高さを生かしていると推察される。

2002 年から 2012 年の間、ASEAN 諸国内向け輸出が 367 億ドル増加したのに対し、輸入は 511 億ドル増加している。増加額の差分 144 億ドル(367 億ドル - 511 億ドル)は、インドネシア(311 億ドル)に次いで大きい。

図表 3-15 ASEAN 諸国間の貿易総額の変化(2002 年 2012 年)

輸出元	輸出先 年	タイ	マレーシア	シンガ ポール	インド ネシア	ベトナム	フィリピン	カンボジア	ミャンマー	ラオス	ブルネイ	ASEAN10	増減額 02 12
		タイ	02 12		2,835 12,352	5,554 10,763	1,678 11,142	947 6,645	1,274 4,830	515 3,765	324 3,108	404 3,588	40 190
マレーシア	02 12	3,972 12,231		15,959 30,944	1,801 8,954	664 3,827	1,335 3,398	55 249	239 704	3 13	257 694	24,285 61,014	+36,729
シンガポール	02 12	5,710 15,622	21,807 50,432		0 43,332	2,082 10,383	3,039 6,337	352 988	524 1,341	26 30	456 1,546	33,996 130,010	+96,013
インドネシア	02 12	1,227 6,635	2,030 11,280	5,349 17,135		393 2,274	778 3,708	69 292	54 402	1 24	32 82	9,933 41,831	+31,898
ベトナム	02 12	227 2,832	348 4,496	961 2,368	332 2,358		315 1,871	178 2,831	7 118	65 421	7 17	2,434 17,312	+14,879
フィリピン	02 12	1,083 2,446	1,653 1,018	2,472 4,861	205 840	103 593		8 16	4 19	0 1	3 7	5,530 9,801	+4,271
カンボジア	02 12	8 228	23 117	27 518	1 11	32 442	0 3		0 0	0 1	0 0	91 1,319	+1,228
ミャンマー	02 12	831 3,363	70 168	97 72	29 58	5 100	2 25	0 0		0 0	0 0	1,034 3,785	+2,751
ラオス	02 12	85 1,131	0 0	0 5	0 3	57 404	0 0	0 2	0 0	0 0	0 0	143 1,545	+1,402
ブルネイ	02 12	413 405	3 48	194 119	32 382	0 555	21 50	0 1	0 0	0 0	664 1,560		+896
ASEAN10	02 12	13,557 44,894	28,769 79,911	30,612 66,783	4,078 67,078	4,284 25,223	6,765 20,222	1,178 8,144	1,152 5,691	498 4,077	788 2,535	91,680 324,561	+232,880
増減額	02 12	+31,337	+51,142	+36,171	+63,001	+20,940	+13,458	+6,966	+4,539	+3,579	+1,748	+232,880	
輸出増・輸入増(注)		+11,476	-14,413	+59,843	-31,103	-6,061	-9,186	-5,738	-1,789	-2,177	-852		

(注) 単位：100 万ドル

(出所) IMF, “Direction of Trade Balance”、CEIC より作成

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

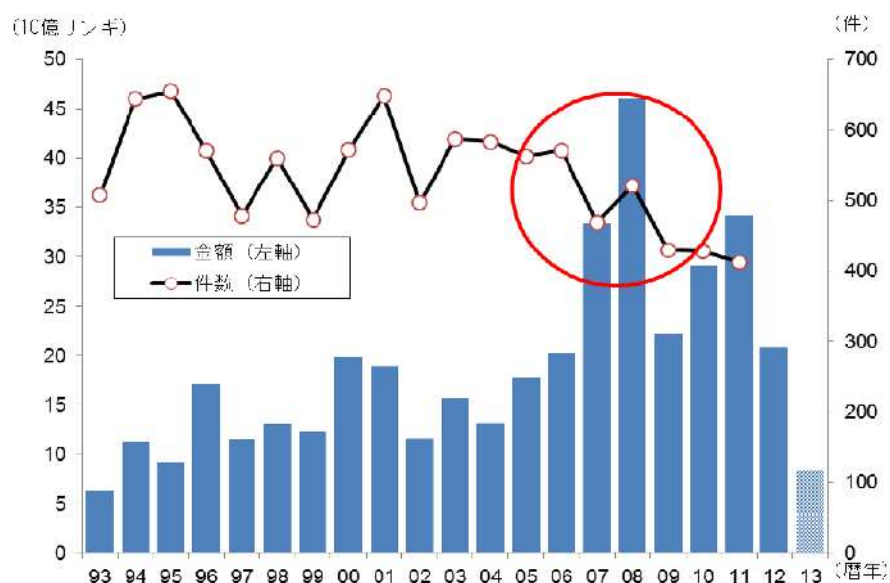
マレーシアへの外国直接投資額は、1990年代中盤から2000年代中盤にかけて100～200億リングで推移し増減を繰り返した。その後2004年から2008年までは4年連続で投資額が増加した。特に2007、2008年には積極的な外国投資が投資増を牽引した。2007年の投資額は電気機械分野の大型投資により334億リングに、2008年には基礎金属分野の大型投資により過去最高の460億リングに達した。

製造業向け外国直接投資受入状況（図表4-1）は、2008年のリーマンショックの影響で、2009年は2006年水準にまで落ち込んだが、翌2010年から2011年にかけては電気機械向けの投資回復により2007年の水準まで回復した。2012年には、米国からの投資減少が影響し投資額は再び縮小したが、足元、2013年上期においては、再び米国からの電気機械向け投資が増加したことから、前年同期比で+42.1%の伸びとなっている。

マレーシアの外国投資における新規・拡張案件の割合をみると、年によって変動はあるものの、近年は（2010年を除く）新規案件の割合が多くなっている（図表4-2）。

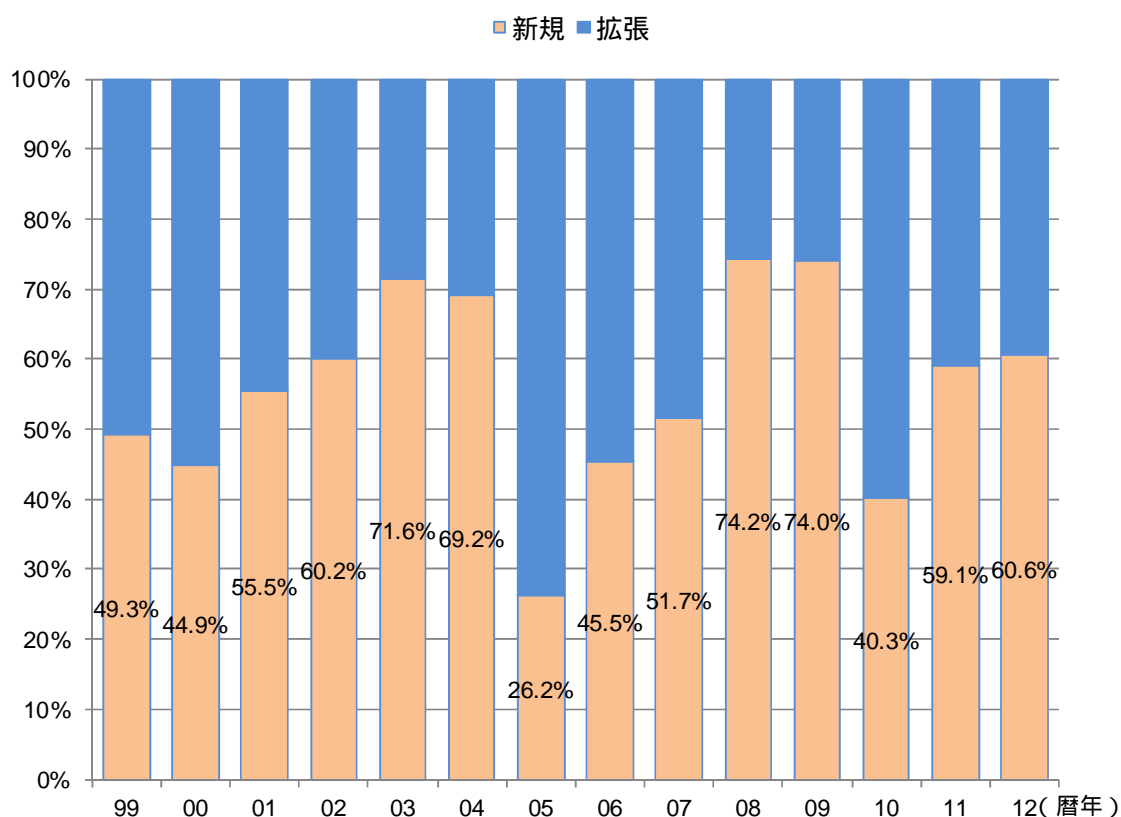
マレーシア投資開発庁（MIDA）は近年の投資動向について、マレーシア経済が転換期を迎えていることと深く関係していると指摘し、今後は一層労働集約型産業に対する投資が減少し、高度技術、知識産業等の高付加価値産業へシフトしていくものとみている。

図表 4-1 製造業向け外国直接投資受入状況(認可額ベース)



（注）再投資分も含まれる。2013年は第1四半期（1～3月）の実績値
（出所）MIDAより作成

図表 4-2 外国直接投資における新規・拡張案件の割合(認可額ベース)



(出所) MIDA より作成

2. 国別受入動向

1991年から2012年までの国別の外国直接投資の累積認可額(製造業)は、米国、日本、シンガポール、ドイツの4カ国で5割以上を占める。特に米国、日本からの投資はそれぞれ約2割を占め、他国を大きく上回っている。累計額は、米国が798億リンギ(構成比19.1%)、日本が749億リンギ(同17.9%)、シンガポールが384億リンギ(同9.2%)、ドイツが315億リンギ(同7.5%)となっている(図表4-3)。2006年からの推移をみても、日本からは毎年25億リンギ以上の直接投資が継続的に実施されている。

上記4カ国の他には、2008年にオーストラリアがアルミ精錬、2009、2010年に香港が基礎金属や輸送用機械、2012年にはサウジアラビアが化学製品の投資を実施する等、一時的に大型案件が実施されている。

2012年の認可実績では、日本が27.9億リンギ(構成比13.4%)で第1位であった。以下、サウジアラビア(同26.5億リンギ、12.7%)、シンガポール(同22.1億リンギ、10.6%)、中国(同19.8億リンギ、9.5%)、韓国(同16.4億リンギ、7.9%)等が続く(図表4-4)。

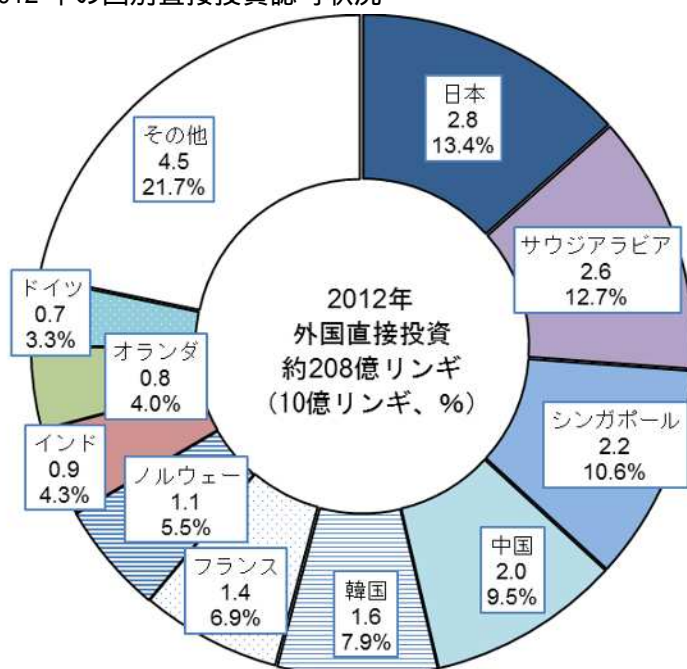
図表 4-3 製造業向け外国直接投資認可額の推移(国別、1991～2012年)

(10億リンギ)

	91-05 (累計)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	合計	構成比
米国	48.8	2.5	3.0	8.7	2.3	11.7	2.5	0.3	79.8	19.1%
日本	34.4	4.4	6.5	5.6	7.0	4.0	10.1	2.8	74.9	17.9%
シンガポール	22.8	1.9	3.0	2.0	2.0	2.2	2.5	2.2	38.4	9.2%
ドイツ	18.0	0.2	3.8	4.4	0.4	1.9	2.0	0.7	31.5	7.5%
台湾	17.5	0.4	0.4	0.9	0.7	1.3	1.4	0.2	22.7	5.4%
オーストラリア	4.0	2.6	1.7	13.1	0.3	0.1	0.3	0.1	22.2	5.3%
韓国	8.7	0.4	1.1	0.2	0.5	0.2	5.2	1.6	17.9	4.3%
オランダ	6.9	3.3	1.7	1.8	0.5	0.9	1.0	0.8	16.9	4.0%
英国	8.6	0.6	0.4	0.9	0.3	0.3	0.2	0.6	12.0	2.9%
香港	2.7	0.1	0.1	0.1	5.3	2.8	0.4	0.1	11.5	2.7%
中国	4.4	0.1	1.9	0.0	0.2	0.6	1.2	2.0	10.5	2.5%
スイス	4.0	0.0	0.1	0.9	0.1	0.6	0.4	0.5	6.5	1.5%
インド	1.7	0.0	2.9	0.2	0.1	0.0	0.2	0.9	6.1	1.5%
サウジアラビア	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	2.6	4.9	1.2%
インドネシア	2.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.1	3.7	0.9%
フランス	0.6	0.1	0.8	0.3	0.0	0.2	0.2	1.4	3.6	0.9%
タイ	0.6	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.4	1.8	0.4%
デンマーク	1.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	1.7	0.4%
カナダ	0.7	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.4	0.0	1.4	0.3%
アイルランド	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.2%
イタリア	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.2%
ベルギー	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.6	0.1%
その他	22.7	3.0	5.6	6.6	2.2	2.0	2.9	3.1	48.1	11.5%
合計	212.5	20.2	33.4	46.1	22.1	29.1	34.1	20.8	418.4	100.0%

(注) : 25億リンギ以上、 : 50億リンギ以上、 : 100億リンギ以上
(出所) MIDA より作成

図表 4-4 2012年の国別直接投資認可状況



(出所) MIDA より作成

3. 業種別受入動向

2006年から2012年までの製造業向け外国直接投資の累計認可額を業種別にみると、電気機械(774億リンギ、構成比37.6%)、基礎金属(373億リンギ、18.1%)、化学製品(235億リンギ、11.4%)への投資が多く、これら3業種で全体の約7割となっている(図表4-5)。直近3年(2010~2012年)の動きでも、構成比の変動はあるものの主たる業種に変化はない。2012年の業種別実績は(図表4-6)主要投資対象業種である電気機械に対する投資額の減少が顕著である。一方、サウジアラビア企業の大型投資により、化学製品が上位となった(56.7億リンギ)。この他、ゴム製品、機械・器具、プラスチック向け投資は、2012年に外資の大型投資があったため前年比で高い伸びを示している。

マレーシアでは、サービス業向けの外国投資も拡大している(図表4-7)。2011年、12年の外国直接投資の内、サービス業の割合は3割を超えている。分野としては、グローバル・オペレーション・ハブ、流通業、経営統括会社、不動産等への投資が多くなっている。

図表 4-5 製造業向け外国直接投資認可額累計(業種別、2006~2012年)
(10億リンギ)

順位	業種	金額	構成比
1	電気機械	77.4	37.6%
2	基礎金属	37.3	18.1%
3	化学製品	23.5	11.4%
4	石油製品	11.1	5.4%
5	食料品	8.2	4.0%
6	輸送用機械	5.6	2.7%
7	機械・器具	5.5	5.8%
8	金属製品	5.1	2.5%
9	紙・印刷・出版	3.7	1.8%
10	プラスチック	3.3	1.6%
	その他	25.2	9.1%
	合計	205.9	100.0%

(出所) MIDA より作成

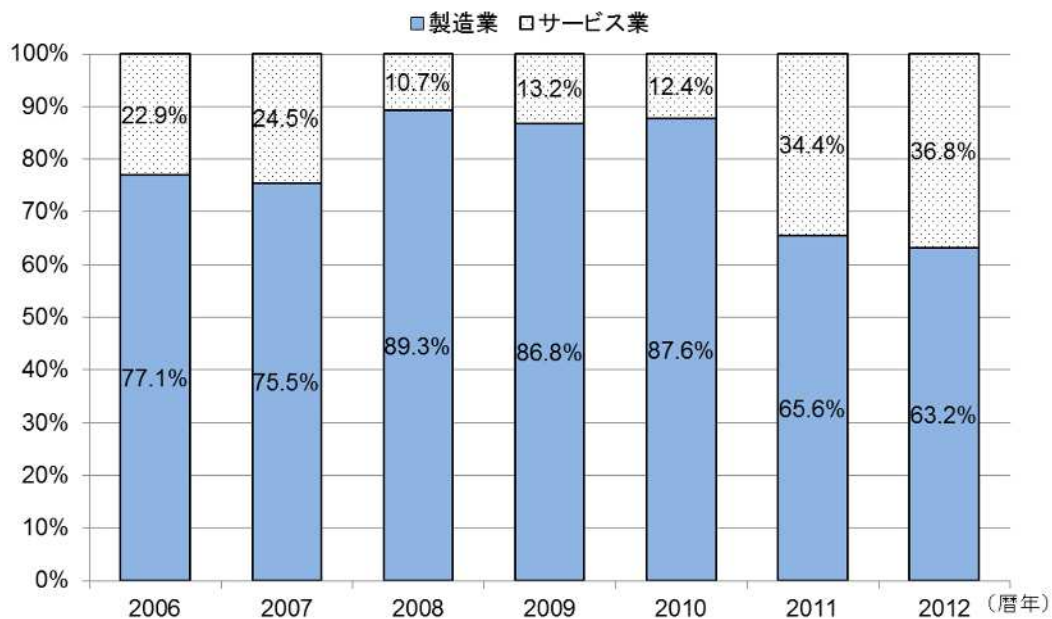
図表 4-6 製造業向け外国直接投資認可額推移(業種別)

(10億リンギ)

		2010		2011		2012		伸び率(2011-12年)				
		全体	外資		全体	外資		全体	外資			
			金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比	全体	外資
1	化学製品	2.8	1.7	6.0%	5.0	3.2	9.4%	6.4	5.7	27.2%	30.0%	76.1%
2	電気機械	13.3	11.8	40.8%	20.1	18.7	54.8%	4.0	3.3	15.6%	-80.1%	-82.6%
3	基礎金属	5.2	3.6	12.4%	9.9	3.6	10.5%	3.8	1.9	9.3%	-61.8%	-46.1%
4	輸送用機械	3.5	0.7	2.6%	6.0	1.1	3.1%	7.8	1.8	8.9%	30.2%	73.4%
5	石油製品	5.8	1.1	3.7%	2.7	1.0	2.8%	6.0	1.4	6.6%	125.2%	42.2%
6	機械・器具	1.9	1.0	3.5%	0.7	0.3	0.7%	1.9	1.2	6.0%	148.6%	394.4%
7	ゴム製品	0.9	0.2	0.6%	0.6	0.1	0.3%	1.4	1.2	5.8%	114.5%	1235.4%
8	食料品	2.4	1.2	4.2%	3.7	2.6	7.5%	3.4	1.1	5.4%	-8.0%	-56.5%
9	プラスチック	0.8	0.3	0.9%	0.7	0.3	0.8%	1.1	0.7	3.4%	66.6%	161.0%
10	金属製品	2.5	1.5	5.2%	1.4	0.8	2.4%	1.2	0.6	2.9%	-13.7%	-24.8%
	その他	7.9	5.9	20.2%	40.3	2.6	7.7%	18.3	1.9	9.0%	-	-
	合計	47.2	29.1	100.0%	56.1	34.1	100.0%	41.1	20.8	100.0%	-	-

(出所) MIDA より作成

図表 4-7 サービス業向け外国直接投資の構成比(2006~2012年)



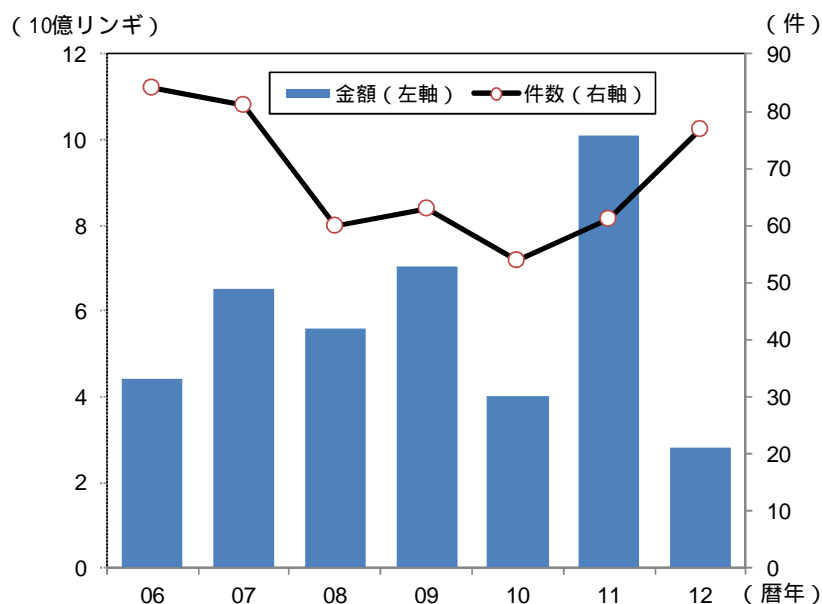
(出所) MIDA より作成

4. 日本からマレーシアへの直接投資

日本はマレーシアにとって米国と並び主要な投資国の一つである（投資額 1 位：2006、07、09、11、12 年、2 位：08、10 年）。2011 年には、電気機械向けの大型投資が複数実施され、投資額は過去最大となる 101 億リンギ（前年比 2.5 倍）となった。2012 年は前年比 72.4% 減の 27.9 億リンギであったが、国別では首位を維持している（図表 4-8、図表 4-3）。

投資対象業種をみると、投資額が過去最大であった 2011 年では、全体の 9 割近くを電気機械が占めた。2012 年の上位業種はゴム製品、輸送用機械、プラスチック、電気機械等である（図表 4-9）。

図表 4-8 日系企業の投資認可件数と投資額の推移



(出所) MIDA より作成

図表 4-9 日系企業の投資対象業種(2011 年、2012 年)

(100万リンギ)

順位	2011			2012			伸び率 (11-12年)
	業種名	金額	構成比	業種名	金額	構成比	
1	電気機械	9,061	89.7%	ゴム製品	985	35.3%	全増
2	輸送用機械	326	3.2%	輸送用機械	456	16.3%	39.9%
3	石油製品	169	1.7%	プラスチック	430	15.4%	542.2%
4	基礎金属	159	1.6%	電気機械	345	12.3%	-96.2%
5	窯業・土石製品	139	1.4%	紙・印刷・出版	193	6.9%	2219.2%
6	金属製品	84	0.8%	金属製品	169	6.1%	101.2%
7	プラスチック	67	0.7%	窯業・土石製品	106	3.8%	-23.7%
8	化学製品	31	0.3%	機械・器具	37	1.3%	32.1%
9	機械・器具	28	0.3%	食料品	33	1.2%	2138.7%
10	製材・木製品	21	0.2%	製材・木製品	24	0.9%	14.3%
	その他	17	0.2%	その他	15	0.5%	-
	合計	10,102	100.0%	合計	2,793	100.0%	-

(出所) MIDA より作成

2012年8月時点で、マレーシアに進出している日本企業は1,409社である。業種別では、製造業の、電子・電機が272社で最も多く、石油・化学製品が88社、鋼鉄・非鉄金属が76社、自動車・関連部品が60社と続く。非製造業では、製造業関連の代理店・サービスが149社と最も多く、貿易・商社が146社、建設・土木が89社、物流・倉庫が54社と続く。全体の構成比では、電機・電子が19.3%で最も高い。

州別の進出状況では、製造業ではセラングール州が314社、ジョホール州が130社、ペナン州が82社と多い。空港や港湾等のインフラが整備されているセラングール州、ジョホール州、半導体企業が集積するペナン州が製造業の拠点として選択されている。一方、非製造業では、主要商業圏であるセラングール州が302社、クアラルンプールが279社と多い。全体では、進出企業の6割以上が首都クアラルンプールと隣接するセラングール州の2地域に集中している(図表4-10)。

2008年以降の進出日本企業では、電気機器、精密機器製造・販売が15件と多い。その他、2009年4月に規制緩和が実施されたサービス関連の投資(各種卸売、情報・システム・ソフト関連、金融関連等)も目立っている(図表4-11)。

図表 4-10 日系企業の進出状況(2012年8月時点)

業種	州																総計	構成比(製造業・非製造業別)	構成比(全体)
	ジョホール	ケダ	クランタン	クアラルンプール	マラッカ	ネグリ・センピラン	パハン	ペナン	ペラ	ペリス	サバ	サラワク	セラングール	トレンガヌ	ラブアン				
製造業	電子・電機	59	16	1	6	14	16	4	29	10	-	-	3	114	-	-	272	37.3%	19.3%
	石油・化学製品	12	5	-	4	3	4	5	13	2	-	-	3	35	2	-	88	12.1%	6.2%
	鋼鉄・非鉄金属	10	3	-	3	3	6	-	10	2	-	-	1	38	-	-	76	10.4%	5.4%
	自動車・関連部品	9	5	-	1	1	6	-	5	-	-	-	-	33	-	-	60	8.2%	4.3%
	木材・木製品	2	1	-	-	1	-	3	1	7	-	4	6	1	-	-	26	3.6%	1.8%
	機械	1	2	-	-	1	1	-	3	-	-	-	-	18	-	-	26	3.6%	1.8%
	食品・飲料	6	-	-	2	-	-	-	3	2	-	-	-	5	-	-	18	2.5%	1.3%
	繊維・繊維関連製品	2	2	-	-	-	-	-	4	2	-	-	-	5	1	-	16	2.2%	1.1%
	その他製造業	29	8	1	8	4	10	-	14	5	1	-	1	65	1	-	147	20.2%	10.4%
	小計	130	42	2	24	27	43	12	82	30	1	4	14	314	4	0	729	100%	51.7%
	州別シェア	17.8%	5.8%	0.3%	3.3%	3.7%	5.9%	1.6%	11.2%	4.1%	0.1%	0.5%	1.9%	43.1%	0.5%	0.0%	100%	-	-
非製造業	代理店・サービス	1	1	-	31	-	1	1	11	-	-	1	-	102	-	-	149	21.9%	10.6%
	貿易・商社	1	1	-	63	1	-	1	8	1	-	10	11	49	-	-	146	21.5%	10.4%
	建設・土木	5	-	-	45	-	-	1	3	-	-	-	1	34	-	-	89	13.1%	6.3%
	物流・倉庫	4	1	-	5	-	1	-	2	-	-	-	1	40	-	-	54	7.9%	3.8%
	レストラン等	1	-	-	14	-	-	-	2	-	-	1	-	3	-	-	21	3.1%	1.5%
	保険	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	12	1.8%	0.9%
	旅行代理店	-	-	-	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	12	1.8%	0.9%
	金融保険・銀行業務	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11	1.6%	0.8%
	リース業	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	5	0.7%	0.4%
	農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	4	0.6%	0.3%
	漁業・水産業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1%	0.1%
	証券	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1%	0.1%
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0.0%
	不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0.0%
	その他非製造業	6	-	-	91	-	1	-	4	-	-	1	1	71	-	-	175	25.7%	12.4%
	小計	19	3	0	279	1	3	5	31	1	0	18	14	302	0	4	680	100%	48.3%
州別シェア	2.8%	0.4%	0.0%	41.0%	0.1%	0.4%	0.7%	4.6%	0.1%	0.0%	2.6%	2.1%	44.4%	0.0%	0.6%	100%	-	-	
合計	149	45	2	303	28	46	17	113	31	1	22	28	616	4	4	1,409	-	-	
州別シェア	10.6%	3.2%	0.1%	21.5%	2.0%	3.3%	1.2%	8.0%	2.2%	0.1%	1.6%	2.0%	43.7%	0.3%	0.3%	100%	-	-	

(出所) JETRO「マレーシアビジネスガイド(2013年)」より作成

図表 4-11 2008 年以降の主なマレーシア進出日本企業(2013 年 12 月末時点)

時期	企業名	業種	業務内容
2008年			
2008/1	オリックス	投資業等	不良債権投資
2008/3	富士電機	精密機器	半導体デバイスの製造
2008/3	東京材料	化学卸売	化学工業用諸原料の販売・輸出入
2008/4	トヨフジ海運	運輸	集荷業、フォワーダー業
2008/6	映機工業	電気機器卸売	プロジェクタ、周辺機器の販売
2008/6	TOA	電気機器卸売	電気音響機器・セキュリティ機器の販売
2008/7	森精機製作所	機械卸売	工作機械の販売・サービス
2008/8	トーメンエレクトロニクス	電気機器	電子機器、電子部品等の製造・販売
2008/10	アズビル	精密機器卸売	自動制御機器、システムの販売・サービス
2008/11	パナソニック	精密機器	LCDモジュールの製造
2008/11	ペッパーフードサービス	飲食・外食	牛肉鉄板焼き「ペッパーランチ」の展開
2008/12	ライオン	化学	界面活性剤・化学品の製造・販売
2009年			
2009/1	日立プラントテクノロジー	建設・工事	空調等の設備事業の施工
2009/1	野村アセットマネジメント	投信・投資顧問	投資顧問業
2009/2	親日鐵住金、阪和興業	鉄鋼	電気亜鉛メッキ鋼板の製造・販売
2009/3	エイジス	他サービス	小売業周辺サービス
2009/6	松田産業	他サービス	スクラップの回収、リサイクル製錬
2009/6	ロッテ	食料品卸売	菓子の輸入・販売
2009/8	古河電気工業、古河AS	自動車部品	自動車用ワイヤーハーネスの製造・販売
2009/8	トクヤマ	化学	多結晶シリコンの製造・販売
2009/10	岩谷産業	精密機器卸売	ロボットの販売・サービス
2010年			
2010/1	オータックス	精密機器卸売	エアコン用端子盤の販売
2010/2	福井ファイバートック	他卸売	漁網、ロープの販売
2010/2	黒田電気	電気機器卸売	電子部品・半導体等の卸売
2010/4	フューチャーアーキテクト	情報・システム・ソフト	ERPの導入、カスタマイズ及び運営
2010/4	豊田通商	食料品卸売	飼料用穀物の輸出入
2010/6	ファーストリテイリング	専門店	「ユニクロ」店舗の出店・運営
2010/8	フジテック	不動産	不動産の賃借管理
2010/8	三井海洋開発	統括会社	関係会社への業務支援
2010/11	明電舎	建設・工事	電気工事、技術コンサルティング
2010/10	イースタン・カーライナー	貨物運送	海運業
2010/10	キュービー	食料品	調味料の製造・販売
2010/10	富士古河E&C	建設・工事	電気工事、配管等
2010/12	G7ホールディングス	スーパー	食品スーパー関連事業等
2010/12	林兼産業	食料品	ハラル食品の製造・販売
2010	水ing	建設・工事	水処理装置等のエンジニアリング
2011年			
2011/1	ケーヒン	自動車部品	四輪製品の製造・販売
2011/2	中電工	建設・工事	電気工事、配管等
2011/3	イオンファンタジー	レジャー・娯楽	子ども向け室内遊戯施設の運営
2011/4	カトーレック	電気機器	電子機器の組立、部品の製造・販売
2011/4	東洋ゴム工業	自動車部品	乗用車、トラック用のタイヤの製造・販売
2011/4	三井住友銀行	銀行	銀行業務
2011/4	イービーイー	他製造業	包装用緩衝材の設計・製造
2011/6	明星工業	他サービス	断熱工事
2011/8	カネボウ化粧品	化学卸売	化粧品の卸売
2011/9	みずほコーポレート銀行	銀行	銀行業務
2011/9	東京製綱	機械	太陽電池用シリコン切断用ソーワイヤの製造・販売
2011/10	良品計画	専門店	無印良品専門店の運営
2011/10	IHI運搬機械	他卸売	駐車装置の輸出入
2011/10	小林製薬	医薬品	医薬品の製造・販売
2011/11	フューチャースピリッツ	情報・システム・ソフト	データセンターの運営、レンタルサーバー事業
2011/12	YKK	他卸売	住宅用アルミ窓等の製造・販売
2011/12	パナソニック	精密機器	HIT太陽電池の製造

(つづき)

時期	企業名	業種	業務内容
2012年			
2012/1	エレマテック	電気機器卸売	電子部品の輸出入・販売
2012/1	鍋林	化学卸売	化学薬品・関連商品の貿易・販売
2012/2	カネカ	電気機器	電子材料の製造・販売
2012/2	テルモ	他卸売	医療器具の輸入・販売
2012/3	ALSOK	建物管理・警備	警備コンサルタント
2012/4	電通	広告	メディアエージェンシー
2012/4	ロキテクノ	他卸売	オゾン水処理システムの販売
2012/4	パナソニックエコシステムズ	他サービス	省エネ支援サービス
2012/5	パナホーム	建築・設計	住宅建設請負
2012/6	日立工機	機械卸売	電動工具等の販売
2012/7	日本電産	精密機器	精密モーター用ベースプレート製造
2012/7	ヴィンクス	情報・システム・ソフト	ソフトウェア開発、システムの導入業務等
2012/7	スターツコーポレーション	不動産	不動産の仲介・管理・コンサルティング
2012/10	河西工業	自動車部品	自動車内装部品の製造・販売
2012/11	朝日工業社	建設・工事	空調給排水衛生設備の工事
2012/11	ホクト	食料品	きのこ生産販売
2012/11	ADEKA	食料品	マーガリン、ショートニング等の製造・販売
2012/12	住金物産	電力・ガス	太陽光発電による電力販売
2012/12	ゼンショー・ホールディングス	飲食・外食	牛丼店「すき家」の展開
2013年			
2013/1	エス・エム・エス	情報・システム・ソフト	高齢化社会向け情報インフラ事業
2013/6	シミックホールディングス	医薬品	医薬品開発支援
2013/8	共和電業	精密機器卸売	応力測定機器の販売、修理、メンテナンス、設置等
2013/8	北越工業	機械卸売	産業用コンプレッサー等の輸入販売
2013/8	パンチ工業	金属製品	金型部品の製造
2013/8	カシオ	電気機器卸売	計算機等の販売、マーケティング
2013/9	ビーグッド・テクノロジー	情報・システム・ソフト	ソフトウェア開発
2013/9	トライステージ	他サービス	通販番組の制作、コールセンター業務支援
2013/10	電通テック	他サービス	店舗開発、店頭プロモーション、イベント関連業務
2013/10	日本製箔	他製造業	アルミニウム板、アルミニウム箔の製造
2013/11	JFE商事	他卸売	パームヤシがらの販売
2013/11	日本クライメイトシステムズ	精密機器	エアコン部品の製造・販売
2013/12	岡本物流	倉庫・物流	自動車部品の輸入・保管業務等
2013/12	テックワン	他製造業	透湿防水、防風ラミネート加工業務

(出所) 東洋経済新報社「海外進出企業総覧【国別編】2013年」、NNAより作成

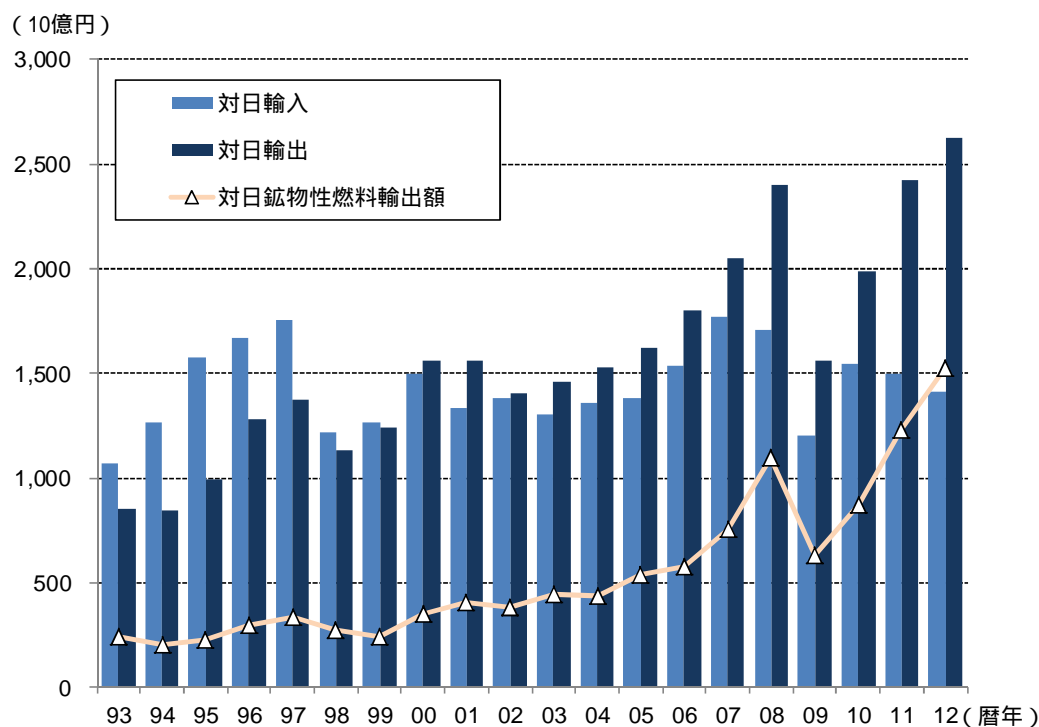
第5章 日マレーシア経済関係

1. 日マレーシア貿易

マレーシア統計局に拠れば、日本はマレーシアにとって、シンガポール、中国に次ぐ第3位の輸出相手国であり（構成比：13.7%）、輸入においても、中国、シンガポールに次ぐ第3位の輸入相手国（同：10.3%）である（詳細は、第3章3節「貿易構造」参照）。

財務省（日本）の貿易統計に拠ると、1993年から1999年にかけては、マレーシアの対日輸入が対日輸出を上回っていたが、2000年を境にマレーシアの輸出超過が続いており、2008年以降特に大きくなっている。2012年の貿易実績は、対日輸出が2.6兆円、対日輸入が1.4兆円で、マレーシアの輸出超過額が1.2兆円に上っている。これは、原油の国際取引価格の高騰により、マレーシアの鉱物性燃料輸出額が特に2009年以降増加している影響が表れている（図表5-1）。また、直近の2011年、2012年においては、東日本大震災による原発稼働停止の影響で、日本側の液化天然ガス需要が増加した一方、対マレーシア向け電子機器の輸出が滞った点が、マレーシアの対日貿易収支の黒字が拡大した背景となっている。

図表 5-1 マレーシアの対日輸出入額の推移



(出所) 財務省（日本）貿易統計より作成

品目毎の動向では、2002年から2012年までの10年間で対日輸出品目の構成は、家具がなくなる一方、プラスチック、元素及び化合物の品目が増え、電気機器の低下が顕著である。2012年の対日輸出品目は、第1位が「天然ガス及び製造ガス」(金額：1兆760億円、構成比：41.0%)、第2位が「石油及び同製品」(同：4,500億円、17.2%)、第3位が「電気機器」(同：4,090億円、15.6%)であった。2002年との比較では、「天然ガス及び製造ガス」が金額で3.6倍に膨らみ(3,010億円 約1兆760億円) 構成比では約20%ポイント上昇している(21.5% 41.0%)。対日輸出の動向をみると、2006年以降、「天然ガス及び製造ガス」の輸出額が「電気機器」を上回り、2011年の東日本大震災以降は、日本国内の火力発電需要が高まったことから特に同品目の輸出額が大きくなっている。また、「石油及び同製品」においても、金額が5.6倍に増加し、構成比も11%ポイント上昇している(5.8% 17.2%)。2002年に対日輸出品目の第1位であった「電気機器」は、2012年には第3位となった。金額では微減(4,512億円 4,093億円)ではあるが、天然ガス、石油の大幅な増加により構成比は16.6%ポイント低下している(図表5-2)。

一方、2012年の対日輸入品目については、第1位が「電気機器」(金額：3,650億円、構成比：25.9%)、第2位が「輸送用機器」(同：2,328億円、16.5%)、第3位が「一般機械」(同：2,240億円、15.9%)であった。2002年との比較では、第1位が「電気機器」である点に変化はないが、同品目の輸入額が27.4%減少(5,030億円 3,650億円)し、構成比も10%ポイント以上低下した(36.5% 25.9%)。2011年以降、東日本大震災による工場被災により、音響機器・映像機器を含む殆どの品目で日本からの輸入が減少したため金額の減少が大きくなっている。近年の動向については、対日輸入においても対日輸出同様に震災の影響が表れている。対日輸入品目第2位の「輸送用機器」では、2002年比で金額が33%上昇し(1,746億円 2,328億円) 構成比も微増となった。これは、自動車や自動車部品の伸びが大きかったことが影響しており、マレーシア進出自動車企業の新車投入等が背景にあると思われる(図表5-3)。

図表 5-2 対日輸出品目(2002年、2012年)

(10億円)

順位	2002年			2012年		
	品目名	金額	構成比	品目名	金額	構成比
1	電気機器	451	32.2%	天然ガス及び製造ガス	1,076	41.0%
2	天然ガス及び製造ガス	301	21.5%	石油及び同製品	450	17.2%
3	一般機械	142	10.2%	電気機器	409	15.6%
4	木製品及びコルク製品(家具を除く)	81	5.8%	再輸入品	99	3.8%
5	石油及び同製品	81	5.8%	木製品及びコルク製品(家具を除く)	88	3.3%
6	木材及びコルク	49	3.5%	一般機械	72	2.7%
7	再輸入品	37	2.7%	植物性油脂	58	2.2%
8	精密機器類	30	2.1%	プラスチック	39	1.5%
9	植物性油脂	24	1.7%	元素及び化合物	33	1.3%
10	家具	23	1.6%	精密機器類	29	1.1%
	その他	182	13.0%	その他	269	10.3%
	合計	1,401	100.0%	合計	2,621	100.0%

(出所) 財務省(日本) 貿易統計より作成

図表 5-3 対日輸入品目(2002年、2012年)

(10億円)

順位	2002年			2012年		
	品目名	金額	構成比	品目名	金額	構成比
1	電気機器	503	36.5%	電気機器	365	25.9%
2	一般機械	219	15.9%	輸送用機器	233	16.5%
3	輸送用機器	175	12.7%	一般機械	224	15.9%
4	鉄鋼	103	7.5%	鉄鋼	128	9.1%
5	精密機器類	48	3.5%	非鉄金属	80	5.7%
6	再輸出品	46	3.3%	再輸出品	55	3.9%
7	プラスチック	40	2.9%	プラスチック	44	3.1%
8	非鉄金属	34	2.5%	金(注)	40	2.8%
9	元素及び化合物	33	2.4%	精密機器類	37	2.6%
10	その他の雑製品	29	2.1%	その他の雑製品	34	2.4%
	その他	146	10.6%	その他	173	12.2%
	合計	1,378	100.0%	合計	1,413	100.0%

(注) 貨幣用金(マネタリーゴールド)を除く

(出所) 財務省(日本)貿易統計より作成



左：クラン港のゲート、右：タンジュンペラバス港にある日系企業の倉庫



左：マレーシア側の国境の様子

右：マレーシアへの入国の際、シンガポールの車は給油していないと罰金あり

2. マレーシアにおける日系企業

JETRO 資料に拠ると、2012 年 8 月時点で、マレーシアに進出している日系企業は 1,409 社である。そのうち、製造業が 729 社、非製造業が 680 社となっている。製造業の内訳をみると、電機・電子が 272 社（構成比 37.3%）と最も多く、次いで、石油・化学製品（88 社、12.1%）、鉄鋼・非鉄金属（76 社、10.4%）、自動車・関連部品（60 社、8.2%）となっている（図表 5-4）。

これまで、電機・電子企業の進出が多かったマレーシアであるが、近年の進出動向としては、2009 年以降進んでいるサービス業の自由化の影響を受け、小売、専門小売、外食等のサービス業の進出が相次いでいる。また、電子・電機企業においても、白物家電から太陽光電池等の高付加価値製品を製造する企業が増えている。

なお、マレーシアの在留邦人数は 10,401 人（外務省、2012 年速報値）である。東南アジア各国の在留邦人数についてみると、マレーシアはインドネシア（12,469 人）に次ぐ 5 位となっている。在留邦人数は 1998 年の過去最高（11,726 人）から増減を繰り返しているが、2008 年以降は増加傾向にある。

図表 5-4 マレーシア進出日系企業の内訳(2012 年 8 月時点)

業種	企業数 (社)	構成比	製造業の内訳	企業数 (社)	構成比
製造業	729	51.7%	電機・電子	272	37.3%
非製造業	680	48.3%	石油・化学製品	88	12.1%
代理店・サービス	149	10.6%	鉄鋼・非鉄金属	76	10.4%
貿易・商社	146	10.4%	自動車・関連部品	60	8.2%
建設・土木	89	6.3%	機械	26	3.6%
物流・倉庫	54	3.8%	木材・木製品	26	3.6%
銀行・金融・保険等	29	2.1%	食品・飲料	18	2.5%
レストラン等	21	1.5%	繊維・繊維関連製品	16	2.2%
旅行代理店	12	0.9%	その他製造業	147	20.2%
その他非製造業	180	12.8%	合計	729	100.0%
合計	1,409	100.0%			

（出所）JETRO「マレーシアビジネスガイド（2013 年）」より作成

図表 5-5 ASEAN 各国の在留邦人数(2011 年 10 月時点)

（単位：人）

在留邦人数	
タイ	46,410
シンガポール	26,032
フィリピン	17,702
インドネシア	12,469
マレーシア	10,401
ベトナム	9,313
カンボジア	1,201
ラオス	554
ミャンマー	543

（出所）外務省「海外在留邦人数調査統計（平成 24 年速報値）」より作成

3. 日本マレーシア経済連携協定締結

日本とマレーシアは、2004年1月より両国の経済連携協定の締結に向けた交渉を開始し、2005年5月までに計6回の会合を実施した。第6回会合において、主要項目の大筋合意に至り、2005年12月、「日本マレーシア経済連携協定（JMEPA）」に署名した。同協定は、2006年7月に発効している。

本協定は、日本にとって、シンガポール、メキシコとの協定に続く、3番目の経済連携協定であり、他のアジア諸国とのEPA交渉における基礎となっている。

本協定では、発効から10年以内に全ての鉱工業品及び大部分の農水産品の関税を撤廃することが合意されている。また、この他にも知的財産の保護、反競争的行為の規制、その他ビジネス環境の整備を実施することが約束された。同協定に基づき、2007年3月より「ビジネス環境整備小委員会」が開催され、ビジネス上の種々の問題について議論を行い、産業界からも高い評価を得ている。

また、上記に加え、経済連携の強化を促進する目的で、農林水産業、教育、人材養成、情報通信技術、科学技術、中小企業、観光及び環境分野において、技術協力の実施が盛り込まれている点が本協定の特徴的な点である。



クアラルンプール中心街のショッピングセンター パビリオン（Pavilion）内「トキョーストリート」

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. マレーシア投資開発庁

マレーシアに製造業や一部のサービス業で進出する際の窓口は、マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority : MIDA) となっている。MIDA は、国家の産業発展の促進と調整を担う、国際通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry : MITI) 傘下の機関である。

但し、業種や設立形態によっては MIDA 以外の監督官庁が窓口となる場合がある。流通取引・サービス (卸・小売業、流通業、外食業、サービス業) は、国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism : MDTCC) において「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン (Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia : MDTCC ガイドライン)」が定められている。

図表 6-1 業種、設立形態ごとの申請先

製造業	マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority : MIDA)
卸・小売業、販売、レストラン、サービス	国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism : MDTCC)
観光業	観光・文化省 (Ministry of Tourism and culture Malaysia)
運送業	陸上公共交通委員会 (Land Public Transport Commission)
	税関 (Royal Malaysian Customs)
建設業	建設業開発庁 (Construction Industry Development Board : CIDB)

(出所) JETRO「マレーシア ビジネスガイド」より

2. 最近の動き

2010年10月、「経済改革プログラム (Economic Transformation Program : ETP)」が実施された。ETPにおいて、2020年の先進国入りを実現させるため、マレーシアの経済発展を牽引する12の重点分野 (National Key Economic Areas : NKEAs) が指定されている。加えて、地域経済格差の是正を目的とした5大経済開発地域の計画が2006年以降着手されており、投資を集めている。

また2009年にナジブ政権が発足して以降、サービス分野での規制緩和が進んでいる。

(1) 12の投資奨励業種

12の重点分野（NKEAs）は11の重要産業と1つの重点地域で、国内外あわせて1.4兆リンギ規模の投資実行を目標としている。マレーシア政府は1.4兆リンギのうち、政府の負担分は1割、9割は民間が担うことを想定している。民間からの投資額の内3割を外国企業が占めることを期待している。

11の重要産業の中では、輸出額の3分の1を占める電機・電子産業の高度化や、年率10%以上の規模で成長している医療ツーリズムの振興を旨とされている。

唯一地域都市として挙げられた「クアラルンプール圏開発」では、同国GDPの3分の1を占める首都のクアラルンプールが、改めて経済成長の中心地として位置付けられた。同地域での重点項目には、大量高速輸送システム（MRT）の導入とその波及効果や、イスラム金融のハブとして国際金融地域の創設がある。

図表 6-2 政府が掲げる12の重点分野

1	石油・ガス	国営石油会社ペトロナスの国際開発事業拡大
2	パーム油	パーム油加工産業開発で世界のパーム油のハブ化
3	金融サービス	国際イスラム金融センター戦略
4	卸小売	中間層拡大に伴う、スーパー、コンビニ等の近代化
5	観光	エコツーリズム振興
6	情報通信技術	ICT普及、情報通信の教育訓練
7	教育サービス	留学生確保のための大学制度改革
8	電機・電子産業	産学連携による研究開発、職業訓練センター設立、技術力ある中小企業支援
9	ビジネスサービス	建設・環境分野への支援
10	民間医療	医療観光振興(毎年100万人の外国人受け入れ)
11	農業	規模の経済、IT利用による農業加工産業振興
12	クアラルンプール圏開発	大量高速輸送サービス整備、イスラム金融を主流に国際金融センター化構想

(出所) マレーシア中央銀行より作成

(2) 5大経済地域

マレーシアでは西海岸部を中心に経済発展している一方で、東海岸部や東マレーシアでは開発が遅れている。このような地域格差を是正するため、政府は地域の特色を活かして投資誘致に注力し、開発プロジェクトを進行させている。北部回廊経済地域、東海岸経済地域、イスカンダル・マレーシア、サラワク再生可能エネルギー回廊、サバ開発回廊の5地域が経済開発地域として設定されている。

北部回廊経済地域（Northern Corridor Economic Region：NCER）

北部回廊経済地域はペルリス州、ケダ州、ペナン州、ペラ州北部を含む地域で、農業、製造、観光、物流産業を重点分野としており、住民の所得向上、雇用創出などにも注力する。地域の中心であるペナン州は電機・電子産業の進出が多いことから域内のハイテク電子

産業ハブとなることや、農業分野では近代的な食糧生産地域となることを目指している。ペナン島やランカウイ島の観光資源を拡充させ、観光業収益の引き上げも行う。

東海岸経済地域 (East Coast Economic Region : ECER)

トレンガヌ州、クランタン州、パハン州の東海岸回廊経済地域では資源が豊富なため、石油、ガス、石油化学や観光、農業、教育、製造分野を開発の柱としている。2008年の立ち上げ期から、2013年8月時点ですでに500億リンギの投資が誘致されており、パハン州のクアンタン港拡張事業など重要インフラ整備案件が進行中である。また、鉄道の東海岸線の事業化調査は2012年7月に完了している。

イスカンダル・マレーシア (Iskandar Malaysia)

イスカンダル・マレーシアでは、シンガポールに隣接しているジョホール州南部においてシンガポールの3倍の地域を開発しており、シンガポールと同一の経済圏としての発展が期待されている。地域をA～Eの5地域に分け、A地区はシティーセンターとして金融・行政地域、B地区(ヌサジャヤ)は商業、住宅、教育、医療機関、C地区はタンジュンペラパス港周辺に物流拠点を開発、D地区はパシルグダン港周辺で工業団地や化学、電機、バイオ関連企業を誘致、E地区には空港があり、ハイテク企業の誘致や物流拠点としての開発を行う。

サラワク再生可能エネルギー回廊 (Sarawak Corridor of Renewable Energy : SCORE)

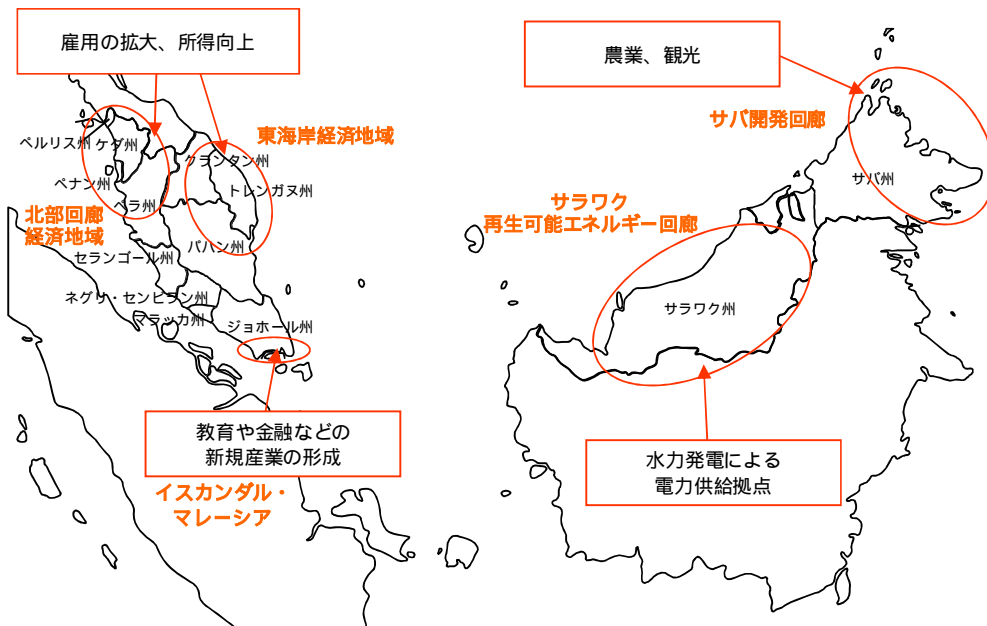
サラワク再生可能エネルギー回廊では、ボルネオ島の山岳地帯を利用した水力発電や石炭、天然ガスなどの豊富なエネルギー資源を活かして、電力消費の多いアルミニウム産業や金属・ガラス産業を優先して誘致している。重工業地域、回廊の中心都市、工業用港湾の3地域を重点的に開発する計画である。

サバ開発回廊 (Sabah Development Corridor : SDC)

州の大半がジャングルのサバ州には、世界遺産のキナバル国立公園や東南アジア最高峰であるキナバル山、州都周辺にビーチリゾートがある。このような環境を活かし、サバ開発回廊では観光や物流、農業、製造分野をバランスよく発展させる方針である。観光産業に加え、物流コストの改善や、高付加価値農産物の生産、石油・パーム油・ガス関連産業の誘致も目指している。

各経済地域において、それぞれの地域開発委員会政府が投資優遇策を提案しており、地域ごとに税や公共料金の減免、補助金などを用意している。

図表 6-3 政府が投資誘致に注力する地域と注力分野



(出所) MATRADE、MAPIO より作成

(3) サービス業の規制緩和

2009 年以前は、非製造業の出資比率はブミプトラ資本が 30%以上である必要があった。2009 年 4 月にナジブ首相が就任して以降、それまでのブミプトラ政策が改革され、その一環として外資規制を緩和する政策がとられている。2009 年 4 月 22 日にはサービス産業の自由化が発表され、観光、輸送などを含む 27 業種の規制が撤廃された(図表 6-5)。金融・保険なども 2009 年 4 月 27 日に資本規制が緩和され、投資銀行、イスラム銀行、保険会社、イスラム保険に対する外資出資比率が 49%から 70%まで引き上げられた。その後、2009 年 6 月 30 日には、外国投資委員会 (Foreign Investment Committee : FIC) が 2008 年 1 月 1 日に発出した「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン」が撤廃され、FIC は解散した。但し既存会社では、他の所轄官庁発行によるライセンス等に記載された資本条件は引き続き有効となる。2012 年以降、さらに教育、医療などサービス 17 業種の出資規制が段階的に撤廃されている (図表 6-7)。

図表 6-4 サービス業にかかる外資規制緩和の動き

発表時期	規制緩和	詳細
2009年4月	サービス産業27分野における規制撤廃	図表 6-5
2009年4月	金融分野の自由化	図表 6-6
2009年6月	外国投資委員会 (FIC) による外国資本のガイドラインを撤廃	-
2010年5月	流通サービス分野のブミプトラ資本規制の緩和	-
2011年10月	サービス産業17分野における規制を段階的に撤廃	図表 6-7

(出所) 各種資料より作成

図表 6-5 2009年4月22日に発表され自由化されたサービス産業 27 業種

コンピューター及び関連サービス	
1	ハードウェア導入に関する相談サービス
2	ソフトウェア実行サービス（システム・ソフトウェアコンサルティング、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンス）
3	データ処理サービス（入力作成、データ加工・表作成、時間分割、その他加工サービス）
4	データベースサービス
5	メンテナンス・修理サービス
6	その他サービス（データ準備、訓練、データリカバリ、クリエイティブコンテンツ開発）
健康・社会事業サービス	
7	獣医サービス
8	老人・障害者向けの養護施設での社会福祉サービス
9	子供向けの施設での社会福祉サービス
10	障害者向けを含む子供向けのデイケアサービス
11	ホテル・レストラン（4つ星、5つ星のみ）
12	食品提供サービス（4つ星、5つ星ホテルが提供するもののみ）
13	Cクラスの貨物輸送（自家用輸送、自社製品輸送目的）
スポーツ及びその他レクリエーションサービス	
14	スポーツ関連サービス（スポーツイベントプロモーションと組織サービス）
15	障害者向けの職業リハビリテーションサービス
16	会議・展示会センター（収容規模5,000人以上）
17	旅行代理店、ツアー運営サービス（国内旅行のみ）
18	テーマパーク
観光サービス	
19	4つ星・5つ星ホテル内での飲料提供サービス
輸送サービス	
20	国際調達センター
ビジネスサービス	
21	地域流通センター
22	技術検査・分析サービス
23	経営コンサルティングサービス（一般、ビジネス税務を除く金融、マーケティング、人的資源、生産、PRサービス）
オペレーターを伴わないレンタル・リースサービス	
24	カボタージュ・オフショア貿易を除く船舶のレンタル・リースサービス
25	船員の乗り組まない国際配送用貨物船（裸用船）のレンタル
運送支援・補助サービス	
26	海上エージェントサービス
27	船舶の引き揚げ、離礁

（出所）MIDA より作成

図表 6-6 金融分野の自由化(2009年4月27日発表)

1	銀行ライセンスの新規発行	商業銀行分野で外資にライセンスを発行、イスラム銀行ライセンス2件を外資へ付与、家族向けのイスラム保険業務について新たに免許を公布
2	外資出資規制の緩和	投資銀行やイスラム銀行、保険会社、タカフル保険運営者（イスラム保険）に対する外国資本の出資制限を49%から70%に緩和
3	運営・営業の緩和	1990年ラブアン・オフショア銀行法に基づく持ち株会社には、2009年6月以降、運営・管理事務所をクアラルンプールに設置することを許可、等

(出所) JETRO より作成

図表 6-7 2012年以降外資規制が撤廃されるサービス産業 17 業種

	分野	自由化の時期
1	通信サービス(アプリケーション)	2012年
2	通信サービス(ネットワークファシリティ・プロバイダ及びネットワークサービス・プロバイダライセンス)	
3	技能訓練サービス	
4	私立病院サービス	
5	デパート・専門店	
6	焼却サービス	
7	経理・税務サービス	
8	宅配サービス	
9	技術・職業中等教育サービス	
10	特別支援教育の必要な学生を対象とした技術・職業中等教育サービス	
11	インターナショナルスクール	
12	大学ステータスを有する私立高等教育サービス	
13	個人診療所の専門医療サービス	
14	個人診療所の歯科医療サービス	
15	法務サービス	
16	建築サービス	2013年
17	エンジニアリングサービス	

(出所) MIDA、国際通商産業省等より作成

ひとくちメモ (5) : MIDA との交渉が鍵となる

投資優遇策を多数有するマレーシアだが、どの優遇を選択し、適用すればいいか。企業は、進出や拡張に際して、MIDA に相談、交渉をすることが欠かせない。MIDA に適切に自社製品の説明をし、いかにマレーシアに利益をもたらすかを伝えることができれば、日本人従業員枠の拡大や、外国人労働者の増員、税優遇期間の延長など、投資インセンティブを獲得することができるようだ。但し、MIDA の担当官は技術者ではないため、説明には苦労することもあるとの声も聴かれた。

ひとくちメモ (6) : 医療分野で外国人を取り込む

マレーシアで、医療ツーリズムが成長している。医療ツーリズムとは、医療を受ける目的で海外へ渡航することである。

マレーシアでは 1998 年より医療ツーリズムに取り組んでいる。マレーシア政府は現在、2020 年までの先進国入りするために 12 の重点分野を掲げており、その一つとして「民間医療」が挙げられている。民間医療分野を成長産業として育成し、医療ツーリズムで毎年 100 万人の外国人を受け入れたい考えだ。保健省傘下にある医療ツーリズム促進機関 Malaysia Health Tourism Center によると、2012 年には 67.1 万人が医療目的でマレーシアを訪れており、2007 年の 34.1 万人のほぼ倍の人数となっている。

医療ツーリズムにおけるマレーシアの魅力は、先進国の医大などで技術を習得した医師が多いことや、先端医療設備が整っていること、費用が比較的安いこと、ホスピタリティ精神が高いことなどが挙げられる。また、英語を含む複数の言語が通じることもメリットといえる。

民間病院の大手各社は、患者が多い出身国のスタッフを雇用し、広告の掲載やウェブサイト充実させるなど、病院の充実やアピールにも力を入れている。



写真：病院のラッピング広告（モノレール）

第7章 主要関連法規

マレーシアは13の州と3の連邦直轄領からなる連邦国家である。連邦における立法権と執行権は、連邦憲法に基づき、中央政府と地方政府とに配分されている。中央政府は、外交、国防、治安維持、主な民事法・刑事法の制定と執行、司法権の行使等、連邦全体に重要な事項を管轄している。他方、州政府は、イスラム法や、土地、農業、鉱業など、地方において関心の高い事項を管轄している。

法律は一般に国語（National Language）であるマレー語（Bahasa Malaysia）及び英語又はそのいずれかで書かれているが、マレー語と英語との間に齟齬がある場合は、マレー語が優先される。

以下は、マレーシアにおいてビジネスをするうえで関係する主な法律である。

1. 連邦憲法

連邦憲法（Federal Constitution）は、最高位の法であり、連邦の基本となる法である。連邦憲法と整合しない法律は無効となる。このため、ある法律が連邦憲法に違反していると考えられる場合には、当該法律の違憲無効を裁判所に訴えることができる。

2. 1965 年会社法

1965 年会社法（Companies Act 1965、以下「会社法」という）は、会社の設立、組織、運営等に関する基本的な事項を定める法律である。会社法には、1966 年会社規則（Companies Regulations 1966）、1972 年会社清算規則（Companies (Winding-up) Rules 1972）等の下位規則がある。会社法自体は、会社に関するあらゆる事象を包括する法ではなく、コモン・ロー²やエクイティ³は現在でも適用されることがある。加えて、英国や、インドやオーストラリア等の英連邦諸国で言い渡された判決が、マレーシアにおいて参照されることもある。

² 「コモン・ロー」という言葉は、一般に「Equity と対比される、中世に起源をもつ法体系を指す場合； statute（制定法）と対比される、判例法を指す場合；大陸法（civil law）と対比される、英米法を指す場合」がある（田中英夫『英米法総論 上』6頁（東京大学出版会、1982））。

³ エクイティは、衡平法ともいわれ、コモン・ローでは救済できない事案を「アド・ホック」に救済するものであったが、そのような救済が積み重なるにつれて、ある事実関係があればある救済が当然にえられるという期待が生じ、その後、エクイティは、コモン・ローと並ぶ一つの独立の法体系であるという観念が徐々に生じていったとされる（同『英米法総論 上』97頁）。

3. 1961年パートナーシップ法、2012年LLP法

1961年パートナーシップ法（Partnership Act 1961）は、パートナーシップに関する事項を規定している。また、2012年に有限責任パートナーシップ法（Limited Liability Partnership 2012：LLP法）が制定され、有限責任パートナーシップ（LLP）の形態も認められることとなった。

4. 1967年破産法

マレーシアにおいて「破産」の概念は個人についてのみ適用されるものであり、1967年破産法（Bankruptcy Act 1967）は、個人の破産に適用される。会社（法人）が支払い不能に陥った場合、当該会社は、会社法及び1972年会社清算規則に基づき、清算されることとなる。

5. 2007年資本市場サービス法

2007年資本市場サービス法（Capital Markets and Services Act 2007, CMSA、以下「資本市場法」という）は、証券業法（Securities Act 1983）、先物業法（Futures Industries Act 1993）と、証券委員会法（Securities Commission Act 1993）の第4部（資金調達活動を規律する部分）とを統合したものである。会社が社債を発行したり、株式を発行する場合には、資本市場法に規律されることとなる。

6. 1955年雇用法

1955年雇用法（Employment Act 1955、以下「雇用法」という）は、マレーシアの労務関係を規律する主要な法律である。詳細は、第19章参照。

7. 1950年契約法

1950年契約法（Contracts Act 1950）は、契約の構成要素、有効性及び履行その他契約に関連する事項について規定している。

8. 全国土地法

マレーシアにおいて土地に関する事項は、中央政府ではなく州政府の管轄であるが、土地についての法律及び実務の統一性の観点から、連邦憲法に基づき、全国土地法（National

Land Code) が制定されている。

9. 2010年競争法

2010年競争法(Competition Act 2010、以下「競争法」という)は、2012年1月1日に効力を生じた。競争法は、消費者の利益を守り、競争を促進し、競争過程を守ることを目的としている。競争法は、マレーシア国内の商業活動に適用されるだけでなく、マレーシアの市場での競争に影響を与える場合にはマレーシア国外の商業活動にも適用がある。現状、企業結合規制に関する条項は定められていない。

10. 2009年マレーシア腐敗防止委員会法

腐敗防止規定(汚職防止規定)に関しては、刑法の規定に加え、2009年マレーシア腐敗(汚職)防止委員会法(Malaysian Anti-Corruption Commission Act 2009)がある。この法律は、商業賄賂の規制があること、すなわち贈賄者と収賄者の双方が民間人の場合にも規制されていることが特徴である。なお、違反者の氏名や事案の概要等が腐敗防止委員会のウェブサイトに掲載されることがある。

ひとくちメモ(7): コモン・ローやエクイティのビジネスへの影響

マレーシアの法律制度は、「コモン・ロー・システム」と呼ばれる英国の法律制度を基礎にしている。そのため、マレーシアもまた「コモン・ローの国」と呼ばれる。しかしながら、ことビジネスに関する事項については、数多くの制定法(成文化された法律)があり、コモン・ローやエクイティは補足的な役割を果たすにすぎないともいえる。なお、制定法とコモン・ローとの間に優劣関係はない。

ひとくちメモ(8): ビジネス世界におけるイスラム法: イスラム法のビジネスへの影響

イスラム法(シャリーア)は、イスラム教徒には適用されるが、他の宗教の信仰者には適用されない。また、イスラム法は、婚姻、相続や子どもの監護等、家族に関する事項等を規律している。そのため、イスラム金融等を除き、ビジネスに関する事項には影響はほとんどないと考えて良いといえる。ただ、マレーシアにおいて、イスラム教は連邦の宗教であり、国民の約60%がイスラム教徒である。そのため、イスラム教の慣習を理解することは重要であり、多くの会社では、お祈りのスペースを設けたり、労働者が就業時間の途中にお祈りをしたり、モスクに行くことを許容している。

ひとくちメモ (9) : マレーシアの個人情報保護法

2010年6月、個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2010、以下「個人情報保護法」という)が制定され2013年11月に施行された。この個人情報保護法は、日本の個人情報保護法にない規定も含まれており、マレーシアでのビジネスに影響を及ぼすと考えられる。

1. 対象となる「個人情報」の範囲

以下の要件をみたす情報が「個人情報」として法律の保護を受ける。

商取引に関する情報であること

自動的に処理される機械・装置により、その全部若しくは一部が処理されるもの若しくは処理されるために記録されたものであること、又は個人に関する情報で一定のファイリングシステムに記録された若しくは記録されるものであること

当該情報が、直接又は間接に、当該情報又は情報利用者の保有する他の情報から識別される人物(「本人」)に関するものであること

また、心身の健康状態や政治的意見、宗教上の信念等は「センシティブ個人情報」として、さらに慎重な対応が規定されている。

2. 規制対象者

規制対象者は、「情報利用者」と「情報処理者」である。「情報利用者」とは、単独若しくは共同で個人情報を処理し、又は個人情報をコントロールする者若しくは処理する権限を与える者をいい、政府が指定する一定の情報利用者は、登録が必要になる。また「情報処理者」とは、情報利用者のために個人情報を処理する者をいう。

3. 個人情報保護法の7つの原則

原則 から は情報利用者の義務として規定され、他方 は本人の権利といえる。

一般原則：情報利用者は、本人の同意なくして個人情報を処理できない。

通知及び選択原則：情報利用者は、本人に対し、書面にて、本人の個人情報が処理されていること、処理目的等を通知しなければならない。

開示原則：情報利用者は、本人の同意なしに個人情報を第三者に開示できない。

セキュリティー原則：情報利用者は、個人情報を処理する際、個人情報の漏えい、不正利用等を防ぐ体制を整備しなければならない。

保持原則：個人情報は、必要な期間を超えて保持されることのないようにしなければならない。また、個人情報が不要となった場合には、情報利用者は、情報を破壊し、完全に消去するための合理的な施策をとらなければならない。

情報の完全性の原則：情報利用者は、収集し、処理することを予定している個人情報が、正確で、完全で、誤解を招くことなく、また最新の状態であることを保持しなければならない。

アクセス原則：本人は、自分の個人情報にアクセスし、その情報が不正確又は不完全である場合等は当該情報を訂正する権利をもつ。

4. 個人情報を国外へ移転する場合

個人情報を含む顧客情報等を国外に所在する本社や地域統括拠点と共有することも考えられるが、現状、国外への移転は原則として禁止されている。例外的に移転できるのは、本人の同意がある場合、本人との契約上必要な場合、担当大臣の指定した場所・国へ移転する場合等に限られる。

5. 罰則

情報利用者が、個人情報保護法の条項に違反した場合、違反の内容に応じて、30万リンギ(約900万円)以下の罰金若しくは2年以下の懲役又はその併科等の刑罰が科される。また、会社が、個人情報保護法に違反した場合、違反時点で役員やマネジャー等であった者にも刑罰が科される可能性がある。

第8章 投資形態

1. 進出形態

外国企業によるマレーシアへの進出形態としては、現地法人の設立、外国企業の支店の設置、外国企業の駐在員事務所の設置、個人事業又は組合、有限責任組合、既存企業への出資が考えられる。一般的には、現地で行うビジネス、出資規制や許認可、税金等を考慮して進出形態を選択することになる。なお、は無限責任を伴うものであり、通常、外国企業による進出形態として選択されることは多くないといえる。

(1) 現地法人の設立

これは、マレーシアの会社法（Companies Act 1965、以下「会社法」という）に基づき法人を設立し、登記（登録）する方法である。現地法人は、親会社（外国企業）から独立した法人格を取得する。

マレーシアは、後述する第 11 章 2.のとおり、会社の設立自体は比較的容易である。また、現地法人の場合は、外国企業の支店や駐在員事務所と比べて、活動範囲が広く、場合によっては投資インセンティブ（後記第 9 章参照）を受けることもできる。一方、業種によっては、最低資本金が高額になるものもある。

マレーシアの会社の種類については下記 2.を、最低資本金については下記 3.を参照されたい。

(2) 外国企業の支店

外国企業は、現地法人を設立するのではなく、外国企業の支店を設置し、登記（登録）することにより、支店を通じて、営業活動を含めた活動が可能になる。

但し、流通取引サービス業等、一部の業種・業態においては、支店形式で行うことが許されておらず、現地法人の設立が必要になることもある。

(3) 外国企業の駐在員事務所・地域事務所の設置⁴

外国企業は、政府の認可・承認（approval）を得て、駐在員事務所又は地域事務所を設置することもできる。なお、駐在員事務所及び地域事務所は、会社法に基づく登記（登録）は不要である。

⁴ マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority : MIDA)発行の「Guidelines For Setting Up a Representative Office / Regional Office」及び MIDA ウェブサイト。

< 駐在員事務所・地域事務所の定義 >

駐在員事務所 (Representative Office) とは、マレーシアにおいて情報を収集したり、投資の機会を求めたりする目的で、政府から設置を許された、外国企業のオフィスである。

地域事務所 (Regional Office) とは、東南アジアやアジア太平洋地域における、外国企業自体、その関連会社等のためのコーディネーションセンターとして活動する、外国企業のオフィスである。

< 活動できる事項 >

駐在員事務所及び地域事務所は、下記の活動を、本社又は関連会社のために行うことができる。

- ・ 情報の収集と分析、マレーシア及び周辺地域における投資や事業機会のフィージビリティスタディを行うこと
- ・ 事業計画の立案及びコーディネート
- ・ 原材料、構成物その他工業製品の特定
- ・ リサーチや製品開発
- ・ 地域内の本社及び関連会社のためのコーディネーションセンターとして活動すること
- ・ その他、直接的に現実の商業活動とならないもの

< 活動できない事項 >

- ・ 取引 (輸出入を含む) 事業その他商業活動に従事すること
- ・ 工場設備をリースすること (商品の発送、積み替え、保管はローカルエージェント又は配達業者に行わせなければならない)
- ・ 外国企業のためビジネス上の契約書に署名すること及び報酬を得てサービスを提供すること
- ・ マレーシア国内にある外国企業の子会社、関連会社又は支店の日々の経営に参加すること

< 期間とその他の要件 >

期間は原則として2年間とされる。また、運営予算が1年間で15万リンギ以上でなければならず、資金はマレーシア国外から提供されなければならない。

(4) 個人事業又は組合

個人事業における個人経営者及び組合 (Partnership) におけるパートナーは、事業の債務に直接責任を負う。このため、外国企業の投資形態として選択されることは多くない。

(5) 有限責任組合

2012 年有限責任組合法 (Limited Liability Partnership 2012) により、外国企業は有限責任組合 (LLP) を投資形態として選択できることになった。LLP は、伝統的な組合と会社形態の中間的な形態であり、一般に、パートナーは LLP の債務については限定的な責任を負うのみであり、同時に柔軟な組織設計が可能というメリットがある。

(6) 既存企業への出資

外国企業は、外資規制等の規制の範囲内で、上場会社や非上場会社の株式を購入することで、既存企業へ出資することもできる。マレーシアの会社の株式を一定以上買う場合には、会社法の規定に加え、資本市場サービス法 (Capital Markets and Services Act 2007) や買収・合併コード (Malaysian Code on Take-overs and Mergers 2010)、マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia、クアラルンプール証券取引所) の規則等に従う必要がある。

ひとくちメモ (10)： 支店から現地法人への「転換」

「まずは支店形式でマーケットに入り、その後、ビジネスが拡大したら現地法人を作る」という戦略で進出する企業は多い。その場合、支店から現地法人への「転換」は、看板の付け替えだけでは終わらない。

まず、法的には、支店はあくまで本店 (本社) の一部であるが、現地法人は本店とは別個独立の法人格をもつ。そのため、支店に属する資産を、支店から新しく設立する現地法人に移転する手続きが必要になる。同時に、現地法人については後述する第 9 章 2. で紹介する会社設立手続きが必要になり、支店についてはその閉鎖手続きも必要になる。さらには、現地で行うビジネスによってはライセンスが必要なものもあり、支店でライセンスを取得していた場合には、現地法人で新しくライセンスを取得する必要がある。

現場のビジネスに大きな変化は生じないとしても、法律面では多くの事務作業を生じさせるものとなる。



KL セントラルには SSM (CCM) と MIDA が並んでいる

2. 会社の種類

マレーシアの会社は、株主の責任の形態及び株式の譲渡性の有無等により、以下の通り区分できる。

(1) 株主の責任の形態による区分

株式有限責任会社

株式有限責任会社とは、定款によって、株主の責任を、引受株式の未払込額がもしあればその額に限定するとの原則により設立される会社のことである（会社法 4 条（1））。換言すれば、株主の責任は、(i) 全額払い込みがなされていればそれを超える責任を負わず、(ii) 未払込額がもしあれば未払込額までに限定される、というものである。この株式有限責任会社という会社形態が、外国企業の現地法人としてはもっとも一般的な形態である。

保証有限責任会社

保証有限責任会社とは、定款によって、株主の責任を、会社清算時において、株主それぞれが引き受けた額に限定するとの原則により設立される会社のことである（会社法 4 条（1））。株主は、通常時は出資することはないが、会社清算時には、それぞれが引き受けた金額を出資することとなる。

無限責任会社

無限責任会社とは、株主の責任に限定のない会社のことである（会社法 4 条（1））。

(2) 株式の譲渡性等による区分

非公開会社

非公開会社（private company）とは、定款において、(i) 株式の譲渡を制限し、(ii) 株主の数を 50 人 以下に制限し、(iii) 当該会社の株式及び社債（debentures）の公募を禁止し、(iv) 利息の有無や期間を問わず、会社への金銭の預託の公募を禁止している会社のことである（会社法 4 条（1）及び 15 条（1））。

外国企業の子会社は、多くの場合、この非公開会社として設立される。

公開会社

公開会社（public company）とは、非公開会社以外の会社をいう（会社法 4 条（1））。

ひとくちメモ (11)： 上場会社と公開会社

公開会社と非公開会社とは、本文記載のとおり、株式の譲渡性や社債を公募できるかという点に基づく区別である。

他方、上場会社というのは、マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia、ブルサ・マレーシア又はクアラルンプール証券取引所ともいわれる。) に上場している会社という意味である。そのため、「公開会社ではあるが上場会社ではない」という会社も存在している。

マレーシアの証券市場は、ASEAN の中でも活気があるといわれている。現状、市場規模ではそれほど大きくないものの、2012 年は世界の IPO ランキングトップ 10 にマレーシア企業が 2 社も入っている (パーム油事業を行うフェルダ・グローバル・ベンチャーズ・ホールディングス (Felda Global Ventures Holdings Bhd) が約 33 億ドルを調達、病院運営等を行う IHH ヘルスケア (IHH Healthcare) が約 21 億ドル (同時に上場したシンガポール証券取引所での調達額を含む。) を調達した)。日系企業の現地法人の場合は、親会社や地域統括拠点からの借入、現地の銀行からの借入等で、必要資金をまかなえるケースが多いと聞くが、現地での知名度向上等のため、ブルサ・マレーシア (Bursa Malaysia、マレーシア証券取引所) での上場の検討もありえる。

3. 最低資本金

会社法上、最低資本金の定めはないものの、事業の内容、必要な許認可に応じて、最低資本金の額が定められている。また、外国人が現地の会社で働くために必要な雇用パスなどを取得するためには一定の資本金が必要となる。

例えば、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia) の適用を受ける業種では、同ガイドラインにより最低資本金が定められている (例：ハイパーマーケットでは 5,000 万リンギ、百貨店では 2,000 万リンギ、専門店 (Speciality Store) (飲食店、家具、衣料品、書籍、電化製品等) では 100 万リンギ等)。

なお、製造業の場合、250 万リンギ以上又は 75 人以上の常勤従業員を雇用している場合は製造業ライセンスが必要となる。

< 雇用パス (Work Permit) を取得するために必要な資本金⁵⁾ >

会社の資本における外資の程度に応じ以下の区分がある。

- ・ 100%マレーシア資本の会社： 25 万リンギ
- ・ マレーシア資本と外資との合弁会社： 35 万リンギ
- ・ 100%外国資本の会社： 50 万リンギ

なお、合弁会社において、マネージング・ディレクター等の重要ポスト (key post) に就く外国人の雇用パスを申請する場合には、外資保有分が 50 万リンギ以上である必要がある。

⁵⁾ JETRO ウェブサイトによる。

第9章 主要投資インセンティブ

マレーシアの投資優遇制度は多岐にわたる。重点産業を育成するための産業別優遇策、特定地域の振興のための優遇等がある。根拠となる法律としては、1986年投資促進法（Promotion of Investments Act 1986）、所得税法（Income Tax Act 1967）、売上税法（Sales Tax Act 1972）、物品税法（Excise Act 1976）、自由貿易地域法（Free Zone Act 1990）等がある。

投資優遇措置は、各種政策や予算の影響を受けて変更・廃止されたり、新たな措置が導入されることがあるため、投資する際には、最新の状況をマレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority：MIDA）等、政府当局に確認する必要がある。

以下では主に製造業を対象に主な投資優遇措置を紹介する。会社の機能面に着目したもの（下記4.以下）や、一定の地域を対象にしたもの（下記5.以下）も紹介する。

1. 主要な投資優遇

投資優遇措置の柱は、パイオニア・ステータスと投資税額控除である。いずれも奨励事業に該当する事業を行う会社、及び奨励製品を製造する会社に与えられる投資優遇措置である。これらが認可されるかどうかは、付加価値のレベル、使用される技術の高さ、産業間連携強化への寄与等を考慮して判断される。奨励事業と奨励製品については下記の図表9-1を参照。

(1) パイオニア・ステータス

パイオニア・ステータス（Pioneer Status）は、奨励事業に該当する事業を行う会社や奨励製品を製造する会社に与えられる投資優遇措置である。

パイオニア・ステータスを認められた会社は、5年間、法人税の一部を免除される。具体的には、免除期間の始期である生産日⁶から、5年間、法定所得⁷の30%に対してのみ、課税される（法定所得の70%は免税となる。）

パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除（unabsorbed capital allowance）は、累積損失（accumulated loss）とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の収益から控除することができる。

⁶ 生産日（Production Date）とは、生産レベルが生産能力の30%に達した日をいう。

⁷ 法定所得（Statutory Income）とは、総所得（Gross Income）から、収益支出（Revenue Expenditure）及び資本控除（Capital Allowance）を控除した額をいう。

図表 9-1 奨励事業と奨励製品(一般リスト)

1	農業生産(Agricultural production)
2	農業製品の加工(Processing of agricultural produce)
3	ゴム製品の製造(Manufacture of rubber products)
4	パーム油製品及びその派生製品の製造
5	化学製品及び石油化学製品の製造
6	医薬品及び医薬関連製品の製造
7	木材製品の製造
8	パルプ、紙、板紙の製造
9	ケナフ麻製品(kenaf-based products)の製造
10	繊維及び繊維製品の製造
11	粘土製品、砂製品、その他非金属鉱物製品の製造
12	鉄鋼の製造
13	非鉄金属及び非鉄金属製品の製造
14	機械及び機械コンポーネントの製造
15	製品やサービスのサポート業(鋳造、鍛造、表面加工等)
16	電機・電子製品、コンポーネント、部品の製造及び関連サービス
17	専門家用、医療用、科学用、計測用の機器及び部品の製造
18	プラスチック製品の製造
19	保護用の機械及び装置の製造
20	その他関連サービス(ロジスティックサービス、低温流通ファシリティ、環境マネジメント、産業デザインサービス等)
21	ホテル業及び観光業
22	その他(スポーツグッズ、貴金属の宝飾品類、アクセサリ、生分解性の使い捨て包装用品及び家庭用品 (biodegradable disposable packaging products and household wares))

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 投資税額控除

投資税額控除 (Investment Tax Allowance : ITA) も、パイオニア・ステータスと同様、奨励事業に該当する事業を行う会社や奨励製品を製造する会社に与えられる投資優遇措置である (なお、パイオニア・ステータスと投資税額控除の双方を受けることはできない)。

投資税額控除を認められた会社は、最初に適格資本的支出⁸が発生した日から 5 年間に発生した適格資本的支出の 60%に相当する控除が得られる。

会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の 70%までを相殺することができる。未利用の控除は、全額を使用するまで翌年以降に繰り越すことができる (以下の各項目で紹介する投資税額控除の場合も同様)。相殺されずに残った法定所得は、現行の法人税率で課税される。

⁸ 適格資本的支出(qualifying capital expenditure)とは、認可プロジェクトで使用される工場、プラント、その他機械等に対する資本的支出をいう。

ひとくちメモ (12) : パイオニア・ステータスと投資税額控除

会社は、パイオニア・ステータスと投資税額控除を同時に受けることができないので、どちらかを選択して申請することになる。一般に、パイオニア・ステータスに適しているのは、事業開始後すぐに利益が発生するプロジェクトである。他方、初期投資額が大きく、操業開始後の数年間は設備償却費がかさむなどの理由から利益が発生するまでに時間がかかるプロジェクトの場合は、投資税額控除の方が適している。

2. 製造業等への主な投資優遇

(1) ハイテク企業に対する優遇措置

投資優遇措置を受けられるハイテク企業は、最先端技術分野における奨励事業に従事している会社及び奨励製品の製造に従事している会社である。

満たすべき基準と優遇措置は以下のとおりである。

図表 9-2 ハイテク企業に対する優遇措置

対象企業	<ul style="list-style-type: none">・ 総売上に対するマレーシア国内での研究開発費の割合が、毎年少なくとも1%あること。会社は、操業日又は事業を開始した日(date of operation or commencement of business)から3年を経過した後、この要件に従う必要がある。・ 全労働者の少なくとも15%が、大学卒業資格又はその他の資格(degree or diploma)を有し、且つ関連分野で最低5年間の経験のある科学スタッフ又は技術スタッフが占めること。
優遇措置	<p>() パイオニアステータスの場合は、5年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。</p> <p>() 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。</p>
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 戦略的なプロジェクト (Strategic Project) に対する優遇措置

戦略的なプロジェクトは、一般的には、長期の投資計画と多額の資本支出、高度な技術を伴い、総合的で広範囲な産業が連携し、経済に重要な影響を与えるプロジェクトのことで国家全体にとって重要な活動である。

図表 9-3 戦略的なプロジェクトに対する優遇措置

優遇措置	<p>() パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。</p> <p>() 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。未利用の控除は、全額を利用するまで、翌年以降に繰り越すことができる。</p>
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(3) 中小企業に対する優遇措置

< 中小企業向け優遇措置 >

賦課年度の年度初め時点において、普通株による払込資本額が 250 万リンギ以下のマレーシア居住企業は、優遇措置を受けられる。具体的には、課税対象所得 50 万リンギまでに対しては 20%の軽減税率が適用される(超えた分については通常の税率による課税となる)。

< 小規模製造業向け優遇措置 >

小規模製造業者で以下の要件を満たす者は小規模製造業者向け優遇措置を受けることができる。

- ・ マレーシアで設立された会社であること
- ・ 株主資本が 50 万リンギ以下であり、その 60%以上はマレーシア資本であること
- ・ 付加価値が 25%以上であること
- ・ 全従業員に占める経営、技術、管理に従事する従業員の割合が 20%以上であること
- ・ 「小規模企業のための奨励事業及び奨励製品リスト」⁹又は一般リストに記載された事業に従事すること、又は記載された製品の製造に従事すること

優遇措置が認められた場合

- (i) パイオニア・ステータスの場合は、10 年間、法定所得の 100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未利用の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。
- (ii) 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から 5 年間に発生した適格資本的支出の 100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の 100%までを相殺することができる。

⁹ “ List of Promoted Activities and Products for Small Scale Companies which are eligible for consideration of Pioneer Status and Investment Tax Allowance under the Promotion of Investment Act 1986 ”。マレーシア投資開発庁のウェブサイトと同リストのリンクがある。

(4) 機械や装置の製造に対する優遇措置

一定の機械や装置の製造に従事する会社に対する優遇措置がある。具体的な対象事業は、マレーシア投資開発庁によるリストを参照¹⁰。

図表 9-4 機械や装置の製造に対する優遇措置

優遇措置	() パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。未利用の控除は、全額を利用するまで、翌年以降に繰り越すことができる。
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(5) 自動車産業に対する優遇措置

高付加価値部品・コンポーネントの製造業者に対する優遇措置

重要で高付加価値の自動車部品やコンポーネントを製造する会社に対する優遇措置がある。具体的な対象事業・製品は、トランスミッション・システム、ブレーキ、エアバッグ・システム、ステアリング・システム等である。さらに、ハイブリッド車や電気自動車の製造をサポートする部品やコンポーネントとして、電気モーター、電気バッテリー、バッテリー・マネジメント・システム、インバータ、電気エアコンディショナー及びエア・コンプレッサーも対象となっている。

ハイブリッド車や電気自動車の製造及び組立に対する優遇措置

ハイブリッド車や電気自動車の製造及び組立を行う会社は、優遇措置の対象になる。

¹⁰ “ List of Promoted Activities and Products for Selected Industries which are eligible for consideration of Pioneer Status and Investment Tax Allowance under the Promotion of Investment Act 1986 ”。マレーシア投資開発庁のウェブサイトと同リストのリンクがある。

図表 9-5 自動車産業に対する優遇措置

対象企業	高付加価値部品・コンポーネントの製造業者 ハイブリッド車や電気自動車の製造及び組立業者
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通 () パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。 <p>のみ 上記()及び()に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> () 国内で組立て又は製造された車両及び産業調整基金(Industrial Adjustment Fund)の支給に課される物品税が50%免除される。
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(6) パーム油バイオマスに対する優遇措置

パーム油バイオマスを利用して、パーティクル・ボード、MDF ボード(中密度繊維板)ベニヤ板、パルプや紙等の付加価値のある製品を製造する企業は、優遇措置の対象になる。具体的な対象事業は、マレーシア投資開発庁によるリストを参照¹¹。

図表 9-6 パーム油バイオマスに対する優遇措置

優遇措置 (新規事業 の場合)	<ul style="list-style-type: none"> () パイオニアステータスの場合は、10年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。
優遇措置 (既存事業 の場合)	<ul style="list-style-type: none"> () パイオニアステータスの場合は、再投資から10年間、増加した法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる。 () 投資税額控除の場合は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した追加的適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。 会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

¹¹ “ List of Promoted Activities and Products for Selected Industries which are eligible for consideration of Pioneer Status and Investment Tax Allowance under the Promotion of Investment Act 1986 ”。マレーシア投資開発庁のウェブサイトと同リストのリンクがある。

(7) 研究開発に対する優遇措置

1986年投資促進法では、研究開発（Research and Development）を、「科学技術分野における組織的・集約的な研究で、その研究成果を材料、装置、製品、農産物や加工物の生産や改善のために利用することを目的とした活動」と定義している。このような研究開発活動を行う企業は以下のような優遇措置の対象となる。

図表 9-7 研究開発に対する優遇措置

対象企業	研究開発受託企業（Contract R&D Company）：マレーシアにおいて、自社の関係会社以外の会社に対して、R&Dサービスを提供する会社 研究開発企業（R&D Company）：マレーシアにおいて、自社の関連会社又はその他の会社に対して、R&Dサービスを提供する会社
優遇措置	() パイオニアステータスの場合は、5年間、法定所得の100%が免税となる。パイオニア・ステータス期間内に発生した未控除の資本控除は、累積損失とともに繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間終了後の収益から控除することができる（ の場合のみ） () 投資税額控除の場合は、10年間、適格資本的支出の100%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の70%までを相殺することができる（ 共通） なお、 の場合で、研究開発企業が投資税額控除を利用しない場合は、サービス提供を受けた関連会社は、研究開発企業に支払った費用につき、二重控除を受けられる
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサーチは、国のニーズに沿ったものであり、経済に便益をもたらすものであること ・ 企業の所得の70%以上が研究開発活動から得られたものであること ・ 製造業関連の研究開発の場合は、従業員の50%以上が研究や技術的職務を行う適切な資格を持つ者であること 等
申請先	MIDA

（出所）MIDA ウェブサイトより作成

図表 9-8 研究開発に対する優遇措置

対象企業	社内で研究開発を行う企業
優遇措置	投資税額控除：10年間、適格資本的支出の50%に相当する控除が得られる。会社は、この投資税額控除を使って、各賦課年度の法定所得の70%までを相殺することができる。
申請先	MIDA

（出所）MIDA ウェブサイトより作成

上記の研究開発企業は、上記の要件をみたした場合、さらに5年間のパイオニア・ステータスまたは10年間の投資税額控除が受けられる。

(8) 輸出増加額に対する優遇措置

輸出を促進するため、製造業者は、以下の税控除を受けることができる。

図表 9-9 輸出増加企業に対する優遇措置

輸出品の付加価値	
30%以上	輸出増加額の10%相当額を法定所得から控除
50%以上	輸出増加額の15%相当額を法定所得から控除

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

< 自動車産業の製造業者に対する優遇措置 >

国家自動車政策 (National Automobile Policy : NAP) のもと、自動車産業の製造業者は以下の税控除を受けることができる。この控除は 2014 賦課年度まで有効である。

図表 9-10 自動車輸出に対する優遇措置

輸出品の付加価値	
30%以上	輸出増加額の30%相当額を法定所得から控除
50%以上	輸出増加額の50%相当額を法定所得から控除

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

< 地場製造業者に対する優遇措置 >

マレーシア製品の輸出をさらに促進するため、60%以上がマレーシア資本である製造業者は、以下の税控除を受けることができる。

図表 9-11 地場製造業者に対する優遇措置

著しく輸出を増加させた場合	増加輸出額の30%相当額を法定所得から控除
新規市場を開拓した場合	輸出増加額の50%相当額を法定所得から控除
当該業種においてもっとも輸出を増加させた企業	輸出増加額全額を法定所得から控除

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(9) 研修に対する優遇措置

研修に対する優遇措置として、以下のようなものがある。申請先は内国歳入庁である。

認可された企業研修のために支出した費用について二重控除

人的資源開発基金 (Human Resource Development Fund : HRDF) に

拠出していない会社の場合

雇用前研修のために支出した費用についての単純控除

(10) 製造業関連サービス業に対する優遇措置

貨物輸送、倉庫保管、陸上運送、その他付加価値のあるサービス（配達、組立、梱包、クオリティコントロール）、サプライチェーンマネジメント等を提供する統合ロジスティクス・サービスを提供する会社や、コールドチェーン設備を提供する会社等は、パイオニア・ステータスまたは投資税額控除を、MIDA に申請することができる。

3. 製造業等への追加的な投資優遇

(1) 再投資控除（Reinvestment Allowance）

再投資控除は、既存事業の拡張、自動化、近代化、多角化に伴い資本的支出を行う製造業企業に与えられる優遇措置である。主として、パイオニア・ステータスや投資税額控除の期間が終了した会社や、これらの優遇措置が受けられない会社が申請する。

図表 9-12 再投資控除

対象企業	既存事業の拡張、自動化、近代化、多角化(同一の産業内で関連する製品に多角化するもの)の目的で再投資する製造業や特定の農業活動に従事する会社 36ヵ月以上操業していること
優遇措置	適格資本的支出の60%が控除枠として認められる。会社は、この控除を使って、各賦課年度の法定所得の法定所得の70%までを相殺することができる。 (但し、財務省が定める一定の生産性基準を超える場合、会社は、各賦課年度の法定所得の100%までを相殺することができる。)
適用期間	再投資が初めて行われた年から、連続する15年間
申請先	内国歳入庁 (IRB)
その他	・ 会社が、同一グループ内の関連会社から資産を購入した場合で、当該関連会社はその資産に対する再投資控除を受けていた場合は、再投資控除を申請することができない。 ・ 再投資控除の対象となった資産は、再投資の時点から5年間は処分することができない。

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 加速減価償却（Accelerated Capital Allowance）

再投資控除期間である 15 年間を経過した後、奨励製品の製造に投資する会社は、加速減価償却を申請することができる。

図表 9-13 加速減価償却

対象企業	推奨商品の製造に投資する会社 (再投資控除の対象となる15年間が経過した後申請する)
優遇措置	初年度控除40%、以降は年次控除20%という特別控除。これにより、資本的支出を3年以内に償却することが可能となる。
申請先	内国歳入庁 (IRB) 但し、奨励商品を製造していることを証明するMIDAからのレターとともに申請する。
その他	中小企業の場合、少額資産に対する減価償却の上限を1万リングとする制限は課されない。

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

加速減価償却は以下の場合にも提供される。

電力安定化機器に対する加速減価償却

事業コストを削減するため、電力供給の質を確保する機器に対する設備投資をする会社が対象となる。会社は、2年間の加速減価償却をすることができ、当初控除 (initial allowance) 20%、年次控除 (annual allowance) 40%となり、資本的支出を2年以内に償却することが可能となる。

セキュリティ・コントロール機器に対する加速減価償却¹²

工業調整法 (Industrial Coordination Act 1975) に基づきライセンスを受けた会社は、工場の敷地内及びその他の事業敷地¹³においてセキュリティ・コントロール機器を設置した場合、加速減価償却を受けることができる。

対象となるセキュリティ・コントロール機器は、盗難防止アラーム・システム、赤外線動作検知システム、サイレン、アクセス・コントロール・システム、CCTV (クローズド・サーキット・テレビ)、監視ビデオ・システム、セキュリティ・カメラ、無線カメラ送信機、低速度撮影録画機器及び動作検出機器である。

工業用ビル・システムに対する優遇措置

工業用ビル・システム (Industrial Building System) は、建設の質を向上し、より安全で清潔な労働環境を提供し、また外国人労働者への依存を低減するものであるとして、工業用ビル・システムの製造に使われるモールド (moulds) の購入に対して支出する会社が優遇措置の対象となる。会社は、3年間の加速減価償却をすることができ。

¹² 執筆時点 (2013年12月末) の情報では、この制度は、2015 賦課年度までである。

¹³ 2009 賦課年度より前は工場敷地内に限定されていたが、同年度から、全ての事業敷地に対して適用されるようになった。

(3) グループ控除 (Group Relief)

グループ控除は、1967年所得税法 (Income Tax Act 1967) に基づき、マレーシアで設立された全ての居住会社を対象となる。2009 賦課年度から、グループ控除の要件を満たすと、同一グループ内の他の会社の所得を相殺するために、当該年度の未控除の損失の 70% を控除することができる¹⁴。

グループ控除を受けるための要件等は以下のとおりである。

図表 9-14 グループ控除

要件	<ul style="list-style-type: none">・ 控除の受取会社(claimant)と、控除の引渡会社(surrender)が、それぞれ250万リンギを上回る普通株払込済資本金を有していること・ 受取会社と引渡会社が同じ会計期間であること・ 受取会社と引渡会社とに対する、グループによる直接的又は間接的な株式保有が、70%以上であること・ 上記70%の株式保有は、前年度と当該年度を通じて継続的なものであること
効果	同一グループ内の他の会社の所得を相殺するために、当該年度の未控除の損失の70%を控除することができる
対象外	<p>以下の場合、会社は対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不動産の所有権の取得や外国企業を買収することに起因する損失・ パイオニア・ステータス、投資税額控除及び再投資控除等の優遇措置を受けている会社
申請先	内国歳入庁 (IRB)

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

4. 会社の機能に着目した優遇

(1) 経営統括会社 (Operational Headquarters, OHQ) に対する優遇措置

経営統括会社とは、マレーシア国内又は国外にある、自社の事務所や関連会社に所定のサービスを提供するために、マレーシア国内で業務を行うマレーシア法人をいう。地域統括本部としてのステータスを認められると、税務等で以下のような優遇措置を受けられる。

¹⁴ 従前は 50%であったものの、2009 賦課年度から 70%に引き上げられた。

図表 9-15 経営統括会社に対する優遇措置

優遇措置	<p>10年間、以下の所得に対する法人税が100%免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所得： OHQが自社の事務所や関連会社に提供したサービスによる所得 ・ 利息： OHQが自社の事務所や関連会社に対して、外貨建てのローンを提供したときの利息 ・ ロイヤリティ： OHQが自社の事務所や関連会社のために行った研究開発活動に対するロイヤリティ <p>マレーシア国内の事務所や関連会社にサービスを提供した場合でも、上記免税期間中は税金は課されないが、これらの国内へのサービス提供による所得は、適格サービスに起因する所得全体の20%を超えてはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キーポストを含む外国人ポスト(expatriate post)を申請可能 ・ その他、為替管理でも優遇措置がある
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアの会社法に基づき、マレーシアで設立された会社であること ・ 払込資本金が50万リング以上であること ・ 年間の運営支出が150万リング以上であること ・ 3名以上の役員又は管理職クラスの従業員(senior professional/management personnel)がいること ・ 3社以上の、マレーシア国外にある関連会社にサービスを提供すること ・ 資格を持った専門家、技術者、サポートスタッフを相当多数有し、相当に大きく定評のある企業ネットワークを有すること ・ 3種以上の「適格サービス」(qualified service)を提供すること
「適格サービス」	<p>適格サービスは、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全般的なマネジメントやアドミニストレーション ・ 事業計画やコーディネーション ・ 原材料、コンポーネントや最終製品の調達のコーディネーション ・ テクニカルサポートやメンテナンス ・ マーケティングコントロールや販促計画 ・ データマネジメントとデータ処理 ・ マレーシア国外の事務所や関連会社のために、マレーシア国内で行う研究開発活動 ・ トレーニングや人材マネジメント ・ トレジャーリー、資金マネジメントシステム ・ コーポレートファイナンスのアドバイス
資本要件	なし(外資100%でも可能)
申請先	MIDA 但し、法人税免除は内国歳入庁(IRB)

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(2) 国際調達センター (International Procurement Centre : IPC)、地域流通センター (Regional Distribution Centre : RDC) に対する優遇措置

国際調達センターは、マレーシア国内で設立された現地法人で、国内外の関連企業のグループや非関連企業に対して、原材料、コンポーネントや最終製品の調達や販売などの業務を行う会社をいう。

地域流通センターは、自社グループにより自社ブランドとして生産された最終製品、コンポーネント、スペアパーツを、国内外の、ディーラー、輸入業者、それらの子会社やそ

の他非関連会社に流通させるための、集荷・統合センターをいう。

図表 9-16 国際調達センター及び地域流通センターに対する優遇措置

申請要件	(国際調達センター及び地域流通センターの申請をするために必要な要件) <ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアの会社法に基づき、マレーシアで設立された会社であること ・ 払込資本金が50万リング以上であること ・ 年間の運営支出が150万リング以上であること ・ 操業3年目までに年間の総売上が50万リング以上であること ・ マレーシアの港、空港の利用を増加させること ・ 国内売上が年間総売上の20%を超えないこと。マレーシア国外から海外の目的地へ直送される商品の調達に由来する売上が年間売上高の30%を超えないこと ・ (国際調達センターの場合)マレーシア国内に生産設備をもつこと
適格要件	(下記の優遇措置を受けるために必要な要件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間売上高が1億リング以上であること。そのうち、適格な活動に関して、輸出版売額は8,000万リング以上で、直接の輸出版売額が5,000万リング以上であること ・ フリーゾーンやライセンスを受けた保税工場への販売を含む国内市場への販売が、年間売上高の20%以下であること
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間、法定所得について、法人税が100%免除 ・ キーポストを含む外国人ポスト(expatriate post)を申請可能 ・ その他、為替管理でも優遇措置がある
資本要件	なし(外資100%でも可能)
申請先	MIDA 但し、法人税免除は内国歳入庁(IRB)

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

(3) 財務マネジメントセンター (Treasury Management Centre : TMC) に対する優遇措置

財務マネジメントセンターは、マレーシア国内で設立された現地法人で、マレーシア国内・国外の関連会社のグループに対して、一元化された財務マネジメントサービスを提供する会社である。



クアラルンプール都心部の様子

図表 9-17 財務マネジメントセンターに対する優遇措置

申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアの会社法に基づき、マレーシアで設立された会社であること ・ 払込資本金が50万リンギ以上であること ・ 年間の国内で生じる運営支出が150万リンギ以上であること (TMCの活動のための資金借入れの利子、及び減価償却費を除く) ・ 3名以上の管理職クラスの従業員 (senior professional) がいること ・ マレーシア国外の3社以上の関連会社に、「適格財務サービス」を提供すること(例：キャッシュマネジメントサービス、グループ会社への保証提供、リスクマネジメント等)
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間、関連会社に提供した以下の財務サービスから生じた法定所得に対して70%の免税 <ul style="list-style-type: none"> ✓マレーシア国内・国外の関連会社に、適格サービスを提供したことによる報酬、マネジメント収入 ✓マレーシア国内・国外の関連会社に、ローンを提供したことによる利子収入 等 ・ TMCが金融機関や関連会社から資金調達した場合の利子や利益に対する源泉徴収税の免除 (但し、当該資金が適格TMC活動に使用されること) ・ TMCが締結し、適格TMC活動のために利用される、あらゆる借入、ファイナンス契約、サービス契約において、印紙税は免除される。 ・ 外国人ポスト(expatriate post)を申請可能。 ・ その他、為替管理でも優遇措置がある。 <p>上記免税期間、TMCからマレーシア国内の関連会社に提供される適格サービスからの収入は、その収入が適格サービスからの収入全体の20%を超えない場合は、免税となる。</p>
資本要件	なし(外資100%でも可能)
申請先	MIDA

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

5. 地域に着目した投資優遇

(1) マルチメディア・スーパー・コリドー (Multimedia Super Corridor : MSC) に対する投資優遇措置

マルチメディア・スーパー・コリドーは、アジアにおける IT 開発の拠点となるべくマルチメディア製品やサービスを創出、販売利用する場をマレーシア政府が提供するもので、クアラルンプールから南方へ広がる東西 15km・南北 50km の地域をさす。

MSC ステータスは、MSC マレーシアにおいて情報通信技術事業に従事する企業に対して、マルチメディア開発公社 (Multimedia Development Corporation, MDeC) を通じてマレーシア政府から与えられるステータスであり、この MSC ステータスを取得すると、下記のような優遇措置の対象となる。

図表 9-18 マルチメディア・スーパー・コリドーに対する優遇措置

優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間、法定所得の100%が免税となるパイオニア・ステータス、又は5年間に発生した適格資本支出の100%に相当する投資税額控除（ITA）（各賦課年度の法定所得の100%を相殺可能） ・ 研究開発助成金の受給資格（マレーシア資本が過半数となっているMSCステータス企業が対象） ・ その他の優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ マルチメディア機器の免税輸入 ・ 知的所有権の保護と、サイバー法の包括的な取り組み ・ インターネットにおける検閲がない ・ 世界水準の物流・ITインフラストラクチャーの提供 ・ 機器、装置及び原料に対する輸入税、物品税、販売税の免除 等
資本要件	なし（外資100%でも可能）
申請先	マルチメディア開発公社（Multimedia Development Corporation：MDeC）

（出所）MIDA ウェブサイトより作成

(2) イスカンダル・マレーシア及び大型長期開発計画（コリドー計画）

マレーシア政府は、地域格差是正等を目的に、5つの大型長期開発計画を進めている（イスカンダル・マレーシア、北部回廊経済地域、東海岸経済地域、サバ開発回廊、サラワク再生可能エネルギー回廊）。これらの経済地域については、第6章を参照。

(3) トウン・ラザク・エクスチェンジ（Tun Razak Exchange：TRX）に対する優遇措置¹⁵

クアラルンプールの中心部に位置する約28ヘクタールの土地に、国際的な金融機関等を誘致し、クアラルンプールを経済・金融のハブにするという計画である（従来は、クアラルンプール国際金融地区と言われてきた地域である）。

一定の要件を満たす場合、10年間、法定所得の100%が免税になること、ローン契約やサービス契約における印紙税の免除等の優遇措置が認められる。



マルチメディア・スーパー・コリドーであるサイバージャヤに並ぶ大手企業

¹⁵ JETRO ウェブサイト等による。

第10章 外資規制業種

かつてマレーシアでは、輸出比率に応じて外資企業の出資比率が決められており、外国資本 100%で会社を設立する場合は、売上の 80%が輸出によるものである必要があった。2003 年 6 月 17 日より製造業の外国資本による出資規制が緩和されたが、同日以前に認可された事業については、輸出比率や出資規制が引き続き適用されている。但し、企業はそれらの規制解除を申請することが認められており、状況に応じて出資比率引き上げや輸出比率緩和などを認めている。2013 年 12 月時点では、一部の業種を除き、製造業を中心に外国資本 100%での進出・拡張・多角化投資が可能となっているが、国家権益にかかわる事業やサービス業等の一部の業種では未だに外資規制が残っている。

1. 国家権益に関わる事業

水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安など国家権益に関連した事業は、外資参入が 30%までと制限されている。

2. サービス業

サービス業では、外資規制が残っている業種がある。2010 年 5 月 12 日、国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism, MDTCC) が「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン (MDTCC ガイドライン)」を制定した。同ガイドラインには、小売、フランチャイズ、ダイレクトマーケティング、卸売などが含まれている。

同ガイドラインで規制されているのは、主に小規模小売店や食品小売店である。小規模食料品店、雑貨店、薬局などの小規模小売店は外資参入が禁止されている。また、大型スーパーマーケットは、ブミプトラ資本 30%の出資が必要となっている。一方、その他の流通取引サービス業は 100%外資による出資が可能だが、最低資本金やブミプトラの取締役任命などの要件がある。最低資本金は 100 万リンギ。MDTCC の判断基準として、マレーシアの社会・経済発展に貢献すること、多額の投資を実施すること、地場業者のいない事業であること、雇用機会を創出すること、技術移転があること、独創的で専門的な性質を持つ事業であることなどが厳しく定められている。

図表 10-1 外資参入が禁止されているサービス業種

1	スーパーマーケット、ミニマーケット（販売床面積が3,000㎡未満）
2	食料品店、一般販売店
3	コンビニエンスストア（24時間営業）
4	新聞販売店、雑貨店
5	薬局（伝統的なハーブや漢方薬を販売する薬局）
6	ガソリンスタンド（コンビニエンスストア併設店を含む）
7	常設市場（ウェットマーケット）、歩道店舗
8	国家戦略的利益に関連する事業
9	布屋、レストラン（非高級店）、ピストロ、宝石店、など

（出所）国内取引・協同組合・消費者省等より作成

3. 最低払込資本金

マレーシア会社法では、会社を設立するための払込資本金は 2 リンギ以上と定められている。また、事業内容や取得する許認可に応じて、最低払込資本金が規定されている。

(1) サービス業

MDTCC ガイドラインによると、サービス業では、100 万リンギの最低払込資本金が必要となる。

(2) 製造業

IPC、RDC、OHQ のステータスを取得している企業は、最低払込資本金は 50 万リンギとなる（IPC、RDC、OHQ の詳細は 9 章参照）。但し、外国資本 100%での会社設立が可能となっている。

4. 製造業ライセンスの取得義務

製造業の場合はライセンスが必要となる。1975 年工業調整法（Industrial Co-ordination Act : 1975）に基づき、250 万リンギ以上の株主資本を有するか、75 名以上の常勤の従業員を雇用している製造業の企業は、国際通商産業省（Ministry of International Trade and Industry : MITI）より製造業ライセンスの承認を得る必要がある。製造業ライセンスの申請は、マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority : MIDA）を通じて行う。2008 年 12 月以降、新規投資または既存プロジェクトの追加投資を行う場合、安全保障、健康、環境、宗教に関連する製造活動以外の製造業は、審査や認証がなくても製造業ライセンスが発行される。

また、投下資本（Capital Investment）と従業員（Employee）の比率（C/E 比率）が 55,000 以下の製造案件は労働集約型産業とみなされるため、製造業ライセンスや投資優遇措置の

対象外となる。しかし、付加価値が 30% 以上の場合や、経営 (Managerial)・技術 (Technical)・管理 (Supervisory) への従事者が全従業員に対して 15% 以上を占める場合、ハイテク企業向けの奨励事業や奨励製品リストに該当する事業を行う場合は、C/E 比率による規制の対象とならない。

5. 外国人駐在員の雇用制限

外資企業は、訓練されたマレーシア人が不足している分野では、外国人を雇用することが認められている。但し、マレーシア国民の雇用を保護し、マレーシア国民が様々な職で訓練をされ、技能・技術を向上させるためにも、外資企業が派遣できる外国人駐在員の人数、期間などに制限が設けられている。

外資企業では、払込資本金額に応じて就労できる外国人の枠である「外国人ポスト」が決められている。例えば、製造業では、払込資本金額 200 万ドル以上で永久的に外国人を配属することができる「キーポスト」を含む 10 ポストが自動的に認可される。また、期限付きの「タイムポスト」として、中間管理職や専門職向けに 10 年の「エグゼクティブ・ポスト」、技術職向けに 5 年の「ノンエグゼクティブ・ポスト」が認可される。外国人ポストの申請先は、事業内容によって異なる。なお、政府が育成に注力したい分野・業務などでは、認可が下りやすい模様。

2 年以上滞在する駐在員は雇用パス (Employment Pass) という管理職及び専門職向けの就労ビザを取得する必要がある。雇用パスの取得には、月額最低給与が 5,000 リンギ以上、雇用契約期間は最低 2 年間、最低資本金などの条件がある。

図表 10-2 雇用パス取得のための最低資本金の要件

1	100% マレーシア資本	250,000 リンギ
2	マレーシア資本と外資の合弁	350,000 リンギ
3	100% 外国資本	500,000 リンギ
4	流通や飲食店を営む外資企業	1,000,000 リンギ

(出所) 入国管理局ウェブサイト等より作成

図表 10-3 払込資本金額ごとの外国人ポスト、キーポストの人数と期間

	払込資本金額	外国人ポスト		備考
			キーポスト	
製造業	200万ドル以上	10人	うち5人	最大10年間、エグゼクティブポスト（管理職）に就ける。ノンエグゼクティブポスト（技術職）は5年
	20万ドル以上、200万ドル未満	5人	1人以上	
	20万ドル未満	各投資案件がもたらすメリットに応じて認められる		外資企業の払込資本金が50万リンギ以上の場合、キーポストが認められる場合がある。また、最長10年のエグゼクティブポストと、最長5年のノンエグゼクティブポストが認められる場合がある。これらタイムポストは最終的にマレーシア人に引き継がれる必要がある
販売・サービス業	1,000万リンギ以上		3人	経営統括本部（OHQ）、国際調達センター（IPC）、地域流通センター（RDC）などのステータスを取得している企業は、必要に応じて雇用枠が認められることになっている
	100万リンギ以上、1,000万リンギ未満		1人	

（出所）入国管理局ウェブサイト等より作成

図表 10-4 外国人ポストの承認を行う省庁

1	製造業	マレーシア投資開発庁（MIDA）
2	製造業関連サービス（OHQ、IPC、RDCなど）	
3	ホテル・観光業	
4	研究・開発	
5	マルチメディア・スーパー・コリドーステータス保有企業	マルチメディア開発公社（MDeC）
6	公立病院の医者と看護師	公共サービス局（PSD）
7	高等教育を行う政府機関の講師・教師	
8	公共部門の契約ポスト	
9	公共サービス委員会や関連官庁から依頼された業務	
10	銀行・金融・保険	中央銀行（Bank Negara Malaysia：BNM）
11	証券市場	証券委員会（SC）
12	上記以外	外国人委員会（EC）

（出所）入国管理局ウェブサイト等より作成

ひとくちメモ（13）：規制緩和をにらみ、コンビニ各社が進出を検討中

2013年7月、ハラル食肉加工サウジ・コールド・ストレージ社は、マレーシアに投資を計画している日本のコンビニエンスストアチェーンと交渉を行っていることを明らかにしたとの報道があった。企業名は明かされなかったが、その日系コンビニエンスストアチェーンは、当初クアラルンプールに5店舗を設立し、その後クアラルンプール以外の地域にも店舗を増やす計画であるという。

現在コンビニエンスストアは外資参入禁止業種に指定されているため1%も出資することはできず、進出する場合は地場企業などによるフランチャイズでの展開となる。しかし、コンビニエンスストアは将来的に外資30%まで認められるとの観測もある

マレーシアに既に進出している日系コンビニエンスストアは、セブンイレブンとサークルKサンクスの2社である。セブンイレブンは、セブンイレブンジャパンが完全子会社化している7-Eleven Inc.運営の元、地場企業が1,383店舗を展開している。サークルKサンクスも2012年、地場企業と合併でCircle K (Malaysia)社を設立しており、2013年11月に1号店をオープン、その後3年間で300店を出店する計画である。ミニストップは2011年に駐在員事務所を開設しており、ファミリーマートは2年以内の進出を見込んで2012年末から現地調査をしているようだ。

第11章 許認可、進出手続き、撤退方法

1. 許認可

(1) 製造業

< 出資規制・ライセンス >

製造業に関しては、ほとんどの業種で 100% 外資で参入することができる¹⁶。

但し、1975 年工業調整法 (Industrial Co-ordination Act 1975) により、株主資本¹⁷が 250 万リンギ以上、または 75 名以上の常勤従業員を雇用している製造業者は、製造業ライセンスを取得する必要がある¹⁸。

なお、2008 年 12 月 1 日以降、新規の事業、並びに既存のライセンスを受けた製造業者又はライセンスを受けていない製造業者による事業の拡大・多様化については、原則として、自動的にライセンスが付与されることとなった (但し、安全・治安、健康、環境、宗教に関連するもの、及びサバ州・サラワク州におけるもの等は除く)¹⁹。

< 管轄官庁 >

マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority, MIDA) が製造業ライセンスを管轄している。MIDA では、製造業ライセンスに加えて、投資優遇措置や外国人労働者の就労パス、関税等の相談をすることができる。

なお、MIDA は、国際通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry, MITI) の下にある政府機関である。

(2) 非製造業

非製造業の許認可については、従前は、外国投資委員会 (Foreign Investment Committee : FIC) が管轄していたが、2009 年に「外国投資委員会投資ガイドライン」(FIC Investment Guideline) が廃止された。

現在は、銀行業、保険業、流通取引サービス業等のように、事業の内容によってライセンスが必要になる。

¹⁶ JETRO ウェブサイト。

¹⁷ Shareholders' Funds のこと。企業の払込資本金、剰余金、払込剰余金残高、利益処分勘定残高の総計と定義されている (MIDA のウェブサイト)。

¹⁸ 「Guidelines and Procedures For Automatic Issuance of Manufacturing License」(MIDA)

¹⁹ 同ガイドライン。

< 流通取引サービス業 >

流通取引サービス業は、国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operative and Consumerism : MDTCC）が制定した「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」（Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia）によって規制されている。

ここでいう「流通取引」とは、「商品やサービスを、サプライチェーンを通じて、最終消費者や仲介者に供給する活動」と定義されている。流通取引サービス業には、卸売業者、小売業者、フランチャイズ等が含まれる。但し、製造業者は含まれず、またマレーシア投資開発庁から特別なステータスを認められた会社、国際調達センター（International Procurement Centres : IPC）、地域流通センター（Regional Distribution Centres : RDC）、経営統括会社（Operational Headquarters : OHQ）等の地域拠点も、流通取引業者に含まれない²⁰。

同ガイドラインは産業の公正かつ秩序ある発展や、プミプトラの経済分野へのさらなる参加を目的にしていることから、流通取引業を行う会社においては、業種に応じ、プミプトラの取締役を選任することや、マネジメント層を含むあらゆる階層で、マレーシアの人口構成を反映した人員とすること等が求められている²¹。

また、事業内容に応じて、外資の上限が設定されている。

2. 会社の設立手続き

以下では、日系企業を含む外資企業による一般的な進出形態である株式有限責任会社（非公開会社）の場合を例に、会社の設立手続きを概観する（大まかな流れは図表 11-1 参照）。

(1) 会社名の許可申請

設立予定会社の名前がマレーシアにおいて使用可能か確認するため、マレーシア会社登記所（Companies Commission Malaysia : CCM）に申請する（フォーム 13A）。

希望する名前が使用可能である場合、申請は認可され、その会社名は申請者のために 3 ヶ月間保持される（当該会社名、又は登記官が当該会社名と類似と判断する会社名は、申請者以外のために登録されることはない）。なお、3 ヶ月経過すると、当該申請は効力を失う。そのため、3 ヶ月を経過した場合には再度申請する必要がある。

オンラインでの申請後、半日から 1 日で結果を受領できる²²。また、現状、新会社設立に

²⁰ Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia (MDTCC)

²¹ “Administrative Conditions”, Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia (MDTCC)

²² JETRO ウェブサイト

についてはオンラインでの申請が義務づけられている。なお、手数料は 30 リンギである²³。

(2) 会社設立のための書類の作成（3 ヶ月以内に行う）

以下の書類が会社設立に際して一般的に必要な書類であり、これらを会社登記所に提出する。会社名の使用許可申請は 3 ヶ月間有効であるため、3 ヶ月以内に下記の手続きを完了させる必要がある。

- (i) 会社の目的等が記載された会社の根本規定である基本定款（Memorandum of Association）
- (ii) 会社の内部規則である付属定款（Articles of Association）
- (iii) 法令遵守についての宣誓書²⁴（フォーム 6）
会社法の条件が遵守され、所定の情報が提出されていることを述べた規定遵守に関する宣言書である。最初のカンパニーセクレタリー（会社秘書役）として会社の定款に記載される者によって署名される。
- (iv) 取締役又は発起人による法定宣誓書²⁵（フォーム 48A）
当該法定宣誓書には、取締役になることに対する同意、自らが債務未返済の破産者ではないこと、以前に会社の設立や運営等に関する不法行為をしたことがないこと、詐欺等により懲役 3 ヶ月以上の刑に処せられたことがないこと等の宣言が含まれる。また、任命前の取締役若しくは会社設立前の発起人（promoter）により署名される。

なお、実務上、2 名の個人が発起人となり、それぞれ 1 リンギの株式を引き受けることで株式会社を設立することが多い。

(3) 登記完了・会社設立証明書の発行

設立に必要な書類が準備できると、登記官は会社を登録し、会社番号を割り当て、設立証明書を出す。この時点で、会社としての活動が可能になる。

登記手数料の額は会社の資本金に応じて図表 11-2 のとおりとなる。

なお、会社の設立には、準備段階から起算すると 1.5 ヶ月から 2 ヶ月程度かかる。

(4) 会社設立後の義務

会社は、会社法上、設立後 1 ヶ月以内に以下の事項を登記官に提出することが必要である。

²³ “Table of Fees to be paid to the Registrar” 会社法別紙 2 第 3 段落、及び CCM 資料による。

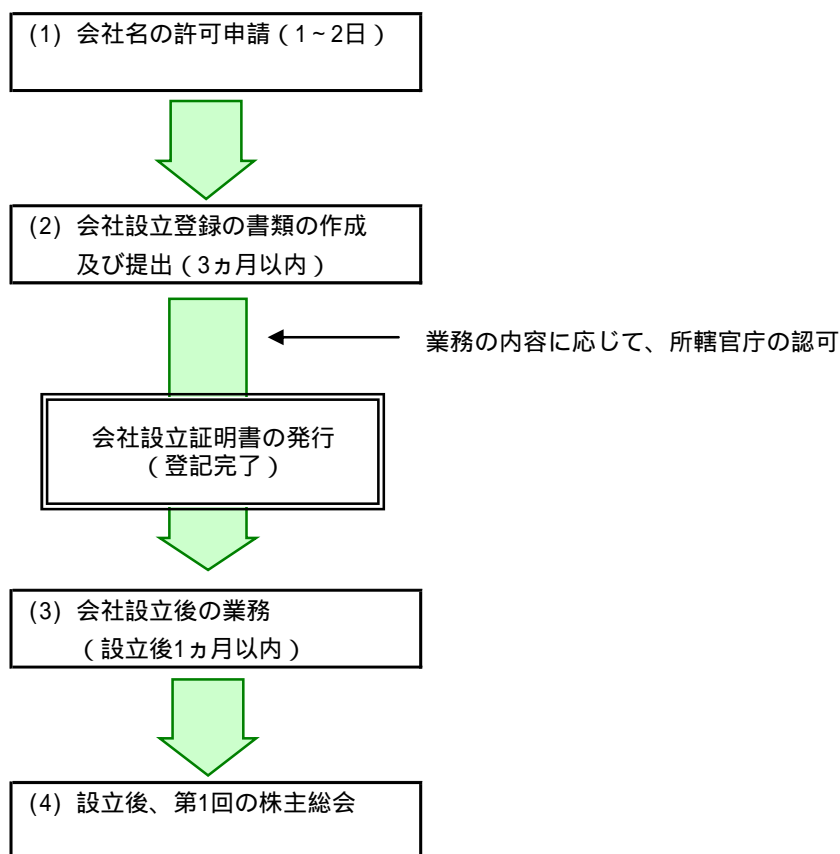
²⁴ “Declaration of Compliance”

²⁵ “Statutory Declaration by a person before appointment as director, or by a promoter before incorporation of corporation”

- ・ 株式の割当に関する報告（会社法 54 条(1)、Form 24）：
割り当てた株式の数及び名目上の額、割当を受けた人の氏名及び住所等
- ・ 登記上の事務所及び営業時間の通知（会社法 120 条(1)、Form44）
- ・ 役員（Director）、マネージャー（Manager）及びカンパニーセクレタリー（Secretary）の報告（会社法 141 条(6)、Form49）：
該当する人の氏名、国籍、住所、役員が公開会社又は公開会社の子会社の役員を兼務している場合はその旨等を記載する。

会社法上、年次株主総会（annual general meeting）は、1 暦年に 1 回かつ前回の年次株主総会から 15 ヶ月以内に行わなければならないとされるが、会社の設立後最初の年次株主総会については、会社の設立から 18 ヶ月以内とされている（会社法 143 条(1)）。

図表 11-1 会社の設立手続き概要



（出所）各種資料より作成

図表 11-2 会社設立時の手数料の額

名目資本金額 (Nominal Share Capital)	登記手数料
～ 10万以下	1,000
10万超 ～ 50万	3,000
50万超 ～ 100万	5,000
100万超 ～ 500万	8,000
500万超 ～ 1,000万	10,000
1,000万超 ～ 2,500万	20,000
2,500万超 ～ 5,000万	40,000
5,000万超 ～ 1億	50,000

(単位) リンギ

(出所) CCM 資料より作成

ひとくちメモ (14) : マレーシアの会社の名称

会社の名前は、会社の形態に関わりなく基本定款(Memorandum of Association)に記載される。さらに、株式有限責任会社の場合、原則として、会社名の末尾に " Berhad " 又はその略称である " Bhd. " を付けなければならない。非公開会社の場合はその直前に " Sendirian " 又はその略称である " Sdn. " をつけなければならない(すなわち " Sendirian Berhad " 又は " Sdn. Bhd. " となる(会社法 22 条(3)及び(4))。

登記官は、会社の名前として申請されたものが「望ましくない」(undesirable)と判断する場合、申請を拒否することができる。また、王室のメンバーとの関係を連想させる名前、連邦政府や州政府との関係を連想させる名前、ASEAN や英連邦(Commonwealth)、国際機関を連想させる名前、会社の目的やアイデンティティを誤解させるような名称も禁止される。

会社の名前は、社印、並びにあらゆるビジネス文書、小切手、正式な通知等に、アルファベットで記載しなければならない。その際、略称の使用は許されないが、上記の " Sdn. " と " Bhd. " に加え、長く実務上認められてきた " (M) " の記載は、" (Malaysia) " の略称として許容されている。

3. 会社の撤退手続き

(1) 撤退方法概要

マレーシアに現地法人を作った場合の撤退方法として、大きく分けて2つの方法がある。

売却

法的整理：清算型と再建型

の売却は、第三者に現地法人の株式を譲渡することで撤退するものである。以下では
の法的整理を紹介する。法的整理も大きく分けて、清算型と再建型に分かれる。なお、
マレーシアにおいて「破産」制度は個人を対象としており、会社の場合は下記の手続きにな
る。

(2) 法的整理：清算型

清算型には、裁判所が関与する強制清算と、会社が行う任意清算がある(会社法 211 条)。

(i) 強制清算

< 申立権者 >

会社自体、債権者。また、銀行業であればマレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) のように、ライセンスを受けている事業の場合はライセンス発給者も申立は可能。さらに、一定の場合には登記官も申立ができる。

< 申立事由 >

会社が清算決議 (特別決議、出席株主の 3/4 以上の賛成等) を行った場合や、支払不能の場合等に、申立が認められる (会社法 218 条(1))。なお、「支払不能」については、会社法上、500 リングを超える債権を有する債権者が、債務者の登録上の住所地において支払請求をしたにもかかわらず、債務者が 3 週間以上これに応じなかった場合、債務者は「支払不能」にあるとみなされる (会社法 218 条(2)(a))。

< 裁判所による清算命令の効果 >

裁判所による清算命令が出されると、原則として、清算申立の時点で清算手続きが開始されたものとみなされる (会社法 219 条(2))。また、裁判所により清算人が任命され、以後、清算人が会社財産を管理することとなり、取締役は会社経営に関する権限を失う。

(ii) 任意清算

任意清算には、会社の支払能力の有無により、株主による任意清算と債権者による任意

清算に分かれる。

< 株主による任意清算 >

株主による任意清算は、会社に支払能力があることが前提となる。そのため、まず、会社の取締役会にて、「会社は、清算開始から 12 ヶ月以内に債務全額を弁済できる」旨等を宣言することが必要になる（会社法 257 条(1)）。その後、株主総会の特別決議を経て、清算人が選任される（会社法 258 条(1)）。清算人が選任された時点で原則として取締役はあらゆる権限を失う（会社法 258 条(2)）。

< 債権者による任意清算 >

債権者による任意清算は、会社に支払能力がない場合に行われる任意清算手続きである。この場合、会社財産に関心をもつのは債権者であることから、債権者に会社の清算手続きに関する権限を与えている。会社は債権者の集会を開催しなければならず、その債権者の集会は清算人を選任することができる²⁶。清算人が選任された時点で原則として取締役はあらゆる権限を失う（会社法 261 条(4)）。

(3) 法的整理：再建型

(i) スキーム・オブ・アレンジメント

スキーム・オブ・アレンジメントは、裁判所の認可を得て行う、会社と株主、債権者との間の取引であり（会社法 176 条）、会社の減資や資本構成の変更、会社財産の譲渡の場合に使われるほか、再建型の法的整理手段としても使われる。

(ii) レシーバーシップ

レシーバーシップとは、会社が債務不履行となった場合に、債権（debenture）を有する者のため、会社財産を保全する手続きのことであり、担保付き債権者及び裁判所（High Court）が、レシーバーを選任することができる。なお、実務上、担保（charge）の設定に関する書類において、債権者にレシーバーの選任権限が与えられることが多い。

²⁶ なお、会社が株主総会にて選任した人と、債権者が債権者の集会において選任した人とが異なる場合、後者が清算人となる。

第12章 税制

マレーシアの税には、直接税として法人所得税、個人所得税、石油所得税、不動産譲渡益税があり、間接税として売上税、サービス税、輸出入税、物品税、印紙税などがある。すべて国税で、地方税はない。

1. 法人所得税

法人所得税は、1967年所得税法（Income Tax Act：1967）に基づいて課税されている。

課税対象期間は、通常、1～12月の1年間である。マレーシアでは企業が決算日を自由に決めことができ、1～12月としている企業が一般的である。12月末以外を期末日とする企業は、事業年度が課税対象期間となる。

但し、税制の適用時期で用いられる賦課年度（Year of Assessment：Y/A）は、企業の事業年度と必ずしも一致しないので留意が必要となる。期末日の属する年が賦課年度の基準である賦課期日となる。そのため、例えば2014年3月末を決算期末とする企業は、2014年賦課年度の税率が2013年4月より開始する事業年度から適用される。

(1) 法人所得税の対象者

所得税法において、法人は「マレーシアまたは他国の法律に基づいて設立された法人や法人格のある社団」と定義されている。企業は、管理統制がマレーシアで行われている場合、居住・非居住に関係なく、税務上のマレーシア居住法人となる。年間最低1回以上の取締役会がマレーシアで開催され、取締役がマレーシア国内で実質的な業務を行っている場合、居住者とみなされる。

一方、非居住法人とは、居住法人以外の法人だが、居住・非居住の判断は、各賦課年度における状況によって決められる。

(2) 法人所得税の課税対象所得

法人所得税はマレーシア国内を源泉とする所得が課税対象となっており、事業所得、投資所得、資産所得、その他に所得の性質を持つ利益などがある。なお、不動産を除き、キャピタルゲインは課税対象とならない。不動産については、不動産譲渡益税が課される。但し、キャピタルゲインが所得の性質を持つ場合や、取引の性質上、投機とみなされる所得は、課税対象となる場合がある。国外を源泉とした所得は、銀行業、保険業、航空・海運業を営む企業を除き非課税となっている（銀行業、保険業、航空・海運業を営む企業は、全世界所得が課税対象となる）。

図表 12-1 法人所得税の課税対象所得(例)

1	期間に関係なく、事業から生じる利益
2	利子、割引料
3	賃貸料、ロイヤルティ、プレミアム
4	その他の利益

(出所) 1967年所得税法等より作成

(3) 法人所得税率

法人所得税の標準税率は25%である。1998年賦課年度以降、法人所得税は28%であったが、2007年賦課年度に27%、2008年賦課年度には26%、2009年賦課年度以降は25%となっている。

但し、払込資本が250万リンギ以下の中小企業については、課税所得のうち50万リンギまでは税率20%、50万リンギを超える部分には標準税率の25%が課される。

また、石油開発事業を行う企業は、法人税率が38%と定められている。ペトロナス社やマレーシア・タイ監督官庁と石油協定を締結し、石油開発事業を行う法人に対して適用される。

その他、投資優遇措置を受ける企業は、行う事業や事業形態、地域により一定期間、法人税等が減免される(詳細は第9章参照)。

税務上の非居住法人は、所得の種類によって免税~25%と異なる。

2013年10月に公表された2014年度予算案によれば、物品・サービス税(Goods and Services Tax: GST)を導入するために、2016年以降の法人税率見直し案が提示されている。標準税率は25%から24%に、中小企業は20%から19%に、それぞれ1ポイントずつ引き下げられる見通しである。

図表 12-2 法人所得税率

標準税率	25%	事業内容や地域により、法人税減免の優遇措置がある
中小企業	20%	払込資本が250万リンギ以下の中小企業の場合、課税所得のうち最初の50万リンギは20%、残りの部分には標準の25%が課される
	25%	
石油所得税	38%	ペトロナス社、マレーシア・タイ監督官庁と石油協定を締結し、石油開発事業を行う法人(個人も含まれる)に対して課税される

(出所) MIDAより作成

(4) 自己申告納税制度

法人所得税については、2001年賦課年度より企業の自己申告納税制度(Self Assessment System: SAS)が導入されている。自己申告納税制度の導入により、定期的な税務調査が行われるようになった。マレーシア内国歳入庁(Inland Revenue Board: IRB)が随時税務監査を行い、納税者の法律への遵守を監視している。

企業は、当該事業年度の見積税額を事業年度開始の30日前までに内国歳入庁に申告する。その上で、事業年度の2ヵ月目より毎月10日までに、課税年度の見積税額を12ヵ月で按分した金額を月次納付する。見積税額の修正は、事業年度の6ヵ月目と9ヵ月目に内国歳入庁へ申請することが認められている。また、見積税額は、前年度の見積税額または修正見積税額の85%を下回ってはならない。

納付額（見積税額）が確定税額を30%超下回った場合は、超過分に対して10%のペナルティーが課される。一方、納付額が確定税額を上回った場合は、その過払い金について、翌年度の分割納付分と相殺するか、還付される。確定申告は、事業年度終了日から7ヵ月以内に内国歳入庁に法人税申告書（Form C）を提出する。税務調査の際に必要なため、課税所得金額及び納付税額の計算明細書（Tax Computation）及び監査証明付きの決算書は企業内で保管しておく。確定税額と月次納付累計額との差額納付も7ヵ月以内に行う必要がある。期限までに納付しない場合、10%のペナルティーが課される。

資本金が250万リンギ以下の新設の中小企業については、営業開始日が属する賦課年度から2賦課年度について、見積税額の提出と月次納付が免除される。

2014年1月より、不正申告をした場合の内国歳入庁による税務調査対象期間が従来の6年から5年以内に短縮される予定となっている。

(5) グループ・リリーフ（連結納税制度）

2006 賦課年度より、マレーシアで設立されたグループ企業間で、グループ・リリーフを適用することができる。同制度では、当該賦課年度の未処分損失のうち、70%を限度として同じグループ内の企業の所得金額と相殺することができる。適用を受けるためには、両社とも、払込資本金額が250万リンギ超、会計期間が同じ、直接・間接の持ち株比率が70%以上、両社の関係は前年度から継続、が条件となる。なお、パイオニア・ステータスや投資税額控除（詳細は第9章参照）などの優遇を受けている企業や、特定の規定による優遇を受けている企業などは対象外となる。

(6) 配当課税制度

配当に対する課税は、2008 賦課年度より株主に分配される時点での課税は行われていない。マレーシアでは企業の利益配当に関して一段階方式（シングルティア方式）が採用されている。企業の課税所得に対する課税が最終税となるため、株主に分配される配当金は免税となる。企業は、株主に分配する配当について、税金の源泉控除は不要となった。2013年12月31日までは従来の法人税株主帰属方式（インピュテーション課税方式）からの移行期間の際の経過措置が6年間適用されていたが、2014年1月1日からは一段階方式に一本化された。なお法人税株主帰属方式とは、配当所得に対する支払段階の税と受け取り段階の税の二重課税を調整する方法のひとつである。企業で課税された利益が株主に配当される際は、新たに源泉税が課されることはなくなった。

2. 法人に対する源泉税

税務上の非居住法人が国内でサービスを提供して得た所得は、マレーシア国内源泉所得とみなされる。マレーシア国内にある企業からサービスへの対価が支払われる際、源泉して徴収される。技術料、工場・機械設置の据付手数料、サービスの対価など、特定の所得が対象となっている。税率は、10%が適用される。

利子、ロイヤルティについても、源泉税の課税対象となっている。利子は税率 15%、ロイヤルティは 10%が課される。但し、日本・マレーシア二重課税防止条約（JMDTA）により、利子、ロイヤルティとも 10%と規定されている。

3. 個人所得税

(1) 個人所得税の対象者

個人は、マレーシアへの滞在期間によって税務上の居住者・非居住者に分けられ、適用される個人所得税率が異なる。所得税法において定められている 4 つの状況の内、いずれかひとつに当てはまる場合は、税務上の居住者とみなされる（図表 12-3）。なお、滞在日数は就労日数ではない。

但し、経営統括会社（OHQ）や地域事務所、国際調達センター（IPC）、地域物流センター（RDC）における外国人駐在員は、国外への出張が多いことを考慮して、所得全額ではなく国内滞在日数に相当する部分に対してのみ課税される。

図表 12-3 税務上の居住者と判定される要件

1	暦年で182日以上マレーシアに滞在している場合
2	1暦年中でマレーシアに滞在している日数は182日未満であるが、その期間が連続して182日以上マレーシアに滞在していた前年か翌年と繋がっている場合
3	1暦年中の滞在日数が90日以上であり、直前の4暦年度のうち3暦年度において90日以上滞在していたか、居住者であった場合
4	直前の3暦年度および直後の暦年度に居住者である場合

（出所）MIDA、KPMG 資料等より作成

(2) 個人所得税の課税対象所得

個人所得税は、マレーシア国内の源泉所得について課税される。給与所得や臨時収入、現物支給額などが対象となる。国外の源泉所得は、マレーシアに送金され、且つ居住者が受領する場合のみ課税対象となる。個人所得税の課税対象期間は、暦年である。

非居住者は、マレーシア国内源泉所得のみが課税対象となる。非居住者である個人には源泉税が課され、受取利息には 15%が課税される。

個人所得税では、自己申告納税制度が 2004 賦課年度より導入されている。申告書の提出

及び納税は、翌年 4 月末までに行う必要がある。

(3) 個人所得税の対象外となる所得

雇用契約に関連した一部の項目は給与所得とならず、免税・非課税となる。課税対象となる所得には、任意退職金制度や退職年金制度に基づく退職金がある。それ以外の退職金や、会社都合の解雇手当、死亡・障害見舞金、生命保険金、医療費の会社負担額などは免税もしくは非課税となる。従業員退職積立基金（EPF）や承認された特定の退職金の引き出し額については、非課税となっている。また、個人が金融機関から受け取る利子は免税となっている。

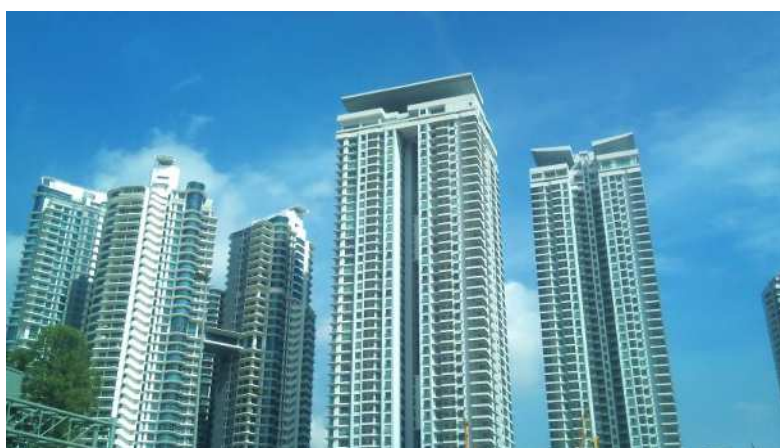
(4) 課税対象所得及び個人所得税算定上の控除項目

個人所得税の控除項目には、所得控除と税額控除がある。所得控除では、基礎控除 9,000 リンギ、配偶者控除 3,000 リンギ、その他に、扶養控除、教育や医療費、保険に関する控除などがある（図表 12-4）。

(5) 個人所得税率

個人所得税は、税務上の居住者に対しては各種所得控除後の課税対象所得に対して 0% から 26% の累進課税方式が適用されている。税務上の非居住者に対しては、所得控除や税額控除は適用されず、一律 26% が課される。但し、暦年もしくは年未年始をはさむ 2 暦年で就労日数が 60 日以内である税務上の非居住者について、給与所得は免税となる。

なお 2014 年予算案によると、様々な所得帯において、個人所得税率がそれぞれ 1% から 3% 引き下げられ、最高税率も 26% から 25% に引き下げられる見通しである。



日本人が集まるモントキアラの高層マンション

図表 12-4 所得控除の項目

	控除額 (リング)
基礎控除	9,000
配偶者控除	3,000
扶養控除	
18歳の未婚、18歳以上の未婚で就学している子供	1,000
18歳以上の子供	4,000
政府認可のプログラムや高等教育機関で、国内でディプロマ以上、国外で学士以上に就学している場合	6,000
国外の所定の高等教育機関に就学している場合	5,000
障害者（精神障害を含む）の子供	5,000
生命保険料控除、被用者退職積立基金（EPF）控除	*6,000
教育・医療保険控除	*3,000
医療費控除	
両親に対するもの	*5,000
重病の医療費（本人、配偶者、子供。上限500リングの健康診断費を含む）	*5,000
身体障害者控除	
本人	6,000
配偶者	3,500
子供	5,000
身体障害者補助器具購入費	*5,000
書籍購入費控除	*1,000
パソコン購入費控除	*3,000
技術職業訓練教育費控除	*5,000

（注）*は上限金額

（出所）MIDA 資料等より作成

図表 12-5 税務上の居住者に適用される個人所得税の税率 (2013 課税年度)

課税所得	税率 (%)	税額 (リング)	累積税額 (リング)
0 ~ 5,000	0	0	0
5,001 ~ 20,000	2	300	300
20,001 ~ 35,000	6	900	1,200
35,001 ~ 50,000	11	1,650	2,850
50,001 ~ 70,000	19	3,800	6,650
70,001 ~ 100,000	24	7,200	13,850
100,001 ~ 150,000	26		

（出所）内国歳入庁ウェブサイト等より作成

4. 売上税

売上税は消費に対する税で、製造業者または輸入業者に課される税金である。国内で製

造した製品を出荷する際や、国外で製造された製品を輸入する際に一度のみ課税される（一段階の従価税）。国内で課税対象品を製造する製造業者や海外から輸入する輸入業者は、顧客に代わって納税し、その税額を納税者が顧客に賦課、徴収する義務を負う。

標準税率は10%で、食料品や嗜好品などは5%となっている（図表12-6）。輸出品や特定必需食料品、医療・教育設備、写真機類・フィルム、などの特定品目は免税となる。また、一段階課税を徹底するため、課税対象物品の原材料や包装材料を取得する際の売上税は、免税となる。

1972年売上税法に基づき、課税物品の製造業者は、ライセンス取得が必要である。但し、前年度の売上高が10万リンギ以下で、当該年度の売上高も10万リンギ以下と見込まれる製造業者や、一部の特定製造業を行う事業者、保税工場（Licensed Manufacturing Warehouse：LMW）は、ライセンスの取得が免除される。その場合、ライセンス取得が必要である旨につき証明を受ける必要がある。

売上税の課税期間は2ヵ月で、課税期間終了から28日以内に納税しなくてはならない。石油製品については課税期間が1ヵ月で、課税期間終了後10日以内に支払う必要がある。輸入製品については、輸入通関時に売上税が課される。

図表 12-6 売上税率

品目	税率
果物、食料品、木材、建設資材	5%
たばこ	
酒類、アルコール飲料	
上記、下記以外の物品	10%
課税対象物品の原材料や製造にかかる機械、特定の非課税製品への投入資材	免税
特定必需食料品、基本的建築資材、特定の産業用機械、教育用品、写真機類・フィルム、一部の天然資源・関連製品、輸送機器（ヘリコプター、飛行機、船舶）など	
特定の石油製品やエンジンオイル	個別の特定税率

（出所）トーマツ「アジア諸国の税法」等より作成

5. サービス税

マレーシアでは、国内での特定サービスの提供に対してサービス税が課される。税率は一律、従価税による6%。1975年サービス税法により、課税対象者・サービスリストが定められている。同法では、ホテル、レストラン、バー、ゴルフコース・関連サービス、私立病院、通信会社、保険会社、運送会社、駐車場管理会社、自動車修理会社、派遣会社、弁護士、公認会計士、コンサルタント、エンジニア、建築士、広告代理店、不動産業者などによって提供されるサービスが課税対象となっている。

年間売上高がサービスごとの規定金額を超えない企業は、非課税業者となる。また、企

業が同一グループ内の企業に提供するプロフェッショナルサービスや、マレーシア国内から海外へ向けた国際クーリエサービスは免税となる。また、ランカウイ、ラブアン、自由地域など特定の免税地域に指定されている地域は、対象外となる。

課税対象サービスの提供者は、ライセンスを取得する必要がある。また、納税義務はサービス提供者にあり、2 ヶ月の課税期間に徴収したサービス税を課税期間終了後 28 日以内に納税する。

クレジットカードやチャージカードの発行等にもサービス税が課される。本人名義のカードは年間 50 リンギ、家族カードは年間 25 リンギを、カードの発行日、更新日または完了年に徴収される。

なお、2013 年 10 月に公表された 2014 年度予算案によると、売上税とサービス税は、2015 年 4 月 1 日以降、物品・サービス税（GST）に統一され、税率は 6%となる見通しである。

6. 輸出入税

課税対象品目をマレーシアに輸入する場合、輸入税が課される。特定の品目に関しては、固有の算定方式が定められているが、その他の品目は従価方式で、税率は関税分類コードにより品目ごとに 0~60%となっている。原材料や機械、必需食料品や薬剤品は、免税もしくは低税率が適用される。輸入品目の評価額は、世界貿易機構（WTO）の評価基準によって決められる。工業化を促進するため、輸出向け製品の製造に使用される原材料、部品や、国内では調達ができない機械や設備のうち製造に直接使用されるものは免税となっている。免税を受けるには、関連当局への免税申請が必要となる。

自由地域は税関の支配権が及ばないため、その地域での物品・サービスは、輸入税、物品税、売上税、サービス税を支払わずに持込が可能となる。また保税工場（LMW）では、製造過程の原材料・部品・機械は輸出目的で使用されているため、輸入関税と売上税が免除となる。

輸出税は、パーム油や原油などマレーシアの主要産品に課される。税率は 0~20%で、原価に一定のマージンを加えたコスト・プラス方式に基づき、一定価格を超える場合にのみ課税される。原油については、一律 10%の税率が課されている。

マレーシア政府は、2005 年 12 月 13 日に日本政府と日本マレーシア経済連携協定（JMEPA）に調印しており、2015 年までに実質的にすべての農産物と工業製品の関税が削減・撤廃される予定となっている。その他にも、貿易の自由化に伴って多岐にわたる原材料、部品、機械に対する輸入税が廃止・減免されている。

7. 物品税

マレーシアで製造された特定の製品には、物品税が課される。たばこ、酒類、自動車、

二輪車、トラック、マージャン牌などが課税対象となっている。税率は、品目によって異なり、アルコール飲料はアルコール度数による特定の税率と価格に応じた税率とを複合させて課税される。自動車は、エンジン排気量により 60～105%となっている。課税対象品目の製造・貯蔵を行うには、ライセンスを取得する必要がある。

物品税は、対象品目が工場から出荷された際に支払う。自動車に関しては、車両が道路交通局に登録された時点で支払う。なお、輸出品に対しては、物品税は課税されない。

8. 印紙税

印紙税は、特定の証書や文書を作成する際に課せられ、税率は証書・文書の種類や取引価格によって異なる。対象となるのは、資産の譲渡、契約書・覚書、株式譲渡証書などである。

マレーシア国内で作成された文書に関しては、契約発効日より 30 日以内に支払う必要がある。国外で作成された文書に関しては、マレーシアで初めて受け取った日から 30 日以内に支払う。期限までに納税できなかった場合は、遅延期間によってペナルティーが課される。

一部、印紙税が減免される項目がある。企業の再構築や合併の一環として、一定の条件を満たす場合の株式・事業の譲渡や、既存の借入金の元本残高を限度とした借入金の借り換えなどは免税となる。また、夫婦・親子間での生前の資産譲渡における文書や、通常のローンをイスラムローンに変更する際の文書は、軽減措置がとられる。



左：プロトンのパーツ工場 右：ホンダのディーラー

図表 12-7 印紙税率

資産の譲渡	評価額（リンギ）		税率
		0 ~ 100,000	100,001 ~ 500,000
	500,001 ~		3%
一般契約文書・覚書	一律10リンギ		
株式譲渡証書	評価額の0.3%		
	評価方法は下記の4つで、最大の金額が評価額となる		
	・ 純資産法		
	・ 売却価額		
	・ 額面金額		
	・ 株価収益率法による評価額		
サービス契約	サービス契約（一段階）		0.1%
	多段階のサービス契約		
	政府が関与しない契約	第1段階	0.1%
		第2段階目以降	上限50リンギ
	政府との契約	第1段階	免税
		第2段階	0.1%
第3段階目以降		上限50リンギ	
借入契約	教育ローン	一律10リンギ	
	教育ローン以外	0.5%	

（出所）JETRO、KPMG 資料等より作成

9. 不動産譲渡益税

資産の売却によるキャピタルゲインに関しては所得税の対象となっていないが、不動産や不動産保有企業の株式を売却する際には、不動産譲渡益税（Real Property Gain Tax：RPGT）が課せられる。不動産保有企業とは、有形固定資産の75%以上の価額を主要資産として保有する企業のことである。不動産譲渡益税は2007年に免除となったが、土地投機の抑制を目的として2010年に再導入された。

税率は、不動産の保有期間に応じて0～15%となっている。不動産の取得から5年以上経過しての売却であれば免税、2年超5年以内は10%、2年以内であれば15%となっている。

但し、個人が住居用不動産を売却（処分）する場合は、生涯で1回のみ免税となる。また、1万リンギが譲渡益の10%のいずれか大きい額を譲渡益より控除することが可能となっている。親子、夫婦、祖父母から孫の間で贈与する際にかかる譲渡益も免税となる。

2014年度予算案によれば、不動産の取得後3年以内の売却にかかるRPGT税率は30%に引き上げられる見通しである。また、4年、5年で売却した場合も、それぞれ20%と15%に引き上げられる。6年以上経過してからの売却は、マレーシア国民の個人については免税、

法人については 5%での課税となる。外国人の場合は、取得後 5 年以内の売却は 30%、6 年目以降は 5%での課税となる。

10．二国間租税条約

マレーシアは 2013 年 9 月時点で 76 カ国と二重課税を回避するために租税条約を締結している。日本とは 2010 年に日本・マレーシア二重課税防止条約（JMDTA）を締結・発効している。JMDTA では、利子やロイヤルティの税率は、10%と規定されている。

11．移転価格税制

(1) 移転価格税制の変遷

マレーシアでは、2003 年 7 月に初めて移転価格ガイドラインが公表された。所得税法第 140 条において一般的な租税回避行為を禁止し、同条に基づいて移転価格にかかる課税額の調整が行われていた。2009 年 1 月に独立企業間価格に関する特別条項である所得税法 140A 条が施行され、同時に、移転価格調査を行う多国籍企業税務部が内国歳入庁に設置された。2012 年 5 月には Income Tax (Transfer Pricing) Rules が公表され、同規則は 2009 年 1 月 1 日より遡って適用されることとなった。移転価格同時文書化、独立企業間価格の基本三法（算定方法）、独立企業間価格決定にあたっての各年度の比較、内国歳入庁長官による取引の再評価などについて定められている。

2012 年 7 月には新しい移転価格ガイドラインが公表され、移転価格に関連した手続等が具体化された。同ガイドラインは OECD ガイドラインに準拠している。独立企業間価格の定義、関連者の定義、比較可能性の検討要素、独立企業間価格算定方法、グループ内役務提供取引の取扱、文書化などが規定されている。総売上高が 2,500 万リンギ以上で、関連者間取引の合計金額が 1,500 万リンギ以上の企業、もしくは、金銭貸借取引が 5,000 万リンギ以上の企業が対象となる。新しく関連者取引を行う場合や関連者間取引に大きな変更がある場合には、取引実施と同時期に移転価格文書を用意する必要がある（移転価格同時文書化）。同文書に含まれる項目は下記の通りである。組織図、財務レポート、事業・産業・市場の状況、関連者間取引の内容、価格設定に影響を与える戦略や前提条件、比較可能性・機能・リスク分析、選択・適用した移転価格の算定方法、

移転価格の分析の基礎資料や参考資料、その他関連情報など。移転価格文書は税務申告期限までに作成・更新する必要がある（その際、提出する義務はない）また、内国歳入庁から要求された場合は、30 日以内に提出しなくてはならない。移転価格分析（ベンチマーキング分析）を行う際は、各年度の比較が要求される。比較可能企業の選定は地場企業を対象とすることが望まれる旨がガイドラインには示されており、国外の企業は比較対象として認められない可能性がある。

ガイドラインの条件に満たない小規模企業は、負荷を軽減する措置として、組織図や関連者取引の内容、関連する移転価格方針から構成される簡便な移転価格文書の作成が認められる。しかし小規模企業は、ガイドラインに完全に準拠することも推奨されている。

(2) 事前確認制度

2012 年 5 月に IncomeTax (Advance Pricing Agreement) Rules 2012、同年 7 月には事前確認制度 (Advance Pricing Agreement : APA) ガイドラインが公表され、事前確認制度の申請に関する手続きなどが規定された。事前確認制度により、対象取引の移転価格が独立企業間価格に基づいて適切に設定されていることを内国歳入庁と事前に合意することが可能となる。但し、申請前に事前確認制度の手続きを進めるか否かについて事前相談をする必要があり、申請は対象期間の 12 ヶ月前までに書面にて提出しなくてはならない。

(3) 移転価格課税

移転価格調査が行われた際は、過去 5 年分の移転価格文書が要請される (2013 年 12 月 31 日までは 6 年分)。取引実施と同時期に移転価格文書を作成できていない場合、追徴税額の 35% のペナルティー、作成していたが内容が不十分であった場合は、追徴税額の 25% のペナルティーが課される。

なお、継続的に損失を計上している企業や、利益率が低い企業、利益率の変動が激しい企業、国外関連者間取引の大きい企業は調査の対象となりやすい。また、グループ内サービスの提供は、税務当局から重点的に調査される領域となっている。

12. 会計及び監査制度

(1) 会計制度

マレーシアの会計基準には、Malaysian Financial Reporting Standards (MFRS) と Private Entity Reporting Standards (PERS) の 2 つがある。MFRS は国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) と同じ基準であり、マレーシアでは 2012 年 1 月より従来の Financial Reporting Standards (FRS) に代わって導入されている。PERS は国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS、IFRS のベースであり、現在の IFRS の一部となっているもの) がベースとなっており、2006 年より導入されている。

MFRS と PERS の主要な違いの例には、PERS には特別損益区分があるが MFRS にはない、棚卸資産について、PERS では後入先出法が認められるが MFRS では認められないなどがある。

上場会社や金融機関などは MFRS の適用が義務付けられている。それ以外の企業は PERS の選択が可能となっている。上場企業は、決算日から 4 ヶ月以内に同取引所への監

査済財務諸表、四半期決算日から 2 ヶ月以内の四半期報告書（監査不要）の提出が義務付けられている。

財務諸表はマレー語または英語での表記が可能で、表示通貨はマレーシアリングと定められている。

(2) 監査

マレーシアの全ての株式会社と外国法人の支店は、会計監査人の監査を受けなくてはならないと会社法（Companies Act 1965）で定められている。また、年次株主総会で承認を受けた年次報告書をマレーシア会社登記所（CCM）に届け出ることが義務付けられている。株主総会は、事業年度末から原則 6 ヶ月以内に開催し、損益計算書、貸借対照表、会計監査人の監査報告書を提出する。株主総会開催から 1 ヶ月以内に、株主総会で提出した書類をマレーシア会社登記所に年次報告書として提出する。清算期間中の企業は、会計監査は免除となる。また、駐在員事務所は監査の対象外である。

会計監査人には、マレーシアにおける会計監査人として認定されている会計監査会社を任命しなくてはならない。マレーシアの監査基準は、国際監査基準と同等である。

(3) 税務調査

マレーシアには、Tax Audit と Tax Investigation の 2 種類の税務当局による税務調査がある。定期的に行われるのが Tax Audit で、租税回避の疑いがある際には Tax Investigation が実施される。

Tax Audit は、調査開始にあたって事前に納税者に対して通知が行われる。原則として、内国歳入庁は賦課年度末から 6 年以内に更正賦課を行うことができる（2013 年度予算案により、2014 年 1 月 1 日以降は 5 年以内に変更となる）。但し、詐欺や故意の不履行、納税者の怠慢や裁判所が決定を下した場合は除く。過少申告があった場合にはペナルティーが課される。

納税者が故意に租税回避を行おうとしている場合や、税法などで規定されている意図的租税回避行為を行ったことが明らかに証拠となって疑われる場合には、Tax Investigation が実施される。実施にあたっての事前通知はない。Tax Investigation の場合、過少申告に対するペナルティーは Tax Audit よりも高いペナルティー率となっている。

図表 12-8 過少申告の際のペナルティー

申告書提出期限後、 自己修正申告が行われるまで	ペナルティー
60日以内	10%
60日超 6ヵ月以内	15.5%
6ヵ月超 1年以内	20%
1年超 3年以内	25%
3年超	30%
自己的な申告 (Tax Audit通知受領～Tax Audit開始の間)	35%
Tax Audit中の発見	45% ^注
再違反	45%+再違反の度に10%加算 (最大100%)

(注) Tax Audit中に過少申告が発見された場合、税法では追徴税額の100%がペナルティーとして課されるが、実際は税務当局長官の裁量により45%で容認される場合が多く散見される
(出所) KPMG 資料等より作成

ひとくちメモ (15) : GSTの導入

2013年12月時点、税制で最も注目されているのがGST(物品・サービス税)の導入である。現在の売上税とサービス税を廃止し、代わりに導入することが検討されている。しかし、GSTの導入については企業の対応不足などによる反対意見が多く、過去に延期が続いていた。当初、2007年に導入される予定だったが、2006年に当面の導入延期が発表された。その後、2009年12月に法案が国会に提出されたが、2010年10月になって再び導入延期が発表された。

2013年10月25日に発表された2014年度予算案によれば、GSTは2015年4月1日より導入される予定で、税率は6%になる見込みである。米、砂糖、調理油などの生活必需品や、住宅購入時、一般の電気料金(最初の毎時200キロワット分のみ)、水道料金、公共交通機関、政府提供の諸サービスには適用されない。

導入に伴い、低所得世帯向け支援策「1マレーシア・ピープルズ・エイド(BR1M)」の対象者に、一時支援金として300リングを支給する。年度で支払われていたBR1Mは、500リングから650リングに増額される。また、全納税者の所得税率の1~3ポイント引き下げや、個人所得税率の見直しに加え、法人所得税についても、2016年より標準24%、中小企業19%へ1ポイント引き下げられる。

一方、野党連合はGST導入に反対しており、予算案の対案を発表している。予算案対案では、GSTを導入する代わりに国防費の抑制や、金融資産売却時の利益に対するキャピタルゲイン税の導入や、不動産譲渡益税を2007年時点の水準(取得後5年以内の売却は30%、6年以上経過時は5%)に見直し、印紙税を5%に引き上げることなどを盛り込んでいる。

ひとくちメモ (16) : マレーシアの移転価格税制の特徴

近年の税制改正の中で、企業にとって最も影響が大きいのが移転価格税制の導入である。マレーシアでも2009年に大原則が発表され、納税者の責任において、関係会社間取引に関する価格設定は適正に行うべしとの旨が通達された。2012年5月に移転価格税制のルールができ、同年7月には500ページのガイドラインが公布された。このガイドラインでは、2009年に遡って、関係会社間取引について文書での規程が義務化された。

マレーシアの移転価格税制に係る考え方は、OECDモデルと基本的には同じである。但し、利益率のベン

チマーキングにおいて、他国とは異なり、類似会社にマレーシア国内企業のみとすることが望まれる旨がガイドラインに記されている。国外の企業は比較対象として認められないことがあるため、類似会社がないケースもあるようだ。

また、業績の変動が激しいセクターもあるため、他国では直近数年を平均したものをベンチマークとするケースが多いが、マレーシアの場合は直近1年単位（year by year）とされている。

類似会社を探すには、登記所に提出された財務報告書を参考にする。当該データは登記所のウェブサイトからもダウンロードできる。但し、1件あたり10~20リンギ（約300~600円）を要する。類似会社数に係る縛りは特にない。通常、類似会社の平均利益率に対して、上下に一定程度のレンジを設けることがあるが、マレーシアの税務当局は、「中心値から高い利益率であるべき」との考えがあるようである。

第13章 用地取得

1. 土地制度

マレーシアの土地は、基本的に州の管轄下にある。土地の所有は、州当局の認可を得て登記を行う。すべての土地は、永久使用権付の土地（自由保有権、Freehold Land）とリース権付の土地（借地保有権、Leasehold Land）に分かれている。リース権は99年以下と定められており、30年、60年、99年などがある。工業団地では60年となっている例が多い。どちらの土地であっても、売買が可能である。

土地は使用目的が定められているため、用途以外での使用はできない。使用目的は変更可能な場合があるが、相当な時間を要する。住居用地は外国人の個人名による登記が可能だが、商業用地や工業用地、農業用地の登記にあたっては、現地法人の名義で行う必要がある。いずれの場合も、手続きは弁護士が土地の売買契約書作成や見直し、土地の名義変更手続などを行う。弁護士の費用は、2005年弁護士報酬令（Solicitors' Remuneration Order 2005）によって取引価格に基づいて算定され、売り手が買い手のどちらか一方より徴収する。また、不動産登記には印紙税がかかる。マレーシアでは外国人による不動産の取得を積極的に受け入れているため、諸経費が低く抑えられているのが特徴である。

また、取得した不動産を実際の事業に使用する場合は、自治体当局からの建築物使用許可（Certificate of Fitness：CFまたはCertificate of Completion and Compliance：CCC）が必要となり、不足している場合は事業許可を得ることができない。事業所は正しい土地区分の土地に立てられた各種基準に適合する建築物である必要があるため、土地の取得にあたっては土地区分を、既存の建物取得にあたっては建築物使用許可が出ていることをそれぞれ確認する必要がある。

図表 13-1 土地に関する手続きにかかる費用（弁護士費用、印紙税）

不動産取引価格	弁護士費用	不動産取引価格	印紙税
～15万リンギ	1.0%（最低300リンギ）	0～10万リンギ	1.0%
15万超～100万リンギ	0.7%	10万超～50万リンギ	2.0%
100万超～300万リンギ	0.6%	50万リンギ超	3.0%
300万超～500万リンギ	0.5%		
500万超～750万リンギ	0.4%		
750万リンギ超	交渉次第（0.4%以下）		

（出所）各種資料より作成

2. EPU ガイドライン

土地の管轄権は各州政府に存在するが、首相府経済企画庁（Economic Planning Unit, EPU）は 2011 年 1 月に「不動産取得に関するガイドライン」を定めており、不動産取得規制における全国一律のベースラインとして運用されている。

当ガイドラインでは、外国人もしくは外国企業が最低払込資本金の 50% 超を保有している外資企業を外国関係者と定義している。外国関係者は、物件の最低購入額が 50 万リングと定められている。最低購入額を超える物件であれば、外国関係者による取得であっても EPU への申請は原則不要である。旧ガイドライン（「マレーシア・外国関係者による不動産の取得に関するガイドライン」、2008 年 1 月 1 日付）では外国関係者が不動産を取得する際には外国投資委員会（Foreign Investment Committee : FIC）の認可が必要とされていた。しかし、2009 年 6 月 30 日の旧ガイドラインの自由化とともに FIC が解散となり、この規制は不要となった。

但し、2,000 万リング以上の商業物件を取得する際、ブミプトラ関係者や政府機関による不動産持分比率が低下する場合は、EPU による認可が必要となる。このような取引の認可にあたっては、当該法人のブミプトラ資本比率が 30% 以上であること、外資企業は最低払込資本金が 25 万リング以上であること、マレーシア国内で設立された法人の下で登記されること、という必要条件がある。

当ガイドラインには各種投資優遇措置等と関連した免除規定が存在する。例えば製造業企業が工場用地を取得する場合は、ブミプトラ関係者や政府機関の所有権に関係なく 100% 外国資本法人での取得が可能である。

図表 13-2 EPU ガイドラインの免除規定

1	マレーシア・マイ・セカンド・ホーム（MM2H）プログラムに基づく住居取得
2	マルチメディア・スーパーコリドー（MSC）ステータス取得企業による MSC 内の不動産取得
3	各経済開発地域の事業ステータスを持つ企業による認可エリア内の不動産取得
4	マレーシア国際イスラム金融センター（MIFC）事務局の承認を得た企業による不動産取得
5	社宅としての住居の取得（外資企業は 1 戸あたり 10 万リング以上の物件のみ取得可）
6	裁判所の判決に基づく外国関係者への不動産移転
7	製造業企業による工業用地取得
8	官公庁による不動産取得
9	民営化プロジェクトに発端より参画している企業による用地取得
10	国際調達センター（IPC）、経営統括本部（OHQ）、ラブアンオフショア企業などの特別ステータス取得企業による不動産取得
11	赤い ID カードを持つ永住者等による不動産取得

（出所）EPU より作成

2013 年 10 月には、外国人が取得できる不動産の最低価格を 50 万リングから 100 万リングへ引き上げられることが 2014 年度予算案とともに発表された。なお、ペナン州では外国

関係者による不動産取得が多いことから、2012年7月より外国人が購入できる不動産の最低価格は100万リングとなっている。

3. 不動産取得における各州の裁量

全国一律でEPUのガイドラインは必要条件として規定されているが、外国関係者による不動産取得の認可については各州政府に権限が与えられていることには留意が必要である。認可の交付にあたっては、各州政府が自由に条件を設定することができるため、事業投資の際は、各州政府との交渉が欠かせない。不動産の種類や用途によって、それぞれの州で認可条件は異なる。不動産取得の際は、州政府、州開発公社、不動産会社、現地弁護士等に確認することが望ましい。

4. マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム

マレーシアはマレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム(MM2H)を政府主導の下、推進している。同プログラムは長期滞在ビザを発給することで、マレーシアでの長期滞在が可能となる。そのため、外国人にとって人気のロングステイ先となっている。このビザは数次入国社交訪問パス(Multiple-Entry Social Visit Pass)で、有効期間は10年間、更新も可能である。リタイア後のロングステイのために利用されることが多いが、このビザ自体は国籍や宗教、性別、年齢に関係なく申請することが可能である。

50歳以上の方が申請する場合、35万リング(約1,100万円)以上の現預金や有価証券等を保有しており、かつ毎月1万リング以上の国外収入があることを示すことが申請条件となっている。申請者は配偶者や21歳未満の子女、60歳以上の両親の帯同が許可される。このビザを取得すると、住宅取得に関してEPUのガイドラインは適用されない。また、自家用車の無税通関などのインセンティブも享受できる。

ひとくちメモ(17): マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラムの利用

ペナン島の北部、バトゥフェリング(Batu Ferringhi)には日本からの長期滞在者が多い。近年、日本では海外でのロングステイが脚光を浴びているが、マレーシアは豪州やタイと並んで人気が高く、ロングステイ調査統計では2006年からロングステイ希望国第1位となっている。日本からの長期滞在者が利用しているのがMM2Hプログラムである。前身の制度である「シルバーヘア・プログラム(1996~2002年)」への参加者は818件だったが、2003年以降、増加しており、日本人による申請件数は2013年9月には2,948件に達し、中国(4,335件)に次いで2位。2002~13年9月までの合計は22,706人。近年ではイランやパキスタンなどの中東諸国からの申請も増加しており、バングラデシュやシンガポール、台湾などの近隣アジア諸国からの申請も依然として多い。

MM2H申請のワンストップ・サービス窓口として、マレーシア観光省内に「マレーシア・マイ・セカンド・ホーム・センター(MM2HC)」が設置されている。センターは入局管理局とオンラインで結ばれており、入国管理局から派遣された職員がビザ申請の受理、認定の支援を行っている。また、日本人スタッフもいるサポートセンター、コールセンターが併設されている。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

マレーシアでは、商標権、特許権、工業意匠、著作権、地名の表示、半導体集積回路のレイアウト・デザインなどの知的財産権が保護されている。マレーシアにおける知的財産の保護は、マレーシア知的財産公社（Intellectual Property Corporation of Malaysia：MyIPO）が管轄している。同公社は2002年の立法に基づいて成立し、知的財産裁判所の設置や審査官の増員などを通じて知財立国を目指した対応を進めてきている。2011年には電子出願が可能になるとともに審査期間も短縮され、利便性が高まった。

図表 14-1 知的財産の種類

		所要登録期間	保護期間	訴訟種類
1	商標	7ヵ月～	10年、更新可	民事/行政措置・刑事
2	特許	20ヵ月～	20年	民事のみ
3	著作権	登録不要	文学・音楽・芸術作品 …死後50年 音響録音・放送・映画等 …制作後50年	民事/行政措置・刑事
4	工業意匠	～8ヵ月	5年、更新可（最大計15年）	民事のみ
5	地名の表示	～8ヵ月	10年、更新可	民事のみ
6	半導体集積回路の レイアウト・デザイン	登録不要	商業利用開始後10年 （商業利用のない場合は考案後15年）	民事のみ

（出所）MyIPO、JETRO、MIDA 資料等より作成

(1) 商標

商標は、1976年商標法と1997年商標規則に基づいて保護される。商品に関連した使用を意図したいかなる商標も登録できるが、当該のマークが本質的に特徴的であることが条件となる。商標が登録されると、商標権者もしくは承認された利用者のみがその商標を使用でき、無断で使用した個人や法人に対しては侵害訴訟を起こすことが可能となる。

国内申請者（定住者か居住者）であれば、直接特許を申請でき、外国人申請者は、マレーシアにある登録された商標事務所を通す必要がある。電子出願と早期審査の制度を利用すれば、最短で7ヵ月程度での登録が可能である。先願登録商標の存在等の登録拒絶事由に該当しなければ、公告を経て登録される。但しマレーシアでは、先願主義に対して先使用主義が採用されている。

商標の保護期間は出願日から10年であり、その後は10年ごとの更新が可能となっている。但し、3年以上使用されていない商標は廃止される場合があるため注意が必要である。

マレーシアは貿易関連知的所有権協定（TRIPS）に基づき、すでに一般に周知された他の権利者の標章と同一か酷似している商標の登録を禁止しており、また、偽ブランド品の

マレーシア国内への輸入を禁止する規定が定められている。

また、マレーシアでは商標登録を促進するニース協定及びウィーン協定に加盟している。ニース協定では、商標登録を目的とした物品とサービスの国際分類について定められており、ウィーン協定は、図形要素から構成されるか図形要素を含む商標の分類を制定している。

(2) 特許・実用新案

特許権者は、特許を受けた発明の排他的な利用や供与・譲渡、使用ライセンス契約を締結する権利がある。TRIPS に基づき、強制実施権により他国に既存する特許製品の輸入（並行輸入）を認可している。

特許出願は英語で行うことができ、審査期間は 26 ヶ月となっている。さらに早期審査制度を利用すれば、最短 20 ヶ月での取得が可能である。実体審査により出願が拒絶されなければ、特許権が付与される。

特許

特許権は、1983 年特許法と 1986 年特許規則により規制されており、商標と同様、国内申請者（定住者か居住者）であれば、直接特許を申請できる。外国人の申請は、マレーシアにある登録された特許申請代理事務所を通す必要がある。工業利用が可能な発明も特許取得の対象となる。

特許は、TRIPS に基づいて申請出願日から 20 年間保護される。

実用新案

特許権の保護対象となる発明の要件を満たさない場合、1983 年特許法に基づいて実用新案（utility innovation）として、一定の保護を受けることがある。

同法により、最初の 10 年間の保護期間が与えられ、利用状況によって 5 年ずつ 2 回延長することができる。

(3) 工業意匠

1996 年工業意匠法及び 1999 年工業意匠規定に基づき、工業意匠が保護されている。同法により、登録された工業意匠は個人の財産とみなされ、使用权の供与、権利の譲渡が可能となる。

新規の工業意匠だけが登録可能となっており、単なる機能上の構造様式や設計は対象外となっている。対象の意匠は、他の必須部分を構成する物品の外観に依存する意匠であってはならない。

国内申請者による登録申請は、個人か、または認可工業意匠代理事務所を通して提出できる。外国人申請者の場合は、認可工業意匠代理事務所を通さなくてはならない。登録さ

れた工場意匠の最初の保護期間は 5 年間で、個々の意匠に対して 5 年ずつ 2 回の延長が可能となっており、合計 15 年間の保護期間が与えられる。

(4) 著作権

著作権は、1987 年著作権法で著作権の対象となる作品に対して包括的に保護されている。同法では、著作権の対象となる作品（コンピュータ・プログラムを含む）の内容、保護の範囲、保護の方法を規定している。

保護対象は、文学、音楽、芸術、録音、映画、放送の 6 カテゴリーである。作品の著作権の登録制度はなく、著作物を創作した時点で自動的に発生する。文学・音楽・芸術的作品の保護期間は、作者の生存期間と死後 50 年間と定められている。音響録音・放送・映画などの保護期間は、最初に発行・製作されてから 50 年間である。また同法は演劇における諸権利についても定めており、初めて上演された年の翌年から 50 年間保護される。

著作権法は、法律の強制執行権が含まれて規定されている点が特徴的といえる。著作権の修正が 2003 年 10 月に施行されており、国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）の執行官に逮捕権（無令状逮捕を含む）を与えている。著作権法実施のために任命された MDTCC の特別班は、著作権を侵害している複製品所有の疑いがある建物への立ち入り、搜索、没収の権利を有している。

(5) 地名の表示

2000 年地名表示法は、物品の品質や評判、その他の特徴がその地理的減産に必然的に起因する場合において、物品が生産された土地名に従った物品を保護している。この保護は、自然食品や農産物、工芸品などの物品や産業に適用される。社会的秩序やモラルに反した地名の表示は、同法では保護されない。

保護期間は 10 年間となっており、その後は 10 年間の更新が可能である。

(6) 半導体集積回路のレイアウト・デザイン

集積回路レイアウト・デザインは、2000 年半導体集積回路レイアウト・デザイン法により保護されている。但し、当該デザインの創造性、創造者自身による自由な発想に基づく設計であることが条件となっている。同法は TRIPS に基づいて実施され、マレーシアの電子産業分野への投資家に対する知的所有権の保護を保証し、マレーシアでの技術の成長を促進している。

商業利用開始日から 10 年間は保護期間となっており、商業利用されない場合は、考案日より 15 年間保護される。同法で認められた権利が侵害された場合は、所有者が訴訟を起こすことも認められている。また、譲渡、許可、遺言、法の執行により、部分的もしくは全ての権利を移転することも可能である。

2. 国際条約と国際評価

マレーシアは、世界知的財産機構（WIPO）が管理する6つの国際条約（ベルヌ条約、ニース協定、パリ条約、特許協力条約、ウィーン協定、WIPO条約）の加盟国となっている。

マレーシアにおける知的財産権保護の国際評価は比較的高い。2013年の米国通商代表部（USTR）の報告において中国、インドネシア、タイが優先監視リストに、ベトナムが監視リストにそれぞれ挙げられている中、マレーシアは監視リスト外となった。また、世界経済フォーラム（WEF）のGlobal Competitiveness Reportでは148の国・地域中30位となっており、ASEAN内ではシンガポールに次いで第2位である。International Property Rights Index内の知的財産権指数でも37位（ASEAN内第2位）と同様の評価を受けており、ASEAN諸国と比して良好な知財保護環境が整っているといえる。

ひとくちメモ (18)：日本の特許庁による国際調査が可能に

2013年4月1日より、マレーシア知的財産公社が受理した特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）に基づく国際出願に対して、日本の特許庁が国際調査・国際予備審査を実施することが可能となった。これにより、日系企業を含む現地出願人は、希望すれば、日本の質の高い先行技術調査結果を受けることができる。

この背景として、日系企業によるアジア諸国へ研究開発拠点の設立が増加してきていることがある。日本の特許庁は、ASEANのさらなる経済発展や日系企業の事業活動支援のためにASEANの知財協力を強化している。



海外のブランドが集まるブキット・ピントアン（Bukit Bintang）のショッピングモール

第15章 環境規制

1. 総論：環境規制の位置づけ

マレーシア政府は、環境規制がプロジェクトの初期の段階で検討されるべく法的、制度的な枠組みを用意しており、会社の設立や事業に関する許認可の取得を第 1 レベルとし、その次の段階（第 2 レベル）として、環境に関する要求を満たし、アセスメントを行うことを求めている。

2. 関連法規・機関

環境規制についての中心的な政府機関は、天然資源・環境省（Ministry of Natural Resources and Environment）の環境局（Department of Environment）である。

環境規制の中心的な法規則は以下の 2 つである。

- ・ 1974 年環境基準法（Environmental Quality Act 1974）
- ・ 1987 年環境基準(規制対象事業、環境インパクトアセスメント)命令(Environmental Quality (Prescribed Activities) (Environmental Impact Assessment) Order 1987（「環境基準（EIA）命令」）

3. 環境に関する必要事項

環境基準法及びその付属規定に基づき、産業活動を行うには、下記項目について、事前に環境基準事務局長（Director General of Environmental Quality）の認可（approval）を取得すること等が必要である。

- (1) 用地適正評価
- (2) 環境影響評価（Environmental Impact Assessment : EIA、規制対象事業について）
- (3) 建築についての書面による許可（permission）
- (4) 焼却炉、燃料焼却装置又は煙突の設置についての書面による認可（approval）
- (5) 規制対象建物及び規制対象乗り物の使用及び占有ライセンス

(1) 用地適正評価(Site Suitability Evaluation)

用地は、工事された構造計画や地域計画、周辺の土地の利用状況、セットバックや緩衝地帯の提供状況、追加的な汚染負担量の受け入れ能力、廃棄物処理要件などに関する整合性の観点から評価される。

(2) 環境影響評価(Environmental Impact Assessment : EIA、規制対象事業について)

規制対象事業

事業を行おうとする者は、当該事業が規制対象事業に該当する場合、当該事業を管轄する連邦・州当局から認可を受ける前に、環境基準事務局長から EIA 認可を取得しなければならない。規制対象業種は、環境基準 (EIA) 命令において定められている。

< 規制対象業種 >

規制対象の業種は以下のとおりである。

農業 (500ha 以上の森林の農業用地への転換等)、空港、排水路・灌漑 (ダム・人工湖の建設、湖の拡張)、土地の造成、漁業 (港の建設・拡張等)、林業、住宅、工業 (下記参照)、インフラストラクチャー、港湾、鉱業、石油、発電所及び送電施設、採石場、鉄道、運輸、リゾート・娯楽施設開発、廃棄物処理・処分施設、水の供給

詳細事項については、環境基準 (EIA) 命令を参照

例えば、工業の場合、以下のものが規制対象業種とされている。

図表 15-1 工業に関する規制対象業種

(a) 化学	単一製品又は複合製品の生産能力が、1日あたり100トンを超える場合
(b) 石油化学	すべての規模
(c) 非鉄初期精錬	アルミニウム：すべての規模 銅：すべての規模 その他：1日あたり50トン以上の製品を生産する場合
(d) 非金属	セメント：クリンカーで1時間あたり30トン以上 石灰：生石灰回転炉で1日あたり100トン以上、 又は垂直炉で1日あたり50トン以上
(e) 鉄鋼	生産用の原材料として、 1日あたり100トン以上の鉄鉱石を使う場合、又は 1日あたり200トン以上の鉄スクラップを使う場合
(f) 造船所	載貨重量トン数が5,000トン以上の場合
(g) パルプ・製紙産業	生産量が1日あたり50トン以上の場合

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

調査主体

EIA 調査は、環境局に登録された EIA コンサルタントによってなされなければならない。EIA コンサルタントのリストは、環境局のウェブサイトにて確認することができる。

EIA 手続きの種類

EIA には、初期 EIA と詳細 EIA がある。初期 EIA は、当該活動が環境に対してどのようなインパクトがあるかを評価するものであり、承認の取得には約 2 週間かかる。

詳細 EIA は、環境に対して大きな影響を与えるプロジェクトにおいて求められるもので

あり、承認の取得には約 12 週間かかる。詳細 EIA が求められる活動のリストは下記のとおりであるが、環境局長官は下記以外でも必要に応じ、詳細 EIA を求めることができる。とされる。

図表 15-2 詳細 EIA が求められる活動のリスト

1 鉄鋼
2 パルプ・製紙産業
3 セメントプラント
4 石炭火力発電所の建設
5 ダムや水力発電所の建設
6 土地の造成
7 焼却施設（特定廃棄物固形廃棄物）
8 ごみ処分場
9 急斜面の土地を50%以上含む土地の造成プロジェクト（採石場を除く）
10 500haを超える面積の伐採
11 国立海洋公園とされるエリアにある島における観光・娯楽施設の建設
12 鉛酸蓄電池廃棄物のための回収施設の建設
13 市民の取水口の上流に位置して大量の水を廃棄する特定廃棄物の回収・処理施設
14 非鉄初期精錬

（出所）天然資源・環境省資料より作成

(3) 建築についての書面による許可(permission)

土地や建物を規制対象場所に変えることとなる建物（パーム油工場、天然ゴム加工工場、特定廃棄物の処理・廃棄施設）の工事を行おうとする者は、事前に、環境基準事務局長の書面による許可を取得しなければならない。この申請には一定の手数料が必要である。

(4) 焼却炉、燃料焼却装置又は煙突の設置についての書面による認可(approval)

下記の活動を行おうとする者は、事前に、環境基準事務局長の書面による認可を受けなければならない。なお、認可の申請には、手数料は不要である。

1978 年環境基準規定（クリーンエアー）の規定 4 及び付表 1 に詳述されている施設（煙を排出する施設、粉末燃料並びに一定の固形燃料や液体若しくは気体燃料を消費する発電施設等）を、居住地域周辺に新たに設置すること

1978 年環境基準規定（クリーンエアー）の規定 36 及び 38 に記載されている燃料焼却装置（焼却炉を含む）の建設、設置、移転、又は変更

但し、当該燃料焼却施設が、1 時間あたり 30kg 以上の粉末燃料若しくは固形燃料、又は 15kg 以上の液体若しくは気体燃料を消費する場合
不純物を排出する煙突の、建設、設置、移転又は変更

(5) 規制対象建物及び規制対象乗り物の使用及び占有ライセンス

下記の「規定不動産」(prescribed premises)を占有し、運営するには、ライセンスが必要となる。

- ・ パーム油の製油所
- ・ 天然ゴムの加工工場
- ・ 特定廃棄物の処理・処分施設

下記の要件を満たす「規定乗物」(prescribed conveyance)の利用には、ライセンスが必要となる。

- ・ 乗り物内部にある機械装置により駆動されるもの
- ・ 陸上又は水上での使用のために作られ、又は改良されたもの
- ・ 特定廃棄物の移動、運搬、配置又は処分のために用いられるもの

(6) 建設についての書面による告知

以下の場合には、環境基準事務局長に対して、書面による告知をしなければならない。

- 排水を土壌、内海又はマレーシアの領海に排出すること
- 固形廃棄物の処理場又は埋立地の上で業務をすること、及び新たな浸出水の原因となりうる施設又は建物を土地に建設すること
- その他、産業排水又は混合排水の新たな排出原因となりうる土地・建物での業務等

(7) その他

上記のほか、ガス状廃棄物の排出、下水・産業排水・浸出水、オゾン破壊物質、特定廃棄物の管理等について規制がある。

4. 有毒・有害廃棄物の保存、処理及び処分、汚染規制装置設置についてのインセンティブ

有毒・有害廃棄物の保存、処理及び処分に主として取り組む企業は5年間のパイオニア・ステータスを取得することができ、その他輸入税及び販売税の免税措置も用意されている。

また、汚染をコントロールする装置を工場に導入した企業向けに、特別の資本控除が用意されている。

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

マレーシアにおいて、貿易を所轄する官庁は国際通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry, MITI) と、税関局 (Royal Malaysian Customs Department) である。輸出入の管理は 1967 年の関税法 (Customs Act 1967) に基づいて行われており、具体的な制限品目は政令によって規定されている。

(1) 輸入規制

2013 年 11 月時点での輸入規制は、2013 年 3 月に発効した「2012 年関税 (輸入禁止) 令 [Customs (Prohibition of Imports) Order 2012] (以下、輸入禁止令)」によって行われている。

輸入規制は大きく 4 つの分類によって行われており、

完全な輸入禁止品目

輸入ライセンスが必要な品目

特定の方式でのみ輸入可能な品目

基準の充足を条件に、特定の方式でのみ輸入可能な品目

の各物品群が規定されている。

～ においては、国内全土に適用されるリスト、指定された自由地域 (free zone) 等を規制の対象外とするリストなどのサブカテゴリーが示されている。また、各種ライセンスの所轄官庁や所定の方式も明記されている。

それぞれの物品には、規制対象となる輸入元国が明記されている。大多数の規制は全世界からの輸入を対象に一律に行われているものの、インドネシアからの丸太・角材の輸入禁止、イスラエルからの全輸入に関わるライセンス規定など、一部の国のみを対象にした規制も存在している。

輸入禁止令の英文は官報上で公開されており、2013 年にも 8 月と 11 月の 2 度にわたり一部改正が発表された。実際のビジネスにあたり最新の輸入規制を確認する場合、政府官報ウェブサイト (<http://www.federalgazette.agc.gov.my/>) にて関税法 (Customs Act) 関連法令を参照することが望ましい。

図表 16-1 マレーシアの輸入規制物品例

完全な輸入禁止品目 (First Schedule)	
	マレーシアの利益、平和、公安を害する可能性が高いと考えられる物品・標章 わいせつ物
	コーランの銘がある布
	特定の有毒化学物質、有毒鉱物
	丸太、角材 (インドネシアからのもの) など
輸入ライセンスが必要な品目 (Second Schedule)	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	自動車 [国際通商産業省]
	各種クレーン [国際通商産業省]
	特定の化学物質 [保健省調剤サービス局、環境庁など]
	製薬機械 [保健省調剤サービス局] など
パート2	特定の自由地域を除いて適用される規制
	イスラエルからの全物品 [国際通商産業省]
	砂糖 [国際通商産業省]
	レーダー、パラボラアンテナ等通信機器 [SIRIM Berhad]
	葉タバコ [国立ケナフ&タバコ理事会] など
パート3	ラブアン、ランカウィ、ティオマン及び特定の自由地域を除いて適用される規制
	小麦粉 [国際通商産業省]
	鉄鋼半製品 [国際通商産業省] など
特定の方式でのみ輸入可能な品目 (Third Schedule)	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	動植物、羊毛、皮革等
	乳製品、その他各種食品
	丸太、角材 (インドネシアからのものを除く)
	銃器、刀剣類 など
パート2	自由商業地域を除いて適用される規制
	タバコ
	酒類 など
パート3	絶滅危惧種国際貿易法に基づき、トランジット中の貨物も含めて適用される規制
	同法に定められた動植物関連物品
基準の充足を条件に、特定の方式でのみ輸入可能な品目 (Fourth Schedule)	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	セメント
	陶磁器 など
パート2	自由商業地域を除いて適用される規制
	鉄鋼製品、アルミニウム製品
	電化製品
	生花、野菜、果物 など

(注) 輸入ライセンスが必要な品目名に続くカッコ[]内は、ライセンスを所轄する官庁/団体 (出所) 2012 年関税 (輸入禁止) 令より作成

(2) 輸出規制

輸出の規制も同様に、「2012 年関税（輸出禁止）令[Customs (Prohibition of Exports) Order 2012]（以下、輸出禁止令）」によって行われている。

輸出規制は大きく 3 つの分類によって行われており、

完全な輸出禁止品目

輸出ライセンスが必要な品目

特定方法でのみ輸出が可能な品目

の各物品群が指定されている。

～ においては、各種ライセンスの所轄官庁や所定の方式も明記されている。

それぞれの物品には、規制対象となる輸出先国が明記されている。大多数の規制は全世界を対象に一律に行われているが、イスラエルへの輸出にあたっては全ての物品においてライセンス取得が求められる。

輸出禁止令も、同様に英文で公開されている。輸入禁止令同様、2013 年 11 月時点でも既に 2 度の一部改正が発表されている（同年 6 月、7 月）。最新の輸出規制物品の詳細については、政府官報ウェブサイト（<http://www.federalgazette.agc.gov.my/>）を参照。

図表 16-2 マレーシアの輸出規制物品例

完全な輸出禁止品目（First Schedule）	
	特定の有毒化学物質、有毒鉱物
	自然砂（シリカ砂等を除く）
輸出ライセンスが必要な品目（Second Schedule）	
	ゴムの穂木、種など [プランテーション産業・商品省]
	油やしの実、種など [プランテーション産業・商品省]
	パーム油 [マレーシアパーム油理事会]
	各種木材、木工品 [マレーシア木材産業理事会]
	鉱物 [天然資源・環境省]
	軍装品 [国防省]
	イスラエル向けの全物品 [国際通商産業省] など
特定の方式でのみ輸出可能な品目（Third Schedule）	
パート1	マレーシア全域に適用される規制
	動植物、羊毛、皮革等
	乳製品、その他各種食品
	各種特定廃棄物
	軽油 など
パート2	絶滅危惧種国際貿易法に基づき、トランジット中の貨物も含めて適用される規制
	同法に定められた動植物関連物品

(注) 輸出ライセンスが必要な品目名に続くカッコ内[]は、ライセンスを所轄する官庁/団体 (出所) 2012 年関税（輸出禁止）令より作成

2. 関税制度

マレーシアでは輸出入に関する WTO 上の最恵国税率が定められている。しかし、既に日マレーシア経済連携協定（JMEPA）、日 ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）が発効していることから、日本との貿易にあたっては、これらの税率が適用される。また、ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）も発効しているため、ASEAN 加盟国の原産地証明がある物品に関しても特惠税率の適用が可能である。

品目分類は国際統一商品分類（HS）が採用されており、課税は原則的に取引価格に基づく基準で行われる。マレーシアにおける関税の所轄官庁は税関局であるが、問い合わせに際してはマレーシア貿易開発公社（MATRADE）、マレーシア投資開発庁（MIDA）に相談することも選択肢として考えられる。

税関局ウェブサイトのシステム（<http://tariff.customs.gov.my/>）では、物品の HS コードを入力することで、関税率、輸出入許可の要否、申請先の所轄官庁（あれば）を確認することが出来る。物品名での検索も可能で、また日マレーシア EPA（MJPEA）に基づく関税率についても検索が可能である。

3. 通関手続

全ての輸出入製品は、輸出入税の対象になるかどうかを問わず、所定フォームにて申告する必要がある。輸入品には輸入申告書（税関フォーム K1）、輸出品は輸出申告書（税関フォーム K2）を用いる。税関フォームには、輸入者コード、包装・箱の詳細、価格、重量、数量、製品の種類、原産地に関する情報を記入の上、製品が輸出または輸入される場所の税関へ提出する（以上、JETRO「マレーシアビジネスガイド」）。

マレーシアへの通関に際して日マレーシア、または日 ASEAN の EPA に基づく優遇税率適用を求める場合には、原産地証明書の取得が必要になる。発給は日本商工会議所が行っているため、輸入国となるマレーシア側での HS コードを確認した上で発給申請を行うことになる。

図表 16-3 輸出入通関手続に必要な書類

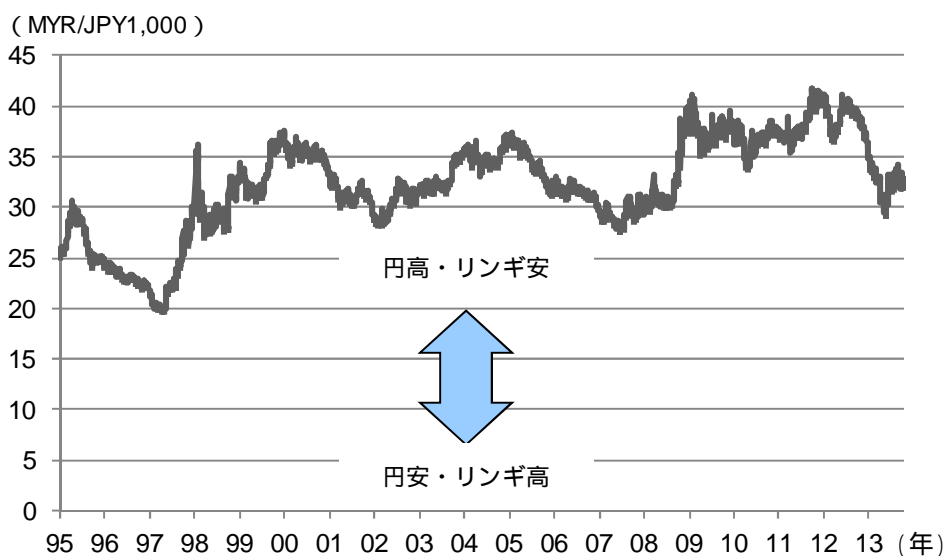
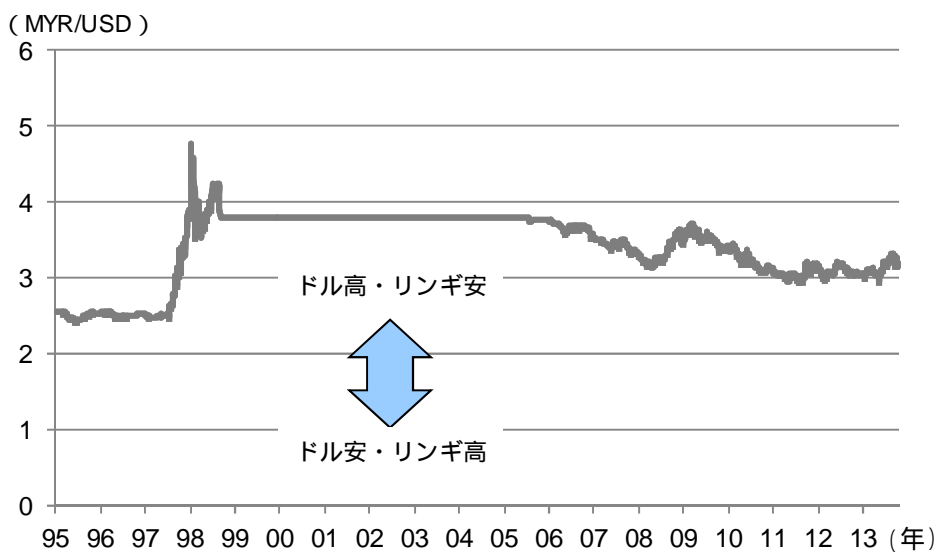
	輸入	輸出
輸出入申告書（税関フォーム）	（ K1 ）	（ K2 ）
輸出業者のインボイス（輸入時は供給業者のものも可）		
梱包・重量明細書		
航空貨物輸送状（空輸の場合）		
輸出入ライセンス（必要な場合）	（ JK69 ）	
原産地証明書（必要な場合）		
外国為替管理フォーム		
貨物引受証		

（出所）JETRO、マレーシア日本人商工会議所等の資料より作成

4. 為替相場

マレーシアリングは複数通貨バスケット方式による変動相場制を取っている。為替管理は財務省によってマレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）に委任されている。アジア通貨危機を受けて1998年9月より1ドル=3.8リングの固定相場制が採用されていたが、経済の安定によってリング高圧力が発生し、2005年7月より変動相場制へと移行した。

図表 16-4 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

マレーシアリングは国外での取引が規制され、中央銀行の管理下にある通貨である。近年は取引自由化に向けた動きが見られるものの、2013年の段階ではマレーシアの認可銀行外での取引が難しいため、必然的に海外とのやり取りは外貨建て決済が中心となる。

居住者は、承認オンショア銀行、承認イスラム国際銀行及び海外の銀行に自由に外貨口座を開設することができる。また、非居住者による外貨口座保有に対する制限はない。

マレーシアはイスラエルの通貨、シェケルを制限通貨に指定している。そのため、本項での「外貨」はイスラエルシェケルを除いたものとする。

(1) 貿易取引

マレーシア国外からの輸入に対して代金を支払う場合には、基本的に外貨で支払う必要がある。相手がマレーシア国内の認可銀行に外部口座（External Account）を有している場合、その口座に対してのみリングでの振込決済が認められる。

マレーシア国内からの輸出に対する代金は、輸出日から6ヵ月以内に国内認可銀行の口座に全額受領されなければならない。基本的には外国通貨での受領となり、リングでの受領を行うためにはマレーシア国内の認可銀行またはその海外支店に有する外部口座を通じて行われる必要がある。輸入によって受領した外貨口座内の外貨をマレーシア国内の取引企業（調達先、保険会社など）への支払に用いることは、両者の合意に基づく限り認められている。年間総輸出額が5,000万リングを超える場合には、輸出関連取引に関する報告書を四半期ごとに提出する必要がある。

(2) 貿易外取引

2013年の金融商品取引法によれば、中央銀行から事前に書面による承認を得ている場合を除き、認可された損害保険業者以外と保険契約を結ぶことは禁止されている。このため、在外金融機関から保険サービスを受けることは難しい。但し、ASEAN加盟国で認可を得ている損害保険業者については、マレーシアでサービスを提供することが認められるようになっている。

(3) 資本取引

マレーシアから国外への海外投資を検討する場合、国内でリング建てでの信用供与を受けていない場合は自由にリングを外貨に換えて投資を行うことが可能である。リング建て信用供与を受けている会社の場合は、換金による海外投資額の上限が年間5,000万リングまでと設定されている。リング建て信用供与の有無は、会社グループ単位を基準とする。

(4) 対外送金

マレーシア国内の現地法人は、資本、収益、配当、利息、報酬、賃貸料を本国に自由に送金することが認められている。これらの外国送金は外貨で行われる必要がある。Economist Intelligence Unit によれば、ロイヤルティや技術支援料の海外送金においても、当該契約が事前に必要な公的承認を受けている限り、実務上の問題などは発生していないようである。

ひとくちメモ (19) : マレーシア国内での Money Changer の両替為替レート

マレーシアで流通する現金通貨はリンギである。このため、同国に出張や旅行する際には、日本円から両替する必要がある。日本を出発する空港でも円からリンギに交換できるケースもあるが、両替の為替レートを考慮すれば、マレーシアの空港に到着した際に両替する方が有利である。また、滞在中にリンギの手持ちが少なくなっても、クアラルンプールやジョホール・バルのような都市では両替所 (Money Changer) が多く、不便はない。ホテルでも日本円からリンギへの交換が可能なおところが多い。

とはいえ、為替レートは Money Changer でも差があるようだ。例えば、2013 年 9 月 7 日の某ホテルのレートは 1,000 円あたり 31.75 リンギの交換レートであったが、クアラルンプール市内 (ブキット・ビンタン [Bukit Bintang] 駅周辺) の Money Changer を数件巡ってみただけで、

32.00 (Capital Generation Sdn Bhd)
32.70 (AQMAR INTERCHANGE (M) SDN. BHD.)
33.00 (KL REMIT EXCHANGE SDN. BHD.)

と、両替の為替レートは異なるようである。

ちなみに、訪問した時に最もにぎわっていた Money Changer は、円・リンギのレートが最も良い両替所ではなかった。どうやら、集客力はレートの良さも重要だが、他が扱っていないような通貨でも対応しているかどうかがかぎとなっているようである。

ひとくちメモ (20) : 送金手数料がブレる???

日本からマレーシアへの送金は、各銀行が設けるカットオフタイム (例、午前 11 時 30 分) に間に合えば同日中に可能である。留意点としては、日本 (マレーシア未進出の邦銀) から邦銀 (マレーシア進出済) を通じて他行 (地場) 宛てに送金する場合、FIX 送金をしているのに手数料が当初確認していた料率と異なるケースもあり、送金額がぶれるために顧客との間で問題となることもあるようだ。

このようなケースが取られる例としては、現地の合弁相手先の株式を日本の親会社がい取り取るケース等がある。また、邦銀の拠点がないマレーシアの地方部で、地場銀行と取引をする場合も、これに該当する。

第17章 金融制度

1. 金融機関の種類

マレーシアの金融機関は、銀行部門とノンバンク部門（各種年金基金、保険会社、開発金融機関等）から構成される。中央銀行の監督下、銀行部門では65行、ノンバンク部門の保険会社は58社が事業を営んでいる。また、同国はイスラム教国であるため、金融機関でもイスラム銀行（21行）やイスラム保険（タカフル、リタカフル、16社）の企業数も多い（2013年9月時点）。

外国企業の進出も増えている。銀行分野では、2010年に新規ライセンスが発給されたこともあり、商業銀行27行中、約3分の2にあたる19行は外資系銀行である。また、保険分野でも、2009年6月に外資規制が緩和され、外国人の出資比率が従来の49%から70%まで認められ、元受の生損保35社中の約半分の16社を外資系企業が占めている。

図表 17-1 中央銀行管轄の金融機関数(2013年9月時点)

		企業数	
			内、外資
銀行	商業銀行	27	19
	イスラム銀行	16	6
	国際イスラム銀行	5	5
	投資銀行	15	0
	その他金融機関	2	0
	(銀行計)	65	30
保険・ イスラム保険 (タカフル)	生損保	6	4
	生保(専門)	9	4
	損保(専門)	20	8
	再保険(生損保)	1	1
	"(生保)	1	0
	"(損保)	5	3
	タカフル	12	3
	リタカフル	4	2
	(保険計)	58	25
開発金融機関	(2002年開発金融機関法の規定あり)	6	
	(" の規定なし)	7	
	合計	136	55

(出所) Bank Negara Malaysia ウェブサイトより作成

2. 中央銀行

(1) 中央銀行の役割

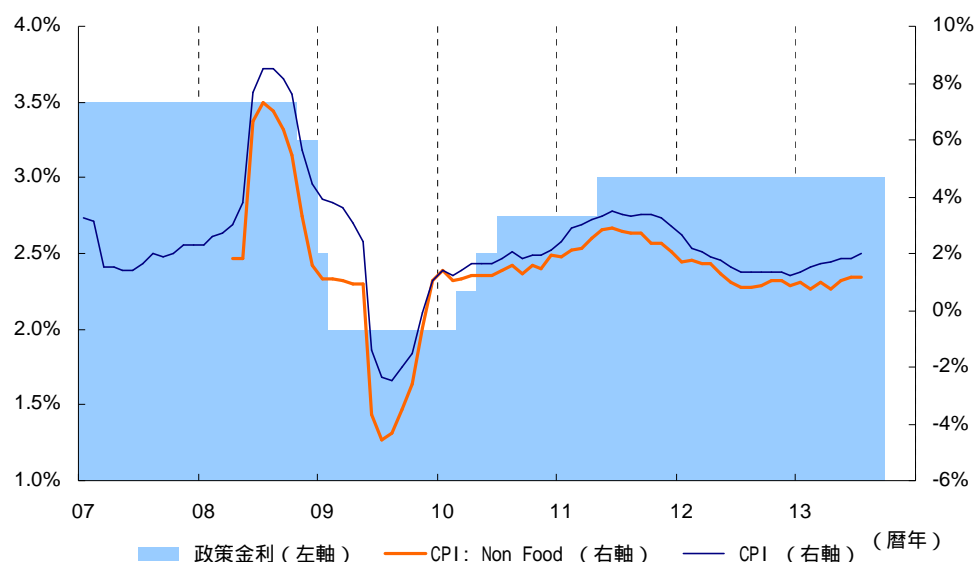
マレーシアの中央銀行は1959年に設立された（Bank Negara Malaysia）。設立当時の根拠法はマレーシア中央銀行法（the Central Bank of Malaysia Act 1958：CBA 1958）であったが、2009年11月に改訂されている（CBA 2009）。同国の中央銀行は政府の傘下であり、中央銀行としての独立性は低い。中央銀行は金融・財政に関する政策について、都度、財務大臣に報告するよう求められている。

中央銀行の主な役割は、マレーシア経済の持続的な経済成長を導くために、金融・財政の安定性を高めることとされている。具体的には、金融政策の実施、通貨の発行、金融機関の監督、為替レートの監視、決済システムの監視等である。

(2) 金融政策

金融政策は、中銀総裁、副総裁、さらに3名以上且つ7名以下のメンバーによって構成される金融政策委員会（Monetary Policy Committee：MPC）で決められる。金融政策委員会は、年間6回行われており、開催当日に政策金利である翌日物金利（Overnight Policy Rate：OPR）が発表される。2013年10月時点の政策金利は3.0%。2011年5月に0.25%引き上げられて以降、2年以上に亘り変更されていない。

図表 17-2 政策金利と消費者物価上昇率の推移



(出所) Department of Statistics、Bank Negara Malaysia、CEIC より作成

(3) 為替政策

中央銀行は、為替レートが急激に変動する場合には、介入を通じて通貨価値の安定を図る。但し、中央銀行は具体的な為替レートの水準やターゲットは想定しない。2013年8月、マレーシアの通貨リングが、米ドルに対して年初より8.2%減価し、主要なアジア11通貨の中でパフォーマンスが4番目に低いとメディアが指摘した際、中央銀行総裁のゼティ・アクタル・アジズ氏は、「中央銀行の焦点は秩序だった金融市場の維持・管理であり、具体的な為替レートの水準ではない」と答えている。

ひとくちメモ (21) : マスタープラン (2001~2010年) とブループリント (2011~2020年)

1997年のアジア通貨危機への対処が一段落した2001年、中央銀行は同年から2010年の10年間をターゲットとした金融部門マスタープランを発表した。金融部門マスタープランの基本的な考え方は、地場銀行の能力構築を前提に对外开放を実施することであった。マレーシアではそれまで外国銀行の参入を厳しく制限してきたが、方針を転換する重要な出来事であった。

マスタープランにより、銀行の再編が進んだ。具体的には、それまでファイナンス・カンパニーがファクタリング業務(企業の売掛債権を買い取り、自己のリスク負担で代金回収を行うことを主とする金融業務)を行っていたが、当該業務を商業銀行もできることになり、ファイナンス・カンパニーと商業銀行との統合が進展した。

2011年12月には、中央銀行は金融部門ブループリントを発表。ブループリントでは、マレーシア経済が従来の製造業や天然資源に依存した経済から、高付加価値・高所得経済に移行して先進国の仲間入りを果たす過程で、金融セクターの課題を明らかにして改善を目指す内容となっている。ブループリントでは、9つの重点項目が挙げられており、これらの重点項目には計69の提言項目がある。

<金融部門ブループリント：9つの重点項目>

- 1 高付加価値・高所得経済実現のための効果的な金融仲介機能強化
- 2 ダイナミックな金融市場の開発
- 3 所得層や地域格差のない金融の平等な提供
- 4 域内・国際金融統合の強化
- 5 イスラム金融の国際化
- 6 金融システム安定化のためのセーフガード化
- 7 電子決済を通じた経済効率化の達成
- 8 消費者の強化
- 9 金融セクターに通じた人材の育成

ひとくちメモ (22) : 住宅ローンと個人ローンの規制が強化

近年、中央銀行は家計部門の債務増加と不動産市況の高騰がもたらすリスクを注視している。具体的に行われた政策には、住宅ローンの借入比率の上限設定、金融機関に対する貸出ガイダンス、不動産譲渡益課税引き上げの提案、がある。

住宅ローンに関しては、取得価額に対する借入比率の上限を、2010年11月に70%に、2011年12月には60%(非個人のみ)へと制限を強化している。また、金融機関に対しては、2012年1月、借入者の審査にあたり、税金や退職金を考慮した所得基準や、その他の債務状況を含めた判断をするようにガイドラインを通達した。同ガイドラインでは、分割払いの最長期間を9年とすることも含まれている。

さらに中央銀行は 不動産譲渡益課税引き上げの提案を行った結果、政府は2010年1月から一律5%としていた税率を、2012年1月より不動産取得から2年以内の譲渡益に対する税率を10%に引き上げた(2013年1月からは15%に引き上げられている)。

3. 商業銀行

(1) 銀行業の概要

マレーシアの銀行業は、1875年にイギリスのチャータード銀行がペナン島に支店を開設したことに始まる。マレーシア資本の銀行設立は20世紀に入ってからで、RHB銀行が1913年、ホンリオン銀行が1934年（前身は1905年）、メイバンクが1960年に設立された。

1989年の銀行法では既に駐在員事務所を開設している銀行のみに対して現地法人化を条件にライセンスを付与したが、これを除けば2000年代に入るまで、銀行部門の外国企業参入は厳しく、中央銀行の認可（新規ライセンスの発給）は下りなかった。しかし、外資参入規制は徐々に緩和され、2001年から10年間に亘る金融部門マスタープランの下、2010年に5つの銀行（みずほ、三井住友、BNPパリバ、アブダビ、マンディリ）に付与された。

2013年9月時点、マレーシアの商業銀行には、地場系8行、外資系19行の計27行がある。最大手銀行はMaybankのマラヤン・バンキングである。Maybankは総資産、貸出、預金のそれぞれにおいて、商業銀行全体の2割強のシェアを有している。総資産ベースでの上位6行はすべて地場系銀行で、合計シェアは7割を超えている。

図表 17-3 主な商業銀行と総資産・貸出・預金シェア

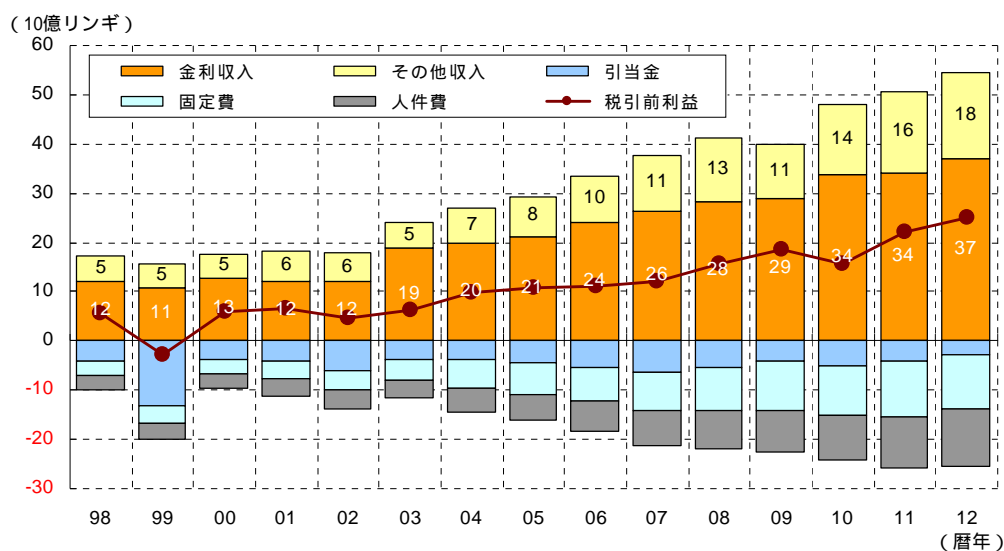
No	銀行名	決算期	総資産		貸出		預金	
			(億リンギ)	(構成比)	(億リンギ)	(構成比)	(億リンギ)	(構成比)
1	Malayan Banking Berhad (*)	2012/12	3,426	21.6%	2,149	22.4%	2,374	20.5%
2	Public Bank Berhad (*)	2012/12	2,284	14.4%	1,630	17.0%	1,817	15.7%
3	CIMB Bank Berhad (*)	2012/12	2,068	13.0%	1,081	11.2%	1,418	12.2%
4	Hong Leong Bank Berhad (*)	2013/6	1,455	9.2%	818	8.5%	1,092	9.4%
5	RHB Bank Berhad (*)	2012/12	1,447	9.1%	893	9.3%	1,116	9.6%
6	AmBank (M) Berhad (*)	2013/3	841	5.3%	590	6.1%	621	5.4%
7	United Overseas Bank (Malaysia) Bhd.	2012/12	803	5.1%	552	5.7%	656	5.7%
8	OCBC Bank (Malaysia) Berhad	2012/12	679	4.3%	432	4.5%	511	4.4%
9	HSBC Bank Malaysia Berhad	2012/12	670	4.2%	338	3.5%	513	4.4%
10	Standard Chartered Bank Malaysia Berhad	2012/12	479	3.0%	289	3.0%	317	2.7%
11	Affin Bank Berhad (*)	2012/12	417	2.6%	283	2.9%	322	2.8%
12	Citibank Berhad	2012/12	385	2.4%	193	2.0%	289	2.5%
13	Alliance Bank Malaysia Berhad (*)	2013/3	365	2.3%	229	2.4%	301	2.6%
14	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	2012/12	107	0.7%	7	0.1%	60	0.5%
15	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad	2012/12	106	0.7%	40	0.4%	60	0.5%
16	J.P. Morgan Chase Bank Berhad	2012/12	58	0.4%	1	0.0%	24	0.2%
17	The Royal Bank of Scotland Berhad	2012/12	46	0.3%	3	0.0%	18	0.2%
18	Bank of China (Malaysia) Berhad	2012/12	46	0.3%	19	0.2%	22	0.2%
19	The Bank of Nova Scotia Berhad	2012/10	44	0.3%	31	0.3%	10	0.1%
20	Bangkok Bank Berhad	2012/12	32	0.2%	21	0.2%	23	0.2%
21	Industrial and Commercial Bank of China (Malaysia) Berhad	2012/12	32	0.2%	4	0.0%	7	0.1%
22	Bank of America Malaysia Berhad	2012/12	22	0.1%	2	0.0%	11	0.1%
23	BNP Paribas Malaysia Berhad	2012/12	19	0.1%	0	0.0%	11	0.1%
24	Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	2012/3	14	0.1%	4	0.0%	9	0.1%
25	Mizuho Bank (Malaysia) Berhad	2013/3	11	0.1%	3	0.0%	6	0.0%
26	India International Bank (Malaysia) Berhad	2012/12	4	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
27	National Bank of Abu Dhabi Malaysia Berhad	2012/12	3	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計		15,861	100.0%	9,610	100.0%	11,608	100.0%

(注) (*)は国内銀行、無印は外国銀行を表す

(出所) Bank Negara Malaysia、各社ウェブサイト資料より作成

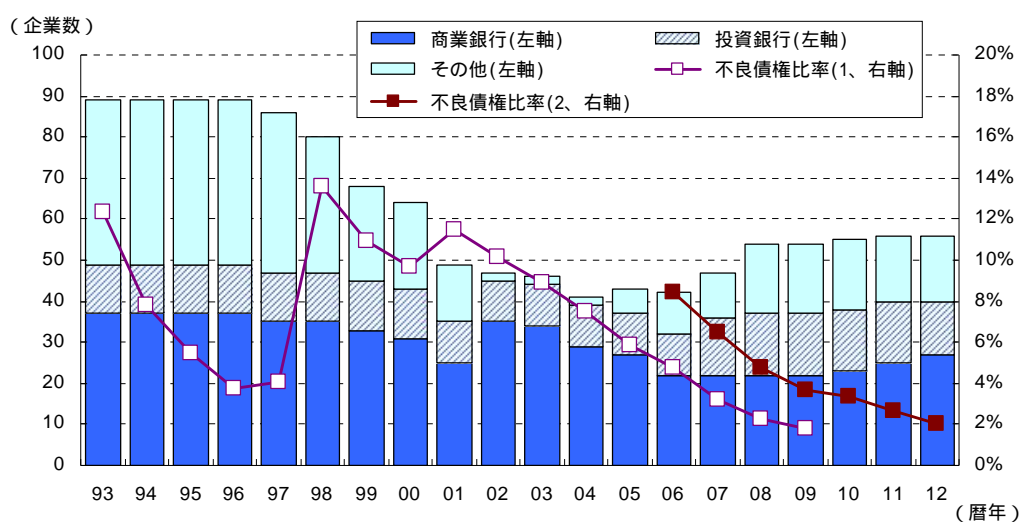
商業銀行の収益力は、2002年以降、拡大している。収入面では、預貸スプレッドは縮小傾向にあるものの、貸出残高が2002年からの10年間で年率12.5%増と伸びていることから金利収入が増え、また為替等の金利以外の収入も増加している。一方、費用面では人件費や固定費も増えているが、不良債権比率が低下していることで引当金が減少している。これらにより、従業員1人あたりの税引前利益は、2000年の930万リングから2012年には2,330万リングと2.5倍に増加している。

図表 17-4 商業銀行の収益性



(出所) Bank Negara Malaysia、CEIC より作成

図表 17-5 銀行部門の事業者数と不良債権比率



(注) 不良債権比率(1)はネットベース、不良債権比率(2)はグロスベース

(出所) Bank Negara Malaysia、CEIC より作成

4. 資本市場

(1) 証券市場の歴史

マレーシアの証券市場の歴史は、1930年にシンガポール証券組合（Singapore Stockbrokers Association）が設立されたことに始まる。1937年、同組合はマラヤ証券組合（Malayan Stockbrokers' Association）として再登録された。

1960年には、マラヤ証券取引所（Malayan Stock Exchange）が設立され、株式売買が開始された。当時、取引所のトレーディング・ルームはクアラルンプールとシンガポールの2カ所にあり、両フロア間を直接電話連絡することで取引を行っていた。

1964年には、マレーシア証券取引所（Stock Exchange of Malaysia）が設立され、1965年にシンガポールがマレーシアから分離・独立した後、名称がマレーシア・シンガポール証券取引所（Stock Exchange of Malaysia and Singapore）に改められた。その後、1973年にマレーシアリングが変動相場制に移行（シンガポール・ドルとの等価兌換停止）したことを受け、取引所はクアラルンプール証券取引所とシンガポール証券取引所に分離した。

2004年4月14日、クアラルンプール証券取引所は「Bursa Malaysia」に名称を変更し、2005年3月18日に同証券取引所に上場した。Bursa Malaysiaは、2009年9月にシカゴ商品取引所（Chicago Mercantile Exchange：CME）と戦略的パートナーシップを結んだ。CMEと提携することでマレーシアのデリバティブ商品を世界中の投資家に提供できるよう、協力関係を構築している。当該パートナーシップ締結を受け、CMEはBursa Malaysia傘下のデリバティブ部門（Bursa Malaysia Derivatives Berhad）の株式の25%を保有することになった（残りの75%はBursa Malaysia Berhadが保有）。

(2) 証券取引所の組織概要と監督機関

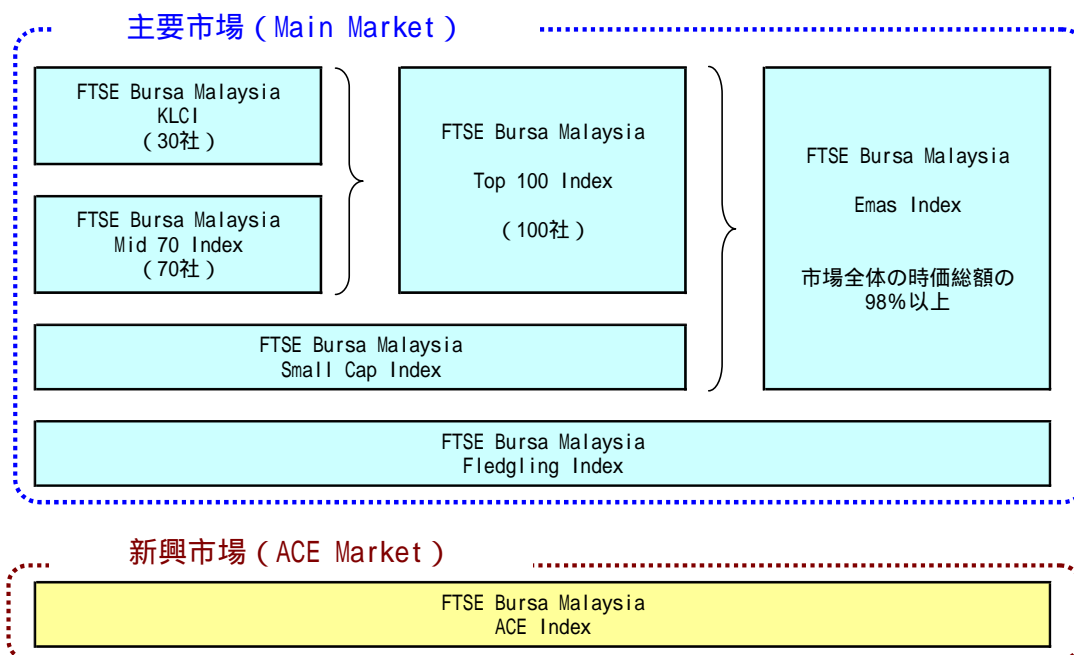
マレーシアの証券取引所（Bursa Malaysia Berhad）には、株式、債券、デリバティブの取引を運営する子会社や、決済機関、預託機構、証券価格などの提供、イスラム金融サービス、オフショア金融取引の提供を行う子会社から組織されている。すべての監督官庁は財務省であるが、オフショア取引については、財務省傘下のラブアン金融サービス監督官庁が、株式、債券、デリバティブ、決済、預託については、証券取引委員会が直接監督を行っている。

(3) 株式市場

2006年6月26日に、マレーシア証券取引所は、英国の代表的な株価指数（FTSE）を算出しているFTSE Groupと共に、新しい株価指数をスタートさせた。現在の主な株価指数は、時価総額上位30社からなる「FTSE Bursa Malaysia KLCI」、上位100社からなる「FTSE Bursa Malaysia Top 100 Index」、Main Marketの時価総額の98%を占める「FTSE Bursa Malaysia Emas Index」等がある。

主要市場全体の株価の動きを示す「FTSE Bursa Malaysia Emas Index」の動きをみると、株式市場はリーマンショックのあった2008年に年初から4割程度下落したが、2010年12月にはリーマンショック前の最高値を更新し、2013年9月にかけて上昇基調が続いている。

図表 17-6 株式指数の構成銘柄数



(出所) Bursa Malaysia ウェブサイトを基に作成

図表 17-7 株価指数 (FTSE Bursa Malaysia Emas Index) の推移

(2006/3/31=6,000)

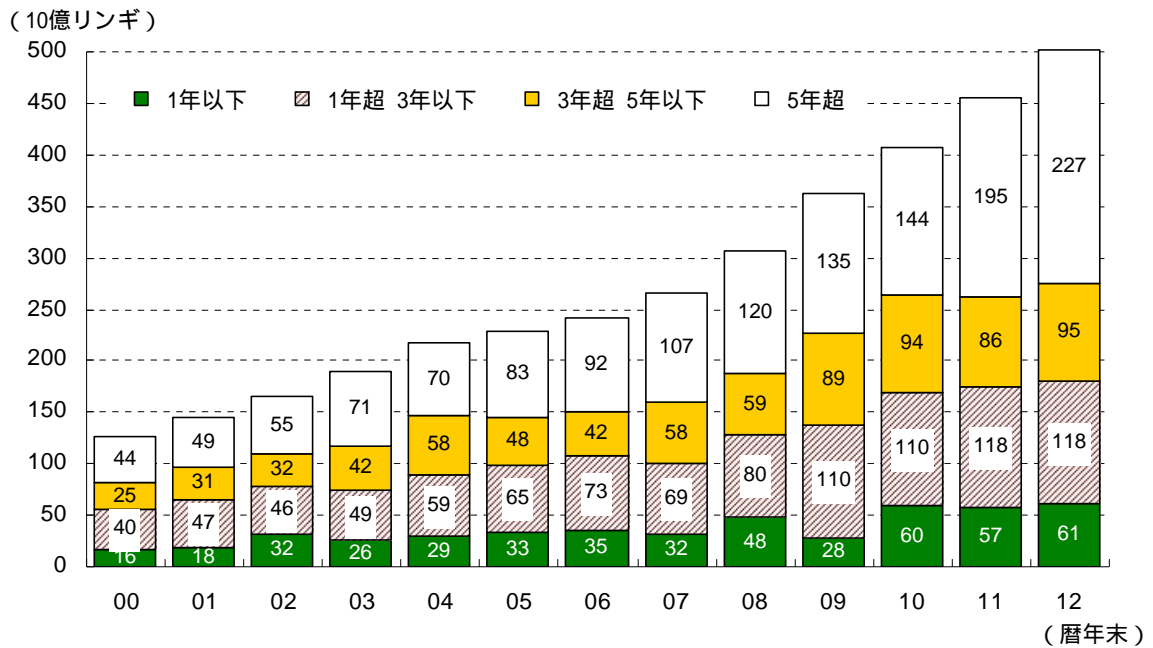


(出所) Bloomberg より作成

(4) 債券市場

マレーシアの国債市場の規模は年々増加している。2012 年末時点の市場規模は 5,016 億リンギ（約 15 兆円）。2002 年からの 10 年間で、年率 11.8% 増のペースで市場は拡大している。中でも、償還まで 5 年超の比較的長い年限の債券額の伸びが大きい。5 年超の構成比は、2002 年の 33.4% から 2012 年には 45.3% と、11.9% ポイント上昇している。一方、1 年以下の構成比が 7.2% ポイント低下している。

図表 17-8 年限毎の債券発行残高の推移



(出所) Bank Negara Malaysia、CEIC より作成



開発が続くクアラルンプール

5. イスラム金融

(1) イスラム金融とは

イスラム金融とは、イスラム法に従う形式での金融取引を指す。イスラムの宗教的戒律（シャリア）を遵守しながら、近代的金融システムのメリットを享受するために生まれた仕組みである。現在のイスラム金融には、通常の金融取引同様、銀行、証券、保険などの業態がある。

現在、借入金利等の条件においてはほとんど通常金融と差がない。手続きなどの見えにくいコストを考慮に入れると、日系企業は通常金融を選択するケースが大多数とされる。一方、メリットとして考えられるのは資金の出所の違いである。通常金融と比べて中東の資金が多いなど、出資者の構成に差があるため、リスク分散という意味でのメリットがある。この点を考慮し、イスラム金融で資金調達を行った日系企業の例も存在する。

近代的イスラム金融が始まったのは戦後である。世界初の近代イスラム金融機関は1963年にエジプトで設立された。同年、マレーシアにおいてもメッカ巡礼の為に貯金を積み立てる巡礼基金が設立され、これらがイスラム金融発展の端緒となった。その後は70年代以降オイルマネーが蓄積した中東イスラム諸国を中心に発展したが、現在ではマレーシアもイスラム金融主要国の1つとなっている。

イスラム金融の最大の特徴はイスラム法で定められる4つの戒律に抵触しないことであり、金利の禁止、コーランで禁じられたもの（豚肉、アルコール、ポルノ）に関わる取引の禁止、取引における不確定性の排除、投機行為の禁止、が厳しく遵守される。加えて、関係者が利益や損失を共にするようリスクの共有が推奨されており、極端なリスク分配は教義上望まれない。このようなイスラム法（シャリア）適格性を国際的に認定する代表的組織としては、イスラム金融機関会計監査機構（The Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions : AAOIFI）、イスラム金融サービス理事会（The Islamic Financial Services Board : IFSB）などがある。

国内での規制監督のアプローチは、基本的には通常金融と同様にリスクの算定となる。規制の中心となるのは取引顧客の信用リスクである。イスラム金融特有のリスクとしてシャリア・リスク（イスラム法不適格認定が下った場合の事業リスク）が存在するものの、実務上の影響は少ないものと考えられている。

(2) スキーム

イスラム法は金利や投機を認めていないため、イスラム金融取引は裏付け資産などの実体を伴う取引、かつ損益分配を重視した取引であることが重要となる。代表的な金融契約を大きく分けると、事業出資型、割賦販売型、リース型の3つが挙げられる。

事業出資型の契約がムダーラバとムシャーラカである。例えばイスラム金融における銀行預金は、ムダーラバによって顧客が銀行事業に「出資」という契約によって行われ

る。ムダーラバが経営権に関わらない出資形態なのに対し、経営参画を行うプロジェクト出資型がムシャーラカと呼ばれる。これは通常金融におけるベンチャーキャピタルによる出資や事業会社同士の合併プロジェクト設立に近い契約となる。

割賦販売型契約の代表はムラーバハである。金融機関が商品の買い手の代理として商品を購入し、通常金融での金利の代わりとして「手数料」分を上乗せした額で転売する。商品の買い手は金融機関に対して割賦での支払を行う。類似の契約である、分割払い発注契約はイスティスナーと呼ばれる。

最後に、リース型の契約がイジャーラである。この場合、資産の最終的な所有者は金融機関となる。この形態は、航空機や船舶等の大規模資金調達に活用されるケースが多い。

現在では二者間の契約に加えて、イスラム債（スクーク）の発行も行われている。これは上記の諸契約を金融機関等の介在によって証券化するものである。イスラム債においても、通常金融と同様に特別目的事業体（SPV）を介した証券化も行われる。その他、タカフルと呼ばれるイスラム保険も 1979 年の登場以降市場が拡大している。

(3) 世界の市場規模

世界のイスラム金融資産は 2012 年末で 1 兆 5,843 億ドルと推計されているが、これは世界全体の金融資産のうち 1%ほどを占めるに過ぎない。但し市場の伸び率は高く、Ernst & Young は 2011 年から 13 年にかけて 2 年間で 40%の伸びを予測し、13 年末には 1 兆 8,110 億ドルに達するという推計を立てている。

現在の利益率に注目した場合、世界的に見てイスラム銀行の ROE は比較的低位である。2008～2011 年の平均 ROE を見ると、通常銀行が 15.3%だったのに対し、イスラム銀行は 11.6%にとどまった。しかし、今後は東南アジアから北アフリカにかけての地域で経済発展が期待され、同時に世界のイスラム教徒人口も増加することが予測されているため、今後ともイスラム金融セクターは拡大していくことが期待されている。

図表 17-9 世界のイスラム金融市場規模(2012 年推計)

(単位：10億ドル)	銀行資産	イスラム債 残高	イスラム ファンド 資産	イスラム 保険	計
アジア	171.8	160.3	22.6	2.7	357.4
湾岸諸国	434.5	66.3	28.9	7.2	536.9
中東・北アフリカ（除湾岸諸国）	590.6	1.7	0.2	6.9	599.4
サハラ以南アフリカ	16.9	0.1	1.6	0.4	19.0
その他	59.8	1.0	10.8	0.0	71.6
計	1,273.6	229.4	64.1	17.2	1,584.3

(出所) イスラム金融サービス理事会

(4) マレーシア市場と政府政策

マレーシアには、イスラム銀行が 16 行ある。うち 10 行は地場資本、6 行は外国資本である。また、イスラム銀行業務はイスラム法の基準を満たすことを条件に通常の商業銀行や投資銀行も遂行することが可能である。業務に対するイスラム法への適合性は、Shariah Advisory Council on Islamic Finance (SAC) によって判定される。

マレーシアのイスラム銀行セクターは拡大しており、市場でのシェアも高まりつつある。2006 年末には全銀行セクターのうち 12.1%の資産を預かっていたが、13 年上半期終了時におけるシェアは 24.1%にまで拡大し、総額も 5,272 億リングにまで達している。銀行の総資産ベースで見るとやや小さい数字となるが、それでも 06 年末から 13 年上半期で 7.2%から 20.4%まで拡大している。

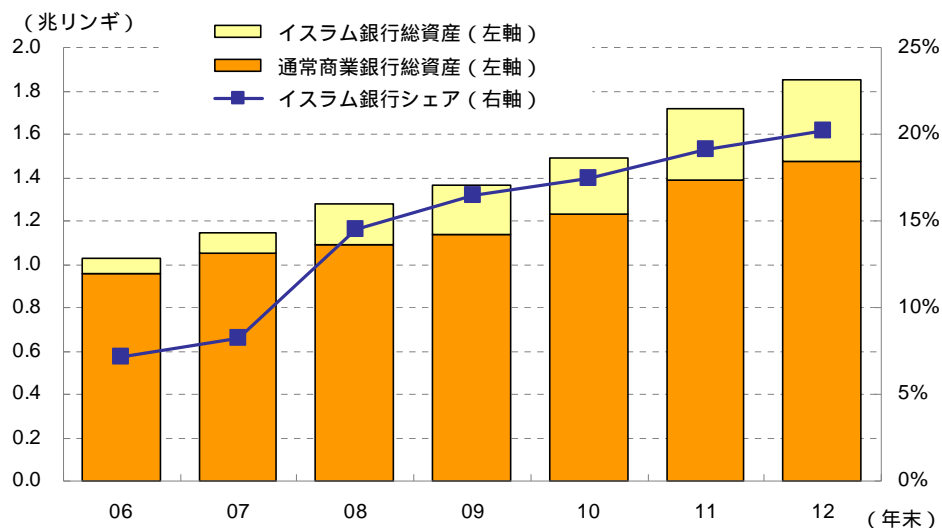
近年はイスラム債（スーク）発行が伸びている。マレーシアのイスラム債市場は発行額ベースで世界最大であり、2012 年には世界の発行額のうち 4 分の 3 以上がマレーシアで発行された。同年の国内イスラム債発行額は 3,265 億リングに達し、既に国内の全債券発行額のうち 51.2%を占めるに至っている。そのうち 4 分の 3 以上はパブリックセクターによるものであるが、民間企業に対する発行認可総額も 711 億リングに達した。マレーシアで法人が発行するイスラム債は上記の割賦販売型であるムラーバハ方式に基づくものが最大であり、2012 年のデータでは全体の 55%がムラーバハ型社債となっている（証券取引委員会）。

図表 17-10 マレーシアのイスラム金融関連政策年表

西暦	主要な出来事
1963年	イスラム金融の起源、巡礼基金設立
1983年	イスラム銀行法制定
	国内初のイスラム銀行 Bank Islam Malaysia Berhad 設立
	政府投資法制定、非利子型の政府投資証券（GII）発行開始
1984年	タカフル法制定
1993年	非利子銀行業スキーム導入、通常銀行によるイスラム金融ビジネス許可
1994年	イスラム銀行間資金市場（IIMM）開設
1997年	シャリア・アドバイザー委員会設立
1999年	国内2番目のイスラム銀行、Bank Muamalat設立
2004年	通常銀行5行に、イスラム銀行子会社設立認可
2006年	マレーシア国際イスラム金融センター（MIFC）設立、国際イスラム銀行ライセンス付与開始
2009年	イスラム銀行・投資銀行・タカフルの外資比率上限、49%から70%に

（出所）金融庁金融研究センター、新井サイマ ディスカッションペーパーより作成

図表 17-11 マレーシアのイスラム銀行と通常商業銀行の総資産推移



(出所) CEIC より作成

図表 17-12 マレーシアのイスラム銀行一覧

地元資本イスラム銀行 (10行)	外国資本イスラム銀行 (6行)
Affin Islamic Bank Berhad	Al Rajhi Banking & Investment Corporation (Malaysia) Berhad
Alliance Islamic Bank Berhad	
Amlslamic Bank Berhad	Asian Finance Bank Berhad
Bank Islam Malaysia Berhad	HSBC Amanah Malaysia Berhad
Bank Muamalat Malaysia Berhad	Kuwait Finance House (Malaysia) Berhad
CIMB Islamic Bank Berhad	OCBC Al-Amin Bank Berhad
Hong Leong Islamic Bank Berhad	Standard Chartered Saadiq Berhad
Maybank Islamic Berhad	
Public Islamic Bank Berhad	
RHB Islamic Bank Berhad	

(出所) Bank Negara Malaysia ウェブサイトより作成

第18章 資金調達

1. 日系企業の資金調達の現状

(1) ヒアリングに基づく現状（2013年9月）

日系企業の資金調達的手段としては、親会社からの出資（増資等）や親会社からの借入が多い。また、比較的早期にマレーシアに進出した企業は、十分に内部留保を抱えており、拡張投資に際しても外部資金に頼らずに必要な額を賄える企業も少なくない。

現地の日系企業や JETRO 等へのヒアリングに拠ると、日系企業の資金ニーズは強いが、リング建て貸出金利は 6～7%と日本円に比べて高いため、現地でリングを借り入れるよりも、親会社から円またはドルで借り入れるケースが多いようである。特に中小企業で顕著のようである。

日系企業が融資を受けられないことの対応策としては、ツーステップローンがある。ツーステップローンとは、日本の政府系金融機関が国外の金融機関に融資枠を設定し、国外の金融機関は個別の資金ニーズを踏まえて、まず本融資枠から必要資金を引き出し、続いて資金ニーズのある日系企業に転貸するものである。なお、ツーステップローンの場合でも、結局はマレーシアの商業銀行が融資のリスクを負うため、マレーシアの商業銀行から日系企業に対するプレミアムが上乘せされる。

(2) 資金ニーズのある日系企業の特徴

マレーシアでは、2010年半ばよりサービス業の自由化が進んでいる。日本からの新規投資も、金額ベースでは製造業が多いが、件数ではサービス業が多くなっている。金額で見ると、電機・電子が半数を占めている。但し、電機・電子といっても従来とは製造品目が異なっている。傾向としては、白物家電は撤退し（ベトナムなどに移転）、高付加価値製品（太陽光電池など）へ移行している。

また、新規投資よりも拡張や多様化が増えてきていることや、中小企業が増えていることも特徴として挙げられる。中小企業は、かつては協力工場が主だったが、現在は国内で取引がなくても単独で輸出拠点として進出している。

(3) 外部資金での調達

日系企業は、親会社やグループ企業からの資金調達が多いが、外部資金（銀行借入、株式上場、社債発行）からの調達も行っている。この場合、マレーシアに進出している邦銀からの借入のケースが多い。2013年10月時点では三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行が進出している。地場商業銀行との関係は、借入もあるが、各種支払いのための送金や従業員の給料振込等、店舗ネットワークの強みを利用したケースが殆どである。

株式上場のケースは少なく、6社に留まっている。また、この6社の中には、組織再編(企業買収)にあたって、買収先が既に株式上場を果たしていたケースもある。また、Bloombergに基づくと、社債の発行も日系企業は金融リース企業3社と少ない。

2. 資金調達に係る規制

実際の借入では、親子ローンによる外貨建て借入と現地銀行からのリング建て借入に大別される。外貨口座の開設に対する規制はなく、国外のグループ企業から外貨建て借入を行う場合には、借入金額の制限もない(借入元グループ企業が銀行である場合を除く)。

現地銀行からのリング建て借入においては、その取引が外貨の流出につながらない限り認められる。借入側に対する金額の制限はないものの、中央銀行の規制により銀行側に大口融資規制が敷かれている。大口融資規制では、1グループに対して銀行の自己資本の25%までとなっている。グループの単位は、基本的には連結対象となる企業群となる。

また、規制ではないが、銀行側は、貸出先の産業構成比に偏りが生じた場合には、中央銀行に報告しなくてはならない。これは、当初から銀行が貸出の産業別比率の見込みを中央銀行に提出しており、著しい乖離が生じる場合には報告が求められる。なお、不動産向けの貸出については、前年度実績の一定割合しか増やすことができない。

債券発行を通じた資金調達については、リング建て債券は国内でのみ自由に発行することができる。外貨建て債券の場合は、当該債券を含めた対外外貨建て借入総額(同グループ間企業間貸借を除く)が1億リングを超えない限り、国内外で自由に発行可能である。

3. 銀行借入での資金調達

(1) 金利動向

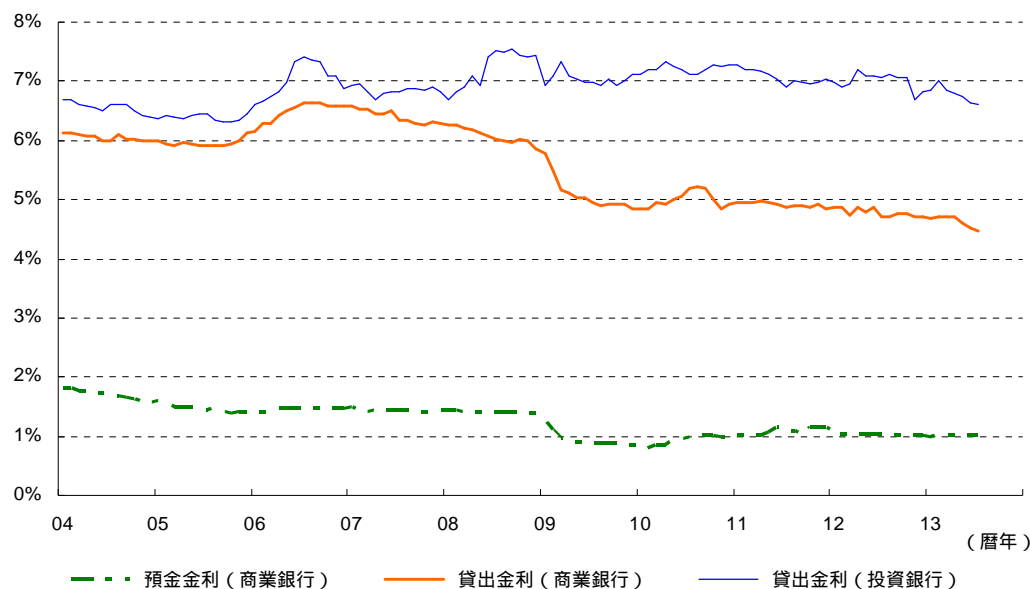
マレーシア中央銀行の統計に拠ると、2013年8月時点の商業銀行の平均貸出金利は4%台半ばで推移している。現地ヒアリングに拠ると、中小企業などの事業会社の金利コストは6~7%が多いようであるが、これは個別の企業信用力や担保状況に応じたプレミアムが上乗せされているものと思料される。

商業銀行の平均貸出金利は2006年の6%台半ばから、緩やかに低下している。一般的には、金利の指標となる政策金利の変動により平均貸出金利も影響を受けるが、マレーシアの場合は政策金利変更が銀行の貸出金利(や預金金利)に与えたインパクトは、それ程大きいものではなかった。

例えば、2008年秋のリーマンショックによる景気の低迷を受け、政策金利は3.5%から2009年初頭には2.0%まで低下した。その後、2010年以降の4度の利上げを実施したことで、足下は3.0%にまで戻している。しかし、預金金利は、政策金利の変更により2009年に約0.5%低下したが、その後はほぼ同水準で推移しており、2010年以降の利上げによる

上昇は見受けられない。一方、貸出金利は 2006 年半ばをピークに低下傾向にある。これらにより、預貸スプレッドは 2006 年 7 月の 5.2%ポイントから 2013 年 7 月には 3.5%ポイントまで縮小している。

図表 18-1 商業銀行の貸出金利と預金金利の推移



(出所) Bank Negara Malaysia ウェブサイトより作成

ひとくちメモ (23)： 無視できない印紙税のコスト

マレーシアで銀行借入を行う際に気をつけなくてはならないのが「印紙税」である。同国の税法では、金銭消費貸借契約に係る印紙税率は、契約金額の 0.5%相当である。日本円で考えれば、10 億円を借りるためには 500 万円の税金を支払う必要があることになる。日本では 10 億円の金銭消費貸借契約書に係る印紙税は 20 万円で済むことを考えると、マレーシアの印紙税コストは非常に高い。

印紙税については、一定の条件を満たせば税率が 0.1%と通常 (0.5%) より低くなるが、それでも日本に比べれば負担は大きい。そこで検討されるのが、オフショア市場 (ラブアン) の活用である。ラブアンではドルの借入に係る諸コストは 500 リンギ程度。1 社あたり約 30 億円 (1 億リンギ) 未満であれば、中央銀行への報告・承認は不要である。

ひとくちメモ (24)： 意外と必要な銀行保証枠

現地の日系企業へのヒアリングを通じて感じたことだが、タイ、インドネシア、ベトナム等の他の ASEAN 諸国に比べ、マレーシアでは銀行保証枠が必要となるケースが多い。

銀行保証枠は、輸入原材料の関税支払い、電気使用料や入居金 (小売業) の際に必要となる。入居金の場合、家賃の 3 ヶ月程度を保証金としてデポジットとするか、銀行保証枠を設けて銀行から発行される Letter を持っていくことが必要。電気にしても、電力会社が銀行の発行する Letter を持っていくことを求めるケースが殆どである。居住用不動産の場合、テナント (借主) は特に電力会社とは契約せず、オーナーが電力会社から信用保証を求められる。

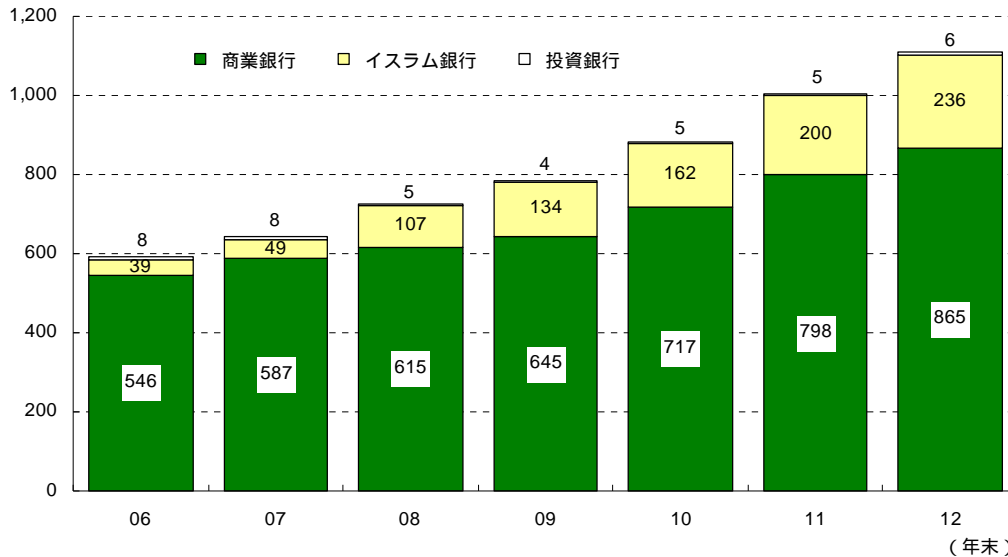
銀行保証枠を設けることで、企業は銀行に保証料を収める。保証料率は、格付けに応じたプライスがあり、相手先によって異なるが、一般的には 5~10 ベーシスの場合が多いようだ。

(2) 貸出残高の推移

2012 年末時点の銀行部門（商業銀行、イスラム銀行、投資銀行）の貸出残高は、1.1 兆リング。過去 5 年間で年率 11.5% 増と、名目 GDP の伸び（7.2% 増）を上回るペースで増加している。貸出の 8 割弱は商業銀行が占めているが、近年はイスラム銀行の貸出が急速に伸びており（同 36.9% 増）、全体に占めるイスラム銀行の比率は、2006 年末時点の 6.7% から 2012 年末には 21.3% へと、14.7% ポイント上昇している。

貸出先で伸びている分野は、不動産と教育・医療である。特に不動産分野は 2007 年末の 200 億リングから 2012 年末には 630 億リングと 3 倍以上に増え、構成比も 3.2% から 5.6% へと上昇している。一方、伸び悩んでいるのが製造業。家計部門を除いたベースでは、依然最大の貸出先であるが、構成比は 11.6% から 8.6% へと低下している。

図表 18-2 銀行部門（商業銀行・イスラム銀行・投資銀行）の貸出残高の推移
（10億リング）



（出所）Bank Negara Malaysia より作成



街中にあるメイバンクとホンリオン銀行

図表 18-3 銀行部門(商業銀行・イスラム銀行・投資銀行)の貸出先

10億リンギ	2007年末		2012年末		年率成長率	
	(金額)	(構成比)	(金額)	(構成比)		(増減)
農林水産業	14	(2.2%)	29	(2.6%)	15.4%	(+0.4%)
鉱業	2	(0.2%)	7	(0.6%)	34.3%	(+0.4%)
製造業	75	(11.6%)	95	(8.6%)	4.9%	(-3.0%)
建設	32	(5.0%)	45	(4.0%)	6.6%	(-1.0%)
公益	4	(0.6%)	10	(0.9%)	22.0%	(+0.3%)
卸売・小売・ホテル	56	(8.8%)	82	(7.4%)	7.8%	(-1.4%)
不動産	20	(3.2%)	63	(5.6%)	25.2%	(+2.5%)
輸送・倉庫・通信	15	(2.3%)	28	(2.5%)	13.3%	(+0.2%)
金融・保険	40	(6.2%)	76	(6.9%)	13.8%	(+0.7%)
教育・医療	7	(1.1%)	43	(3.9%)	44.3%	(+2.8%)
家計	358	(55.6%)	616	(55.6%)	11.5%	(+0.1%)
その他	21	(3.3%)	14	(1.3%)	-7.3%	(-2.0%)
合計	644	(100.0%)	1,108	(100.0%)	11.5%	(+0.0%)

(出所) Bank Negara Malaysia ウェブサイトより作成

ひとくちメモ (25) : 地銀の大手銀行の特徴

マレーシアでは商業銀行の総資産の上位 5 行は、地場資本で占められている。以下では、上位 5 行の特徴を簡単にまとめている。

1. メイバンク

1960 年に設立。マレーシア最大規模の金融グループ。商業銀行、投資銀行、イスラム金融、リース、保険、アセットマネジメント等総合金融サービスを提供。傘下の投資銀行部門である Maybank Investment Bank は 2009 年にみずほ証券と業務提携覚書に調印済み。2012 年の純収入は 102 億リンギで、純金利収入はその 61%にあたる 62 億リンギ。大手 5 行の中で、金利の収益性(金利収入/金利費用)は最も高いが、純金利収入の依存度は最も低い。

2. パブリック・バンク

1966 年設立。総資産で国内第 2 位の大手民間商業銀行。カンボジア、ベトナム、ラオス、香港、中国、スリランカにも進出している。2012 年の純収入は 64 億リンギで、純金利収入はその 71%にあたる 45 億リンギ。大手 5 行の中では純金利収入の依存度が高い方だが、金利の収益性は相対的に低い。

3. CIMB

1924 年設立。総資産で国内第 3 位の商業銀行。但し、第 2 位のパブリック・バンクとの差は小さく、純金利収入(2012 年)はパブリック・バンクを上回る。2012 年の純収入は 65 億リンギで、純金利収入はその 65%相当の 42 億リンギ。金利の収益性は最大手のメイバンク並みに高い。

4. ホンリヨン銀行

1905 年事業開始。総資産第 4 位。シンガポール、香港、ベトナムにも進出しており、支店数は国内外あわせて 300 店を超える。2012 年の純収入は 37 億リンギと大手 5 行では最小で、純金利収入はその 67%にあたる 25 億リンギ。金利の収益性も 5 行の中では最も低い。

5. RHB 銀行

1913 年設立。総資産で国内第 5 位の商業銀行。2012 年の純収入は 40 億リンギで、純金利収入はその 77%にあたる 30 億リンギ。同比率は大手 5 行の中では最も高い。

4. 株式市場での資金調達

(1) 株式上場

マレーシアには、主要市場（Main Market）と新興市場（ACE Market）の2種類の株式市場がある。2012年末時点では、Main Marketに809社、ACE Marketに112社の計921社が上場している。しかし、1973年にシンガポール取引所と分離以降、年々増加してきた上場企業数は、2006年末の1,021社をピークに減少傾向にある。

株式市場に上場するためには、各市場での上場基準や審査を満たさなくてはならない。Main MarketとACE Marketとの上場基準の大きな違いは、利益基準、時価総額基準、株主分布基準の有無である。Main Marketでは、税引後利益が3~5期連続の黒字で、累計で2,000万リンギ（約6億円）以上であること、上場時の時価総額が5億リンギ（約150億円）以上であること、100株以上の株主数が1,000人以上となることが規定されている。ACE Marketでは、利益基準と時価総額基準の条件がなく、の株主数については、100株以上の株主数が200人以上であることとなっており、Main Marketに比べて緩和されている。

(2) 時価総額上位企業と日系企業

2013年12月末時点、マレーシアの上場企業で最も時価総額が大きい企業は、「Maybank」を展開するマラヤン・バンキング（881億リンギ、約2.8兆円）で、上場企業全体（1.7兆リンギ、約53兆円）の5.3%を占めている。また、同2位のパブリック・バンク（679億リンギ、約2.2兆円）、同5位のCIMBグループホールディングス（589億リンギ、約1.9兆円）など、時価総額上位20社中、5社を銀行が占めている。

この他では、公益（電力、ガス）、通信、農業、カジノ、石油関連の企業の時価総額が大きい。上位20社で市場全体の50%超を占めている。また、時価総額上位企業には、マレーシア政府が間接的に大株主となっている企業も多い。例えば、マレーシア政府の投資ファンドであるカザナ・ナショナル（Khazanah Nasional Berhad）は、時価総額3位のテナガ・ナショナルの32.4%、同4位のアジアタ・グループの38.9%、同5位のCIMBグループホールディングスの30.0%の株式を保有している。また、石油やガスの供給を行う国営企業であるペトロナス（Petroleum Nasional Berhad）は、時価総額7位のペトロナス・ケミカルズ・グループと同9位のペトロナス・ガスの親会社である。

日系企業では6社が上場している。小売のイオン（持株比率51%）、クレジットカードのイオンフィナンシャルサービス（同59.7%）、タバコの日本たばこ産業（同60.37%）、食品の味の素（同50.08%）、物流の日本郵船（同64.97%）、包装の東洋製罐（同54.95%）の現地子会社である（持株比率の出所はいずれもBloomberg）。

図表 18-4 時価総額上位 20 社と構成比(2013 年 12 月末)

	会社名	英文会社名	産業分類	時価総額 (億リンギ)	構成比	(累積)
1	マラヤン・バンキング	MALAYAN BANKING BHD	銀行	881	5.3%	5.3%
2	パブリック・バンク	PUBLIC BANK BERHAD	銀行	679	4.1%	9.4%
3	テナガ・ナショナル	TENAGA NASIONAL BHD	電力	642	3.9%	13.2%
4	アシアタ・グループ	AXIATA GROUP BERHAD	携帯通信	589	3.5%	16.8%
5	C I M B グループホールディングス	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	銀行	589	3.5%	20.3%
6	サイム・ダービー	SIME DARBY BERHAD	持株会社	572	3.4%	23.7%
7	ペトロナス・ケミカルズ・グループ	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	石油製品	554	3.3%	27.0%
8	マキシス	MAXIS BHD	携帯通信	545	3.3%	30.3%
9	ペトロナス・ガス	PETRONAS GAS BHD	ガス	480	2.9%	33.2%
10	デジ・ドット・コム	DIGI.COM BHD	通信サービス	386	2.3%	35.5%
11	ゲンティン	GENTING BHD	カジノ	379	2.3%	37.8%
12	I H Hヘルスケア	IHH HEALTHCARE BHD	病院経営	314	1.9%	39.7%
13	ペトロナス・ダガンガン	PETRONAS DAGANGAN BHD	石油精製	312	1.9%	41.5%
14	I O I	IOI CORPORATION BHD	農業	301	1.8%	43.3%
15	サブラクencana・ペトロリアム	SAPURAKENCANA PETROLEUM BHD	石油関連	294	1.8%	45.1%
16	クアラルンプール・ケボン	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	農業	265	1.6%	46.7%
17	ホンリョン銀行	HONG LEONG BANK BERHAD	銀行	259	1.6%	48.3%
18	M I S C	MISC BHD	運輸	254	1.5%	49.8%
19	ゲンティン・マレーシア	GENTING MALAYSIA BHD	カジノ	248	1.5%	51.3%
20	A M M Bホールディングス	AMMB HOLDINGS BHD	銀行	218	1.3%	52.6%
	その他			7,903	47.4%	100.0%
	合計			16,666	100.0%	

(出所) Bloomberg より作成



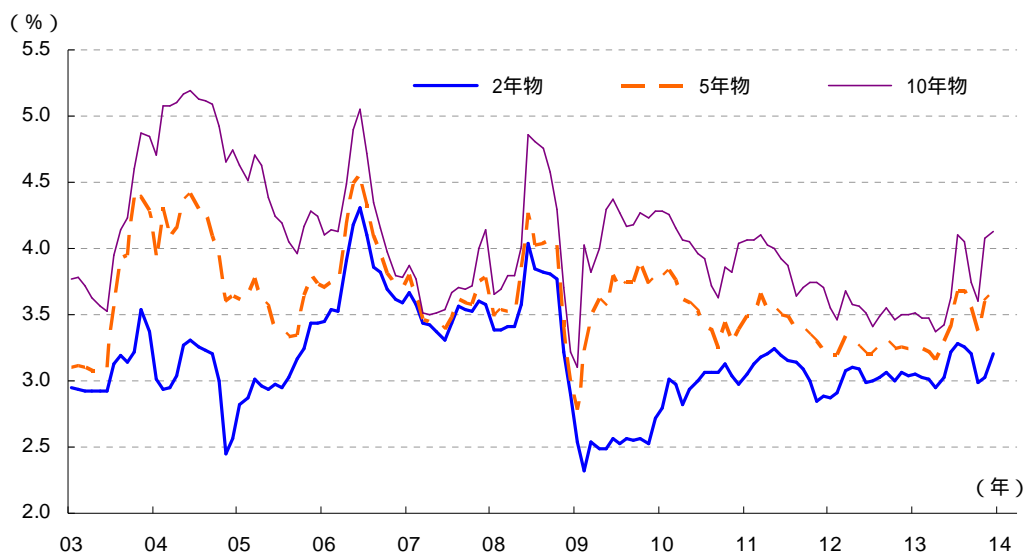
左：ペトロナスタワー、右：ペトロナスグループのガソリンスタンド

5. 債券市場での資金調達

(1) 金利の水準とイールドカーブ

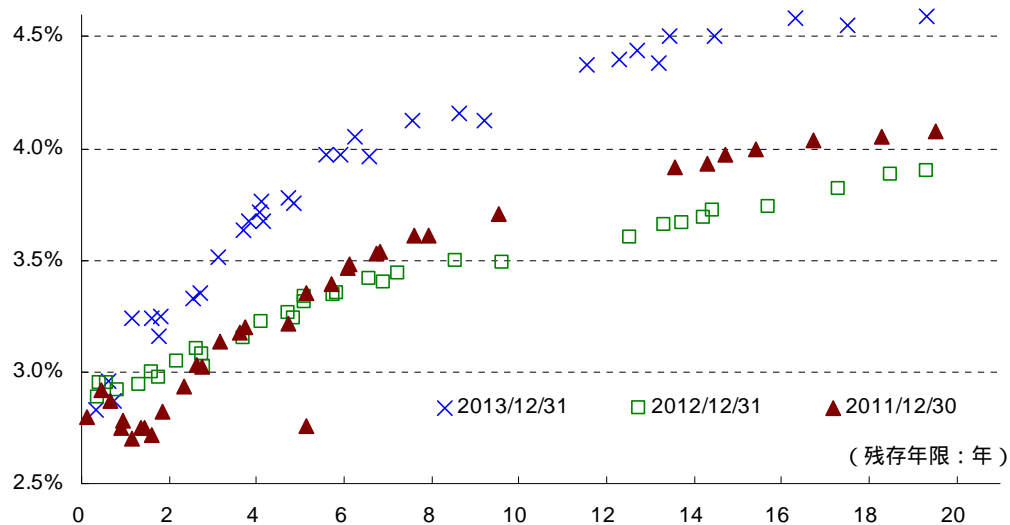
2013年12月末時点の債券利回りは、短期（1年物）で3%、中期（5年物）で3.7%、長期（10年物）で4%強の水準である。2008年秋のリーマンショック直後から縮小してきた短期債と長期債とのスプレッドは、2013年6月以降、再び拡大している。

図表 18-5 年限毎の債券利回りの推移



(出所) Bank Negara Malaysia、CEIC より作成

図表 18-6 国債のイールドカーブ



(出所) Bloomberg より作成

(2) 日系企業による社債発行

2013年9月に現地で社債の発行環境について尋ねたところ、当局より、社債は私募ではなく公募で行うようアドバイスがあるとの意見が聞かれた。私募にしてしまうと引受先が銀行となり、大口融資規制（1グループあたりの貸出額は、銀行の自己資本の25%）の抜け道と使われてしまう恐れがあるためである。

一方、公募の場合は、格付取得と目論見書の作成が必要となる。規程上では最短で14営業日で発行は可能とされているが、私募の場合でも1ヵ月、公募の場合には2~3ヵ月を要する。なお、私募の場合は目論見書が不要である。

Bloombergの統計によると、2013年9月時点で、マレーシアの債券市場に社債を発行しているのは、オリックス・リーシング、イオン・クレジット、トヨタ・キャピタルの3社。この内、発行額が最も多いのがトヨタファイナンシャルサービスの子会社であるトヨタ・キャピタルで、約12.5億リンギ（約400億円）を調達している。3年債から5年債を発行している。次に発行額が多いのがオリックスの子会社であるオリックス・リーシング。5億リンギ（約150億円）を調達している。イオンファイナンシャルサービスの子会社であるイオン・クレジットの発行額は3.5億リンギ（約100億円）。



レクサスの販売店

第19章 労働事情

1. 労働法体系

マレーシアの労働法は、以下のとおり多くの制定法から構成されているが、多くは英国及びオーストラリアの制定法に由来している。

(1) 1955年雇用法 (Employment Act 1955)

1955年雇用法(以下「雇用法」という)は、半島マレーシアにおいて、月額賃金2,000リンギ以下の労働者や賃金にかかわらず肉体労働に従事する労働者等に適用される。ボルネオ島のサバ州、サラワク州では雇用法は適用されず、サバ州労働条例(Sabah Labour Ordinance)、サラワク州労働条例(Sarawak Labour Ordinance)がある。

雇用法は労働条件の最低限度を示すものであり、雇用法の適用のある労働者との間で、雇用法の規定よりも労働者に不利な内容の契約を締結した場合、雇用法の規定が適用される。

(2) 最低退職年齢法 (Minimum Retirement Age Act 2012)

民間企業の定年を60歳以上とする法律である(ひとくちメモ(27)参照)。

(3) 労使関係法 (Industrial Relations Act 1967)

労使関係法は、使用者、労働者、労働組合の関係を規律するものであり、使用者、労働者・労働組合間での問題や紛争を予防し、解決することを目的としている。

(4) 労働組合法 (Trade Union Act 1959)

労働組合法は、労働組合の組成、登録、運営及び活動について規定している。

(5) 従業員積立基金法 (Employees Provident Fund Act 1991)

民間企業の労働者とその使用者が、法律に基づき強制的に賃金の一定金額を積み立てる制度を規定する法律である。

(6) 従業員社会保障法 (Employees' Social Security Act 1969)

雇用傷害保険制度(Employment Injury Insurance Scheme)や疾病年金制度(Invalidity Pension Scheme)といった社会保障制度を規定する法律である。対象は、賃金が月給3,000リンギを超えないマレーシア人労働者となる。

(7) 労働者災害補償法 (Workmen's Compensation Act 1952)

業務中に事故に遭い、又は疾病にかかった外国人労働者に対して補償等を行うことができるよう保険制度を構築することを目的とした法律である。

(8) 1967年工場・機械法 (Factories and Machinery Act 1967)

この法律は、製造業、鉱業、エンジニアリング及び採掘場や工事現場で働く労働者の安全衛生を規定するものであり、工場や機械の管理、登録、検査等を規定している。

(9) 1994年業務安全衛生法 (Occupational Safety and Health Act 1994)

この法律は、1967年工場・機械法よりも適用対象を拡大させ、ほぼすべての産業をカバーする。また、この法律は、労働者の健康や福利厚生、働く場所の安全も規定している。

(10) 1959年移民法、1963年移民法 (Immigration Act 1959/1963)

この法律は、マレーシアへの入国許可、ビザ、ビザの取得手続き、その他外国人労働者の入国・滞在に関する事項を規定している。

(11) 1968年雇用(制限)法 (Employment (Restriction) Act 1968)

この法律は、生産・製造現場、プランテーションや農業で働く労働者、家事労働者、サービス業等に従事する労働者であって、マレーシア人でない者を雇用する場合の制限を規定している。

(12) ガイドライン

上記の法令に加えて、ガイドラインも適用があるものもある。主なガイドラインは以下のとおり。

- ・ 1975年労使協調行為ガイドライン (The Code of Conduct for Industrial Harmony 1975)
- ・ 1999年職場におけるセクシャルハラスメントの防止・撲滅に関する実務ガイドライン (The Code of Practice for the Eradication and Prevention of Sexual Harassment in the Workplace 1999)

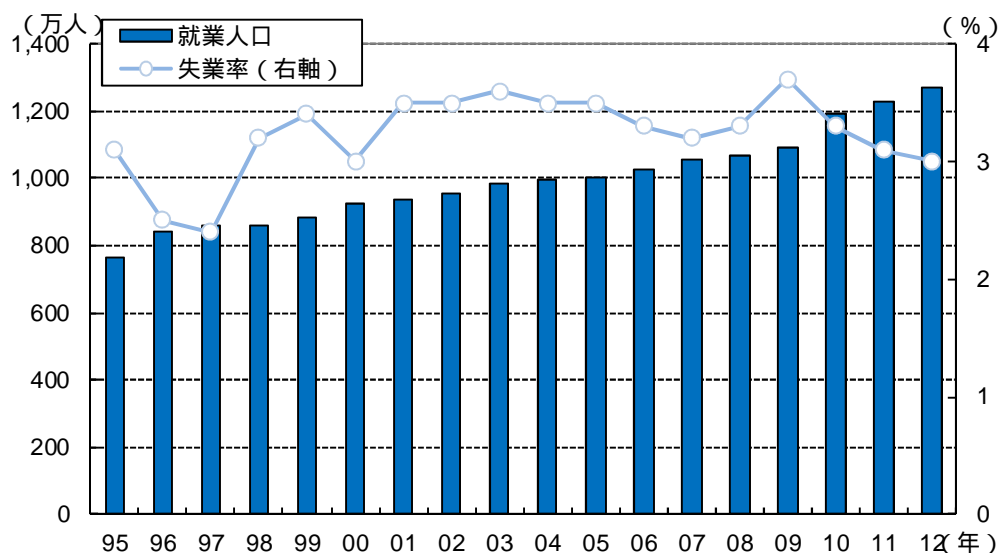
2. 労働市場と雇用情勢

(1) マレーシアの労働市場

2012年時点のマレーシアの労働人口は約1,300万人。国際連合によると、16~64歳の生産年齢人口は、2010年時点で人口全体の67%を占める1,900万人だが、2020年には2,278

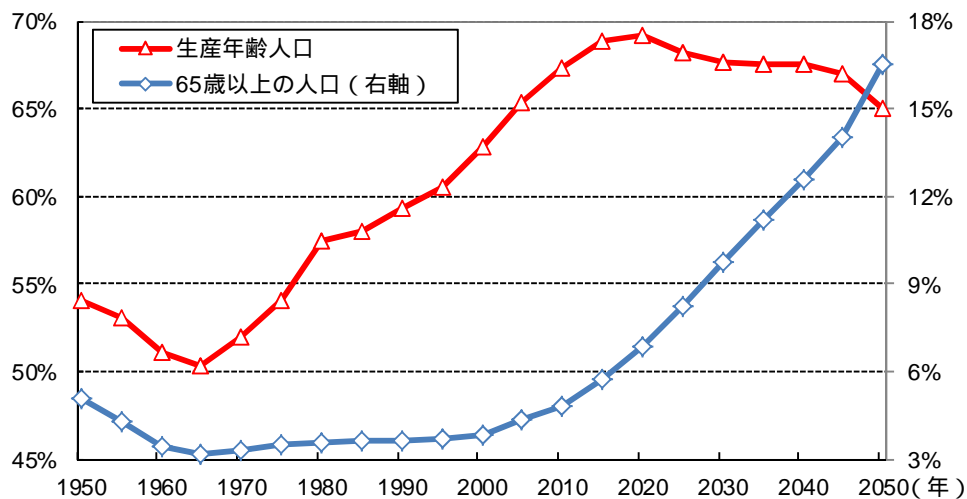
万人（同 69%）まで増加する見通しである。しかし、2020 年以降は生産年齢人口の割合が減少に転じ、少子高齢化が進むと見られている。

図表 19-1 就業人口と失業率の推移



（出所）マレーシア統計局より作成

図表 19-2 生産年齢人口と 65 歳以上の人口の推移



（出所）世界銀行より作成

失業率は 3% 程度（2012 年時点）。年齢階層別にみると、25 歳未満の若年者失業率が 10 ~ 12% と高いのが特徴的である。高等教育を終了したマレーシア人は増えているが、人材が不足している製造業のワーカーレベルへの就職を敬遠していることや、若者は 25 歳くらいに結婚を意識するまで勤労に対する意識が低いと言われる傾向が背景と考えられる。

雇用者側は、人材の確保に悩む企業が多いようだ。特に熟練労働者や中間管理職の人材

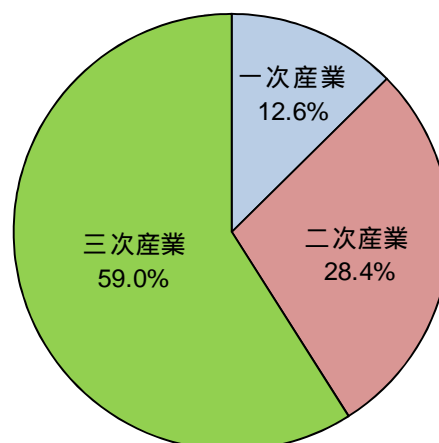
を確保するのが困難と言われていることに加え、製造業のワーカールレベルも不足している。

(2) マレーシアの就業構造

マレーシアの Labour Force Survey によると、2012 年時点の就業人口は 1,272 万人である。産業別の就業者数は、一次産業が 12.6%、二次産業が 28.4%、三次産業が 59.0%となっている。さらに業種別の就業者数・構成比をみると、製造業が 17.5%と最も多く、卸売・小売（16.6%）、農林水産業（12.6%）が続いている。

図表 19-3 業種別就業者数・構成比(2012 年)

	人数 (1,000人)	構成比 (%)
合計	12,723	100.0%
1 製造業	2,228	17.5%
2 卸売・小売	2,116	16.6%
3 農林水産業	1,602	12.6%
4 建設	1,164	9.1%
5 ホテル・レストラン	957	7.5%
6 教育	786	6.2%
7 公務・防衛・必須社会保障	698	5.5%
8 運輸・倉庫	624	4.9%
9 経営支援サービス	531	4.2%
10 医療・社会	415	3.3%
11 金融	323	2.5%
12 専門・科学技術	308	2.4%
13 通信	209	1.6%
14 その他サービス	190	1.5%
15 使用人	190	1.5%
16 芸術・娯楽	84	0.7%
17 鉱業・採石業	81	0.6%
18 水道	80	0.6%
19 不動産	69	0.5%
20 電気・ガス	62	0.5%
21 治外法権機関・団体	2	0.0%



(出所) Labour Force Survey Report, Malaysia 2012 より作成

3. 賃金

(1) 最低賃金制度

< 最低賃金の額 >

2012 年 7 月、最低賃金令 (Minimum Wages Order 2012) が公表され、2013 年 1 月 1 日から最低賃金制度が導入された。但し、従業員 5 人以下の企業については、2013 年 7 月 1 日から適用となった。最低賃金令が定める最低賃金は以下のとおりである。

なお、ガイドラインによれば、日給の場合は以下のとおり計算される。

$$\text{日給} = \text{最低賃金額（月給）} \times 12 \text{ ヶ月} / 52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間あたりの勤務日数}$$

なお、1週間あたりの労働時間は48時間となっている。

< 適用範囲 >

最低賃金制度は、家事使用人を除き、外国人を含めすべての労働者に適用される。なお、試用期間中の労働者に対しては、6ヵ月を超えない期間、30%までは減額することができる。

図表 19-4 最低賃金令が定める最低賃金(月給・時給)

	最低賃金	
	月給	時給
半島マレーシア	900 リンギ	4.33 リンギ
サバ、サラワク、ラブアン	800 リンギ	3.85 リンギ

(出所) 最低賃金令より作成

図表 19-5 最低賃金令が定める最低賃金(週間勤務日数別の日給)

週間勤務日数	半島マレーシア		サバ、サラワク、ラブアン	
	日給	月給	日給	月給
6日	34.62 リンギ	34.62 リンギ×26日	30.77 リンギ	30.77 リンギ×26日
5日	41.54 リンギ	41.54 リンギ×21.67日	36.92 リンギ	36.92 リンギ×21.67日
4日	51.92 リンギ	51.92 リンギ×17.33日	46.15 リンギ	46.15 リンギ×17.33日

(注) いずれも、週間勤務日数にかかわらず、月給が最低賃金額になるように計算されている。

(出所) 最低賃金令及びガイドラインより作成

ひとくちメモ (26)：最低賃金令の「賃金」とは

最低賃金令における「賃金」は、最低賃金令に明記されていないものの、最低賃金令の根拠規定である2011年全国賃金諮問委員会法(National Wages Consultative Council Act 2011)においては、1955年雇用法の「賃金」の定義を引用している。

1955年雇用法によれば、「賃金」とは、「被用者に対して、雇用契約に基づき労働の対価として現金で支払われる基本給その他のあらゆる手当」としており、住居費、食費、燃料費(ガソリン代)、使用者が支払う年金等は賃金に含まれないとしている。

最低賃金制度における「賃金」の意味が不明瞭であったところ、2012年9月、全国賃金諮問委員会はガイドライン(Guidelines on the Implementation of the Minimum Wages Order)を出し、同ガイドラインにおいて、基本的には、現金支給の手当てが「賃金」に含まれることとなった。

また、同ガイドラインによれば、賃金が出来高制や歩合制の場合において、最低賃金額と同額以上の月給となっている場合は、最低賃金令に抵触しないとされるが、最低賃金額未満の場合は、最低賃金額との差額を使用者において補充しなければならないとされる。

(2) 平均的な賃金水準及び周辺諸国との比較

JETRO の投資コスト比較調査によると、マレーシア（クアラルンプール）のワーカーの月額賃金は 344 ドルと、ASEAN 諸国の中ではシンガポール（1,230 ドル）、バンコク（345 ドル）に次いで高い。一方エンジニア（中堅技術者）の賃金は月額 944 ドル、中間管理職（課長クラス）は 1,966 ドルと、バンコク（それぞれ 698 ドル、1,574 ドル）よりも高くなっている。熟練技術者や中間管理職が不足しており、人材確保は競争となっている。

図表 19-6 周辺諸国との平均賃金比較(製造業)

(ドル/月)	ワーカー (一般工)	エンジニア (中堅技術者)	中間管理職 (課長クラス)
シンガポール	1,230	2,325	4,268
北京	466	743	1,445
バンコク	345	698	1,574
クアラルンプール	344	944	1,966
深圳	329	650	1,302
マニラ	301	452	1,070
ジャカルタ	239	433	1,057
ハノイ	145	342	787
ピエンチャン	132	336	410
ブノンベン	74	298	563
ヤンゴン	53	138	433

(注) 末尾の桁四捨五入。ワーカー（一般工職）賃金の高い順に並べている

(出所) JETRO「アジア・オセアニア主要都市・地域投資関連コスト比較」(2013年1月)より作成

4. 雇用関係

(1) 雇用関係を規律する法律（雇用法）

使用者と労働者との関係は、主に 1955 年雇用法が規定している。

雇用法は、同法の適用がある労働者（Employee）を以下のとおり定義している。

- ・ 職種を問わず、使用者との間で、月給 2,000 リンギを超えない雇用契約（Contract of Service）を締結した者
- ・ 賃金にかかわらず、使用者との間で、以下の内容の雇用契約を締結した者
 - ✓ 職人や見習いなど肉体労働に従事することを内容とする契約²⁷
 - ✓ 乗客もしくは物品の運送目的、又は商業もしくは営利目的で運営され、機械に

²⁷ 但し、労働者が、業務の一定部分を肉体労働者として、残りを非肉体労働者として、同一の使用者と雇用契約を締結している場合、賃金期間（wage period）中、肉体労働の労働時間が全体の半分を超えなければ、肉体労働者として見做されない。

よって推進する乗り物を操縦又は保守することに従事することを内容とする契約

- ✓ 同一の使用者に雇用されている肉体労働者及びその作業を監視、監督することを内容とする契約
- ✓ マレーシアで登録された船舶における業務に従事することを内容とする契約（例外あり）
- ✓ 家事使用人

なお、1955年雇用法は、半島マレーシアにおいてのみ適用される法律である。ボルネオ島のサバ州、サラワク州においては、それぞれ別途サバ州労働条例（Sabah Labour Ordinance）、サラワク州労働条例（Sarawak Labour Ordinance）がある。

また、雇用法の適用のない労働者との雇用関係は、使用者と当該労働者との雇用契約によることとなる。

(2) 募集

労働者の募集について特段の規制はない。

但し、1957年雇用規則に基づき、使用者は、雇用開始以前に、下記に示す雇用契約の基礎となる一定の事項を、労働者に対して書面で通知する必要がある。

労働者の名前及び身分証明書番号

業務内容及び役職（occupation and appointment）

賃金（手当を除いた額）

手当の内容及び額

残業手当

福利厚生事項

1日の通常勤務時間

解雇通知期間及びこれに代わる賃金

休日や有給休暇の日数

賃金支払期間

(3) 雇用契約

1955年雇用法上、1ヵ月を超える特定の雇用期間の定めをおく場合及び特定の仕事の完成を目的とする場合を除き、書面で雇用契約を締結することは求められていない。但し、実際は、雇用条件や職務範囲を明確にし、後日の紛争を予防するために、書面で雇用契約を締結することが多い。

(4) 雇用契約の終了

終了原因

- ・ 労働者による任意の退職
(なお、任意の退職の場合でも、下記の事前通知の規定が適用される)
- ・ 定年
- ・ 労働者の死亡
- ・ 雇用契約の履行不能
- ・ 使用者側からの正当な理由のある終了、解雇

事前通知

通知期間は、雇用法の適用のない労働者の場合は雇用契約の規定による。また、雇用法の規定のある労働者の場合は雇用法の規定による。なお、通知がなされた日は通知期間に含まれる。

図表 19-7 雇用法の定める事前通知期間

勤務期間	通知期間
2年未満	4週間
2年以上5年未満	6週間
5年以上	8週間

(出所) 雇用法より作成

契約終了手当

雇用法が適用される労働者が、12 ヶ月以上雇用されたのちに、使用者により雇用契約を終了させられた場合及び一定期間一時解雇(レイオフ)された場合、労働者は原則として、契約終了手当(Termination or Lay-off Benefit)²⁸を受領することができる。

図表 19-8 雇用法の定める契約終了手当(解雇手当)

勤務期間	契約終了手当(解雇手当)
2年未満	1年あたり10日
2年以上5年未満	1年あたり15日
5年以上	1年あたり20日

(出所) 雇用法より作成

²⁸ 「解雇手当」と呼ばれることもあるが、規則上は「契約終了手当(一時解雇手当)」(Termination or Lay-off Benefit)であるため、本書では「契約終了手当」と記載している。

但し、以下の場合には、労働者は契約終了手当を受領することができない。

- (i) 労働者が雇用契約で定めた定年に達した場合
- (ii) 労働者が明示または黙示の労働条件に整合しない不正行為を行ったことを理由に、使用者が雇用契約を終了させた場合（但し、使用者による適切な調査を行った後であること）
- (iii) 労働者が自主的に雇用契約を終了させた場合
- (iv) 雇用契約が更新された場合、または同一の使用の下、従前の雇用契約より不利にならない条件で新たに雇用契約を締結した場合で、従前の雇用契約の終了後直ちに当該更新雇用契約又は新雇用契約が効力を生じる場合
- (v) 雇用契約が終了する7日以上前に、使用者が、従前の雇用契約の条件より不利でない条件で、雇用契約の更新または再契約を申し出て、当該契約が従前の雇用契約の終了後直ちに効力を生じるとされた場合で、労働者が不合理に拒絶した場合
- (vi) 使用者が雇用法12条に基づき行った通知の期間満了前に、使用者の同意なく又は雇用法13条に基づいた金銭を支払うことなく、労働者が退職した場合
- (vii) 労働者が従事している事業の全部又は一部の事業主の変更があり、新事業主が、事業主の変更から7日以内に、従前の条件より不利でない条件での雇用契約の継続を労働者に申し出たにもかかわらず、当該労働者が不合理に拒絶した場合

なお、契約終了手当は、雇用契約が終了した日から7日以内に支払われなければならない。

解雇規制

使用者が、労働者を解雇するには、雇用契約の定めに関わりなく、「正当な理由」が必要になる。これは、労使関係法に基づき、正当な理由なく解雇されたと考える労働者は、労働組合の構成員であるかどうかにかかわらず、解雇の日から60日以内に、救済（解雇の無効）を産業省長官（Director General for Industrial Relations）に申し立てることができるためである²⁹。

産業省長官は、解決のため必要と考える手続きをとることができるが、解決できないと判断した場合は、人的資源省大臣に通知をしなければならず、通知を受けた大臣は、労働裁判所（Industrial Court）に当該案件を付託することができる。

解雇が無効とされた場合、使用者は解雇した日以後の給与を支払わなければならない。但し、2年分が上限となる。

ここでいう「解雇」につき、マレーシアの裁判所は、契約終了と解雇とに区別はなく、いずれの場合であっても正当な理由が必要と判示している。

²⁹ なお、解雇通知を受けた場合は、労働者は、通知期間満了前であっても申し立てることができる。

5. 労働条件

(1) 就業規則

マレーシアにおいて就業規則を定める義務はない。

(2) 労働報酬

<「賃金」>

雇用法によれば、「賃金」とは、「被用者に対して、雇用契約に基づき労働の対価として現金で支払われる基本給その他のあらゆる手当」としており、住居費、食費、燃料費（ガソリン代）、使用者が支払う年金等は賃金に含まれないとしている。

<支払い頻度・賃金対象期間>

雇用法に基づき、雇用契約において、1 ヶ月を超えない期間で、賃金期間³⁰を定めなければならない。換言すれば、使用者は1 ヶ月に1 回以上、労働者に賃金を支払わなければならない。

<支払い時期>

雇用法に基づき、賃金は、賃金期間の最終日から7 日以内に支払われなければならない。なお、休日手当や残業手当は、翌賃金期間の最終日まで支払われなければならない。

<支払い方法>

賃金は、労働者に現実に支払わなければならない。支払い方法については、現金払いのほか、労働者が指定した労働者名義又は労働者と第三者との共同名義の口座に振り込む方法によって支払うこともできる。なお、賃金からの控除は、雇用法その他の法律に基づくもの以外、認められない。

(3) 最低賃金制度

2013 年1 月1 日から、最低賃金令が施行されている。詳細は上記 3.(1)を参照。

(4) 労働時間

<労働時間・拘束時間>

雇用法によれば、労働者は、1 日8 時間、1 週間あたり48 時間を超えて労働することができず、1 日あたりの拘束時間は10 時間を超えてはならない。但し、1 週間のうちに1 日

³⁰ 賃金期間（wage period）とは、労働者が働き、賃金を受け取ることのできる期間である。

以上、8時間未満の労働時間の日がある場合、使用者と労働者との合意により、当該週の他の日に8時間を超えて労働することができるが、その場合でも1日あたり9時間を超えてはならない。

なお、女性労働者の場合、雇用法上、深夜労働（午後10時から午前5時までの労働）が禁止されている。また、女性労働者は、労働終了後11時間が経過しなければ、新たに労働することができない。

< 休息时间 >

連続して5時間以上働く場合には30分以上の休憩が与えられなければならない。但し、業務の性質上連続して働く必要がある場合には、連続する8時間において45分以上の休憩時間が与えられなければならない。

(5) 時間外労働

時間外労働（超過労働）とは、1日あたりの通常の労働時間を超えて行う労働をいう。

< 時間外労働が可能な場合 >

雇用法上、以下の場合は、時間外労働が可能となる。

- (i) 職場において、又は職場に関して、現実の事故又は事故のおそれがある場合
- (ii) 地域の生活に不可欠な業務を遂行する場合
- (iii) マレーシアの国防又は治安維持のために不可欠な業務の場合
- (iv) 工場や機械について緊急で行わなければならない業務の場合
- (v) 予測できなかった障害が発生した場合
- (vi) マレーシアの経済にとって不可欠な産業又は産業関係法において規定される不可欠な産業に従事する労働者によりなされる場合

< 時間外労働の賃金・上限 >

時間外労働の場合、通常勤務の場合の1.5倍以上の時給となる。また時間外労働は、1ヶ月あたり104時間までとなっている。

(6) 休日

雇用法上、すべての労働者は、1週間に1日、終日の休日を付与されなければならない。

< 休日出勤が可能な場合 >

労働者は、業務の性質上継続して行う必要がある場合や2つ以上の連続したシフトが必要な場合を除き、休日出勤を強制されない。また、上記< 時間外労働が可能な場合 >に記載された場合には、雇用法上、休日出勤が可能となる。

< 休日労働の賃金 >

雇用法によれば、労働者が休日労働を行った場合の賃金は以下のとおりとなる。

図表 19-9 休日出勤の場合の賃金

休日の労働時間	休日労働の賃金	
	賃金が月給制又は週給制	賃金が時給又は日給制
半日分以下	通常の賃金の半日分	通常の賃金の1日分
半日分を超え、 1日分を超えない時間	通常の賃金の1日分	通常の賃金の2日分

(出所) 雇用法より作成

なお、通常の勤務時間を超えて働いた場合(時間外勤務の場合)は、通常の賃金の2倍以上の賃金となる。また、出来高制の賃金の場合は、通常の賃金の2倍となる。

(7) 祝日

雇用法上、年間11日の祝日及びその他祝日法(Holidays Act 1951)が定める祝日は、有給休暇となる。

祝日に勤務した場合、労働者は、当該祝日に通常受け取ることができる賃金に加えて、勤務時間にかかわらず2日分の賃金を受け取ることができる。また、通常の勤務時間を超えて働いた場合(時間外労働の場合)は、通常の賃金の3倍以上の賃金となる。

図表 19-10 マレーシアの主な祝日(2014年)

1月1日	新年(西暦)	7月28日	ハリ・ラヤ・ブアサ
1月14日	ムハンマド聖誕祭	7月29日	ハリ・ラヤ・ブアサ
1月17日	タイプーサム	8月31日	独立記念日
1月31日	チャイニーズ・ニューイヤー	9月16日	マレーシア・デイ
2月1日	チャイニーズ・ニューイヤー	10月5日	ハリ・ラヤ・ハジ
5月1日	メーデー	10月23日	ディーパバリ
5月13日	ウェサックデー	10月25日	イスラム暦新年
6月7日	国王誕生日	12月25日	クリスマス

(注) 祝日は変更の可能性がある。一部、州により休みとならない日や、州ごとの祝日もある
(出典) 各種資料より作成

(8) 休暇

雇用法が定める主な休暇は以下のとおりである。

図表 19-11 雇用法が定める休暇

年次有給休暇	同一の使用者の下で勤務した期間が、 2年未満の場合： 年間 8日 2年以上5年未満の場合： 年間12日 5年以上の場合： 年間16日
年次有給病気休暇	同一の使用者の下で勤務した期間が、 2年未満の場合： 年間14日 2年以上5年未満の場合： 年間18日 5年以上の場合： 年間22日 但し、入院が必要な場合は、上記と合算して60日以内
(有給)出産休暇	出産の30日前以降から、連続する60日以内 出産休暇は、収入に関係なく全女性労働者が取得できる。 有給休暇となるには、出産の9ヶ月前から通算90日以上就業し、かつ出産前の4ヶ月間就業していた場合等、要件がある。

(出所) 雇用法より作成

ひとくちメモ (27)： マレーシアにおける定年制度と退職金

2013年7月から、最低退職年齢法 (Minimum Retirement Age Act 2012) が施行され、民間企業の定年は60歳となった (それまでは55歳を定年とする民間企業が多かった)。このため、雇用契約や就業規則等で、60歳未満の定年を定めていた場合、当該規定は無効となり、定年は60歳に引き上げられる。なお、公務員の定年は従前から60歳である。

マレーシアの会社においては、日本のような退職金制度はあまり浸透していないが、一部の企業では日本のように退職金制度がある。このような会社では、今般の定年の引き上げにより、労働者の勤務期間が延び、また定年時の給与を計算基準としている場合には退職金の算出の基礎となる給与も上昇し、結果として退職金の負担が増えてしまうため、退職金規程の改定等の対処が必要になりうる。

6. 年金・社会保障

(1) マレーシアの年金・社会保障制度の概要

マレーシアには、民間企業の労働者の年金制度として従業員積立年金基金があり、社会保障制度として雇用傷害保険制度と疾病年金制度がある。また、公務員には別途基金がある。

(2) 従業員積立年金基金

従業員積立年金基金は、法律 (従業員積立年金基金法、Employees Provident Fund Act 1991) に基づき、使用者と労働者の双方が、賃金の一定割合の金額を、労働者各自の EPF

口座に積み立てるものである。

対象者

マレーシア人労働者においては、従業員積立年金（EPF）は強制加入であるが、外国人、家事労働者や自営業者は任意で加入することができる。

拠出額

使用者は労働者の賃金の13%（但し、月給が5,000リンギを超える場合は12%）、労働者は11%拠出する。

(3) 雇用傷害保険制度と疾病年金制度

使用者は、賃金が月給3,000リンギを超えないマレーシア人労働者を、下記の1969年従業員社会保障法（Employees' Social Security Act 1969）に基づく社会保障制度に加入させなければならない。

(i) 雇用傷害保険制度（Employment Injury Insurance Scheme）

雇用傷害保険制度は、労働者が業務によりまたは業務の過程で事故又は職業病により、死亡または障害を負った場合に補償するものである。拠出額は、使用者が賃金の1%程度である。労働者には拠出額はない。

(ii) 疾病年金制度（Invalidity Pension Scheme）

疾病年金制度は、労働者が、業務に起因するか否かを問わず、重度の身体障害や治療困難な疾病が原因で収入が3分の1以下になった場合に補償を受けられるものである。給付を受けるためには60歳未満であること等、一定の要件を満たす必要がある。

拠出額は、賃金の約2%から2.5%。使用者と労働者が分担するが、使用者拠出分が多い。

(4) 労働者災害補償法

労働者災害補償法（Workmen's Compensation Act 1952）は、業務中に事故に遭い、又は疾病にかかった外国人労働者に対して補償等を行うことができるよう保険制度を構築することを目的とした法律であり、使用者は法律に基づき保険に加入しなければならない。

7. 労使関係

(1) 労働組合

労働組合に関しては、労働組合法（Trade Unions Act 1959）が、労働組合の登録や運営を規定し、労働組合の活動や資金の用途を規定する。

労働組合は、特定の又は類似の、職業、組織、業界若しくは産業における、一時的な雇用か永続的な雇用かを問わず、-(i)半島マレーシア、サバ州、サラワク州において勤務する労働者による組織もしくは集合体、又は -(ii)半島マレーシア、サバ州、サラワク州の労働者を雇用する使用者による組織もしくは集合体であり、下記のうちの 1 つ以上をその目的とするものである。なお、異なる職業、組織、業界、産業を横断する組合は許されていない。

- ・ 労働者と使用者との間のよい労使関係の促進、労働者の労働環境の改善、労働者の経済的及び社会的地位の向上、または生産性の向上のために、労働者と使用者との関係を規定すること
- ・ 労働者間及び使用者間の関係の規定
- ・ 労働紛争において、労働者又は使用者それぞれを代表すること
- ・ 労働紛争や労働紛争に関連する事項を実行し、取り扱うこと
- ・ あらゆる業界や産業におけるストライキやロックアウトの促進、企画・運営若しくは資金提供をすること、又はストライキやロックアウトの際の組合員への賃金やその他の便益を提供すること

<労働組合法における労働者>

労働組合法における労働者 (workman) は、雇用契約に基づき、賃金や報酬を得るために、使用者によって雇用された者をいう。但し、労働者には、見習いを含み、また労働紛争に関する手続きでは、紛争に関連しもしくは紛争の結果として解雇もしくは整理解雇された者、及び解雇や整理解雇が原因となって労働紛争となった者を含むとされ、1955 年雇用法における「労働者」とは異なる。

<労働組合の登録>

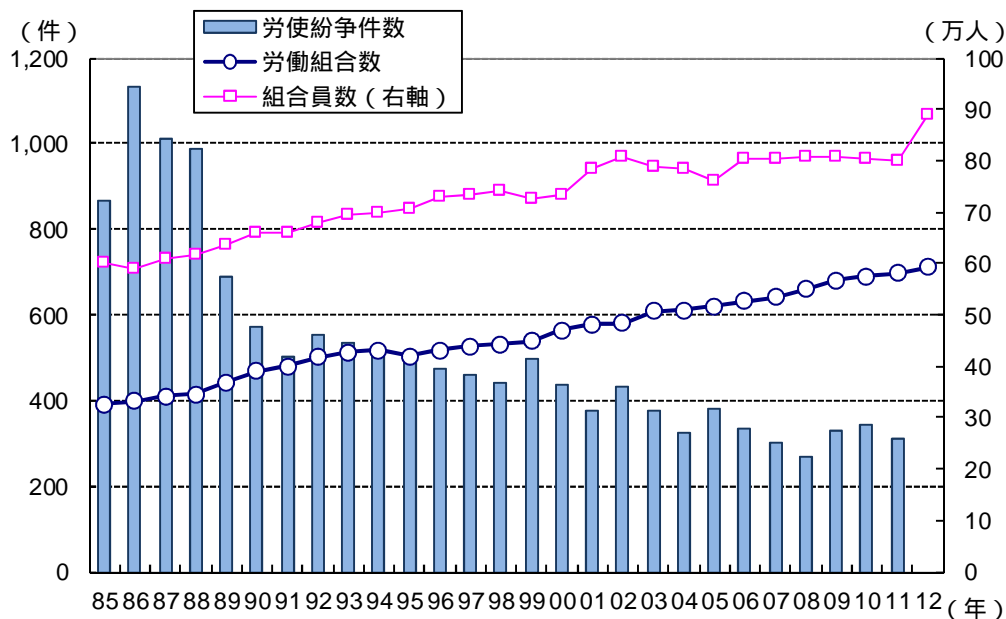
労働組合は、結成の日から起算して 1 ヶ月以内に、登録しなければならない。登録することにより、労働組合法 (Trade Unions Act 1959) が規定する権利、免責や特権を享受することができる。なお、登録時に、少なくとも 7 名の組合員が必要である。

(2) 労働紛争の現状

2000 年から 2011 年にかけて、年間 300 ~ 400 件程度の労働争議が人的資源省労使関係局に報告されている。争議の内容は、内容は労働協約改定と協約の解釈をめぐる問題が多い。

2013 年 2 月には最低賃金制度の導入に伴い、政府の方針が曖昧だったことや、それに対して雇用者が昇給実施を一旦見合わせたことなどから、労働者のストライキが国内各地で発生した。しかし例年は、ストライキは年に数件程度に留まっている。

図表 19-12 労使紛争件数と労働組合・組合員数の推移



(出所) 統計局、人的資源省より作成

8. 労働紛争の解決

労働紛争の解決方法としては、調停、労働裁判所における判断がある。

(1) 調停 (Conciliation)

労働紛争の当事者は、紛争を解決できない場合、労働関係局長官 (Director General) に報告することができ、労働関係局長官は、当該紛争の解決のため必要な措置を取ることができる。また、労働関係局長官は、当事者からの求めの有無にかかわらず、労働紛争が、当事者間の交渉によっては解決できず、公共の利益の観点から必要と考える場合には、当該紛争を解決するために必要な手段をとることができる。労働関係局長官は、紛争を解決できないと判断した場合、人的資源省大臣に通知することができる。

人的資源省大臣は、調停等の必要な措置を取ることができる。

(2) 労働裁判所における判断

労働紛争は最終的には、労働裁判所 (Industrial Court) における仲裁判断によって解決される。労働裁判所の判断は最終的判断であり、法律の解釈の点を除き、上訴することができない。

ひとくちメモ (28)： 融合せず、共存する民族。年にお正月は3回？

マレーシアでは、国民の6割をマレー系、2割を中国系、1割をインド系が占めている。これらの3民族で特徴的なのは、お互いが(殆ど)融合することなく、共存していることである。このため、マレーシアにはビジネスを他国に展開する上で、インドネシアやタイ、シンガポール等のASEAN諸国にはないメリットがある。

インド系マレーシア人は、マレーシアを拠点としてインド市場を攻める上で、貴重な営業戦力となる。どの国でもビジネス面での交渉はタフであるが、日系企業のアンケート調査でも、インド固有の商慣行やインド企業との交渉で苦労しているケースは多くみられる。このようなケースで、インド系マレーシア人の力は頼りになると期待される。

中国系マレーシア人については、現地ヒアリングによると、日系企業のほとんどが、他の2民族に比べて管理部門での業務パフォーマンスを高く評価している。また、中国系と聞くと、「反日感情」を危惧する人もいるだろうが、中国系マレーシア人はマレーシアに根付いていることもあり、現地では「反日感情」が問題となった日系企業の声はなかった。

マレー系マレーシア人は、国内の官公庁関係者の多くがマレー人であることから、役所関連の手続き等で重要な役割を果たしている。また、彼らのイスラム教の基準に従い、マレーシアで食品や化粧品等のハラール認証を取得することで、相互認証されている他のイスラム教国への輸出が可能である。

このように、共存する民族を活用したビジネスが可能なマレーシアだが、日系企業のマネージャーを悩ませているのが「正月休み」である。各民族のみに正月休みを与えることは、工場や営業所の運営に支障を来すため、イスラム暦、ヒンズー暦の各新年、中国の旧正月と、年3度の正月休みが必要になる。



インド系寺院とモスク（イスラム教の礼拝堂）

第20章 物流・インフラ

この章では物流（港湾、空港、道路、鉄道）とインフラ（電力、水道、ガス、通信）を紹介する。

1. 主要な港湾、国際空港の地図

図表 20-1 では、マレーシアの主要港湾と国際空港の位置を表している。

図表 20-1 マレーシアの主要港湾と国際空港



（出所）運輸省レポート “Transport Statistics 2011” より作成

2. 港 湾

マレーシアの主要港湾は運輸省傘下にある連邦港と州政府が管轄する州港に分かれている。中でも、半島部の 6 つの連邦港に東マレーシアのピンツル港を加えた 7 つの連邦港が物流上重要な拠点になっている。

特に貨物取扱量が多いのがクアラルンプール近郊のクラン港と、南部ジョホール州のタンジュンペラパス港である。2011 年の貨物取扱量はそれぞれ 1.9 億トン、1.1 億トンと国内全港合計の 39%、23%を占めている。この 2 港は、共にコンテナ取扱量において世界 20 位に入る規模となっている。

①クラン港は半島マレーシアの西海岸に位置し、クアラルンプールから 40km ほど離れた地点に立地する。クランバレー（Klang Valley）と呼ばれる広域首都圏との近接性から、経済上の重要拠点となっている。南北高速道路や国道 1 号線（後の道路の項で記述）からのアクセスにも優れ、内陸のイポー貨物ターミナルに対しては、週 6 日の頻度で鉄道輸送サービスが提供されている。またペナンやバンコクへの鉄道の利用も可能である。

クラン港は南港、北港、西港の 3 港を持つマレーシア最大の貿易港であり、クラン港公社（PKA）が管轄している。このうち南港が一番古く、現在は小規模港湾施設との域内貿

易に利用される。中心的港湾施設は北港と西港である。2012年のコンテナ取扱量は1,000万TEUと世界12位に位置し、ASEAN域内ではシンガポール港に次ぐ2位である。同公社によれば、同港は120カ国、500港以上と結ばれている。

クラン港の運営は1980年代後半からに民営化が始まり、92年には完全民営化された。このため、港湾荷役の効率化や、国際物流システムのインフラ整備などが積極的に行われてきている。2013年9月現在は第3コンテナターミナルの開発が進んでいる。これにより、2020年までに処理能力を計1,686万TEUまで拡大する計画となっている。

⑥タンジュンペラパス港は、半島南部ジョホール州の南西に位置し、シンガポールとの間に架かるセカンドリンクと近接している。ジョホール・バル中心部からは45kmほどの距離にあり、マラッカ海峡を通行する両方向の通常航路から45分ほどしか離れていない好立地が特徴である。

タンジュンペラパス港はコンテナ専用港である。2012年のコンテナ取扱量は770万TEUと世界18位に位置し、ASEAN域内では3位となっている。同港はジョホール港公社が管轄しており、1999年に運用が開始された比較的新しい港湾である。単独港としてはマレーシア最大の港湾で（クラン港は複数港となっているため）地域の積み替えハブとして重要な位置を占めている。同港はシンガポール港の代替機能を果たすべくコンテナ処理能力の拡大を目指しており、シンガポール港と比較してコンテナ取扱料金やコンテナドレー作業費などの運営コストが低いことが強みとなっている。水深は15～19メートルと大型船が入港するには十分で、2013年7月には1.8万TEUの世界最大コンテナ船も接岸した。2013年9月現在、2014年の完成に向けて2バースの新設工事が継続中であり、年間処理能力は1,000万TEUに拡大される計画である。

世界銀行のDoing Business 2014によると、マレーシアにおけるコンテナ輸出コストは、20フィートコンテナ1つあたり450ドルと世界で最も安い。さらに、同国政府はマレーシアをASEAN域内の輸送ハブとするべく、港湾施設の拡大・改良を図っている。既に大手海運業者の中にはタンジュンペラパス港をASEAN域内のハブとして選択する企業も見られ、MAERSKやEvergreenは2000年代初頭に拠点をシンガポール港から同港へシフトしている。

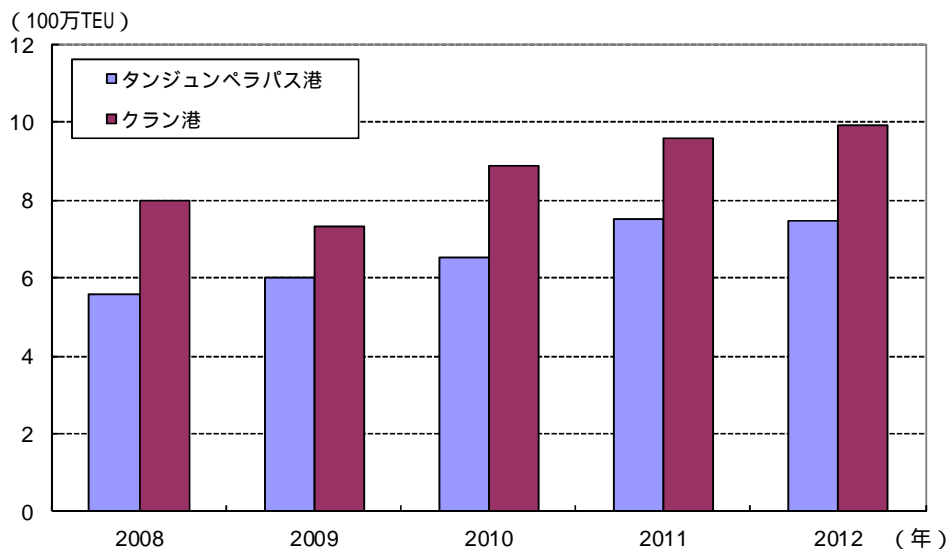
図表 20-2 主要港湾一覧

		年間コンテナ 処理能力	総面積	コンテナ バース	水深	2012年 コンテナ取扱量
クラン	北港	500万TEU	-	12	11～15m	1,000万TEU
	西港	900万TEU	-	13	15～17m	
タンジュンペラパス		840万TEU	180ha	12	15～19m	770万TEU
シンガポール ^注		3,500万TEU	600ha	52	15～16m	3,160万TEU

(注) シンガポールは4つのターミナルの合計

(出所) JETRO、PSA Singapore ウェブサイトより作成

図表 20-3 クラン港とタンジュンペラパス港の輸送取扱コンテナ数の推移

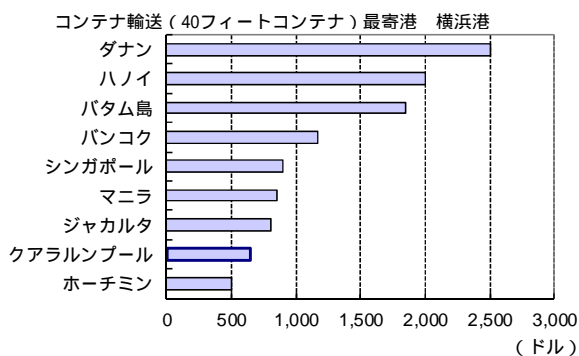


(出所) 運輸省ウェブサイトより作成

図表 20-4 海運貨物料金

単位：ドル	20フィート	40フィート
オーストラリア	900	1,800
中国・上海	100	200
ヨーロッパ	900	1,800
インド・ナバシェバ	600	1,800
日本	400	800
韓国・釜山	400	800
西地中海	900	1,800
ニュージーランド	950	1,900
南アフリカ	1,300	2,600
米国・ロサンゼルス	1,725	2,300
米国・ニューヨーク	2,625	3,500

注：都市名の記載のない国は、主要港



(注) 左：クラン港から各地、右：各国から横浜港

(出所) 左表は MIDA ウェブサイト、右図は JETRO より作成

貨物取扱量においてクランとタンジュンペラパスに続く主要港湾としては、ビンツル港、ペナン港が挙げられる(2013年上半期時点)。

◎**ビンツル港**は、東マレーシアの主要港である。サバ州の中心都市コタキナバル、サラワク州の中心都市クチンの中間に位置している。LNGの一大輸出拠点となっており、2012年は取り扱い船荷の57%をLNGが占めた(Bintulu Port Sdn. Bhd.、重量ベース)。

◎**ペナン港**は、半島北西部に位置する。18世紀から交易が行われてきた、歴史の長い港である。船荷を扱う主要ターミナルはペナン島対岸の半島部に位置し、日系企業が多数進出しているプライ工業団地に隣接している。

3. 空 港

マレーシアでは、クアラルンプール国際空港を中心に航空輸送網が整っている。主な空港運営会社は Malaysia Airports Holdings Berhad (MAHB) である。同会社の前身は 1992 年に航空局 (Department of Civil Aviation) から空港運営部門が分離して設立された Malaysia Airports である。1999 年に Bursa Malaysia に上場し、アジアで初めての上場空港運営会社となった。同社のウェブサイトによれば、MAHB はクアラルンプール国際空港をはじめとする国内の 5 つの国際空港、16 の国内空港³¹、18 の小規模空港 (Short Take-Off and Landing ports, STOL ports) を運営している。

クアラルンプール国際空港 (KLIA) は、マレーシア最大の空港である。クアラルンプール中心部からは南に 50km ほど離れた地点に位置し、所在地はセランゴール州セパン郡である。2012 年の旅客数は前年比 5.8% 増の 3,989 万人 (世界 27 位) で、成田空港 (3,287 万人) を上回る水準である (Airports Council International)。貨物取扱量は 67 万トンであり、年間の航空機発着は 28 万便である (MAHB)。KLIA は年間 4,000 万人の旅客、120 万トン以上の貨物の取扱能力を有するが、更なる旅客需要の増加に備えるための拡張が計画されている。MIDA ウェブサイトによれば、2020 年までに年間 6,000 万人の旅客、300 万トンの貨物に対応できる体制を整えることが目標とされている。日本からは、JAL、ANA (コードシェア)、マレーシア航空、エアアジア X が直行便を運航しており、羽田空港発着の便も就航している。

KLIA は、貨物取扱量においても国内最大の空港である。日本に向けては JAL の貨物輸送が利用可能であり、またマレーシア航空によってはマスカargo (MASkargo) と呼ばれる貨物部門による貨物専用機輸送も行われている。KLIA 内にある自由商業地域にはワンストップ生鮮食品センターや主要な運送業者用の優先ビジネスセンターなどが備えられており、最先端のカーゴセンターが運営されている。空輸貨物は電機・電子部品や生鮮食料品が主となっているものの、日本向け品目は菊の切花が多いのが特徴である。2012 年の成田空港の菊輸入において、マレーシア産のシェアは 75% (4,000 トン弱) に上った。

コタキナバル国際空港 は東マレーシアのサバ州の州都コタキナバル市中心部から 8km ほどに位置する、旅客数において国内第 2 位の空港である。観光客を含む旅客需要が中心の空港であり、2012 年は 585 万人の旅客利用があった。一方、貨物取扱量は 2 万トン超と KLIA の 3.5% 程度に過ぎない。また同空港は、第 2 次世界大戦中に旧日本軍によって建設されたジェッセルトン飛行場が起源になったという歴史を持つ空港としても知られている。

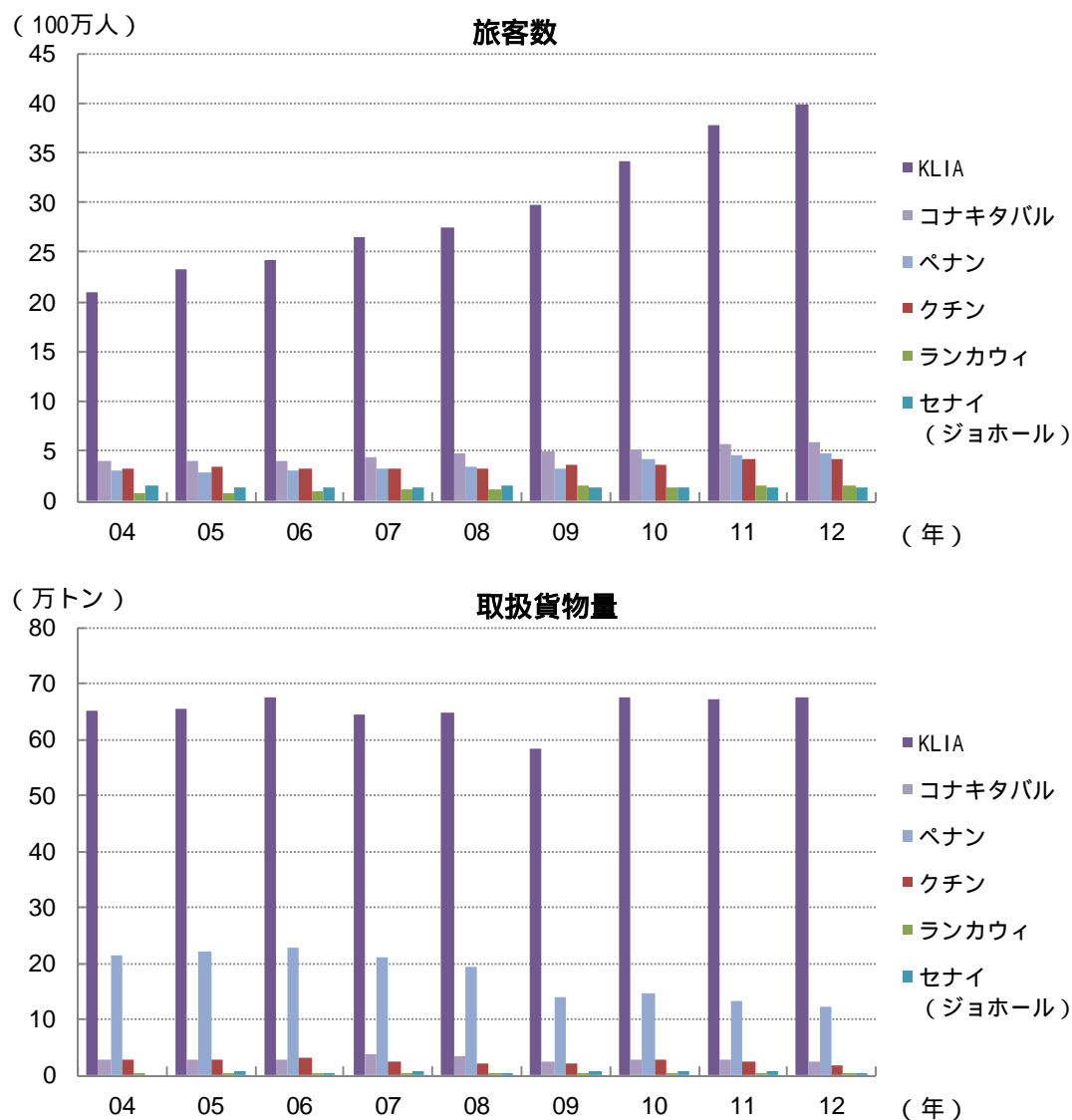
ペナン国際空港 はペナン州ペナン島に位置し、州都であるジョージタウン中心部から 16km ほどの距離にある。旅客数において国内第 3 位であり、2012 年の利用者数は 477 万人となっている。ペナンは「東洋の真珠」と呼ばれており、同空港では観光客も多く搭乗

³¹ 日本の地方空港同様、「国際空港」の名を持たない国内空港 (Domestic Airport) でも国際便が就航している例がある。

する。貨物取扱量は減少基調にあるものの、2012年には12万トンを取り扱った主要物流拠点である（KLIAに次ぎ第2位）。

上記の各空港の他、ほとんどの主要空港はMAHBによって運営されているが、他方で独自に運営されている国際空港としてジョホール・バルの **セナイ国際空港**がある。同空港は2003年よりSenai Airport Terminal Services Sdn. Bhd.（SATS）によって運営されている。MAHBの傘下ではないために同一の旅客統計は取得できないものの、SATSウェブサイトに掲載すれば、2012年の旅客数は138万人となっている（国内）。SATSはタンジュンペラパス港やパシルグダン港と並んでMMC Berhadの下で経営されており、海運との統合効果も視野に入れた形で拡張計画が立てられている。

図表 20-5 国際空港毎の旅客数・貨物取扱量推移



(出所) MAHB ウェブサイト、SATS ウェブサイト、運輸省統計より作成

4. 道 路

マレーシアの道路インフラは整っている。2011 年末時点の道路の総延長は 15.5 万 km で、うち 81% が舗装されている。特に半島マレーシアの整備状況は優れており、同年末時点の舗装率は 91% を超えている（以上 CEIC）。

高速道路は、マレーシア高速道路庁（Malaysian Highway Authority）の管轄下にある。原則的に、高規格の高速道路は Expressway として「E」と付番されている。最重要の高速道路は、North-South Expressway（NSE）と呼ばれる南北高速道路である。NSE はケダ州のタイ国境付近から半島南端のジョホール・バルまでを結び 772km の高速道路である。7 年以上にわたる建設を経て 1994 年に開通しており、マレーシア最長の高速道路となっている。ジョホール、マラッカ、クアラルンプール、ペナンなど主要な産業地域を結んでおり、物流上の大動脈となっている。運営主体は PLUS Malaysia Berhad である。NSE からは数本の支線的な高速道路も整備されている。

その他の長距離路線としては、クアラルンプールと東海岸地域を結ぶべく、クアラルンプール～カラ（パハン州）高速道路（Kuala Lumpur – Karak Expressway）同路線に連結する東海岸高速道路（Eastcoast Expressway）の整備が進んでいる。東海岸高速道路は 2013 年 9 月時点では建設中であるが、既にクアラルンプールとクアantan（パハン州の州都）が結ばれている。報道によると、2014 年 9 月にはフェーズ 2 の完工によってクアラトレンガヌ（トレンガヌ州の州都）までの延伸が見込まれている。

また、クアラルンプール首都圏においては都市高速道路も整備されており、クラン港、シャーアラムなど各工業地域、中心市街地と国際空港は比較的アクセスよく結ばれている。



左：高速道路にはガススタンドが並ぶ 右：高速道路のゲート

図表 20-6 North-South Expressway と周辺高速道路



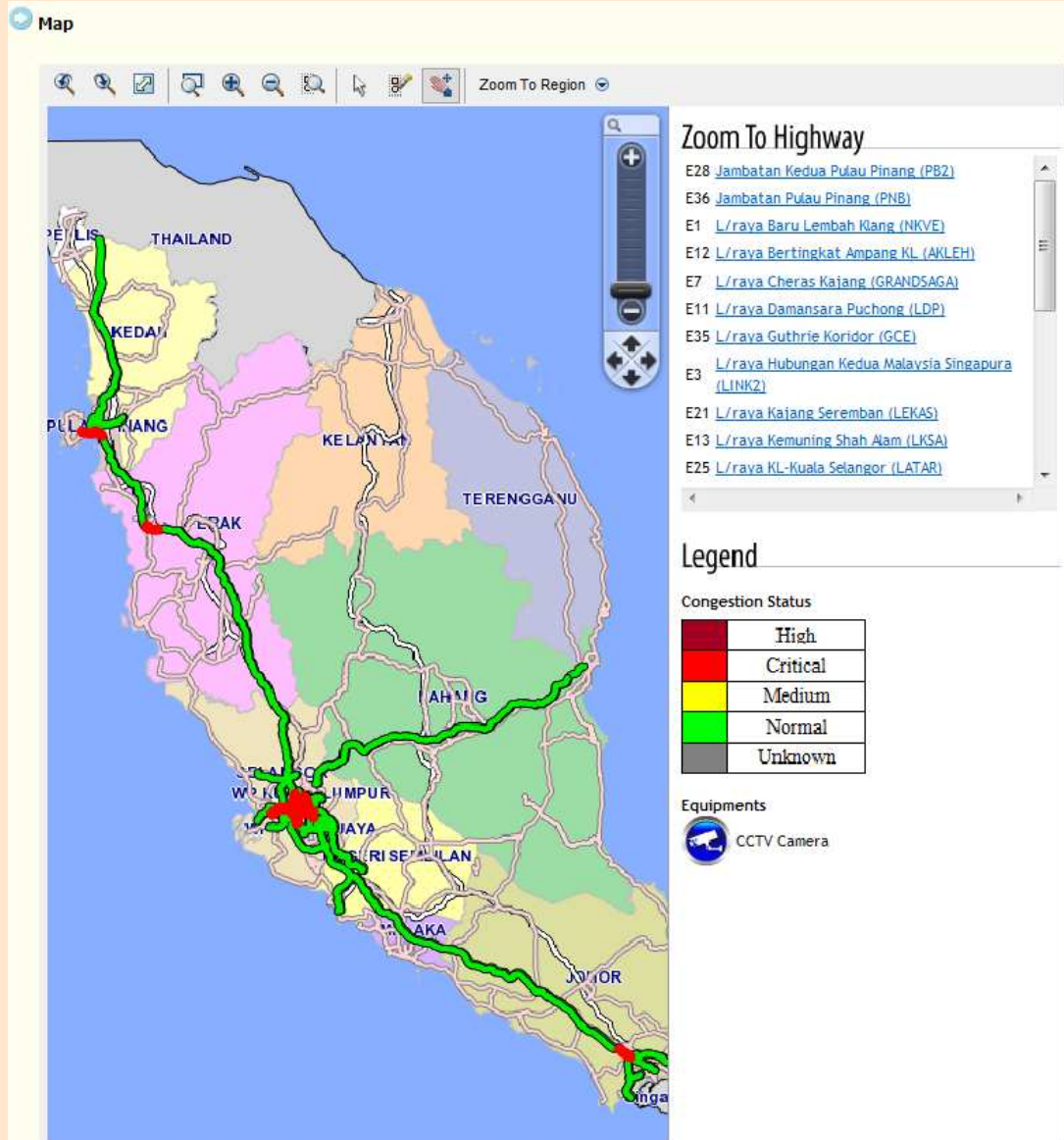
(出所) PLUS Malaysia Berhad ウェブサイト

ひとくちメモ (29): 金曜の帰宅ラッシュ渋滞

充実した高速道路網が整備されているマレーシアだが、それでも交通量が集中する場合には渋滞が発生することもある。

既に国民の自動車保有率も高く、より良い就労機会を求めて首都圏に人々が集まっているマレーシア。週末に向けて故郷へ帰ろうとする人々の車が通常の帰宅ラッシュに加わる金曜の夕方は、特に首都圏からの下り線で渋滞が発生しやすいようだ。

ドライバーの話によると、平日を単身クアラ Lumpur で過ごし、週末に家族に会いに帰る生活を送る人もいるとのことである。



(上図は、2013年11月22日(金)18:30の高速道路混雑状況をMHAウェブサイト上から取得したものの。)

一般道路は管轄によって国道（連邦道、Federal Road）と州道に分かれており、連邦道が全体の1割強、残りが州道となっている。国道の舗装率は100%であり、特に半島西海岸においてはネットワークが発展している。東海岸の国道3号線は、アジアハイウェイ計画の18号線の一部となっており、西海岸の南北高速道路（同計画2号線を構成）と合わせて基幹路線となっている。

図表 20-7 主要国道の概要一覧

国道番号	経路	総延長 (km)	備考
1	ジョホール・バル - セレンバン - パターワース - プキッカコヒタム	826.6	・半島西部の南北縦貫道路 ・パターワースはベナン州、ベナン島の対岸の町 ・プキッカコヒタムはタイ国境付近
2	クラン港 - クアラランプール - クアantan港	276.9	・半島東西横断道路
3	ジョホール・バル - クアantan - クアラトレンガヌ - パシルマス	739.1	・半島東部の南北縦貫道路 ・パシルマスはクランタン州の州都コタバル付近
4	グリク - パシルプター	203.4	・半島北部の東西連絡道路
5	ジョホール・バル - バトゥバハト - マラッカ - クラン - イポー	655.9	・大部分が半島西岸沿い
6	ベナン島（環状）	62.3	
7	アロスター - バダバサル	81.9	・半島西岸北部、ケダ州 ヘルリス州
8	ベントン - グアムサン - コタバル	402.7	・半島中央部から北東部へのルート

（出所）公共事業省ウェブサイトより作成

図表 20-8 マレーシアのアジアハイウェイ路線網



（注）アジアハイウェイ2号線は、南端のルートについて未合意部分あり

（出所）国土交通省ウェブサイトより作成

道路整備が進んでいるマレーシアでは、陸上輸送の主力はトラック輸送となっている。特に半島部西海岸を縦断する南北高速道路及び国道 1 号線の需要は大きい。トラック輸送は機動性に優れ、各地に直接配送できることも強みである。一方で、都心部では混雑を避けるためにトラックの走行規制も存在する。例えばラッシュ時の渋滞を緩和させるため、地域によって平日の朝 6 時半～9 時半、夕 16 時半～19 時半には 10t 以上の車の走行禁止などが定められている。

国際輸送においてもトラック輸送は重要である。現地ヒアリングによると、タイへの輸送では、海上輸送や鉄道輸送と比較してリードタイムの短さと精度の高さを両立している点が長所となっているようだ。セランゴールからバンコク（1,500 キロ）は、最短 2 日での輸送が可能で、主に自動車部品、電機・電子製品、同部品が輸送されている。なお、タイとマレーシアの国境では車両の乗り入れが出来ないため、国境でトラックの交換が行われている。

シンガポールへの輸送では、マレーシアの商用車両はシンガポールに乗り入れることが出来るが、シンガポールの商用車両がマレーシアを走行するには別途マレーシアの商用車ライセンスが必要となる。このため、マレーシアの車両が貨物を引き取りに向かうこともあるようだ。ジョホールとシンガポールは既に「コーズウェイ」と「セカンドリンク」と呼ばれる 2 本の橋で結ばれており、現在 3 本目の橋のフィージビリティスタディが行われている。シンガポールへの物流の利便性はより向上すると期待される。

マレーシアの税関には電子通関制度が導入されているが、実際には窓口にて紙ベースの書類も必要となる。マレーシアの税関は 24 時間開庁しているが、シンガポール及びタイ側は 9 時から 18 時（タイは事前申請で 21 時まで延長可能）となっているため、輸送スケジュールにも留意が必要である。

ひとくちメモ（30）：日本人でも運転できるマレーシア

マレーシアは、日本人駐在員が自ら車を運転して通勤できる数少ない国であるという意見が多く聞かれる。国際免許証が通用することはもちろんのこと、右ハンドルで左側通行であること、かつ道路状態や交通マナーの問題も比較的少ないためである。また、道路標識は原則マレー語となっているものの、マレー語はアルファベットで表記されるため地名や道路名を読む上で問題が少ないことも特徴だ。

自動車の普及が進んでいるマレーシアでは、既に多くの現地労働者も自動車通勤をしている。そのため、朝・夕や昼休み、イスラム教徒がモスクにお祈りに行く金曜午後の時間帯などは主要道路が渋滞することがある。特に都心部では自動車台数が多い上に一方通行やラウンドアバウト（環状交差点）が多いこともあり、移動時間には余裕をみておくことが必要である。



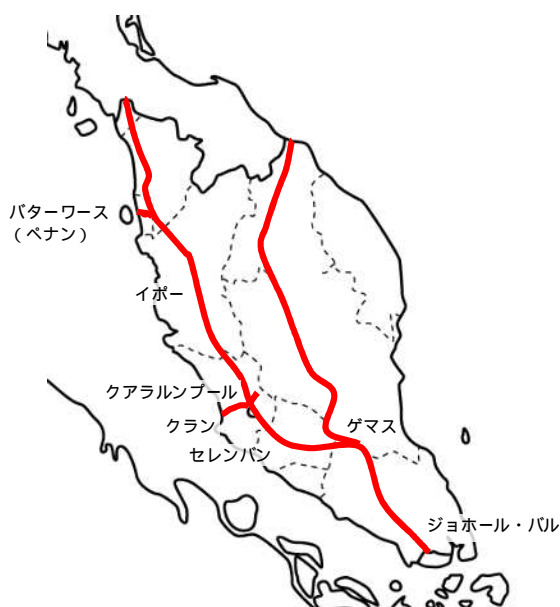
5. 鉄 道

マレーシアの鉄道インフラは整っているとは言い難い。歴史的に、半島部では錫鉱石輸送を目的に鉄道敷設が始まり、英国植民地時代の19世紀末から第2次大戦前にかけて、ほぼ現在の鉄道網ができ上がった。半島部では主要都市を結ぶ西海岸縦貫線と、同線上のゲマスから分かれて北に伸びる東海岸線の2つが本線であり、それらの支線や貨物専用線を加えて構成されている。一方、東マレーシアではサバ州に130kmほどの路線が存在するが、利用は限定されている。鉄道は基本的に国有企業のマラヤ鉄道(KTMB)が操業しており、2011年の世界銀行のデータによれば鉄道総延長は1,665kmである。

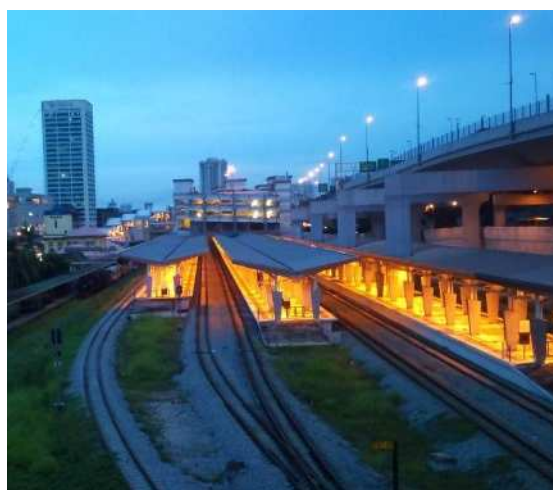
貨物の大量輸送に適する鉄道輸送であるが、高速道路など道路網の発達が進む中で鉄道貨物輸送の取扱額はあまり大きくない。KTMBの年報によると、2012年の貨物輸送収入は1.3億リンギにとどまった。主な内訳は、セメント輸送が4,450万リンギ、各種コンテナ輸送が4,680万リンギとなっている。コンテナ輸送はそのほとんどがタイ国境(パダンベサル)とペナン(ノースバターワース)の間で行われている。

旅客輸送においては、徐々に整備が進んでいる。旧来から存在する都市間列車(KTM Intercity)に加え、1995年以降クアラルンプールとその近郊ではKTM Komuterと呼ばれる近距離旅客輸送サービスが開始された。KTM Komuterは電化されており、クアラルンプールとクランやセレンバンが結ばれている。既に2010年時点で、Komuterの利用客がKTM全利用客の9割を超えている。

図表 20-9 KTMの旅客輸送路線図



(出所) 各種資料より作成



夕暮れのジョホール・バル セントラル駅

首都圏では、KTMB 以外の公共交通整備も進みつつある。クアラルンプール国際空港と市内の間では ERL 社が KLIA Ekspres、KLIA Transit と呼ばれる路線を完全電化で運営している。また、Rapid KL 社は 2 つの LRT 路線 (Light Rail Transit) とモノレールを運行している。さらに、2017 年には輸送力の大きい MRT (Mass Rapid Transit) の開業が見込まれており、2020 年に向けて更に 2 路線が計画されているため、今後の公共交通網の充実が期待されている。

今後は、高速鉄道整備にも期待が集まっている。2013 年 2 月のマレーシア・シンガポールの首脳会談において、クアラルンプール～シンガポールの 300km を 1 時間半でつなぐ高速鉄道計画が正式に合意された。推定投資額は 400 億リンギで、2020 年を目途に開通する予定となっている。

6. 基礎インフラ料金表

図表 20-10 では、マレーシアの電気、水道、ガス、通信料金の目安を示している。

図表 20-10 マレーシアの基礎インフラ料金表

公共料金 (産業用)	電気 (半島部)	月額基本料 : 600リンギ 1kWhあたり : 16.1~30.4リンギ	
	水道 (首都圏周辺)	月額基本料 : 36リンギ 1m ³ あたり : 2.07~2.28リンギ	超過料金 (1立方メートルあたり) 100m ³ ~ : 0.35リンギ、200m ³ ~ : 0.45リンギ
	ガス	月額基本料 : 32ドル (使用料5MMBtu ^注 までの最低料金) 1MMBtuあたり : 6.25ドル	
通信	設置料金	50リンギ	
		配線料金	
	固定電話	既存配線 : 30リンギ 新規配線 : 50リンギ (最初の5mに対して50リンギ、その後1mにつき5リンギ)	
		市内	最初の2分間 : 8セシ
			それ以降1分毎 : 4セシ
		国内	固定電話あて : 20秒毎0.1リンギ (50~150km、7:00~18:59)
			携帯電話あて : 8.6秒毎0.1リンギ (移動電話交換地域隣接地域、9:00~20:59)
		近隣国	国境周辺地域からシンガポール : 20秒毎0.1リンギ 国境周辺地域以外の半島マレーシアからシンガポール : 3.1秒毎0.1リンギ
		日本	1分あたり : 1.8リンギ (6秒を1ブロックとして計算)
	中国	1分あたり : 2.4リンギ (6秒を1ブロックとして計算)	
	携帯電話	プリペイド式携帯電話	約200リンギ (購入価格)
通話料金		同地域1分あたり : 0.5リンギ 日本あて1分あたり : 2.38~2.39リンギ	
インターネット	デポジット : 500リンギ		
	速度20Mbps月額 : 249リンギ	最低2年間の契約が必要	
	速度10Mbps月額 : 199リンギ		

(出所) JETRO「アジア主要都市・地域投資関連コスト比較 (2013年1月)」、MIDA “The Cost of Doing Business in Malaysia”、各社ウェブサイト、その他資料等より作成

7. 電 力

マレーシアの電力状況は良い。半島部では、国営の電力会社 Tenaga Nasional (TNB) が電力供給を行っている。TNB は発電を部分的に、送配電は独占的に担っており、独立発電業者 (IPP) が発電した電力に関しては TNB が長期買電契約により買い取る体制となっている。東マレーシアでは、サバ電力公社 (SESB: TNB80%、サバ州 20%の合弁企業) とサラワク電力供給公社 (SESCO: サラワク州政府 100%) が電力供給を行っている。

発電事業への IPP の参入状況は地域で異なる。半島部では既に IPP の発電能力が大きくなっており、TNB が占めるシェアは発電容量ベースで 42%、販売ベースで 37%にとどまった (TNB2012 年度決算書)。サバ州でも既に IPP による発電が全体の 5 割を超えている。一方、サラワク州においては全ての発電事業が SESCO と州政府によって運営されている。

電力構成を発電設備容量ベースで見ると、主力は約 9 割を占める火力発電である。天然ガス火力が 51%、石炭火力が 35%を占めている (2012 年)。残りは水力発電と若干のその他再生可能エネルギーであり、原子力発電は存在しない。また、電力需要は増加しており、2012 年時点の消費量は年間 1.1 億 MWh である。マレーシア政府は、電力需要は今後 2020 年まで年 3%のペースで増加を続けると推計している。

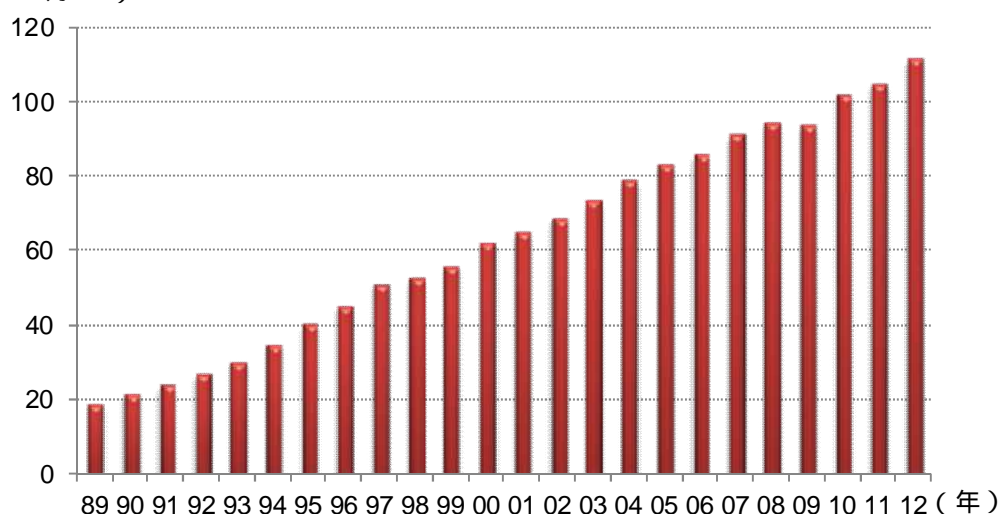
近年は、マレーシア政府による補助金負担と半島部での天然ガス需給逼迫が問題となっている。政府は電気料金への補助金を拠出しているが、財政負担を軽減するために補助金の削減と消費者への価格転嫁が検討されている。既に大口顧客に対しては、2011 年に 8%の値上げが実行された。同時に、天然ガス価格は政府によって国際価格よりも低い価格での供給が定められており、半島部では生産量の低下と合わせて需給が逼迫しつつある。設備容量では最大の天然ガス火力であるが、既に実際の発電に占める割合は 43% (2011 年) と、石炭火力 (45%) を下回るようになっている。今後は石炭火力設備の増設による供給力確保が目指されており、2016 年までに新たに 2 つのプラントが稼働予定となっている。さらに、19 年までの新設を目指す石炭火力の入札を 2 件実施しており、電力需要増加をにらんだ対応が続いている。

電力供給の品質面を見ると、瞬間停電等はほとんど見られなくなり、操業上の問題は少ないという声が大多数である。TNB によると、2012 年度の 1 顧客あたり年間平均停電時間 (SAIDI) は 62 分と、英国 (68 分、2007 年) や米国 (86 分、2008 年) よりも短いとする統計データもある。但し、停電時間は州や地域によっても差が大きい。クアラルンプールへの供給状況は比較的良く、2010 年時点で SAIDI は 41 分、さらに供給体制が整っているプトラジャヤとサイバージャヤ地域では同 9 分となっている。

電気料金が総費用の 5%を超える産業大口利用者に対しては特別産業価格の適用があり、通常の産業用電気料金よりも 1~2 割低い価格での利用が可能となる。日系企業の中でもこの制度を活用する企業も少なくないようだが、政府の補助金削減方針によって今後の値上げ率は通常利用者よりも相対的に高くなるが見込まれる。

図表 20-11 電力消費量の推移

(100万MWh)



(出所) CEIC より作成

8. 水 道

マレーシアの上水道普及率は、全国で 94.7%、都市部ではほぼ 100%となっている(2012年)。下水道はクアラルンプールなどの都市部を中心に整備が行われているが、同年の普及率は 67%である。上下水道とその運営は、以前は州に帰属していたものの、2006年の上下水道事業法改正によって半島部とラプアンにおいては連邦政府が責任を持つこととなった。コンセッション方式による事業運営が可能となっており、2013年には東京都下水道局、日系商社、現地企業の合弁事業体による下水道事業への進出例も報道されている。水の使用量は、家庭用、商業用、工業用ともにすべてメーターにて計測されている。水道料金は州によって異なり、最大 2~3 倍近い開きがある。参考までに比較的料金が高いクアラルンプール首都圏を見ると、ジャカルタの半額程度、バンコクやハノイよりは高い水準となっている(JETRO)。水道水は WHO の飲料水国際基準に沿って化学処理されているものの、直接の飲用には向かない。煮沸することにより飲用可能である。

無収水率が 30%超と高いことに加え、クアラルンプール首都圏で更なる人口増が見込まれるため、今後は水不足に陥る可能性も懸念されている。この問題を解決するため、セラゴール州の生活・工業用水確保のために半島東部のパハン州からの 45km に渡る導水トンネル建設プロジェクトが日系企業により進められている。2014年5月に完工となる予定で、生活・工業用水を合わせて 1日 189 万 m^3 の水を供給できる計画である。

9. ガ ス

マレーシアは天然ガス生産国であり、2011年の生産量は2.2兆立方フィートに上った（EIA、乾性ガス）。国内消費量はその半分に相当する1.1兆立方フィートである。LNGの輸出量ではカタールに次ぐ世界第2位であり、世界の全輸出に占めるシェアは10%となっている。

しかし、東マレーシアの天然ガスが長期契約に基づいて日本をはじめとする各国に輸出される一方、半島部では需給が逼迫している。2012年の国内のガス需要は発電用が74%を占めており、今後も半島部では更なる需要拡大が見込まれる。これを受けて半島マレーシアではLNG受入施設での輸入が行われており、2013年にはカタールからの輸入も開始された。天然ガスを工業用に利用する場合、大口利用者の場合はPetronasから、小口利用者の場合はGas Malaysiaから販売を受けることとなる。

飲食店や家庭などでは液化石油ガス（LPG）シリンダーを利用するのが一般的である。LPGシリンダーには使用期限が定められているが、期限切れのものが販売されていることもあるため、確認することが望ましい。また、日本のガス調理器具とはガス圧が異なるため、注意が必要である。パイプによるLPG供給は普及途上であるが、2013年現在、半島西海岸の都市部を中心にGas Malaysiaによるパイプガス供給システムの利用が可能になっている。

10. 通 信

マレーシアでは、通信・マルチメディア省（Ministry of Communications and Multimedia、2013年5月に情報通信・文化省より改名）と、傘下の通信・マルチメディア委員会（Malaysia Communications and Multimedia Commission：MCMCまたはSKMM（マレー語略））が電話、郵便、インターネットなどの分野を管轄している。

(1) 電 話

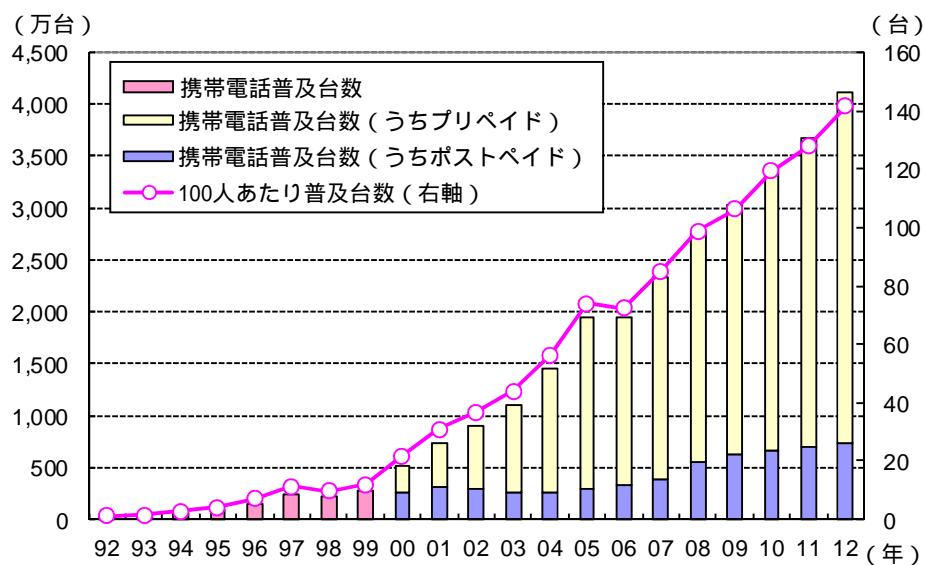
マレーシアの電話利用においては、既に携帯電話が主となっている。世帯ベースでみた家庭用固定電話回線の普及率は1997年の69.5%をピークに低下し、2012年では34.4%となっている。商用回線数は2004年まで順調な伸びを記録したものの、以後は150万回線前後でほぼ横ばいとなっている（以上CEIC）。Telekom Malaysia（TM）、Maxis Communications、Time dotCom、Digi Telecomの4社が事業者として存在し、旧国営事業者であるTMが支配的地位を築いている。

一方、携帯電話普及率は2012年時点で141.6%と高い（CEIC）。同年にMCMCが行った携帯電話保有者に対する調査によれば、回答者の30%が1人2台の携帯電話を保有しており、5%は3台を保有していた。また、スマートフォンの普及も進み、携帯電話保有者の

中のスマートフォン保有者の割合は2012年を通じて12%から26%へと倍増した。政府は2013年1月より21歳から30歳までの若者に対しスマートフォン購入時に200リンギの割引を行う制度を新設するなど、更なる普及促進に力を入れている。

なお、マレーシアの携帯電話市場においてはプリペイド方式が一般的であり、全契約者数の8割を占めている。SIMフリーの携帯電話を購入し、プリペイドSIMカードを購入して使用することが可能である。携帯電話通信事業者としてはMaxis Mobile、Digi Telecom、Celcom Axiataの3社が大手であり、2011年時点で合計9割以上の市場シェアを占めた。

図表 20-12 マレーシアの携帯電話の普及台数の推移



(出所) CEIC より作成

(2) 郵便・宅配

マレーシアの郵便サービスは、Pos Malaysia により提供されている。郵便局の数は微減傾向にあるものの、2013年6月末時点で全国に984局(簡易郵便局含む)が存在し、全ての局がインターネットシステムによって結ばれている。戸別配達サービスの人口カバー率は93%であり、普通郵便物を自ら受け取りに出向く必要はほとんどない。

普通郵便料金は比較的安い。20gまでの通常郵便物の国内料金は0.6リンギで、日本向けの同料金は1.4リンギである。日本向けに航空小包を送る場合、例えば1.5kgを超え2.0kgまでの料金は79リンギとなっている。航空便での配送の場合、1週間前後で配達される。その他、各種料金と配達期間の目安は Pos Malaysia ウェブサイト(英語情報あり) <http://www.pos.com.my/pos/homepage.aspx> に記載されている。

また、Pos Malaysia では各種公共料金の支払を行うことができる。現在は PosOnline と呼ばれる無料のインターネット決済サービスが提供されており、大手銀行に預金口座を持っていることを条件に、電気代、水道代、電話代、インターネット代などの支払をオンライン決済で行うことができる。

(3) インターネット

マレーシアでは、2007年から2010年に掛けて6割弱の水準で推移していたブロードバンドの世帯あたり普及率が上昇に転じており、ブロードバンド化が一層進んでいる。2013年6月末時点での世帯あたり普及率は67%(MCMC)。特に都市部では普及が進んでおり、クアラルンプールでは108%、プトラジャヤで82%、ペナンで80%などとなっている。

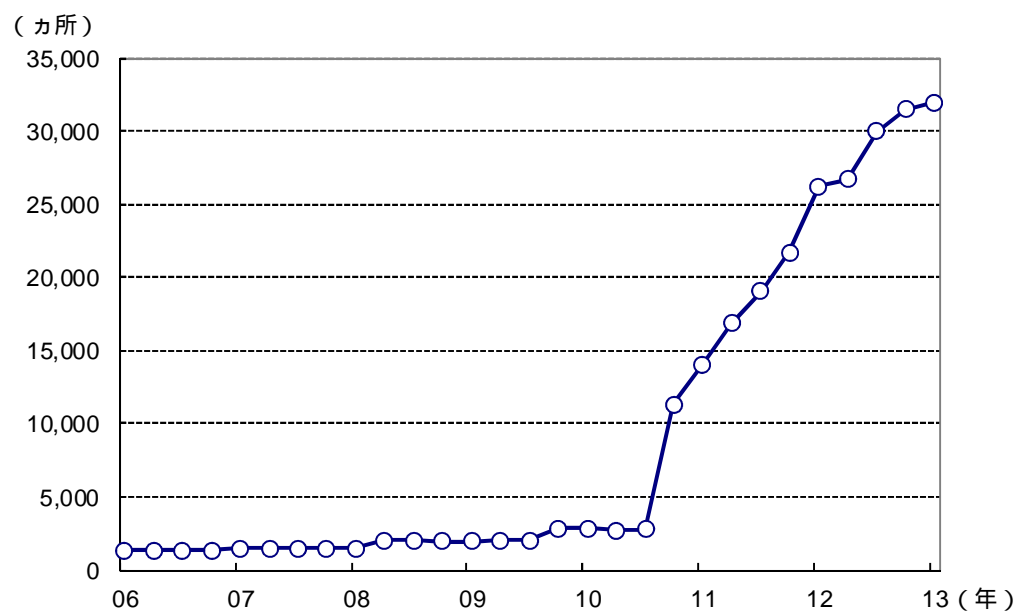
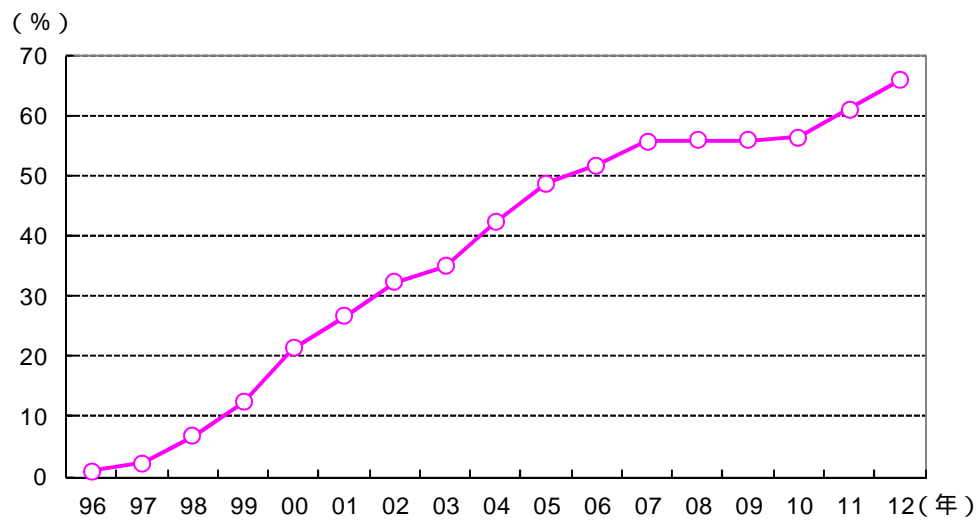
都市部では、スマートフォンやタブレット端末の普及により、Wi-Fiなどのワイヤレス通信環境が充実している。ショッピングモールやコーヒーショップでWi-Fiの利用が可能であり、国内のWi-Fiホットスポット数は2013年6月末時点で34,000カ所に上る。ホットスポットもブロードバンド同様都市部での設置数が多くなっている。クアラルンプールやペナンではそれぞれ6,000カ所を超え、セランゴールでも5,000カ所超と、これら上位3州/地域で全体の半分を占めている。これらの地域では州や市による普及促進の取り組みも目立ち、ペナン州では2009年よりWireless@Penangイニシアティブによって州政府による無料Wi-Fi整備が進められてきた。クアラルンプール市も同様にWirelessKLというサービスを提供している。また、2012年より飲食店ライセンスの交付や更新時にWi-Fiホットスポットの設置を義務付けるなど、行政が積極的にインフラ整備に乗り出している。

一方で、通信速度の面は課題も大きい。2012年のGoogleによる国際比較によれば、デスクトップ端末によるウェブページの平均ロード時間は50カ国の中で下から5番目の14.3秒となった。ヒアリングにおいても、回線速度が業務ネットワーク構築上の問題になっているという声があった。この他、マレーシア官公庁のウェブサイトもつながりにくいものが散見されるなど、ハード面での課題も残っている。



街中には無料Wi-Fiスポットが多数点在

図表 20-13 ブロードバンド普及率と Wi-Fi ホットスポット数の推移



(出所) CEIC より作成

第21章 マレーシア投資環境の優位性と留意点

1. 進出先としての企業の見方

(1) 継続して一定の注目度を集めているマレーシア

日系企業のマレーシアに対する注目度は、インドネシアやタイ等に比べれば低いものの、安定して7～8%の得票率を集めている。海外への進出経験のある企業を対象とした国際協力銀行のアンケート調査によると、マレーシアを中期的な（今後3年程度）有望事業展開先国として挙げた企業数は、2011年度調査では39社（得票率7.7%）、2012年度調査では36社（同7.0%）、2013年度調査では37社（同7.6%）である（図表21-1）。

当該期間中では、ミャンマーやフィリピンが得票率を伸ばしたことで、マレーシアの順位は9位から12位に低下している。しかし、得票率は当該期間前よりも上昇しており、マレーシアに対する注目度が低下しているわけではない。

図表 21-1 中期的に企業が進出先として有望と考えている国・地域

順位	2011年度（507社）			2012年度（514社）			2013年度（488社）		
	有望事業展開先	回答企業数	得票率（%）	有望事業展開先	回答企業数	得票率（%）	有望事業展開先	回答企業数	得票率（%）
1	中国	369	72.8	中国	319	62.1	インドネシア	219	44.9
2	インド	297	58.6	インド	290	56.4	インド	213	43.6
3	タイ	165	32.5	インドネシア	215	41.8	タイ	188	38.5
4	ベトナム	159	31.4	タイ	165	32.1	中国	183	37.5
5	ブラジル	145	28.6	ベトナム	163	31.7	ベトナム	148	30.3
6	インドネシア			ブラジル	132	25.7	ブラジル	114	23.4
7	ロシア	63	12.4	メキシコ	72	14.0	メキシコ	84	17.2
8	米国	50	9.9	ロシア	64	12.5	ミャンマー	64	13.1
9	マレーシア	39	7.7	米国	53	10.3	ロシア	60	12.3
10	台湾	35	6.9	ミャンマー	51	9.9	米国	54	11.1
11	韓国	31	6.1	マレーシア	36	7.0	フィリピン	39	8.0
12	メキシコ	29	5.7	韓国	23	4.5	マレーシア	37	7.6
13	シンガポール	25	4.9	トルコ	22	4.3	韓国	28	5.7
14	フィリピン	15	3.0	台湾			23	4.7	
15	トルコ	12	2.4	フィリピン	21	4.1	台湾	23	4.7
16	オーストラリア	8	1.6	シンガポール	16	3.1	シンガポール		
17	カンボジア			カンボジア	13	2.5	カンボジア	12	2.5
18	バングラデシュ			オーストラリア	11	2.1	ドイツ	10	2.0
19	ミャンマー	7	1.4	バングラデシュ	10	1.9	南アフリカ		
20	英国	6	1.2	ドイツ	6	1.2	ラオス	9	1.8

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2011-2013年度調査）より作成

(2) 高いビジネス環境ランキング

世界銀行が発表している世界 189 カ国・地域のビジネス環境 (Ease of Doing Business) ランキングの 2014 年版でマレーシアは 6 位にランクされており、ビジネス環境は高く評価されている。図表 21-2 に示すように、10 の評価項目の中では特に「与信取得 (1 位)」、「投資家保護 (4 位)」、「国際取引 (5 位)」の 3 項目の評価が高い。一方、「建設許可 (43 位)」、「破産手続 (42 位)」、「税金支払 (36 位)」、「不動産登記 (35 位)」の 4 項目の評価が低くなっている。

前年 (2013 年) の 8 位から順位は 2 ランク上昇している。特に「建設許可」での改善効果大きい。具体的には、手続き数の減少 (37 → 15)、所要日数の削減 (140 日 → 130 日) が評価された。「建設許可」の順位は 99 位から 43 位へと大幅に上昇している。

図表 21-2 東南アジア、東アジア諸国のビジネス環境ランキング

	2014											【参考】	
	総合順位 (2014)	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登記	与信取得	投資家保護	税金支払	国際取引	契約履行	破産手続	総合順位 (2013)	順位の変動
シンガポール	1	3	3	6	28	3	2	5	1	12	4	1	-
香港	2	5	1	5	89	3	3	4	2	9	19	2	-
マレーシア	6	16	43	21	35	1	4	36	5	30	42	8	+2
韓国	7	34	18	2	75	13	52	25	3	2	15	6	-1
台湾	16	17	7	7	31	73	34	58	18	84	16	16	-
タイ	18	91	14	12	29	73	12	70	24	22	58	18	-
日本	27	120	91	26	66	28	16	140	23	36	1	23	-4
ブルネイ	59	137	46	29	116	55	115	20	39	161	48	79	+20
中国	96	158	185	119	48	73	98	120	74	19	78	99	+3
ベトナム	99	109	29	156	51	42	157	149	65	46	149	98	-1
フィリピン	108	170	99	33	121	86	128	131	42	114	100	133	+25
インドネシア	120	175	22	121	101	86	52	167	54	147	144	116	-4
カンボジア	137	184	161	134	118	42	80	65	114	162	163	135	-2
ラオス	159	85	96	140	76	159	187	119	161	104	189	163	+4
ミャンマー	182	189	150	126	154	170	182	107	113	188	155	182	-

【マレーシア】

2014年	6	16	43	21	35	1	4	36	5	30	42
2013年	8	19	99	28	33	1	4	15	5	29	42
順位の変動	+2	+3	+56	+7	-2	-	-	-21	-	-1	-

(出所) World Bank, “Ease of Doing Business”(2013-2014)より作成

2. 投資先としての優位性

マレーシアに進出している日系企業からの現地ヒアリングなどを踏まえ、投資先としてのマレーシアの優位性と留意点をまとめると次の通りである。

(1) 各種インフラが整備されている

ヒアリングを行った多くの日系企業の駐在員がインフラについて高く評価している。

特に道路網は充実しており、高速道路は車線も多く整備されている。料金所は Suica のようなカードに予めお金をチャージし、ゲートで専用機器にカードをかざすか、または ETC 車載器のような端末を利用することで通過することが可能である。

電力についても、近年は瞬間停電も滅多に発生しない。しかし、雷の多いジョホール州などでは、発電所に雷が落ちることで停電となることもあるようだ。自家発電設備を備えている企業もあった。

港湾も充実している。クアラルンプールから西に 30 km の位置にマレーシア最大港であるクラン港があり、世界各地からコンテナ船が集積している。南端のジョホールには、ジョホール水道の西側にタンジュンペラパス港が 2000 年から操業している。規模も大きく、外資系の大手海運企業がシンガポールからタンジュンペラパス港へハブを移動した例がある。

(2) 英語でのコミュニケーションが可能

ほとんどのマレーシア人は英語を話すことができるため、コミュニケーション上の苦勞が比較的少ない。英語が公用語であったのは 1967 年までだが、現在は小中学校ではマレー語だけでなく英語も必修科目となっている。

(3) 多民族国家である

マレーシアは多民族国家で、マレー系、中国系、インド系が共存している。従業員の構成も多民族となる。マレー系マレーシア人の多い官公庁との窓口にはマレー系の従業員を配置している企業も多い。また、インド圏とのビジネスにはインド系の従業員、中華圏とのビジネスには中国系の従業員を登用することで、それぞれの慣習や言語、人脈を活用することが可能である。

(4) 外資に対する前向きな姿勢

政治が安定していることに加え、ナジブ首相が就任して以降、特にサービス分野での外資規制が緩和されてきている。また、ルック・イースト政策の歴史もあって、マレーシア政府は日本側のお話をよく聞いてくれる。

法律はコモン・ローが土台となっているために、しっかりしている点も魅力の一つである。

(5) 生活環境

都市部を中心に、日本人が駐在する環境が整っている。クアラルンプールとペナンには日本人学校があり、家族同伴での駐在が可能である。駐在員や家族が自分で自動車を運転できることも、大きなポイントといえる。イオンをはじめとした日本食材が販売されているスーパーや、日本食レストランもたくさんあり、クアラルンプールでは日本と同じような生活ができるとの声も聞かれた。また、ゴルフを安く楽しむことができる。クアラルンプールの場合、平日で 1R 4,000～5,000 円、休日で同 8,000～9,000 円。ジョホールでは、平日で同 3,000 円、休日で同 7,000 が相場のようなようだ。

インターネットの環境も整っており、高速通信では日本と比べると時間がかかり多少ストレスがかかることもあるが、相対的に問題はない。Wi-Fi によるワイヤレス通信環境は充実しており、街中のレストランやショッピングセンター、空港などでスマートフォンやタブレット端末でのインターネット利用が可能である。

3. 投資にあたっての留意点

(1) 労働者の確保

工場のワーカーレベルはマレーシア人にあまり人気がない。常夏のマレーシアでは、クーラーの効いた場所が好まれる傾向にあり、また 3K の仕事は敬遠されている。そのため、外国人労働者に頼らざるを得ない状況である。しかし外国人労働者についても、ビザ取得が厳格化されており、労働者の確保が課題となっている企業は多いようだ。

また、技術者や中間管理職以上の人材は、企業間で取り合いとなっている。ワーカーレベルではタイよりも賃金が安いのに、技術者や中間管理職になるとマレーシアの方が高賃金なのは、そのためである。

(2) 治安の悪化

直近では日本人を狙ったひったくりや強盗事件、婦女暴行被害、日本人の多く住む地域での誘拐未遂事件などが発生している。治安の良いと言われているクアラルンプールでもそうとは言えなくなっており、大使館などは注意を呼び掛けている。

また、銃の規制は厳しいものの、2013 年は銃を使用した襲撃事件や殺人事件などの報道が増えている。市場調査会社 GfK が 8 月に発表したアンケート「アジア・太平洋地域消費者の経済面での懸念事項調査」では、マレーシアの回答者 67% が犯罪・法規面で懸念を抱いているとの結果が出ている。

(3) 最低賃金制度の導入、最低退職年齢法施行

2013 年 1 月より最低賃金制度が導入されている。外国人労働者にも適用され、概ね 600

リングであった最低月額賃金が 900 リングに引き上げられた。外国人労働者を多く雇う企業では負担になっている。

同年 7 月には最低退職年齢法が施行され、これまで EPF の引き出しができる 55 歳が定年という考えが一般的であったが、60 歳が定年ということになった。55 歳以上の従業員に対する賃金の設定や、採用計画の変更など、苦慮しているとの声が聞かれた。

ひとくちメモ (31) : マレーシア人労働者と労務管理

現地の日系駐在員の中には、中国や他の ASEAN 諸国での駐在経験がある人も多い。また、出張者から他国の労働者の話を耳にして、比較する機会もある。そこで、マレーシア人労働者の評価や、マレーシアでの労務管理について、日本人駐在員のコメントをいくつか紹介する。

優秀である

- ・タイやインドネシアの労働者と比較すると、マレーシア人労働者は優秀。特に、幹部クラスの中国系の能力は高い。この背景には、マレーシアで大学に進学するには人種の枠があり、中国系は相当努力をするか、海外の大学への進学を目指さなくてはならない事情がある。
- ・マレーシアは教育水準が高い。国民も勉強熱心。また、決められたことをきちんと行う。ある企業では、仕事と私事が重なった場合、仕事を優先する従業員もいる。
- ・中国では、労働者が図面通りに作業せずに勝手に創意工夫することがある。一方マレーシアでは、決められた工程をきっちりこなす。部品製造は品質管理が重要。勝手に工程を変更されるとそれが後の工程にどのような影響が及ぶかわからないので、指示通りに作業してくれるマレーシア人はありがたい。

コストは安い効率はやや落ちる

- ・エンジニアの賃金は日本より安い。その代わり、効率はやや落ちるため、日本人 1 人でこなす工程をマレーシアでは 2 人で担当。しかし、それでも固定費を下げる事ができた。

地元で働くことを希望

- ・マレーシア人の多くは、地元での就職を希望する。そのため、会社が通勤バスを用意することはあっても寮を準備する必要はない。専門学校も各地に設立されており、エンジニアを含め、労働者は会社の近辺から採用できている。但し、優秀な中間管理職は絶対数が足りないため、企業間で取り合いとなっている。

社会、文化に配慮する

- ・赴任当初は宗教を理解するのに苦労した。イスラム教にとって金曜日は大切な日なので、礼拝のために昼休みを少し長めの 1.5 時間としている。
- ・マレーシアは複合民族国家で、過去に大規模な人種衝突の経験もある。そのため、人種や政府の話はタブーである。

中国本土の中国人とは違う、インド人も同様

- ・中国本土の中国人と、マレーシアやシンガポールの中国系には違いがある。マレーシアから中国本土へ多数の中国系企業が進出したが、成功せずに帰ってきた企業も少なくない。
- ・ある企業のインド系社員は、インドへの出張はこだわらないが、駐在は拒否している。この背景には、カーストの問題があるようだ。

ひとくちメモ (32) : 汚職は減ったか

アジア新興国でビジネスを始めようとする、「汚職はひどいのだろう」と心配する人も多いだろう。実際、過去 3 年間、ASEAN 諸国の「投資環境シリーズ」で出張した際にも、会社設立手続き、営業ライセンス、通関手続き、税務調査等で、メニューにない手数料を求められた経験があると答えた日系企業も少なくなかった。

大手監査法人アーンスト&ヤング (E&Y) の「アジア太平洋汚職調査 2013」(Asia-Pacific Fraud Survey Report Series 2013) では、「汚職が国内で広く行われている」との質問に対し、マレーシアは 39%と、インドネシア (79%) よりは低いものの、ベトナム (36%) や中国 (21%) を上回る結果となっている。

しかし、今回 (2013 年 9 月) に約 2 週間の現地取材を行った際に、汚職が事業運営上の問題点と挙げた企業はなかった。マレーシア政府は汚職撲滅のため、贈収賄の取締りを強化していることがあるようだ。中には、「スピード違反の取り締まりではまだ賄賂は残っているみたいだね」との声も聞かれた。



車線が多く整備されている高速道路では、スピード違反に注意

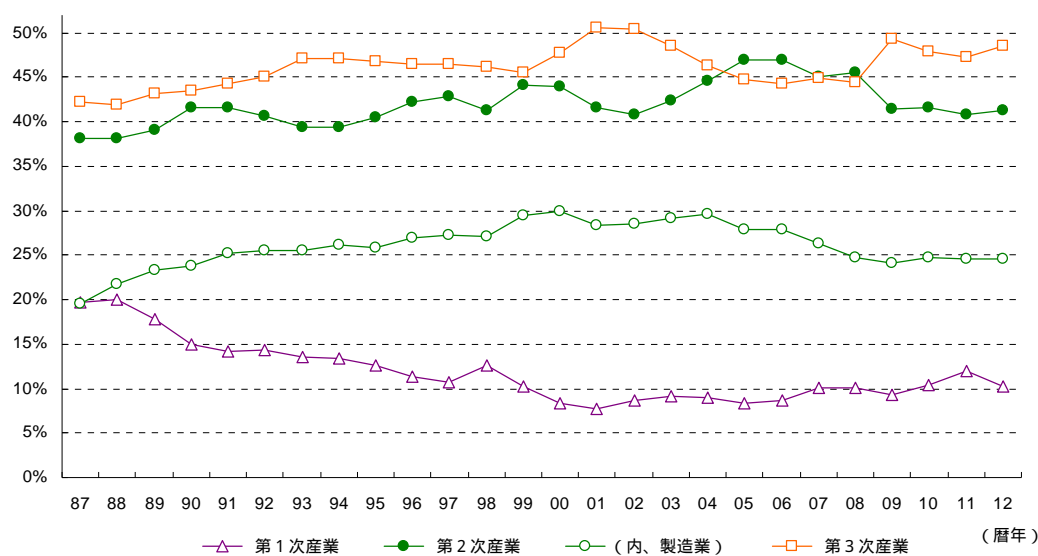
第22章 主要産業の動向と AFTA 及び FTA の影響

1. マレーシアの主要産業

マレーシアでは、1990年から2000年にかけて、製造業の名目 GDP 比は24.2%から30.9%へと6.7%ポイント上昇した。しかし、2001年には主要輸出相手国である米国で同時多発テロ事件が起こり、マレーシアの主要産業である電機・電子セクターへの需要が減少。また、家電製品の生産拠点が相対的に人件費の安い中国、タイ、ベトナムにシフトし始めたことで、製造業の名目 GDP 比率は徐々に低下してきている。代わって2000年以降は、原油や天然ガスが含まれる鉱業や卸売・小売業の比率が上昇している。

次項では、マレーシアの工業化を牽引してきた電機・電子機器産業、近年の政策転換により外資企業の成長が見込まれる自動車産業、天然資源を背景にした石油・天然ガス関連産業、成長サービス業の代表例である卸売・小売業、の4産業を取り上げる。

図表 22-1 名目 GDP に占める産業の構成比



(出所) Department of Statistics より作成

図表 22-2 主要産業の名目 GDP 構成比

	金額 (億リンギ)			構成比		
	2002	2012	(年率)	2002	2012	(差分)
全体	3,832	9,412	9.4%	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第1次産業	344	946	10.6%	(9.0%)	(10.1%)	(+1.1%)
第2次産業	1,609	3,625	8.5%	(42.0%)	(38.5%)	(-3.5%)
鉱業	342	980	11.1%	(8.9%)	(10.4%)	(+1.5%)
原油	189	519	10.6%	(4.9%)	(5.5%)	(+0.6%)
天然ガス	147	450	11.8%	(3.8%)	(4.8%)	(+0.9%)
その他	6	11	6.9%	(0.2%)	(0.1%)	(-0.0%)
製造業	1,121	2,281	7.4%	(29.2%)	(24.2%)	(-5.0%)
食品・飲料、タバコ	111	291	10.1%	(2.9%)	(3.1%)	(+0.2%)
繊維、革製品、衣料	37	33	-1.1%	(1.0%)	(0.4%)	(-0.6%)
木材・木製品、印刷	80	139	5.7%	(2.1%)	(1.5%)	(-0.6%)
石油製品・プラスチック・ゴム製品	243	795	12.6%	(6.3%)	(8.5%)	(+2.1%)
石油製品	100	373	14.0%	(2.6%)	(4.0%)	(+1.3%)
化学製品	74	272	14.0%	(1.9%)	(2.9%)	(+1.0%)
ゴム製品	34	70	7.5%	(0.9%)	(0.7%)	(-0.1%)
プラスチック製品	35	80	8.5%	(0.9%)	(0.8%)	(-0.1%)
非鉄金属	94	298	12.3%	(2.4%)	(3.2%)	(+0.7%)
電機・電子製品	391	472	1.9%	(10.2%)	(5.0%)	(-5.2%)
機械・設備	36	63	5.9%	(0.9%)	(0.7%)	(-0.3%)
PC等	84	39	-7.4%	(2.2%)	(0.4%)	(-1.8%)
家電製品	23	47	7.3%	(0.6%)	(0.5%)	(-0.1%)
テレビ・ラジオ・通信機器	248	323	2.7%	(6.5%)	(3.4%)	(-3.1%)
輸送機器	165	253	4.4%	(4.3%)	(2.7%)	(-1.6%)
建設業	147	364	9.5%	(3.8%)	(3.9%)	(+0.0%)
第3次産業	1,986	4,739	9.1%	(51.8%)	(50.4%)	(-1.5%)
電気・ガス・水道	120	220	6.3%	(3.1%)	(2.3%)	(-0.8%)
卸売・小売	423	1,279	11.7%	(11.0%)	(13.6%)	(+2.6%)
ホテル・レストラン業	90	254	10.9%	(2.4%)	(2.7%)	(+0.3%)
運輸・倉庫業	151	302	7.1%	(3.9%)	(3.2%)	(-0.7%)
通信業	131	295	8.5%	(3.4%)	(3.1%)	(-0.3%)
金融業	318	527	5.2%	(8.3%)	(5.6%)	(-2.7%)
保険業	70	177	9.7%	(1.8%)	(1.9%)	(+0.0%)
不動産業	69	128	6.4%	(1.8%)	(1.4%)	(-0.4%)
公的機関	102	342	12.9%	(2.6%)	(3.6%)	(+1.0%)
その他民間サービス	238	417	5.8%	(6.2%)	(4.4%)	(-1.8%)
政府サービス	275	798	11.3%	(7.2%)	(8.5%)	(+1.3%)
輸入関税	66	102	4.4%	(1.7%)	(1.1%)	(-0.6%)
(間接的に計測される金融仲介サービス)	-173			(-4.5%)	(0.0%)	(+4.5%)

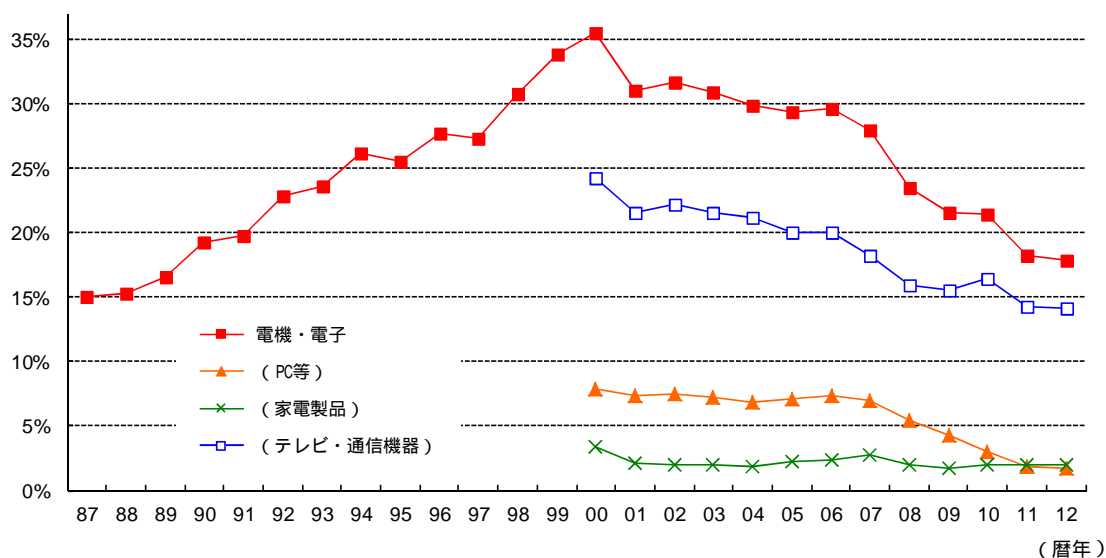
(出所) Department of Statistics より作成

2. 電機・電子産業

(1) 1980年代から2000にかけて成長を牽引した電機業界

電機・電子機器産業は、1980年代から2000年にかけてマレーシアの経済成長を牽引した産業であり、現在でも輸出額の3分の1を占める重要な産業である。1970年代から、インテル、テキサス・インスツルメンツ、ナショナル・セミコンダクターなど米系半導体メーカーが工場を設立し、日系もエアコン、音響機器、カーオーディオ等のメーカーが進出した。特に北西部のペナンには、1972年にマレーシア初の自由貿易区が設立され、外資の電機・電子メーカーが多く進出した。1980年代半ば以降は政府による誘致策によって外資企業の進出が増加し、同国の経済発展に大きく貢献した。

図表 22-3 製造業名目 GDP に占める電機・電子セクターの構成比

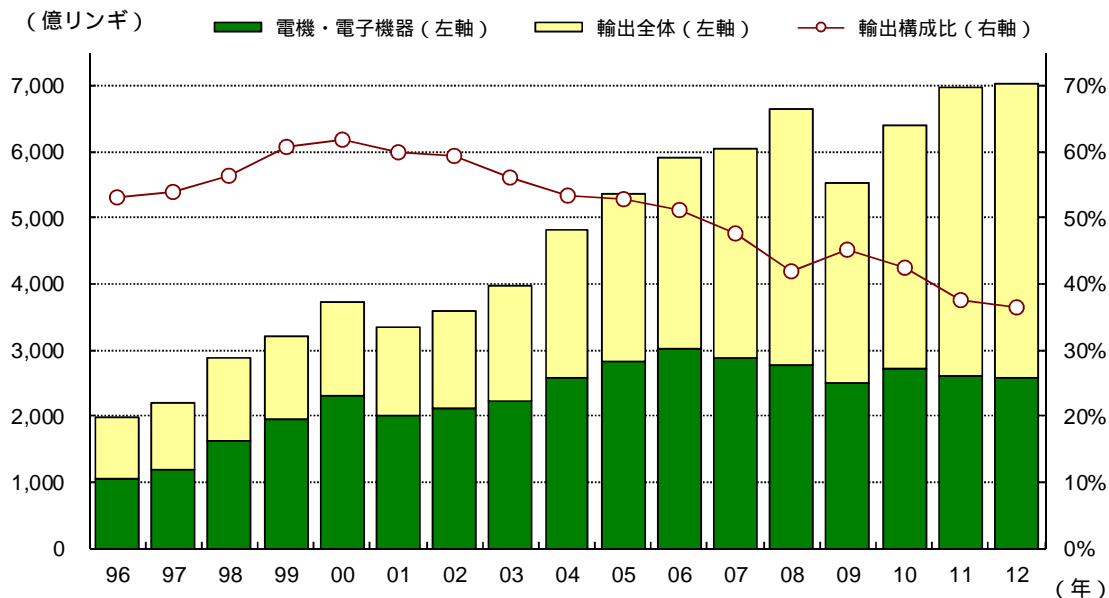


(出所) 統計局、CEIC より作成

(2) 中国の台頭に伴い競争力が低下

しかし、2000年を境に、電機・電子産業の牽引力は低下基調にある。同産業のGDPの6割を占めるテレビ・通信機器が2000年から、同2割のPC等が2007年から、不振に陥っている影響が大きい。輸出においても、全体の輸出額が増えている中、電機・電子機器は2006年をピークに微減となっている。中央銀行による2012年の輸出構成比は36.5%。依然として全体の3分の1以上を占めているが、2000年の61.7%からは急速に低下している。

図表 22-4 輸出に占める電機・電子の推移



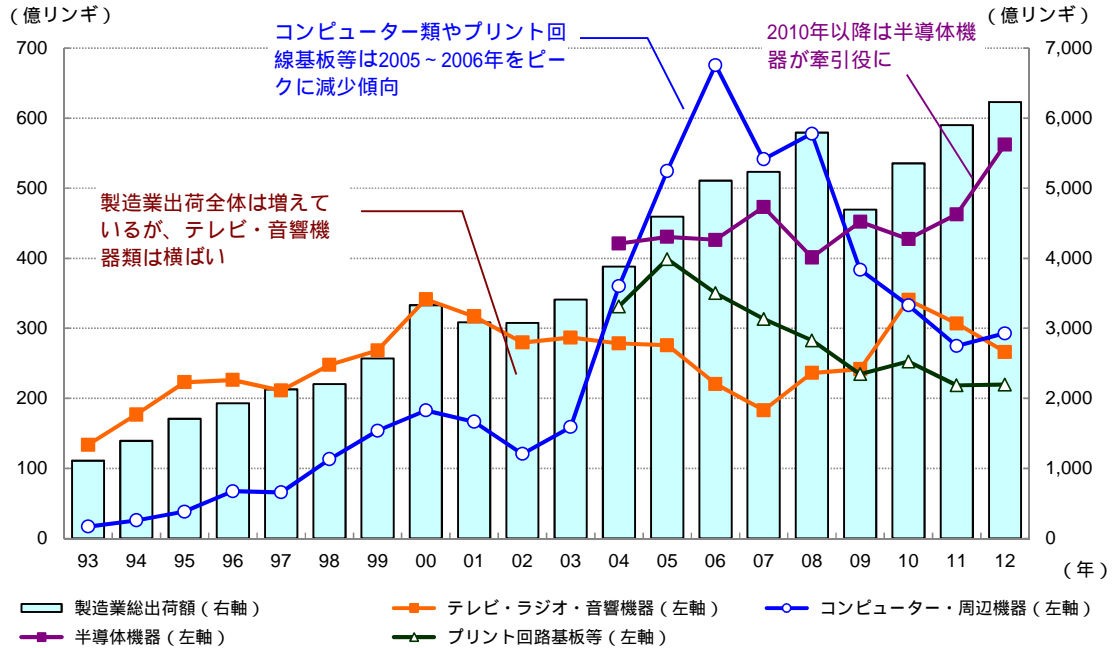
(出所) 統計局、CEIC より作成

電機・電子産業の牽引力が低下した背景には、2000年以降、安価な人件費を強みとする中国、タイ、ベトナム等に、家電メーカーの生産拠点がシフトしたことが挙げられる。特に、主要品目のテレビでは、平均単価の下落が進んだことも一因となっている。テレビの生産数量は2000年から2005年まではほぼ横ばいだったが、名目GDP比率はこの間も低下していた。また、PCでは、2008年秋のリーマンショックで世界的に需要が減少した影響が大きかった。コンピューター世界大手の米デルは、2009年にマレーシア工場で約5,000人の従業員を対象に、自主退職を募集した。

その一方で、好調な分野も表れている。リーマンショック以降では、半導体機器と太陽光発電等の省エネルギー関連が電機・電子産業の主要分野になっている。

半導体関連では、2009年から地場企業が新工場の建設や設備拡充を行い、大手プレーヤーもドイツのインフィニオン・テクノロジーズが2012年にマラッカ州の工場拡張を発表した(2年間で約120億円)。省エネルギー関連では、パナソニックが同年12月に年産30万kWの太陽電池工場を稼動(工場投資額:約450億円)。2013年には、米国から太陽光発電関連の大型投資がマレーシア投資開発庁の認可を受けている。

図表 22-5 製造業全体、電機・電子産業各セクター出荷額の推移



(出所) 統計局、CEIC より作成

3. 自動車

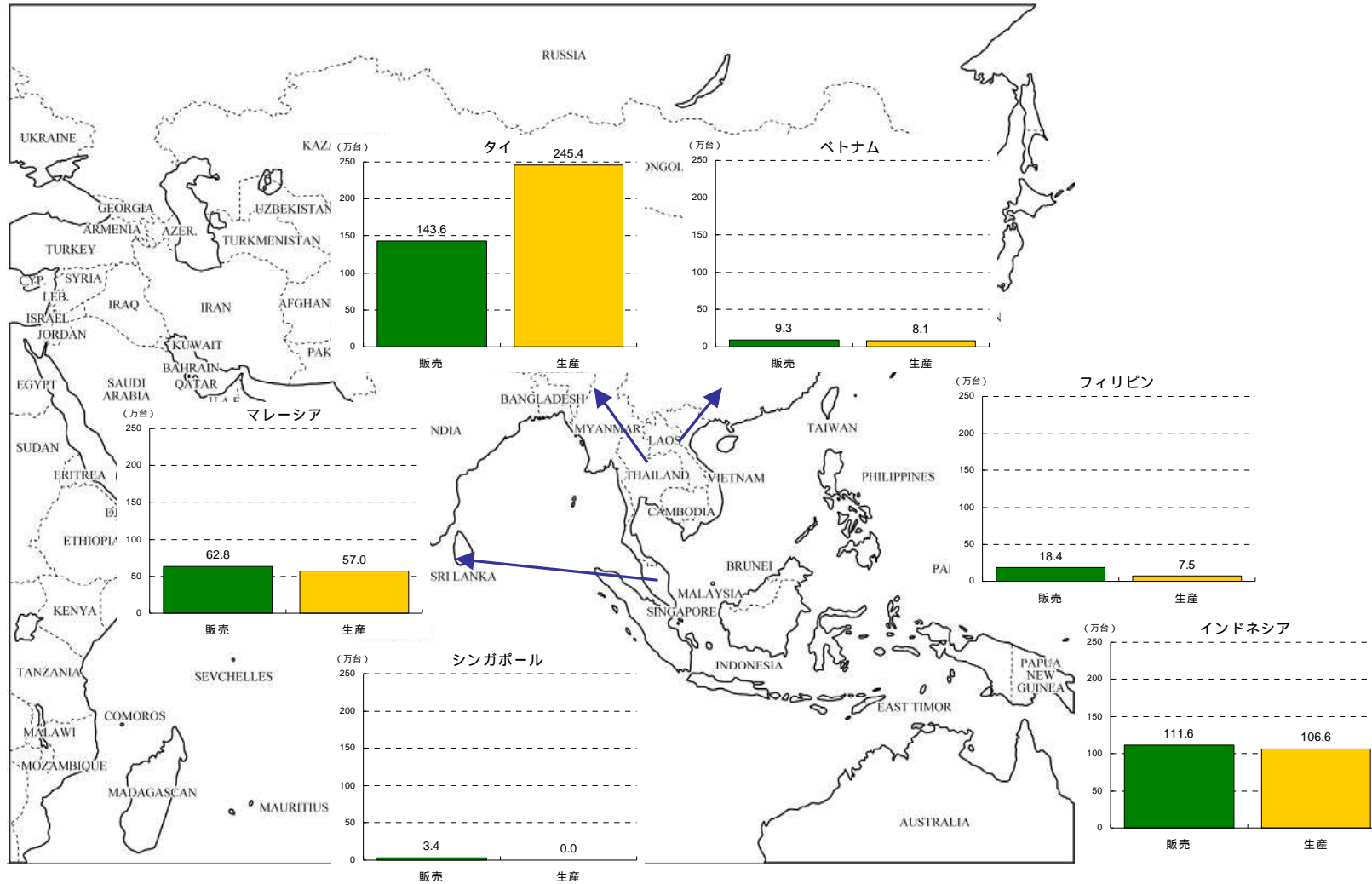
(1) ASEAN 域内におけるマレーシアの自動車市場

2012年のマレーシアの新車販売台数は63万台と、東南アジアでタイ(142万台)、インドネシア(112万台)に次ぐ3番目に大きい自動車市場である(OICA)。また、マレーシアでは1980年代から国内メーカーの育成・保護を図ってきたこと、国内の道路インフラが近隣諸国に比べて整っていること、所得水準がシンガポールやブルネイに次いで高いこと等から国民の自動車保有率は高い。1,000人あたりの自動車保有台数は361台と東南アジアで最も多い(日本は591台)。



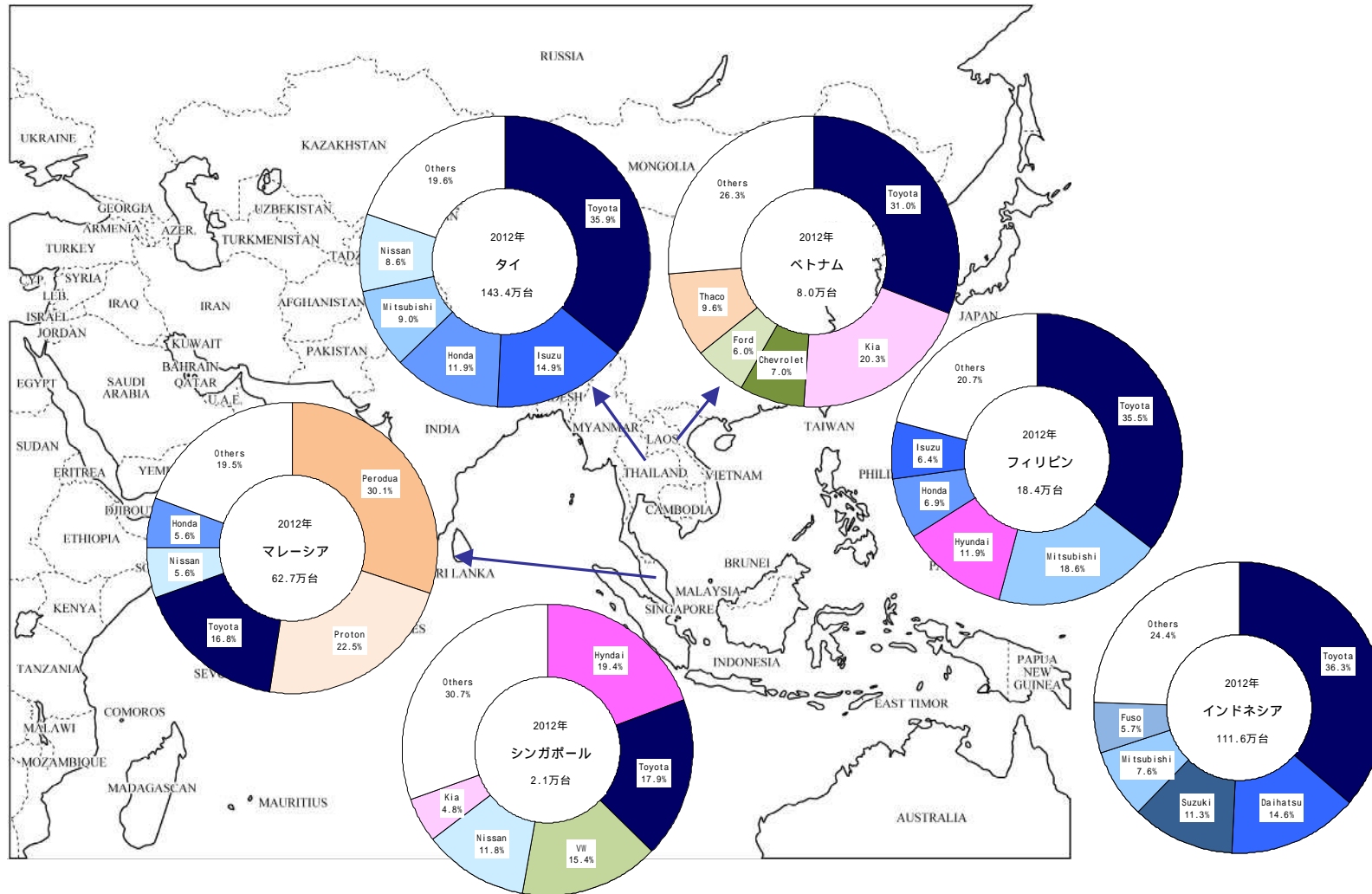
左：プロトン車 右：プロドゥア車

図表 22-6 ASEAN 諸国の自動車販売台数と生産台数 (2012 年)



(出所) FOURIN より作成

図表 22-7 ASEAN 諸国での日系自動車メーカーのシェア(2012年)



(出所) FOURIN より作成

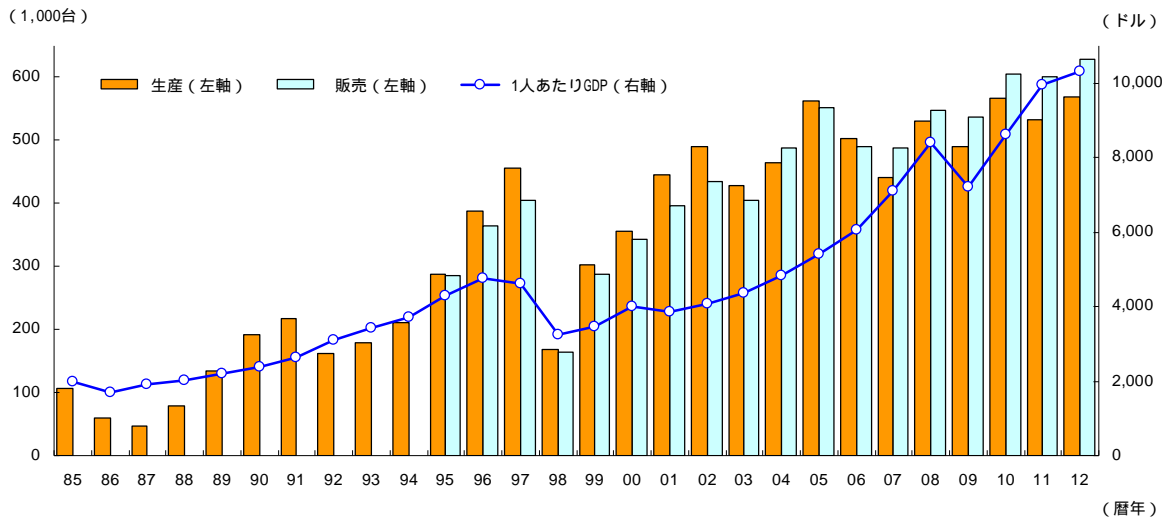
(2) 自動車産業の歴史 ～誕生から外資規制緩和まで～

マレーシアの自動車産業は、1960年代後半に組立産業から始まった。1966年には、輸入代替産業の育成を目的として完成車輸入にかかる関税を大幅に引き上げ、CKD（完全組立）用部品輸入を免税とした。そこでトヨタ、フォード、ボルボなど日米欧の6社が組立事業をマレーシアで開始している。1968年には投資奨励法が制定され、自動車部品産業が国産化優先業種に指定されたことで、1976年にはタイヤ、バッテリーなど29品目の部品の国内調達を義務付けた指定品目方式が採用された。

1982年にはマハティール首相により国産車プロジェクトが構想され、1983年にマレーシア重工業公社（HICOM）と三菱商事、三菱自動車の資本・技術協力によりプロトン社が設立された。また、1993年にはUMW社やダイハツなどとの合弁事業としてプロドゥア社が設立された。

マレーシアでは、1人あたりGDPが3,000ドルを超えた1992年から自動車市場が急速に拡大した。1997年のアジア通貨危機の影響で、翌98年の生産・販売台数は前年の4割程度に落ち込んだが、2001年には通貨危機前の水準に回復した。但し、自動車市場は拡大したものの、政府の国産車保護の影響が大きく、当該時期に外国企業の事業チャンスは限定的であった。2001年の乗用車生産台数の9割は、マレーシア資本のプロトンとプロドゥアの2社で占められていた。

図表 22-8 自動車生産台数・販売台数の推移



(注) 販売台数のデータは1995年以降。生産台数は2004年まではDepartment of Statistics、2005年以降はMalaysian Automobile Association (MAA)

(出所) IMF、統計局、Malaysian Automobile Association、CEICより作成

(3) 最近の動き ~ 国家自動車産業政策と外資メーカーの存在感の台頭 ~

2006年3月に国家自動車産業政策(NAP)が発表されたことで、外国企業の事業機会は徐々に増えてきた。NAPにより、他国からの輸入車を一定水準に留める輸入許可証(AP)制度が段階的に廃止されることになった。AP廃止スケジュールは当初の2010年での完全撤廃予定が2009年10月の新自動車政策で見直されたが、マレーシアの自動車市場では規制緩和が進んでいる。APについては、現在、車種や仕入先など制限がないAPは2015年末日までに、特定メーカーの新車に限るAPは2020年末日までに終了する予定である。

2009年の新自動車政策では、一部の自動車製造に関して外資100%が解禁され、部品産業の進出が増え始めた。マレーシアでは、電機・電子産業が発達・集積しており、自動車部品メーカーでも電装系部品メーカーや、AV・情報システム系部品、安全系部品を手がける企業は多い。

2012年は、堅調な経済成長、景況感の改善、消費者支出の拡大、新型モデルの導入、販売促進策などにより、新車販売台数は62.7万台と過去最高を記録した。販売台数の増加に伴い、生産台数も前年比6.8%増の56.9万台となった。同年の自動車販売シェア大手は、プロドゥア(30.1%)、プロトン(22.5%)、トヨタ(16.8%)、日産(5.8%)、ホンダ(5.6%)、プロドゥア、プロトンに代表されるマレーシア国民車メーカー(ナザ、ハイコム含む)の合計シェアは55%と依然過半を占めているが、2001年の82%から27%ポイント低下しており、外国メーカーのシェアが上昇している。

2013年には国内自動車産業の自由化を目的としたNAPの見直しが行われ、同年9月時点では2013年内にも発表される見通しだった。しかし、2013年12月末時点ではまだ新NAPは発表されていない。同年12月の現地報道によると、新NAPでは、省エネルギー自動車の製造認可の取得条件の緩和、将来的な車両点検の義務化に向けた内容、等が盛り込まれるとの見方がある。なお、現行では「出力1,800cc以下、車両価格15万リンギ以下」の省エネルギー自動車の製造認可は凍結されている。

ひとくちメモ (33) : 自動車の購入に際しての物品税

マレーシアでは、自動車購入の際、排気量に基づき車両価格の65~105%相当が物品税として課されている。ナジブ政権は2017年までに段階的に車両価格を20~30%引き下げるとしており、一部には物品税率の引き下げが期待されている。しかし、物品税率の引き下げは税収の減少につながることもあり、2013年11月に発表された2014年度年度予算案に伴う税制改正では、自動車購入に係る物品税率の見直しは発表されていない。

その一方、既に同国では、完成車メーカーが外注部品の現地調達率に応じて産業調整基金から助成を受けられる制度がある。裾野産業(企業)の育成や自動車価格の引き下げのため、完成車メーカーの国内調達率引き上げを促す施策を、政府が検討する可能性もあろう。

また、マレーシア政府は、同国を省エネルギー自動車の現地生産や輸出の東南アジア拠点にすることを目標に掲げている。省エネルギー自動車市場を形成するため、2013年12月末まで排気量2,000cc以下のハイブリッド車や電気自動車に対し、政府は輸入税と物品税を免除している。

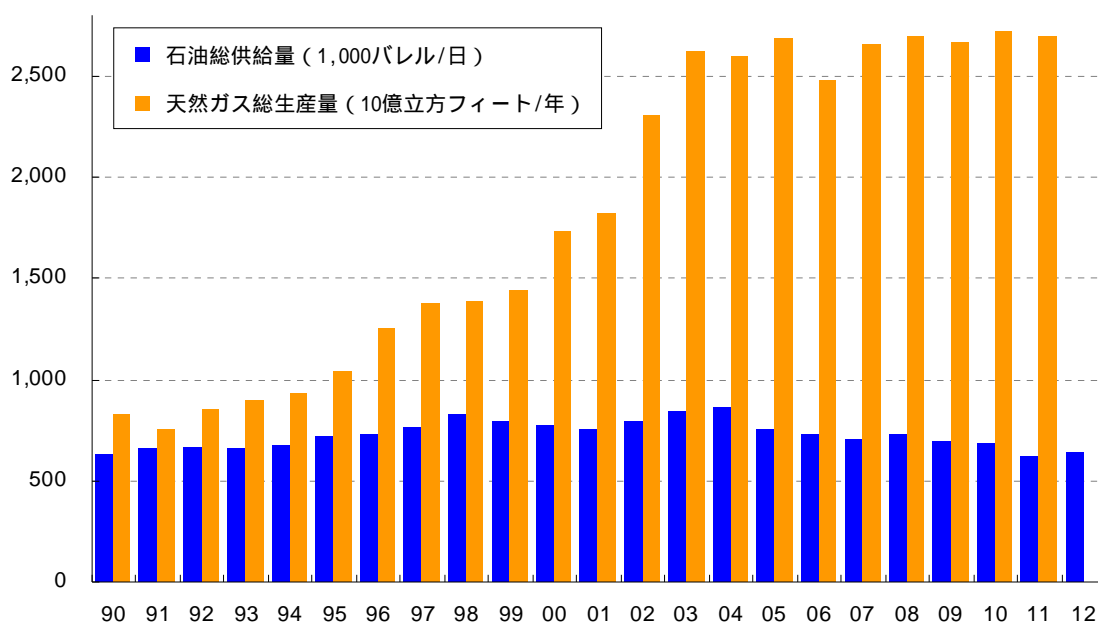
4. 石油・天然ガス関連産業

(1) 産業規模

鉱業に分類される原油・天然ガス産業、製造業に分類される石油・化学・プラスチック産業は、合わせて2012年GDPの18%を占めている。政府は注力する12分野の1つとして石油・ガス・エネルギーを挙げている。東南アジア地域の中で石油流通のハブとなることを目指しており、関連産業と技術の集積を図っている。

2012年時点で、マレーシアの原油埋蔵量は40億バレルと世界27位だが、生産量は長期的に減少傾向にある（EIA）。一方、マレーシアの天然ガス埋蔵量は世界15位（83兆立方フィート）で、生産量は同13位である。生産量は2007年以降ほぼ横ばいで推移している（EIA）。マレーシア政府は将来的な生産を拡大するため、鉱区拡大・新規探鉱戦略をとっている。今後数年間のうちに既存の油田・ガス田の拡張と、深海探鉱が実施される見込みである。

図表 22-9 石油、天然ガス生産経年推移



（注）2012年の天然ガス生産量は未公表

（出所）Energy Information Administration より作成

(2) 国営企業ペトロナスの特徴

マレーシアの石油・天然ガス事業は、国営企業ペトロナスに排他的権利が付与されている。同社は首相から重要な方針に関する指示を受け、また取締役の指名も受けるなど政府との結びつきが強い。他方、ペトロナスは同国最大の納税企業として非常に重要な存在で

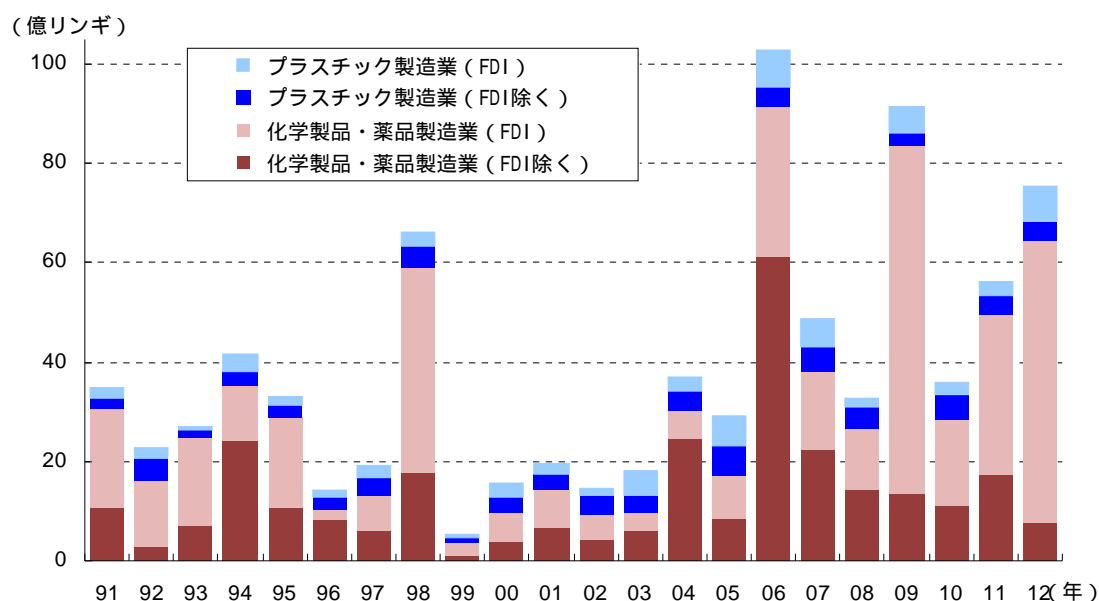
もある。外資企業が資源開発に参画するにはペトロナスとの合弁であることが求められるが、現在エクソンモービルやシェルなどが生産を行っている。

これらの資源を活用すべく、マレーシアは石油精製や化学産業にも力を入れてきた。マラッカとポートディクソンに主要な精製設備を持ち、既に精製能力は日量 54 万バレルに達している。以前は精製をシンガポールに依存する状態が続いていたが、現在は内需をほぼ賄える規模である。さらに、RAPID と呼ばれる開発プロジェクトにおいて、日量 30 万バレルの新規設備を稼働させる計画である。但し、これは当初 2016 年の稼働を目指していたものの、2018 年への延期が報じられている（2013 年 7 月）。

世界銀行のレポートによれば、資源を活用した下流産業はペトロナス主導で拡大してきた。ペトロナスの収益の 7 割は採掘・生産以外の分野から生じており、これらの多くは外資とのパートナーシップによって発展したものである。精製事業のパートナーとしては、BASF、ダウ・ケミカルなどが挙げられる他、LNG の液化プラントには三菱商事や日本石油（現、JX 日鉱日石エネルギー）などの参画例がある。

近年においても、資源関連産業への外資の参画は続いている。2013 年 9 月には、上流であるサラワク州での探鉱事業において、JX 日鉱日石開発が権益の 40% を保有してペトロナスと生産分与契約を締結し、GDF Suez E&P Malaysia B.V. を含む 3 社共同プロジェクトのオペレーターとなることが発表された。また、下流である RAPID プロジェクト関連の化学プラント事業には日本の伊藤忠商事が参画しており、上流から下流まで合弁での投資が行われている。統計上においても、化学系製造業への投資に占める FDI の存在感は大きい。

図表 22-10 プラスチック製造業、化学製品・薬品製造業への投資認可額推移



(出所) CEIC より作成

5. 小売業

(1) 進む小売市場の近代化

2012年の小売市場は1,158億リング（約3.5兆円、Euromonitor調べ）。市場全体の伸びは2002年からの10年間で年率4.2%増と名目GDP成長率（9.4%増）を下回っているが、業態構成の変化等からは小売市場の近代化が進んでいる。

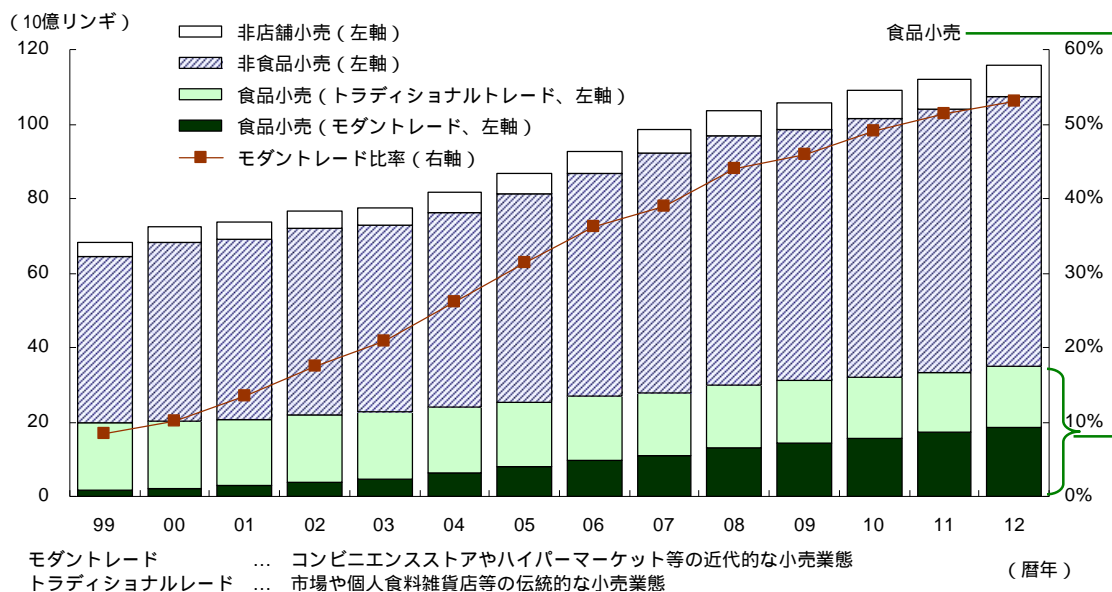
小売市場の3割を占める「食品小売」では、コンビニエンスストアやハイパーマーケット等の近代的な小売業態の比率が、2002年の17.4%から2012年には53.1%と大幅に上昇し、個人食料雑貨店や青空市場等の伝統的な小売業態の規模を逆転している。

近代小売業の中でも、郊外型のハイパーマーケットは、同国の高い自動車普及率や整った道路インフラ等から、他業態より市場シェアの上昇幅は大きかった（+8.4%。2002年：2.2% 2012年：10.6%）。同期間、ハイパーマーケットの店舗数は21店から167店に、販売面積は13万㎡から120万㎡に増えている。

非食品小売は、食品小売にシェアを奪われているが、その中では都市部で集客力の高い百貨店が店舗数の増加（134店 181店）を背景にシェアを1.9%ポイント伸ばしている。また、10年前にはなかった100円ショップのような新業態もある。

非店舗小売では、インターネット小売が急速に拡大している。まだ市場全体に占める比率は1%弱と小さいが、過去10年間で市場規模は7倍強になった。2004年時点はDellとAmazonで同市場の約7割を占めていたが、2012年には4割に低下しており、市場拡大と同時に新規参入企業が増えていると推察される。

図表 22-11 小売市場の規模とモダントレード



(出所) Euromonitor より作成

図表 22-12 小売売上高のセグメント構成比

分類	金額 (100万リンギ)			構成比		
	2002	2012	年率成長率	2002	2012	差分
小売売上高	76,829	115,764	4.2%	100.0%	100.0%	0.0%
店舗型小売	72,038	107,524	4.1%	93.8%	92.9%	-0.9%
食品小売店	21,994	34,972	4.7%	28.6%	30.2%	1.6%
モダントレード	3,826	18,568	17.1%	5.0%	16.0%	11.1%
コンビニエンスストア	299	1,910	20.4%	0.4%	1.7%	1.3%
ガソリンスタンド付属店舗	337	1,281	14.3%	0.4%	1.1%	0.7%
ハイパーマーケット	1,712	12,300	21.8%	2.2%	10.6%	8.4%
スーパーマーケット	1,479	3,077	7.6%	1.9%	2.7%	0.7%
トラディショナルトレード	18,168	16,404	-1.0%	23.6%	14.2%	-9.5%
非食品小売店	50,044	72,551	3.8%	65.1%	62.7%	-2.5%
アパレル専門店	8,119	13,923	5.5%	10.6%	12.0%	1.5%
電化製品専門店	4,346	5,683	2.7%	5.7%	4.9%	-0.7%
健康及び美容関連製品専門店	5,405	8,046	4.1%	7.0%	6.9%	-0.1%
日用品、家具、園芸専門店	6,149	8,483	3.3%	8.0%	7.3%	-0.7%
レジャー、スポーツ用品専門店	9,382	12,675	3.1%	12.2%	10.9%	-1.3%
百貨店等	4,497	9,351	7.6%	5.9%	8.1%	2.2%
デパート	4,497	9,031	7.2%	5.9%	7.8%	1.9%
バラエティストア	0	320	-	0.0%	0.3%	0.3%
他の非食品小売店	12,146	14,392	1.7%	15.8%	12.4%	-3.4%
非店舗型小売	4,791	8,240	5.6%	6.2%	7.1%	0.9%
訪問販売	4,490	7,011	4.6%	5.8%	6.1%	0.2%
インターネット小売	132	939	21.6%	0.2%	0.8%	0.6%
自動販売機	169	290	5.5%	0.2%	0.3%	0.0%

(出所) Euromonitor より作成

(2) 外資規制が残る食品小売業界

近代化が進むマレーシアの小売市場であるが、非食品小売に比べて食品小売での外資規制は厳しい。コンビニエンスストアや販売面積が 3,000 m²未満のスーパーマーケットは、同国の外資参入禁止業種に指定されている。また、総合スーパー (GMS: General Merchandise Store、販売面積が 3,000 m²以上) やハイパーマーケット (同 5,000 m²以上) では、地場 (プミプトラ) 資本が 30%以上であるとの条件が課されている。他方、非食品小売業態である百貨店や専門店 (家電、アパレル等) では、外国企業による 100%子会社の設立・進出は可能である。

(3) 小売売上高ランキング

外国企業の進出規制が残る食品小売市場であるが、2012年の同国の店舗ブランド別の売上高ランキングをみると、上位には外国ブランドの食品小売 (ハイパーマーケット、コンビニエンスストア) や百貨店が並んでいる。

ハイパーマーケットでは、香港 Daily Farm International Holdings がブランドオーナーの「Giant」が全体のトップ、英国「Tesco」が同2位、フランス「カルフル」が同5位となっている。コンビニエンスストアと百貨店では、日本企業の存在感が大きい。セブン

& アイ・ホールディングスの「7-Eleven」が同 6 位に、イオンの「Jusco」が 3 位に位置している。

その他、日本企業では百貨店の伊勢丹が同 14 位、100 円ショップのセリアが同 39 位、家電量販店のベスト電器が 40 位となっている。

図表 22-13 小売売上高ランキング

	現地ブランド名	業態	現地ブランドオーナー	ブランドオーナー (国籍又は本社所在地)	売上高(100万リング)	
						(構成比)
1	Giant	HM / SM	GCH Retail (M) Sdn Bhd	Dairy Farm International Holdings Ltd (香港)	4,814	4.5%
2	Tesco	HM	Tesco Stores (Malaysia) Sdn Bhd	Tesco Plc (英国)	3,581	3.3%
3	Jusco	百貨店	AEON Co (M) Bhd	AEON Group (日本)	2,900	2.7%
4	Parkson	百貨店	Parkson Holdings Bhd	Parkson Holdings Bhd (マレーシア)	1,807	1.7%
5	Carrefour	HM	Carrefour Magnificent Diagraph Sdn Bhd	Carrefour SA (フランス)	1,786	1.7%
6	7-Eleven	CVS	7-Eleven Malaysia Sdn Bhd	Seven & I Holdings Co Ltd (日本)	1,639	1.5%
7	Giant Superstore	HM	GCH Retail (M) Sdn Bhd	Dairy Farm International Holdings Ltd (香港)	1,461	1.4%
8	Econsave	SM	Econsave Cash & Carry Sdn Bhd	Econsave Cash & Carry Sdn Bhd (マレーシア)	1,337	1.2%
9	The Store	百貨店	Store Corp Bhd, The	Store Corp Bhd, The (マレーシア)	1,278	1.2%
10	Guardian	薬局	GCH Retail (M) Sdn Bhd	Dairy Farm International Holdings Ltd (香港)	1,065	1.0%
14	Isetan	百貨店	Isetan (M) Sdn Bhd	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd (日本)	706	0.7%
39	100 Yen Shop	バラエティストア	100 Yen Shop Sdn Bhd	Seria Co Ltd (日本)	154	0.1%
40	Best Denki	電化製品専門店	Best Denki Malaysia Sdn Bhd	Best Denki Co Ltd (日本)	135	0.1%
他					84,861	78.9%
全体					107,524	100.0%

(注) HM=ハイパーマーケット、SM=スーパーマーケット、CVS=コンビニエンスストア
(出所) Euromonitor より作成



外資ブランド店舗の多い SLIA KLCC

6. FTA の進捗状況

ASEAN 内において先進 6 カ国に属するマレーシアは、ASEAN の枠組に基づいて域内外との FTA を締結している他、枠組外での 2 国間 FTA/EPA も積極的に締結している。

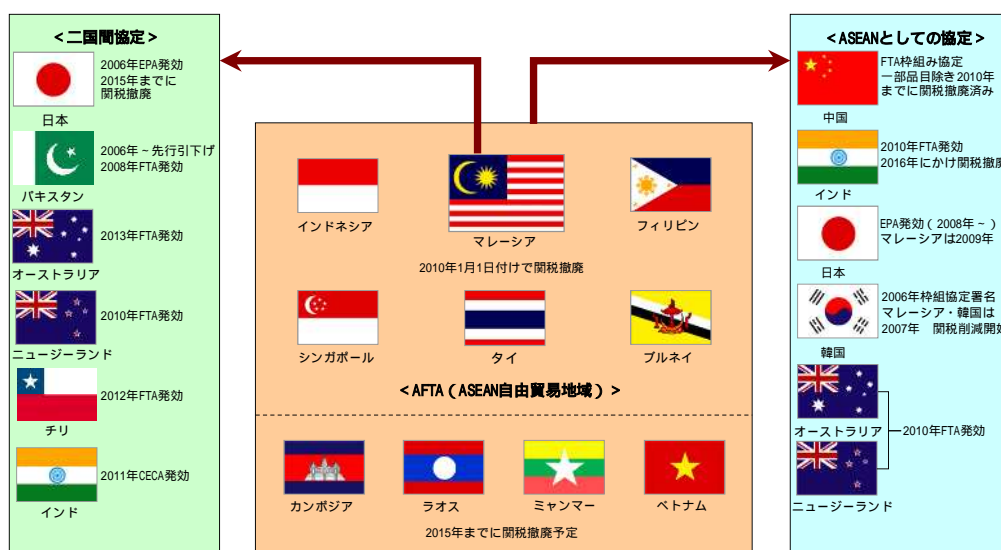
ASEAN の枠組においては、域内において ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) が創設されている。後発国であるカンボジア、ミャンマー、ラオス、ベトナム (CLMV) を除く 6 カ国の間では 2010 年にほぼ全ての物品での関税が撤廃された。2013 年時点で、マレーシアを含む 6 カ国は全物品の 99% の品目について関税を撤廃している。後発の CLMV 諸国についても、2015 年の関税撤廃 (一部品目については 7% 以下の関税に限り 2018 年まで維持可能) が予定されており、貿易の拡大効果が期待される。

加えて、ASEAN は日本、インド、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとも FTA/EPA を締結している。現在交渉中の相手としては EU が挙げられ、既に合同委員会が複数回にわたり開かれているものの、現在交渉は中断している。

これらに平行して、マレーシアは ASEAN の枠組外でも FTA、EPA を締結している。初の 2 国間 EPA は、2005 年に締結されて翌年発効した日本マレーシア経済連携協定 (JMEPA) である。同 EPA においては 2015 年までにほぼ全ての品目の関税を漸進的に引き下げ、撤廃することが取り決められており、進出済みの日系企業にも活用されている。

その他、2013 年時点でパキスタン、ニュージーランド、チリ、インド、オーストラリアとの間で 2 国間 FTA が締結されている。加えて、トルコ、EU などとの間で交渉が進行中である。さらに、マレーシアは環太平洋経済連携協定 (TPP) の交渉にも 2010 年から正式参加しており、2013 年現在においても交渉の行方に注目が集まっている。

図表 22-14 マレーシアの締結済 FTA



(出所) JETRO、MITI ウェブサイトより作成

第23章 その他最近のトピックス

本章では、その他最近のトピックスとして、1. 2014 年度予算案、2. 日系企業とハラルビジネス、3. MCA の入閣辞退について取り上げる。

1. 2014 年度予算案

(1) 予算案の概要

2013 年 10 月 25 日、ナジブ首相により 2014 年度（2014 年 1～12 月）予算案が発表された。テーマは「経済的弾力性の強化、改革の実行と公約の実行」で、経済活動の活性化、財政運営の強化、人材育成の強化、都市と地方の開発促進、国民の幸福確保の 5 点を目標とする。

2014 年の財政赤字は GDP 比で 3.5%まで削減する。また、GDP 成長率は 5.0～5.5%になると想定している。

(2) 物品・サービス税（Goods and Services Tax：GST）の導入

2014 年度予算案によれば、2015 年 4 月 1 日より物品・サービス税（GST）が導入される予定である。日本の消費税や、諸外国の付加価値税（VAT）に相当する税である。税率は 6%になる見込み。米、砂糖、調理油などの生活必需品や、住宅購入時、一般の電気料金（最初の毎時 200 キロワット分のみ）、水道料金、公共交通機関、政府提供の諸サービスには適用されない。

導入に伴い、低所得世帯向け支援策「1 マレーシア・ピープルズ・エイド（BR1M）」の対象者に、一時支援金として 300 リンギを支給する。年度で支払われていた BR1M は、500 リンギから 650 リンギに増額される。また、全納税者の所得税率の 1～3 ポイント引き下げや、個人所得税率の見直しに加え、法人所得税についても、2016 年より標準 24%、中小企業 19%へ 1 ポイント引き下げられる。

一方、野党連合は GST 導入に反対しており、予算案の対案を発表している。予算案対案では、GST を導入する代わりに国防費の抑制、金融資産売却時の利益に対するキャピタルゲイン税の導入や、不動産譲渡益税を 2007 年時点の水準（取得後 5 年以内の売却は 30%、6 年以上経過時は 5%）に見直し、印紙税を 5%に引き上げることなどを盛り込んでいる。

(3) 所得税の引き下げ

物品・サービス税（GST）を導入するために、所得税率見直し案が提示されている。

法人所得税は、2016 賦課年度以降の標準税率は 25%から 24%に、資本金 2,500 万リンギ以下の中小企業は、50 万リンギまでの所得にかかる税率が 20%から 19%に、それぞれ 1

ポイントずつ引き下げられる見通し。

個人所得税は2015 賦課年度より、居住者は各所得段階ごとに1～3ポイントの引き下げ、非居住者は26%から25%へ1ポイントの引き下げとなる。

(4) 不動産譲渡益税 (RPGT) の引き上げ

2014 年度予算案によれば、不動産の取得後3年以内の売却にかかるRPGT 税率は30%に引き上げられる見通し。また、4年、5年で売却した場合も、それぞれ20%と15%に引き上げられる。6年以上経過してからの売却は、マレーシア国民の個人については無税、法人については5%の固定となる。外国人の場合は、取得後5年以内の売却は30%、6年目以降は5%の固定となる。また外国人による不動産取引の最低取得額も、現行の50万リンギ以上から2014年1月1日以降は100万リンギ以上に引き上げられる予定。

2. 日系企業とハラールビジネス

(1) ハラールとは

「ハラール」とは、イスラム教で定められた、合法的な物や行為のことである。ハラールの逆は「ハラム」もしくは「ノンハラール」といい、イスラム教徒が触れることのできないものがある。例えば、豚肉や死肉、血を口にすることや、飲酒（酔うこと）、偶像崇拜、ギャンブルなどは、イスラム教徒は行えない。

世界各国にはハラール認証機関があり、厳しい審査基準をクリアしてハラールと認められた商品には、ハラール認証のロゴマークを印すことができる。そのマークがあることで、イスラム教徒は安心して商品を購入することができる。食品だけでなく、飲食店や製造施設なども認証を取得することが可能である。

(2) マレーシアはハラール・ハブを目指している

ハラールは、イスラム教徒が国民の約6割を占めるマレーシアでは、避けることのできない課題である。マレーシアのハラール認証は世界でサウジアラビアに次ぐ2番目に信頼されている。マレーシアでは、政府機関であるマレーシア・イスラム開発局 (JAKIM) がハラール認証を行っている。政府機関がハラール認証を発行しているのは世界でマレーシアだけである。また、政府傘下にハラール促進機関であるハラール産業開発公社 (HDC) があり、国策の一つとして「グローバル・ハラールハブ」を目指している。政府主導のもと、ハラール産業向けにインフラ整備やサポート体制を構築してハラール産業を集積させた「ハラール・パーク」と呼ばれる工業団地がある。同工業団地では、非ハラール製品との接触を避けることができ、パーク外企業・製品との差別化がはかれる。また、条件を満たせば、法人税減免などの優遇措置が享受できる。2013年7月には、ノンハラールに触れない物流システムを持つ物流業者向けに「ハラール・ロジスティクス」の認証が始まっている。

(3) 日本勢の動向

執筆時点（2013年11月）、ハラルに関連した報道を目にする機会が多くなっている。マレーシア人観光客が増えたことが大きい。2013年7月よりマレーシア人の訪日旅行者に対するビザの免除措置がとられていることや、格安航空の就航、マレー系マレーシア人の所得増加などを要因として、中国系だけでなくマレー系の観光客が増加している。

図表 23-1 国籍・地域別の新規入国者数

	2012年	2013年	伸び率
	(千人)	(千人)	(%)
韓国	1,902	2,306	21.2
台湾	1,429	2,165	51.5
中国	1,050	983	-6.4
香港	457	719	57.2
タイ	250	444	77.2
オーストラリア	191	227	18.7
シンガポール	139	185	33.7
マレーシア	121	166	38.1
インドネシア	93	128	37.6
フィリピン	73	97	32.4
ベトナム	44	70	58.4

(注) 2013年は速報値

(出所) 法務省「出入国管理統計統計表」より作成

和食材メーカーや日本食レストラン、ホテルなどがハラル認証を取得し、祈祷室を設ける空港、施設や、客室にメッカの方角を示すシールを貼るホテルなども出てきた。9月には、HDCと日本のハラル・デベロップメント・インターナル・ジャパン社(HDJ)が東アジアでのハラル認証取得支援やハラル産業振興にかかる協力に向け、MOUに調印している。HDJはHDCが行っているハラル産業促進を、東アジアで展開すると報道されている。

日本国内には、複数のハラル認証機関があり、そのうちJAKIMに相互認証されたハラル認証機関が2つある。JAKIMに承認された機関の認証でないと、マレーシアに輸入することができないと定められている。

マレーシア国内では、1961年に進出した味の素が工場ごとハラル認証を取得しており、キューピーも2010年よりマラッカのハラル・パークに入居し、ハラル認証を取得している。また、花王は2013年に全ての製品についてハラル認証を取得した。その他にも現在、マレーシア日本通運がハラル物流の認証を申請中で、2014年度中にも取得すると発表している。

図表 23-2 2013 年の日本のハラルに関連した動き

1月14日	ひかり味噌、JAKIMの基準準拠のハラル認証を取得。イスラム圏での販売を強化
3月18日	日本政府観光客、ムスリム向け日本観光ガイドブックを作成、配布を開始
5月23日	バイオのファーマーズ、マレーシア企業に技術供与で契約締結。将来的にハラル認証取得を取得
5月27日	エバラ食品工業、マレーシア企業と資本・業務提携。ハラル認証取得も視野に
6月19日	東京で宅配のハラル弁当が好調
8月1日	沖縄特産販売、野菜チップスをマレーシアで生産。認証取得で輸出も計画
8月6日	食品のADEKA、マレーシアで業務用マーガリン製造。工場のハラル認証を取得する計画
9月6日	イオンマレーシア、トップバリュを本格投入。マレーシア産製品はすべてハラル認証を取得
9月18日	高知アイス、ハラル認証を取得し、展示会でアピール
9月19日	HDCがハラル・デベロップメント・インターナル・ジャパンと東アジアでのハラル産業振興で協力
9月24日	マレーシア日通、ハラル物流認証取得へ。2014年度中に認証を受ける見通し
10月25日	キノコのホクト、2014年3月にマレーシア工場が完成予定。将来的にハラル認証を取得計画
10月29日	源吉兆庵がクアラルンプールに1号店を開店。ハラル認証も検討
11月6日	ホテルグランヴィア京都がハラル認証を取得したハラル弁当を販売
11月6日	冷凍食品配送のダイセイエプリー二十四がマレーシアの合弁会社設立に合意。日通と共同でハラル物流への対応も

(出所) NNA より作成



マクドナルドもハラル認証を取得している（写真左下にハラルマーク）

3. MCA の入閣辞退

(1) 概要

マレーシアでは、2013年5月5日に第13回総選挙が行われた。この総選挙はナジブ現首相率いる与党連合の国民戦線(Barisan Nasional: BN)と、野党連合の人民戦線(Pakatan Rakyat: PR)の間で争われ、結果としてBNが連邦議会下院の過半数を確保してナジブ首

相の続投が決まった。ナジブ首相は 2009 年 3 月に最大与党の統一マレー国民組織 (United Malays National Organisation : UMNO) 総裁に就任し、同年 4 月から首相を務めている。

一方で、この選挙の結果を受けて内閣の顔ぶれには変化が生じている。最大の特徴は、与党連合内の中華系政党であるマレーシア華人協会 (Malaysian Chinese Association : MCA) が入閣を辞退した結果、中国系 1 名、インド系 1 名を除く全ての大臣がブミプトラ (マレー系 + 先住民) という組閣が行われたことである。

MCA は、独立に先立つ 1955 年からマレー系の UMNO、インド系の MIC と共に権力を分有してきており、今回の結果によって 60 年近くに亘って続いた体制が終焉した。

(2) 背景と展望

報道によれば、MCA のチュア総裁は 2013 年の選挙で敗北した際には MCA の入閣を辞退すると公言した過去があるとのこと。内閣における中国系のプレゼンスが無くなり得るという状況を作り出すことで中国系からの支持回復を狙ったものの、改選前の 15 議席から 7 議席へと惨敗を喫したことで、前言を守って入閣辞退を行ったものと見られる。ナジブ首相は入閣を呼びかけたものの結果として辞退されてしまい、現内閣は「ブミプトラ内閣」の様相を呈することになっている。

2013 年 10 月には MCA の臨時総会で入閣辞退を撤回する議案が投票に掛けられ、1,080 対 1,090 という僅差で同議案は廃案になった。しかし、州政府ポストや上院議員の指名、政府関連企業のポストに関わる辞退義務は撤回され、MCA メンバーが政府関連ポストに復帰することが可能となっている。

一連の動向に見られるような中国系有権者の MCA 離れは、民族間のバランスを取りながら政権を運営してきた BN にとっての打撃であるとともに、マレーシアの潜在的政治リスクの高まりとも捉えられている。将来の情勢によっては政党の離合や民族間対立の高まりが生じる可能性も否定できないため、政治情勢の動向にも目を配っていく必要がある。

ひとくちメモ (34) : 州によって異なる祝祭日

マレーシアは3つの連邦直轄領と13の州からなる連邦国家である。そのため、マレーシア全体の祝祭日（図表 19-10）のほか、以下の通り、州独自の祝祭日もある。仕事でマレーシアを訪れる際は、訪問先の祝祭日をチェックしておくことが大切である。

図表 地域ごとの祝祭日（2014年）

日付	休日の名前	地域の休日
1月1日	新年	(ジョホール、ケダ、クランタン、ペルリス、トレンガヌ以外)
1月14日	ネグリ・センピラン州スルタン誕生日	ネグリ・センピラン
1月17日	タイプーサム(ヒンドゥー教のお祭り)	クアラルンプール、ジョホール、ネグリ・センピラン、ペラ、ペナン
1月20日	ケダ州スルタン誕生日	ケダ
2月1日	連邦区記念日	クアラルンプール、プトラジャヤ、ラブアン
3月4日	トレンガヌ州スルタン就任記念日	トレンガヌ
4月15日	都市宣言記念(マラッカ州記念日)	マラッカ
4月18日	グッドフライデー	東マレーシア
4月19日	ペラ州スルタン誕生日	ペラ
4月26日	トレンガヌ州スルタン誕生日	トレンガヌ
5月7日	パハン記念日	パハン
5月17日	ペルリス州ラジャ誕生日	ペルリス
5月27日	モハメッド昇天記念日	ケダ、ネグリ・センピラン、ペルリス
5月30日	収穫祭(タダウ・カアマタン)	サバ
5月31日	収穫祭(タダウ・カアマタン)	サバ
6月1日	収穫祭(ガワイ・ダヤク)	サラワク
6月2日	収穫祭(ガワイ・ダヤク)	サラワク
6月29日	ラマダン初日	ジョホール、ケダ、マラッカ
7月7日	世界遺産認定記念日	ペナン
7月12日	ペナン州知事誕生日	ペナン
7月15日	コーラン啓示の日	クランタン、パハン、ペラ、ペルリス、ペナン、セランゴール、トレンガヌ
9月13日	サラワク州知事誕生日	サラワク
10月4日	サバ州知事誕生日	サバ
10月6日	犠牲祭2日目	ケダ、ペルリス
10月10日	マラッカ州知事誕生日	マラッカ
10月24日	パハン州スルタン誕生日	パハン
11月11日	クランタン州スルタン誕生日	クランタン
11月12日	クランタン州スルタン誕生日	クランタン
11月29日	ジョホール州スルタン誕生日	ジョホール
12月11日	セランゴール州スルタン誕生日	セランゴール

(出所) マレーシア政府観光局等より作成

第24章 地域別の概要

本章では、マレーシアを州レベルで捉えた場合の地域の特徴を概観する。その上で、日系企業の進出が顕著である首都クアラルンプールとセランゴール州、ジョホール州、ペナン州を取り上げ、各地域の概況と進出企業例を紹介する。

1. マレーシアの地域分類

マレーシアは、半島部の11州と2つの連邦直轄領、ボルネオ島の2州と1つの連邦直轄領からなる。面積の上では半島マレーシアのほうが東マレーシアよりも小さいものの、人口比は4:1と半島部の比率が高い。首都や主要工業地域が半島部に存在することもあり、国の政治や経済の面においても半島マレーシアが中心的位置を占めている。

同国は連邦制をとっており、州による違いも少なくない。全13州は、大きく区分すると

- (1) マレー人諸王国に起源を持ち、マレー人の州王を持つ半島部の9州
- (2) 早くから英国が進出して海峡植民地となった半島部の2州（ペナン、マラッカ）
- (3) 非マレー系先住民が多く、独自の文化を持つ東マレーシアの2州（サバ、サラワク）

の3つに分類することができる。

マレーシアは多民族国家であるが、州によって民族比率が異なり、また経済水準も同一ではない。一般的に言えば半島南西岸地域がより発展しており、非マレー系の比率も高い。

図表 24-1 マレーシアの州・連邦直轄領(地図)



13州、3連邦直轄領

(州番号は人口順)

セランゴール (Selangor)

ジョホール州 (Johor)

サバ州 (Sabah)

サラワク州 (Sarawak)

ペラ州 (Perak)

ケダ州 (Kedah)

ペナン州 (Pulau Pinang)

クランタン州 (Kelantan)

パハン州 (Pahang)

トレンガヌ州 (Terengganu)

ネグリ・センビラン州 (Negeri Sembilan)

マラッカ州 (Melaka)

ペルリス州 (Perlis)

クアラルンプール (Kuala Lumpur)

プトラジャヤ (Putrajaya)

ラブアン (Labuan)

は連邦直轄領

(出所) MAPIO、その他資料より作成

2. 地域別の経済動向

(1) 地域別にみた人口・面積

下図は、2010年の国勢調査と州別1人あたりGDP統計を基に各州を比較したものである。1人あたりGDPはクアラルンプールが最も高く、全国平均の2倍以上を記録した。その他、産業が集積しているペナン州、セランゴール州では30,000リングを超えている。また、サラワク州は1州で全国鉱業生産の4分の1ほどを占め、豊富な天然資源（天然ガス等）と関連する産業を背景に、1人あたりGDPは同じく30,000リング超となった。

反対に、ペナン州を除く半島北部とサバ州では経済発展が遅れている地域が目立つ。目ぼしい工業がほとんど存在しないクランタン州は、全国で唯一1人あたりGDPが10,000リングを下回った。

図表 24-2 マレーシアの州・連邦直轄領（一覧表）

	州・連邦直轄領名	州都	人口 (万人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	1人あたりGDP (リング)
全国			2,833	330,803	86	27,113
半島マレーシア			2,257	132,631	170	n.a.
	セランゴール	シャーアラム	546	8,104	674	31,363
	ジョホール	ジョホール・バル	335	19,210	174	20,911
	ペラ	イポー	235	21,035	112	16,088
	ケダ	アロースター	195	9,500	205	13,294
	クアラルンプール		167	243	6,891	55,951
	ペナン	ジョージタウン	156	1,048	1,490	33,456
	クランタン	コタバル	154	15,099	102	8,273
	パハン	クアantan	150	36,137	42	22,743
	トレンガヌ	クアラトレンガヌ	104	13,035	79	19,225
	ネグリ・センピラン	セレンバン	102	6,686	153	27,485
	マラッカ	マラッカ	82	1,664	493	24,697
	ペルリス	カンガル	23	821	282	15,296
	プトラジャヤ		7	49	1,478	n.a.
東マレーシア			576	198,172	29	n.a.
	サバ	コナキタバル	321	73,631	44	17,242
	サラワク	クチン	247	124,450	20	33,307
	ラブアン		9	91	955	29,116

(注) 全てのデータは2010年。GDPは名目。州別の1人あたりGDPは2010年以降入手できず
(出所) 人口、面積、人口密度は統計局2010年国勢調査より、1人あたりGDPはCEICより作成

図表 24-3 マレーシアの GDP 内訳 (2010 年実質、2000 年価格ベース)

		全体	農業	鉱業	建設業	製造業	サービス業	輸入関税
全国		100.0%	7.2%	7.0%	2.9%	26.2%	55.4%	1.3%
半島マレーシア								
	セランゴール	23.0%	0.4%	0.0%	1.1%	7.8%	13.0%	0.7%
	ジョホール	9.5%	1.0%	0.0%	0.3%	3.2%	4.8%	0.2%
	ペラ	5.4%	0.7%	0.0%	0.1%	1.0%	3.6%	0.0%
	ケダ	3.3%	0.3%	0.0%	0.1%	1.0%	1.9%	0.0%
	クアラルンプール	15.2%	0.0%	0.0%	0.5%	0.9%	13.5%	0.2%
	ペナン	8.3%	0.2%	0.0%	0.1%	4.1%	3.8%	0.1%
	クランタン	1.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	1.3%	0.0%
	パハン	4.4%	0.7%	0.0%	0.1%	1.2%	2.4%	0.0%
	トレンガヌ	2.6%	0.2%	0.0%	0.1%	0.8%	1.5%	0.0%
	ネグリ・センビラン	3.7%	0.2%	0.0%	0.1%	1.8%	1.6%	0.0%
	マラッカ	2.7%	0.2%	0.0%	0.1%	1.2%	1.3%	0.0%
	ペルリス	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
東マレーシア								
	サバ	5.6%	1.3%	1.0%	0.1%	0.4%	2.8%	0.0%
	サラワク	9.1%	1.4%	1.7%	0.2%	2.4%	3.3%	0.0%
	ラブアン	0.4%	0.0%	n.a.	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%
(連邦レベル)				4.3%				

(注) 鉱業の付加価値額は大部分が連邦レベル (Supra) のものとして計上されているため、統計局ウェブサイトを参考に連邦レベル分を推計した。

(出所) 統計局ウェブサイトを参考に、CEIC より作成

図表 24-4 各州の GDP 内訳 (2010 年実質、2000 年価格ベース)

		全体	農業	鉱業	建設業	製造業	サービス業	輸入関税
全国		100.0%	7.2%	7.0%	2.9%	26.2%	55.4%	1.3%
半島マレーシア								
	セランゴール	100.0%	1.6%	0.1%	4.7%	34.1%	56.5%	3.0%
	ジョホール	100.0%	10.7%	0.1%	3.3%	33.8%	50.4%	1.6%
	ペラ	100.0%	13.5%	0.3%	1.9%	18.4%	65.9%	0.1%
	ケダ	100.0%	10.0%	0.1%	2.7%	31.2%	55.7%	0.3%
	クアラルンプール	100.0%	0.0%	0.0%	3.2%	6.0%	89.3%	1.4%
	ペナン	100.0%	2.2%	0.0%	1.7%	49.3%	46.0%	0.8%
	クランタン	100.0%	19.4%	0.2%	1.6%	4.7%	73.8%	0.2%
	パハン	100.0%	16.8%	0.2%	2.3%	27.1%	53.5%	0.0%
	トレンガヌ	100.0%	7.6%	0.2%	3.9%	29.9%	58.3%	0.2%
	ネグリ・センビラン	100.0%	6.6%	0.1%	2.5%	48.6%	41.7%	0.4%
	マラッカ	100.0%	6.5%	0.1%	3.0%	44.0%	46.4%	0.1%
	ペルリス	100.0%	26.8%	0.5%	2.2%	9.4%	58.3%	2.7%
東マレーシア								
	サバ	100.0%	22.9%	16.9%	1.5%	7.9%	50.4%	0.5%
	サラワク	100.0%	15.6%	18.2%	2.3%	26.5%	36.9%	0.5%
	ラブアン	100.0%	4.6%	n.a.	0.6%	18.4%	75.5%	0.9%

(出所) CEIC より作成

(2) 地域別の特徴

半島マレーシア

【クアラルンプール(実質 GDP 構成比: 15.2% [2010 年])】

首都クアラルンプールの1人あたりGDPは突出して高く、域内人口は全国の6%弱ながらGDPに占める割合は15%を超える。産業構造の最大の特徴は、サービスセクターがGDPの9割を占めていることである(全国での同比率は55%)。また、建設業が域内GDPに占める割合は決して高くないものの、金額ベースでは全国の建設業セクターの6分の1が集中している。域内面積は全国の0.1%以下であることを鑑みると、首都の開発の活況が主因と思われる。



【セランゴール(同: 23.0%)】

セランゴールは、人口、GDPの両面で最大の州である。GDPの9割は製造業、サービス業からもたらされており、中でも製造業の比率は全国平均(26%)を上回る34%となっている。クアラルンプール首都圏として全国最大の工業地域を擁しており、セランゴール1州が全国製造業生産に占めるシェアは30%にも達している。



【ジョホール、ネグリ・センビラン、マラッカ(同: 15.9%)】

南西部3州の特徴は、製造業の割合が高いことである。中でも、ネグリ・センビランに至っては州内GDPの48.6%が製造業生産によるものであり、ペナン(同49.3%)に次いで第2位の高水準となっている。



【ペナン(同: 8.3%)】

ペナンはわずか1,000 km²(全国の0.3%)ほどの小さな州ながら、1人あたりGDPと人口密度でクアラルンプールに次ぐ。製造業が州内GDPの49%を占め、産業の集積地として知られている。



【ペラ、ケダ（同：8.7%）】

北西部に位置するこの2州は、セランゴール、ジョホールに次ぐ3位、4位の人口規模を有しており、人口は2州で計430万人に達する。しかし、2010年の1人あたりGDPは1万リンギ台半ばにとどまっており、経済規模としてはジョホール1州に満たない。産業構成上、ケダは製造業が31%を占めるのに対し、ペラの同割合は18%である。



【パハン、トレンガヌ（同：7.0%）】

東部沿岸に位置するこの2州は、半島マレーシアの中で人口密度が100人/km²を下回る例外的な2州である。経済水準は高くないが、産業構成は比較的全国平均に近い状況となっている。



【クランタン、ペルリス（同：2.3%）】

この2州はいずれもタイ国境に接している。半島部で製造業の割合が10%を下回っているのはこの2州のみである（クアラルンプールを除く）。農業が占める割合が高く、クランタンは19%、ペルリスは27%となっている。経済水準は依然として低く、特にクランタンは全地域で唯一1人あたりGDPが1万ドルを下回った。



【プトラジャヤ（GDP統計なし）】

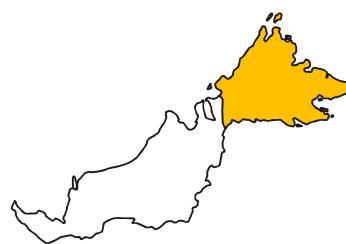
セランゴール州内に2001年に設けられた連邦直轄領であり、さまざまな行政機関が集積している。人口は7万人と、人口面では最小の地域である。



東マレーシア

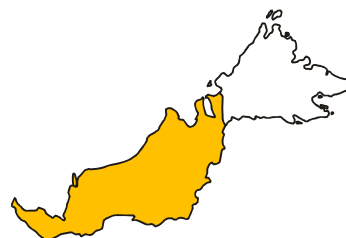
【サバ（同：5.6%）】

東マレーシア北部の州であり、人口ではサラワク州を上回る。農業の占める割合が23%と高く、製造業の割合は8%と低い。鉱業1人あたりGDPにおいては、サラワク州の半分強にとどまっている。



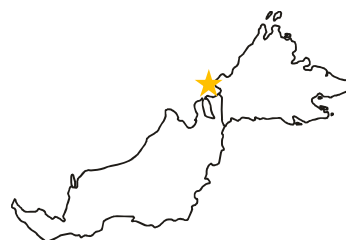
【サラワク（同：9.1%）】

東マレーシア西部の州であり、1州で半島マレーシアとほぼ同等の面積を有する。GDP統計ベースでは鉱業の比率が18%と全国最大で、製造業の比率も全国平均並みの27%となっている。サービス業の割合が37%と、全国最低の数字になっている。



【ラブアン（同：0.4%）】

ラブアンはサバ州近海に浮かぶラブアン島を中心とした連邦直轄領で、オフショア金融センターとなっている。そのため、サービス業の比率が76%と、クアラルンプールに次ぐ水準となっている。



3. 日系企業進出動向

JETROによると、日系企業の進出は2013年初時点で1,400社程となっている(図表4-10参照)。その95%以上が半島マレーシアへの進出となっており、資源産業など一部の業種を除いては半島部への進出に偏っている。

製造業と非製造業に分けてみると、製造業がセランゴール、ジョホール、ペナンを中心に西海岸沿いの諸州に広く進出しているのに対し、非製造業の場合はその9割近くがクアラルンプールとセランゴール(クアラルンプール首都圏)に進出している。

4. クアラルンプール首都圏

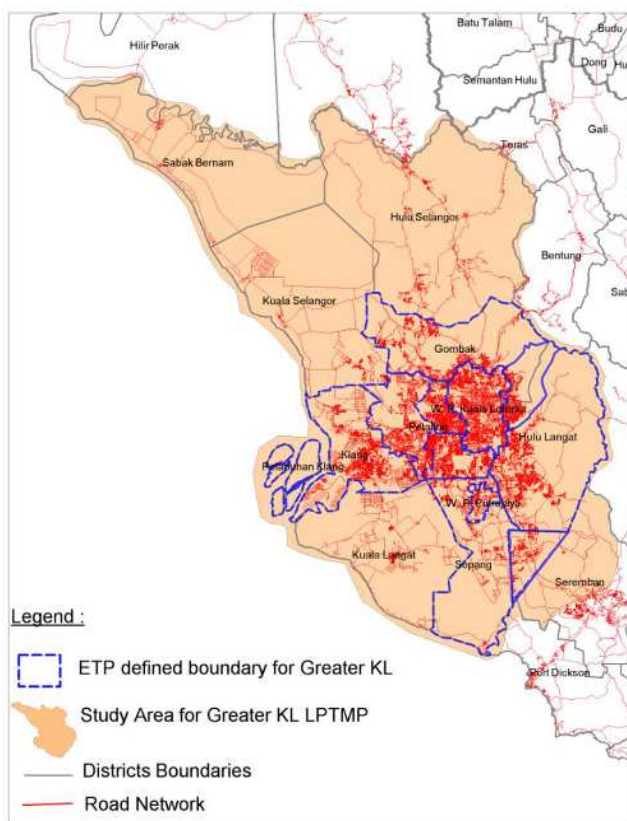
(1) 概況

クアラルンプールはマレーシアの首都であるとともに最大の都市である。国内においては、KL（ケーエル）という呼称が広く定着しており、同市を地理的に包摂するセランゴール州と合わせて同国最大の経済圏を形成している。

クアラルンプールは比較的新しい都市である。マレー語で「泥川の合流点」を意味する通り、クラン川とゴンバック川の交点がその名の由来である。もとはジャングルであったところ、19世紀半ばに周辺で錫の大鉱脈が発見されたために大量の中国系、続いてインド系の移民が流入して都市が形作られた。英国植民地支配下の1896年にマレー連合州の首都となり、以後今日に至るまで国の中心となっている。1974年にセランゴール州から分離され、連邦直轄領となった。

セランゴール州は18世紀から19世紀にかけて錫と天然ゴムの生産で栄えた。州の名称は、セランゴール川に由来している。以前はクアラルンプールを州都としていたが、クアラルンプールが連邦直轄領となったことに伴い、現在はシャーアラムを州都としている。

図表 24-5 クアラルンプール首都圏



(注) 青色の点線内の地域
(出所) Land Public Transport Commission

シャーアラムに立地する日系企業

現在のクアラルンプール首都圏（Greater Kuala Lumpur）は、クランバレー（Klang Valley）と呼ばれることも多い。クランバレーという呼称はこの地域を流れるクラン川の名に拠るものであり、東のクアラルンプールから西のクラン港に至る地域のことを指す。現在同地域は、地理的地域としては唯一 National Key Economic Area（NKEA）に指定されており、2020年の高所得国入りに向けた重点開発地域となっている。

NKEAとしてのクランバレーはクアラルンプールやプトラジャヤを含む10の自治体からなり、面積は2,793 km²（シンガポールや東京23区の4倍程度）となっている。人口は2012年時点で720万人と推計されている。投資奨励の公的機関であるInvestKLによれば、2010年時点で同地域は全国のGDPの3分の1以上を占める経済規模となっている。

(2) 企業進出

クアラルンプール首都圏への進出傾向は、大きく分けて サービス業のクアラルンプール市内への進出と 製造業のセランゴール州各自治体への進出に分けられる。

都心への近接性が重要となる商社・金融その他のサービス業は、クアラルンプール市内への進出が有望である。クアラルンプールの魅力としては、経済水準に比して他国の大都市よりもオフィスの賃料が安いことが挙げられる。InvestKLによれば、一等地のオフィス賃借料はシンガポールの3分の1程度である。JETROの調査によっても同様の結果が得られており、中心部のオフィス賃料は1m²あたり月額24米ドル前後と、シンガポールの3分の1、バンコクやジャカルタと同程度の水準となっている。

一方、一定面積の用地確保が必要となる製造業の場合には、市内ではなくセランゴール州内の近接地域への進出が中心となる。既進出企業数においても、製造業の場合はセランゴール州への進出数がクアラルンプール市内への進出数の10倍以上となっている。

主要な工業団地は、クアラルンプールの西側に隣接するペタリンジャヤ、その西に位置する州都であるシャーアラムなどで開発されている。既に、クアラルンプール市に隣接する自治体においては相当数の工業団地が開発済みである。セランゴール州投資センター（SSIC）のウェブサイトによれば、2013年時点で分譲が行われている工業団地は比較的市内から離れた場所に位置する。北部のフルセランゴール、西部（臨海部）のクラン、南西部のクアラランガット、南部のセパンなどの自治体で、現在開発が進行中である。

サービス業、製造業いずれの場合においても、クアラルンプール首都圏に進出する上で重要なメリットは、交通・運送インフラが非常に整っていること。空の面では国内外の主要都市に就航便を持つクアラルンプール国際空港（KLIA）を擁し、海の面では国内最大のクラン港（ポートクラン）、陸の面では南北高速道路（NSE）と、マレーシアで最も利便性が高い点が同地域への進出の大きな強みとなっている。

図表 24-6 セランゴールで分譲中の主要工業地域



(注) 赤丸が 2013 年 2 月時点分譲中
 (出所) SSIC ウェブサイト

5. ジョホール州

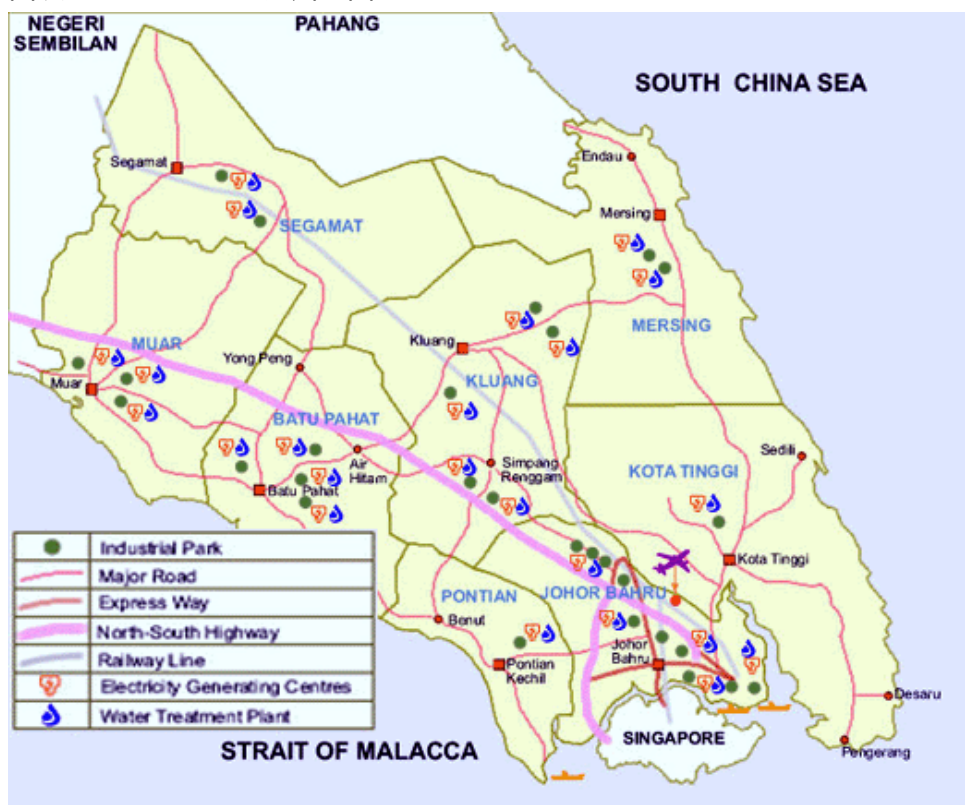
(1) 概況

ジョホール州は、半島マレーシアの最南部に位置する。2010年国勢調査による人口は335万人と、セランゴールに次いで2番目に大きな州である。同州の特徴はシンガポールと近接していることであり、近年では海峡を隔ててシンガポールに接する州南部地域を中心に開発が進んでいる。

今日のジョホール州は、ポルトガルが進出した際にマラッカを追われた王家の息子が16世紀に建国したジョホール王国に起源を持つ。ジョホール王国は一時期広い版図を支配下に収め、英国のマレー半島進出にあたって最後に支配が及んだ地域であった。

主要都市はジョホール・バル。同市はジョホール州の州都であり、経済の中心にもなっている。ジョホール・バルの歴史は比較的浅く、もともと小さな漁村に過ぎなかった。この街が栄えるようになったのは1866年に王国の首都が移転した後である。ジョホール・バルは州の南岸中心部に位置し、「コーズウェイ」と呼ばれる6車線の橋によってシンガポールと結ばれている。なお、同州は「セカンドリンク」と呼ばれる橋でシンガポール西部とも結ばれている。

図表 24-7 ジョホール州地図



(出所) Johor State Investment Center ウェブサイト

ジョホール・バルを含む州南部地域は既に経済の中心であるが、2006年以降はイスカンダル・マレーシアと呼ばれる地域の設定で更なる開発が進んでいる。これは、シンガポールとの国境付近において同国の3倍に相当する面積(2,217km²)を対象に設定された経済開発地域(第6章参照)である。2005年時点でも州GDPの6割を占めていた同地域では、高所得国であるシンガポールとの近接性を活かして更なる総合的發展を目指しており、製造業とサービス業を共に対象として開発計画が策定されている。Iskandar Regional Development Authority (IRDA)に拠ると、具体的なターゲットは、製造業においては電機・電子、石油化学・油脂化学、食料・農産品加工である。サービス業においては、金融・コンサルティング、クリエイティブ、物流、観光、教育、医療が挙げられている。同地域への投資額は第1フェーズの2006~2010年で700億リンギに上り、2013年9月時点で累計1,300億リンギに達するなど、計画の目標を上回りながら着実に開発が進んでいることが報じられている。

(2) 企業進出

ジョホール州への進出は、製造業の場合は物流の利便性が良い地域を中心に、サービス業の場合はジョホール・バルを中心に行われている。中でもイスカンダル・マレーシアにおいては、域内でも「主要地域」(Flagship Zone)と呼ばれる区域がA~Eまで5つ設定されている(次頁地図参照)。それぞれの主要地域には基幹産業が設定されており、それらを中心に開発計画が進められている。

進出日系企業数で見ると、ジョホール州への製造業進出数は130社に上り、セランゴール州に次ぐ第2位である。製造業誘致は全ての主要地域において行われているが、特に主要地域C(ウェスタンゲート開発)、主要地域D(イースタンゲート開発)、主要地域E(セナイ-スクダイ)の各地域ではそれぞれタンジュンペラパス港、パシルグダン港、セナイ国際空港という物流ハブを活かした製造業と物流業誘致が行われている。また、主要地域Cはセカンドリンクによりシンガポールと結ばれているため、国境を越えるアクセスの利便性も高くなっている。

非製造業については、2012年時点においてジョホール州への日系企業進出数は20社程度で、クアラルンプール首都圏に比べると非常に少ない件数となっている。しかし、シンガポールへの近接性とイスカンダル・マレーシア独自のインセンティブは今後活用の可能性があるものと見込まれる。イスカンダル・マレーシアではMIDAによる全国一律の投資優遇に加え、主要地域における観光(4つ星以上のホテル)、医療(伝統的補完医療)、教育(私立高等教育機関)分野への新規進出に対して5年間の法人税免除などの優遇が設定されている。加えて、主要地域B内のメディニ地区では、クリエイティブ、教育、金融・コンサルティング、医療、物流サービス、観光の各サービス業に対して10年間の法人税免除など、さらに広く手厚い優遇が設定されており、今後の高付加価値産業発展に向けて注目が集まっている。

図表 24-8 イスカンダル・マレーシアの主要地域



(出所) IRDA, “The Rise of a New Metropolis”

6. ペナン州

(1) 概況

ペナン州は半島マレーシアの北西部に位置し、ペナン島（Pulau Pinang）と対岸部からなる 1,000 km²（東京都の半分）ほどの小さな州である。地理的には、クアラルンプールからは 300km ほど離れている。しかし、産業が集積していることから 2010 年の 1 人あたり GDP はクアラルンプールに次ぎ、セランゴールよりも高い水準となっている。

ペナン島は交易で栄えてきた。元来はケダのスルタンの支配下にあったものの、18 世紀後半に英国の進出を受けてからは自由港として開発され、19 世紀前半からはマラッカ、シンガポールと合わせて海峡植民地として統治された。交易の発展に伴って多くの移民が流入したため、現在でも唯一中国系の比率がブミプトラを上回っている州（2010 年時点で 46%）となっている。この人口構成を背景に、独立後は一貫して中国系が州首相を務めてきた歴史を持つ。2013 年時点は連邦議会での野党である人民戦線（PR）が州政権を担っており、民主行動党（DAP）のリム氏が首相を務めている。

ペナン島は「東洋の真珠」の呼び名を持ち、観光地としても知られる。州都であるジョージタウンには植民地時代からの街並みが保存されており、2008 年にはマラッカと共に世界文化遺産に登録されている。この登録においては、西洋、マレー、中華、インドそれぞれの文化が交わることによってもたらされた多文化性が評価された。近年は年間 500～600 万人の観光客が訪れており、その半数が海外からの観光客となっている。

図表 24-9 ペナン州主要部の地図



(出所) Invest-in-Penang より受領

一方で、製造業が集積していることもあり、製造業が州 GDP に占める割合（2010 年）は国内で最大（49%）であった。これは、ペナン州が積極的に外資製造業を受け入れてきたことに起因する。在ペナン総領事館の資料に拠れば、ペナン州は戦後初期まで物流中継地として発展してきたものの、1960 年代のクアラルンプール首都圏開発、69 年の自由貿易港の地位消失により世帯年収は全国平均を下回るまでに低下していた。この景気低迷と失業問題を解決するために 72 年に設置されたのがペナン島バヤンレパスの自由産業地区であった。マレーシア初の試みとなった同地区にいち早く外資誘致を行ったことで、製造業の産業集積に成功している。

(2) 企業進出

ペナン州への企業進出は、電機・電子産業（Electrical & Electronics）を中心とした製造業が中心である。日系企業の進出数で見ると、製造業の数が非製造業の進出の倍以上となっており、最多の産業は上述の電機・電子である。ペナン州への外国投資を金額ベースで見ると、2012 年 1～8 月の製造業投資認可額に占める電機・電子の割合は 8 割を超えており、その存在感の大きさが窺える。

ペナン州への製造業投資の優位性は、長年の産業集積を背景にサプライチェーンが構築されていること、物流インフラが整っており、タイとの物流上も拠点となりえることなどが挙げられる。現地ヒアリングからも、日系大手の電機・電子や化学メーカーが長年操業してきていることで、当該部品メーカー数も十分あり、部品調達において優位性があると指摘する声が聞かれた。また、物流インフラも整備されている。南北高速道路（NSE）へのアクセスが良いのに加え、ペナン港と空港もそれぞれ半島部（プライ）、ペナン島（バヤンレパス）の両工業団地に近接して立地している。特に、高付加価値の電子部品にとってはペナン国際空港の利用価値は大きいようだ。

また、コスト面での優位性としては、水道料金が安いことが挙げられる。MIDA ウェブサイトに拠れば、ペナン州の産業用水道料金は 1m³ あたり 0.66～1.27 リンギと、セランゴール州やジョホール州のおよそ半分から 3 分の 1 となっている。半島部で一律の料金設定がなされているガスや電気と異なり、水道は州ごとの料金設定となっている。

非製造業に関しても、オフィスの賃料はクアラルンプール首都圏に比して安い。Invest-in-Penang のビジネスコスト比較に拠れば、クアラルンプールの一等地での賃料は 1m² あたり月額 65～102 リンギが相場となっているのに対し、ペナン州のジョージタウン中心部においては同 27～30 リンギとなっている。セランゴール州のペタリンジャヤ（クアラルンプール近郊）の相場が同 38～54 リンギであることを踏まえても、不動産コスト面で利点があると言える。

ペナン州の工業団地はペナン島と半島部両地域で開発されてきた。主な開発地域は海峡を挟んだ両岸であり、1970年代から整備が進んだペナン島のバヤンレパス、半島部のプライは40年近い操業歴を持つ企業が多い。

2013年現在、開発・分譲が進んでいるのは半島部分の南岸に位置するバトゥカワン(Batu Kawan) 工業団地である。この工業団地開発で注目される点は、新しく開通するペナン第二大橋(Penang Second Bridge) からの好アクセスである。ペナン島と半島部は1985年に開通したペナン大橋によって結ばれているが、経済発展に伴って交通量が増加してきた。片側3車線への拡張工事が2009年に完了したものの、朝晩を中心に混雑が続いている。これを受け、建設が進んだのが第2大橋である。海峡南部にかかるこの橋の建設はほぼ完了し、2014年2月の開通が見込まれている。全長24kmと東南アジア最長となるこの橋の開通によってバトゥカワンはペナン島南部と直接結ばれ、同工業団地は物流上の利便性が注目されている。空港へのアクセスも便利になるため、航空便の利用にも適した立地となる。

図表 24-10 ペナン州の工業団地



(注) 2013年2月時点
(出所) PDC ウェブサイト

付 録

付録 関係機関連絡先リスト

1. 日本国内での投資窓口

投資関連情報、生活環境、ビザ取得等に関する情報入手が可能

(1) マレーシアの機関

名 称	所在地	電話 / Fax
駐日 マレーシア大使館 Embassy of Malaysia in Japan http://www.kln.gov.my/web/jpn_tokyo/home	〒150-0036 東京都渋谷区南平台町20-16	電話 / 03-3476-3840
在福岡 マレーシア名誉総領事館 Honorary Consulate-General of Malaysia in Fukuoka	〒815-0041 福岡市南区野間1-10-13-401	電話 / 092-554-3620
MIDA 東京事務所 Malaysian Investment Development Authority (MIDA) -Tokyo Office http://www.midajapan.or.jp/	〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー32階	電話 / 03-5777-8808 Fax / 03-5777-8809
MIDA 大阪事務所 Malaysian Investment Development Authority (MIDA) -Osaka Office	〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 毎日インテシオ18階	電話 / 06-6451-6661 Fax / 06-6451-6626
MATRADE 東京事務所 Malaysia External Trade Development Corporation (MATRADE) -Tokyo Office	〒104-0061 東京都中央区銀座8-14-4 銀座昭和通りビル6階	電話 / 03-3544-0712 Fax / 03-3544-0714
MITI海外事務所（日本）マレーシア大使館公使参事官（商務担当） Minister Counsellor (Economy), Department of Trade Affairs, Embassy of Malaysia	〒150-0036 東京都渋谷区南平台町20-16	電話 / 03-3476-3844 Fax / 03-3476-4972

(2) 日本の機関

名 称	所在地	電話 / Fax
国際協力銀行 http://www.jbic.go.jp/	〒100-8144 東京都千代田区大手町1-4-1	電話 / 03-5218-3579 Fax / 03-5218-3968
日本貿易振興機構（ジェトロ） http://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階	電話 / 03-3582-5511
国際機関日本アセアンセンター http://www.asean.or.jp	〒105-0004 東京都港区新橋6-17-19 新御成門ビル 1階	電話 / 03-5402-8001（受付） 03-5402-8006（貿易投資部） Fax / 03-5402-8007（貿易投資部）

2. マレーシア国内での相談窓口

(1) 外国投資に係るマレーシアの主要行政機関

名称	所在地	電話 / Fax
マレーシア投資開発庁 (MIDA) Malaysian Investment Development Authority (MIDA) http://www.mida.gov.my/	MIDA Sentral No.5, Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral, 50470 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2267-3633 Fax / +60-3-2274-7970
マレーシア貿易開発公社 (MATRADE) Malaysia External Trade and Development Corporation (MATRADE) http://www.matrade.gov.my/	Menara MATRADE, Jalan Khidmat Usaha, Off Jalan Duta, 50480 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-6207-7077 Fax / +60-3-6203 7037
国際通商産業省 (MITI) Ministry of International Trade and Industry (MITI) http://www.miti.gov.my/	Block 10, Government Offices Complex, Jalan Duta, 50622 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-8000-8000 Fax / +60-3-6201-2337
マレーシア会社登記所 (CCM) Companies Commission of Malaysia (CCM) http://www.ssm.com.my/	Menara SSM@Sentral, No. 7 Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral 50623 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2299-4400 Fax / +60-3-2299-4411
内務省 移民局 Immigration Department, Ministry of Home Affairs http://www.imi.gov.my/	Level 1-7 (Podium) No 15 Persiaran Perdana, Precinct 2, 62550 Putrajaya	電話 / +60-3-8000-8000 Fax / +60-3-8880-1200 (電話は同国政府ホットライン)
財務省 国税局 Inland Revenue Board, Ministry of Finance http://www.hasil.gov.my/	Cyber 8 Persiaran Rimba Permai, 63000 Cyberjaya Selangor	電話 / +60-3-7713-6666
人的資源省 社会保障機構 Social Security Organisation, Ministry of Human Resources http://www.perkeso.gov.my/	Social Security Organisation, Menara PERKESO, 281, Jalan Ampang, 50538 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-4264-5000 Fax / +60-3-4256-7798

(2) 地域投資窓口機関

名称	所在地	電話 / Fax
インベストKL InvestKL http://www.investkl.gov.my/	16th Floor, Menara SSM@Sentral, No. 7 Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral 50623 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2260-2270 Fax / +60-3-2260-2292
セラングール州投資センター Selangor State Investment Centre (SSIC) http://www.ssic.com.my/	No. F1-2-G, Jalan Multimedia 7/AG, CityPark, i-City, 40000 Shah Alam, Selangor	電話 / +60-3-5510-2005 Fax / +60-3-5519-6403
ジョホール州投資センター Johor State Investment Centre http://jsic.com.my/	Aras 3, Bangunan Dato' Abdul Rahman Andak, Kota Iskandar, 79000 Nusajaya, Johor	電話 / +60-7-290-9001 Fax / +60-7-290-8000
Iskandar Regional Development Authority (IRDA) http://www.irda.com.my/	#G-01, Block 8, Danga Bay, Jalan Skudai, 80200 Johor Bahru, Johor	電話 / +60-7-233-3000 Fax / +60-7-233-3001
インベスト・イン・ペナン Invest-in-Penang (investPenang) http://www.investpenang.gov.my/	No. 1, Jalan Sultan Azlan Shah, PSDC Building, Bayan Lepas, 11900 Penang	電話 / +60-4-646-8833 Fax / +60-4-646-8811
サラワク地域回廊開発庁 SARAWAK Regional Corridor Development Authority (RECODA) http://www.recoda.com.my/	2nd Floor, Old State Legislative Building, Petra Jaya, 93050 Kuching, Sarawak	電話 / +60-82-444-851 Fax / +60-82-446-851
サバ経済開発投資庁 Sabah Economic Development and Investment Authority (SEDIA) http://www.sedia.com.my/	Lot 1, Wisma SEDIA, Off Jalan Pintas-Penampang P.O.Box 17251, 88873 Kota Kinabalu, Sabah	電話 / +60-88-450-650 Fax / +60-88-450-699

(3) 現地にある日本の政府及び民間の関係機関

名称	所在地	電話 / Fax
在マレーシア日本国大使館 Embassy of Japan in Malaysia http://www.my.emb-japan.go.jp/	No.11 Persiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50450 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2177-2600 Fax / +60-3-2299-4411
在ペナン日本国総領事館 Consulate-General of Japan in Penang, Malaysia http://www.penang.my.emb-japan.go.jp/	Level 28, Menara BHL, No. 51 Jalan Sultan Ahmad Shah, 10050 Penang	電話 / +60-4-226-3030 Fax / +60-4-226-1030
在コタキナバル出張駐在官事務所 Consular Office of Japan in Kota Kinabalu, Malaysia http://www.kotakinabalu.my.emb-japan.go.jp/	No18, Jalan Aru, Tanjung Aru, 88100 Kota Kinabalu, Sabah	電話 / +60-88-254-169 Fax / +60-88-236-632
在ジョホール・バル出張駐在官事務所 Consular Office of Japan in Johor Bahru, Malaysia	Suite 15B, Level 15, Menara Ansar, Jalan Abdullah Ibrahim / Jalan Trus, 80000 Johor Bahru	電話 / +60-7-221-7621 Fax / +60-7-221-7629
ジェトロ・クアラルンプール事務所 JETRO Kuala Lumpur (JETRO KL) http://www.jetro.go.jp/malaysia/	9th Floor, Chulan Tower, No 3, Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2171-6100 Fax / +60-3-2171-6077
マレーシア日本人商工会議所 The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia http://www.jactim.org.my/	Suite 6.01, 6th Floor, Millennium Office Block, Peti #4, 160, Jalan Bukit Bintang 55100 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2142-7106 Fax / +60-3-2142-0483

(4) 日系金融機関

名称	所在地	電話 / Fax
三菱東京UFJ銀行 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Malaysia) http://www.bk.mufg.jp/global/malaysia/	Level 9, Menara IMC, 8 Jalan Sultan Ismail, 50250 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2034-8000 Fax / +60-3-2034-8860
三井住友銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia http://www.smbc.co.jp/global/malaysia/	Vista Tower, Level 51, The Intermark, 348, Jalan Tun Razak, 50400 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2168-1500 Fax / +60-3-2168-1770
みずほ銀行 Mizuho Bank (Malaysia) http://www.mizuhobank.com/malaysia/	Level 27, Menara Maxis, Kuala Lumpur City Centre, 50088 Kuala Lumpur	電話 / +60-3-2058-6881

3. アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標 (2012年)

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
面積	189万 km ²	51.4万 km ²	33万 km ²	29.9万 km ²	18.1万 km ²	24万 km ²	68万 km ²	32.9万 km ²	960万 km ²	328.7万 km ²
首都	ジャカルタ	バンコク	クアラルンプール	マニラ	プノンペン	ビエンチャン	ネーピドー	ハノイ	北京	ニューデリー
宗教	イスラム教 88.1%、キリスト教 9.3%、ヒンズー教 1.8%、仏教 0.6%、儒教 0.1%、その他 0.1%(2010年)	仏教 94%、イスラム教 5%	イスラム教(連邦の宗教)61%、仏教 20%、儒教・道教 1.0%、ヒンズー教 6.0%、キリスト教 9.0%、その他	カトリック 83%、その他のキリスト教 10%、イスラム教 5%	仏教(一部少数民族はイスラム教)	仏教	仏教(90%)、キリスト教、回教等	仏教、カトリック、カオダイ教他	仏教、イスラム教、キリスト教等	ヒンズー教:80.5%、イスラム教:13.4%、キリスト教:2.3%、シク教:1.9%、仏教:0.8%、ジャイナ教:0.4%
政体	大統領制、共和制	立憲君主制	立憲君主制(議会制民主主義)	立憲共和制	立憲君主制	人民民主共和制	大統領制、共和制	社会主義共和国	人民民主共和制	共和制
元首	スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領	プミポン・アドゥンヤデート国王	アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー第14代国王	ベニグノ・アキノ3世大統領	ノロドム・シハモニ国王	チュンマリー・サイニャソーン国家主席	テイン・セイン大統領	チュオン・タン・サン国家主席	習近平国家主席	プラナーブ・ムカジー大統領
議会	国会:560名 国民協議会:692名	下院:500議席 上院:150議席	上院:70議席 下院:222議席	上院:24議席 下院:291議席	上院:61議席 下院:123議席	一院制:132議席	上院:224議席 下院:440議席	一院制:500名	全国人民代表大会	上院:245議席 下院:543議席
主要産業	製造業(輸送機器、飲食品等)、農林水産業(パーム油、ゴム、米、ココア、キャッサバ、コーヒー豆等)、商業・ホテル・飲食業、鋼業(LNG、石炭等)	農業、製造業	製造業(電気機器)、農林業(天然ゴム、パーム油、木材)及び鉱業(錫、原油、LNG)	農林水産業、サービス業	農業、縫製業、建設業、観光業	サービス業、農業、工業	農業	農林水産業、鉱業、軽工業	繊維、食品、化学原料、機械、非金属鉱物	農業、工業、鉱業、IT産業
輸出額(億米ドル)	1,900	2,261	2,273	520	47 (2011年)	18.54 (2011年)	約81 (2010年度(予測))	1,146	20,489	3,060 (2011年)
輸入額(億米ドル)	1,917	2,178	1,966	617	64 (2011年)	24.23 (2011年)	約77 (2010年度(予測))	1,143	18,178	4,893 (2011年)
貿易収支(億米ドル)	86	83	307	-113	-16.7 (2011年)	-3.1 (2010年)	34.5 (2010年)	2.8	3,216	-1,898 (2011年)
主要輸出品目	石油・ガス、鉱物性燃料、動物・植物油(2011年)	コンピューター・同部品、自動車・同部品、機械器具、電子集積回路、天然ゴム	電気製品、パーム油、化学製品、原油・石油製品、LNG、機械・器具製品、金属製品等	電子・電気機器、輸送用機器等	衣類、ゴム、コメ(2010年)	鉱物、農産林産品、縫製品、電力(2011年)	天然ガス、豆類、宝石(ひすい)、チーク・木材	縫製品、原油、携帯電話・同部品、履物、水産物等(2011年)	自動情報処理機械類、衣類、携帯電話類	石油製品、宝石類、機械機器、化学関連製品、繊維(2011年)
主要輸入品目	石油・ガス、一般機械機器、機械・電機部品(2011年)	原油、機械器具、電子部品	電気製品、製造機器、化学製品、輸送機器、金属製品等	原料・中間材、資本財(通信機器、電子機器)、燃料、消費財	織物、石油製品、車輛、建設資材(2010年)	投資関連財、消費財(2011年)	石油、機械部品、パームオイル、織物、金属・工業製品	機械機器・同部品、石油製品、PC・電子機器・同部品、布、鉄鋼等(2011年)	原油、鉄鋼等、自動車類	原油・石油製品、金、機械製品(2011年)
主要輸出先国	日本、中国、シンガポール(2011年)	中国、日本、米国	シンガポール、中国、日本	日本、米国、中国、シンガポール、香港(2011年)	米国、香港、シンガポール、カナダ、オランダ(2010年)	タイ、中国、ベトナム、英国、日本	中国、タイ、インド、香港、シンガポール、日本(2010年)	米国、中国、日本、韓国、ドイツ(2011年)	米国、EU、香港、ASEAN、日本	UAE、米国、中国、シンガポール、香港、オランダ(2010年)
主要輸入先国	中国、シンガポール、日本(2011年)	日本、中国、アラブ首長国連邦	中国、シンガポール、日本	日本、米国、中国、シンガポール、韓国(2011年)	中国、タイ、香港、ベトナム、台湾(2010年)	タイ、中国、ベトナム、韓国、フランス、日本	中国、シンガポール、タイ、日本、インドネシア、インド(2010年)	中国、韓国、日本、台湾、シンガポール(2011年)	EU、ASEAN、日本、韓国、米国	中国、UAE、スイス、サウジアラビア、米国、イラク(2010年)
対日輸出額	25,764億円	18,857億円	26,213億円	98.8億米ドル	3.1億米ドル(2011年)	77.5億円(2011年)	238億円(2010年度)	135.1億米ドル	1,890億米ドル	5,433億円(2011年)
対日輸入額	16,187億円	34,889億円	14,127億円	64.5億米ドル	2.1億米ドル(2011年)	61.8億円(2011年)	363億円(2010年度)	116.0億米ドル	1,447億米ドル	8,821億円(2011年)
対日輸出品目	石油・天然ガス、機械機器、銅鉱、エビ、天然ゴム、合板等	天然ゴム、自動車・同部品、コンピュータ・同部品(2011年)	鉱物性燃料(LNG等)、電気機器、木材等	機械機器、食料品及び動植物生産品、金属原料(2011年)	靴等、衣類及び付属品(2010年)	コーヒー、ケイ素他無機化合物、衣類・同付属品	衣類、海産物、履物	縫製品、原油、水産物	電気機器、一般機械、衣類	石油製品、鉄鉱石、ダイヤモンド、飼料、魚介類、元素・化合物
対日輸入品目	一般機械、電気機器、輸送用機器等	機械・同部品、鉄・鉄鋼、自動車部品	電気機器、機械類、自動車、鉄鋼	機械機器、金属品、化学品(2011年)	小型船舶、車輛・部品、機械(縫製用機械等)(2010年)	乗用車、建設・鉱山用機械、織物用糸・繊維	自動車、機械類	機械機器・同部品、鉄鋼、布地	電気機器、一般機械、化学製品	一般機械、電気機器、鉄鋼製品、輸送用機器、元素・化合物
日本からの直接投資	24.6億ドル(2011年)	3,484.3億パーツ	9.13億ドル	807億円(2011年)	約3.2億ドル	2,320万ドル(2011年)	223百万ドル	24.4億ドル(2011年)	73.8億ドル	2,228億円
在留邦人数(人)	12,469(2011年10月)	49,983(2011年10月)	10,401(2011年10月)	17,702(2011年10月)	1,201(2011年10月)	554(2011年10月)	625(2012年10月)	9,313(2011年10月)	140,931(2011年)	5,554(2011年10月)

出所：外務省 各国情勢地域別インデックス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>、日本貿易振興機構 国・地域別情報 <http://www.jetro.go.jp/world/>、外務省経済局「主要経済指標」、財務省「貿易統計」、S&P(2013年6月末時点)、IMF「International Financial Statistics (May 2012)」、ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.html>、日本貿易振興機構「ジェトロセンサー 2013年5月号」、日本アセアンセンター「ラオス投資ガイド 2007年版」

4. アジアの主な国・地域の投資環境比較 (2012年)

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
人口(百万人)	238 (2010年)	64.1 (2011年)	29.3	95.9 (2011年)	13.4 (2008年)	6.4	62 (2011年)	88.8	1,300	1,210
名目 GDP (億米ドル)	8,794	3,650	3,035	2,503	132 (2011年)	92.7	514 (2011年)	1,227 (2011年)	82,502	18,728 (2013年)
1人当り名目 GDP(米ドル)	3,563	5,382	10,304	2,614	912 (2011年)	1,454	835	1,528	6,076	1,509 (2011年)
GDP 成長率 (前年比、%)	6.2	6.4	5.6	6.6	6.0 (2011年)	8.0 (2011年)	6.3 (2011年)	5.0	7.8	6.2 (2011年)
消費者物価 (前年比、%)	4.3	3.0	1.7	3.2	6.4 (2011年)	7.6 (2011年)	5.0 (2011年)	9.2	2.6	8.4 (2011年)
S&P(外貨建)	BB+	BBB+	A-	BBB-	B	-	-	BB-	AA-	BBB-
失業率(%)	6.1	0.7	3.4	7.0	7.1 (2004年)	1.4 (2006年)	約 4.0 (2011年)	3.3	4.1	9.8 (2011年)
法人税(%)	25	23	25	30	20	28	25	25	25	32.4
個人所得税 (累進課税方式の場合最高 税率、%)	30	37	26	32	20	28	35 (外国人かつ非居住者)	35	45	30.9
国内販売税 (VAT、%)	10.0	7.0	10.0 (Sales Tax)	12.0	10	10	0~30	10.0	17.0 (増値税)	12.5
関税(平均税率、%)	6.6	8.0	7.6	5.7	12	15.2 (2006年)	0~30 (従価税)	8.7	8.7	10.1
関税以外の 輸入税	・ VAT	・ VAT	・ Sales Tax	・ VAT	・ 特別税:自動車・バイク等、アルコール類、石油・歴青油及びその製品など ・ VAT	・ 物品税 ・ 取引税	・ 関税と同時に商業税も課税される。課税対象は、輸入関税課税対象額+輸入関税。	・ VAT	・ 増値税	・ 追加関税 ・ 特別追加関税
労働力の質と コスト	・ 失業率が高く、労働者は豊富。 ・ 若年労働者の雇用が容易。 ・ イスラム教徒が多く1日5回の祈りが義務付けられている。	・ バンコクを除き労働力は豊富。 ・ 性格は真面目、温厚であり、誇り高い。 ・ 教育水準は高いが、良質の管理者層は不足気味。	・ 穏やかな性格。 ・ 日系企業では熟練労働者、技術者不足の声が聞かれる。 ・ 外国人労働者も受け入れている。	・ 若年労働者の雇用が容易。 ・ 性格は明るく勤勉。 ・ 教育レベルが高く多くの優秀な人材が埋もれている。 ・ 大卒雇用も容易。	・ 全人口のうち、20歳未満が46%を占める非常に若い国。 ・ 潜在的な労働力は農村部に多く存在するが、農村部の人々は中間財の部品などに関する製品知識が乏しく、人材が集まりにくい。 ・ マネジャークラスなどの高度人材が大きく不足している。	・ 人口が少なく労働供給に限界があり、50~300人規模の事業に適している。 ・ 労働者は一般に真面目で器用と言われるものの、離職率が高い。 ・ 就労人口の8割が農業従事者である。 ・ 昇給に駆られて勤勉に働く側面は少ない。 ・ 家族的粗放農業の感覚もみられ、農繁期には出勤者が減少する一面もある。	・ ASEANの中で最も賃金が安い。 ・ 農村部には労働力が豊富だが、工場周辺、都市部に居住する人口に限られ、ワーカーを十分に確保できないケースもみられる。 ・ 一般的に、仏教の教えにのっとり功德を積むことを生活の基盤としているため、気質も穏やかで真面目である。	・ 若年労働者雇用が比較的容易。 ・ 性格温厚、勤勉、器用との評判。 ・ 管理職、技術者レベルは不十分。	・ 沿海部と内陸部の労働者の質には大きな差がある。 ・ 沿海部は労働集約型生産には不向きになりつつある。 ・ 対日感情に留意。	・ マニュアル・ワーカーは比較的容易に確保でき、且つ、定着率も高いのが特徴だが、熟練工やオフィス・スタッフ等の人材は不足しており、賃金上昇率ならびに離職率とも極めて高い状況。 ・ 農業を兼業している産業労働者が多く、収穫期や宗教上の祝祭などの時期に常習欠勤する人が多い。
賃金水準/月 (2013.1月 JETRO調査、 米ドル)	【ジャカルタ】 ワーカー:239 エンジニア:433 中間管理職:1,057 最低賃金:226	【バンコク】 ワーカー:345 エンジニア:698 中間管理職:1,574 最低賃金:9.85(日額)	【クアラルンプール】 ワーカー:344 エンジニア:944 中間管理職:1,966 最低賃金:296	【マニラ】 ワーカー:301 エンジニア:452 中間管理職:1,070 最低賃金:11(日額)	【プノンペン】 ワーカー:74 エンジニア:298 中間管理職:563 最低賃金:80	【ビエンチャン】 ワーカー:132 エンジニア:336 中間管理職:410 最低賃金:78	【ヤンゴン】 ワーカー:53 エンジニア:138 中間管理職:433 最低賃金:n.a.	【ハノイ】 ワーカー:145 エンジニア:342 中間管理職:787 最低賃金:113	【上海】 ワーカー:449 エンジニア:835 中間管理職:1,456 最低賃金:231	【ニューデリー】 ワーカー:276 エンジニア:641 中間管理職:1,395 最低賃金:128 (非熟練工)

出所: 外務省 各国情勢地域別インデックス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>、日本貿易振興機構 国・地域別情報 <http://www.jetro.go.jp/world/>、外務省経済局「主要経済指標」、財務省「貿易統計」、S&P(2013年6月末時点)、IMF「International Financial Statistics (May 2012)」、ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.html>、日本貿易振興機構「ジェトロセンサー 2013年5月号」、日本アセアンセンター「ラオス投資ガイド 2007年版」

JBICの情報は ホームページや Facebookページでもご覧いただけます



株式会社国際協力銀行 JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。 Supporting Your Global Challenges

文字の大きさ 小 中 大 検索

「サイトマップ」 「アクセス」 「English」 「Other Languages」

JBICについて 業務のご案内 JBICの取り組み JBICを取り巻く環境 情報発信 IR情報

日本の力を、世界のために。
国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展(ひ)きます。

新着一覧 プレスリリース お知らせ トピックス イベント・セミナー 寄稿・レポート

2013年11月19日 **プレスリリース** イタリア共和国での油田権益取得及び開発事業に対する融資～海外展開支援融資ファシリテートの一環として、日本企業の油田権益取得及び開発事業を支援～

2013年11月19日 **プレスリリース** ベトナム社会主義共和国において日本企業が実施する自動車部品等の加工事業に対する融資～海外展開支援融資ファシリテートの一環として、中堅・中小企業の海外事業展開を支援～

2013年11月15日 **お知らせ** 「ADE: Actions for Cool Earth」(攻めの地球温暖化外交戦略)を受けた対応について

2013年11月15日 **寄稿・レポート** ベネズエラの動向レポート(10月1日～10月31日) (PDF: 152KB)

JBICの最新情報はこちらから facebook

総裁ご挨拶 中期経営計画について プレスリリース検索

公式HP

<http://www.jbic.go.jp/ja/>

【主な掲載情報】

支援事例のご紹介

プレスリリース

各種お知らせ

セミナーのご案内

海外投資環境情報

各種寄稿・レポート

環境への取り組み

各種パンフレット

年次報告書

投資家向け情報...



facebook 日本語 英語 韓国語 中国語

日本の力を、世界のために。 Supporting Your Global Challenges

JBIC 国際協力銀行 (JBIC) いいね! 994人 · 話題になっている人46人

ページ情報を更新 | 「いいね!」しています | 検索

994 いいね! 過去のタイムライン JBICの概要

国際協力銀行 (JBIC) 38分前

◆タイ王国において日本企業が実施する自動車用アルミダイカスト製品の製造・販売事業に対する融資

JBICは、2013年11月20日、「海外展開支援融資ファシリテートの一環として、高橋研金(株)(本社:兵庫県、代表取締役社長:高橋 昌樹、以下「高橋研金」)のタイ王国法人TSUTA (THAILAND) CO., LTD. (以下「TTCL」と)との間で、融資金額50百万円(JBIC分)の貸付契約を締結しました。本件は、高橋研金が、TTCLにおける自動車用アルミダイカスト製品製造設備の増設を行なうために必要な資金を融資するものです。
<http://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2013/1120-15442>

国際協力銀行 (JBIC) 11月19日

◆イタリア共和国での油田権益取得及び開発事業に対する融資

JBICは、2013年11月19日、「海外展開支援融資ファシリテートの一環として、三井物産(株)が60%、三井石油開発(株)が40%出資するイタリア共和国法人Mizul E&P Italia S.p.A. (以下「MEPIT」と)との間で、融資金額30百万米ドル(JBIC分)を限度とする貸付契約を締結しました。本件は、フランス共和国法人Total S.A.がその子会社を通じて保有するテンパ/ロッサ油田の権益の一部を、MEPITが取得し、その開発に必要な資金を融資するものです。
<http://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2013/1119-15387>

公式Facebookページ

<http://www.facebook.com/JBIC.Japan>

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/inv-report> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



- 第1章 概観(国土、民族、社会、歴史等)
- 第2章 政治、外交、軍事
- 第3章 経済概況
- 第4章 直接投資受入動向
- 第5章 対日経済関係
- 第6章 外資導入政策と管轄官庁
- 第7章 主要関連法規
- 第8章 投資形態
- 第9章 主要投資インセンティブ
- 第10章 外資規制業種
- 第11章 許認可・登記・撤退手続き
- 第12章 税制

ベトナムの投資環境	(2014.1月)
インドの投資環境	(2013.12月)
ミャンマーの投資環境	(2013.11月)
中国投資環境シリーズ総論編	(2013.8月)
フィリピンの投資環境	(2013.6月)
カンボジアの投資環境	(2013.4月)
タイの投資環境	(2012.10月)
インドネシアの投資環境	(2012.4月)
ラオスの投資環境	(2007.3月)
ブラジルの投資環境	(2011.6月)
ロシアの投資環境	(2007.8月)
クロアチアの投資環境	(2008.4月)
ルーマニアの投資環境	(2008.4月)
ブルガリアの投資環境	(2008.4月)
中東欧諸国の投資環境	(2004.1月)
- チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア -	

資料請求先： 株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
海外投資環境資料受付窓口 TEL:03-5218-3579 (代表)

マレーシアの投資環境

発行日 2009年6月 初版
2014年2月 第2版

発 行 国際協力銀行
産業ファイナンス部門 中堅・中小企業担当
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-3968

本資料はマレーシアに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。